

相生市地域防災計画 (資料編)

令和3年修正

相生市防災会議

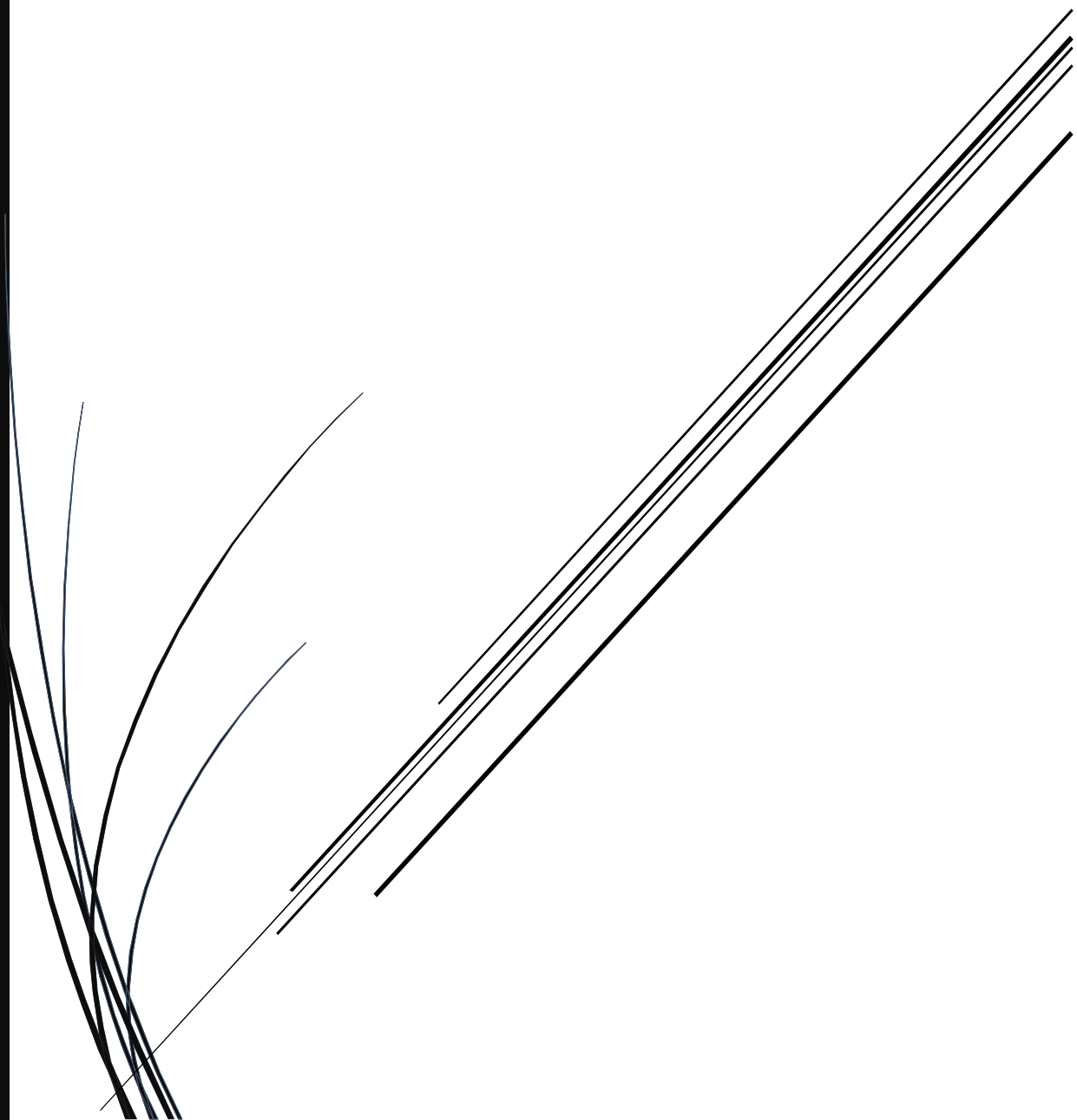
目 次

第1節 都市計画	1-1
(1) 都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域（線引き）の状況	1-1
(2) 都市計画道路の整備状況（単位：km）	1-1
(3) 都市公園等の現況	1-1
(4) 土地区画整理事業の実施状況	1-2
第2節 自然環境	2-1
第1 山間地及び傾斜地	2-1
(1) 市町別土石流危険溪流数	2-1
(2) 急傾斜地崩壊危険箇所数及び急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数	2-1
(3) 山地災害危険地区	2-1
第2 堤防及び海岸線	2-32
(1) 高潮対策事業の現況 防波堤嵩上工	2-32
(2) 市町別海岸線延長	2-32
(3) 県管理港湾の概況	2-32
第3 災害時孤立化	2-32
第3節 防災	3-1
第1 自主防災	3-1
第2 観測	3-1
(1) 地震動の観測施設	3-1
(2) 雨量の観測施設	3-1
第3 通信	3-2
(1) 衛星通信ネットワーク衛星系番号表	3-2
第4 災害履歴	3-2
第5 病院	3-3
第4節 様式	4-1
第1 被害の認定基準	4-1
第2 市災害対策本部においてとりまとめる被害状況の様式	4-3
第3 災害報告様式	4-4
第4 り災証明申請書様式	4-15
第5節 相生市防災関係法規	5-1
相生市防災会議条例	5-1

相生市災害対策本部条例	5-4
相生市災害対策本部設置要綱	5-5
相生市水防協議会条例	5-11
第6節 災害時相互応援協定	6-1
相生市における災害時相互応援協定一覧【分類毎】	6-1
第7節 災害に係る住家の被害認定	7-1
第8節 自衛隊の災害派遣要請	8-1
自衛隊の災害派遣要請依頼書	8-1
自衛隊の災害撤収要請依頼書	8-2
第9節 災害救助法による災害救助基準	9-1
第10節 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請	10-1
兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	10-1
消防防災ヘリコプター緊急運航要請書	10-7
緊急運航活動報告書	10-8
兵庫県航空機使用管理要綱	10-10
災害派遣用航空機及び資機材の能力基準	10-14
第11節 業務継続計画	
災害対策業務継続計画	11-1
新型インフルエンザ対策業務継続計画	11-69
第12節 各種マニュアル等	
津波災害対応マニュアル	12-1
新型インフルエンザ対策行動計画	12-16
火災・災害等即報要領	12-69
相生市国民保護計画	12-75
相生市水防計画	12-209

第1節～第10節 地域防災計画 資料

令和3年修正



第1節 都市計画

(1) 都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域（線引き）の状況

(令和3年3月31日現在)

都市計画区域					市街化区域		市街化調整区域	人口集中地区 (R2年国調)		都市計画区域指定 年月日 (最終変更年月日)	区域区分 決定指定 年月日 (最終変更年月日)
区域名	区域内 町村名	範囲	面積	現在 人口	面積	現在 人口	面積	面積	人口		
			ha	千人	ha	千人	ha	ha	千人		
西播	相生市	行政区域全域	9,040	28.6	801	24.4	8,239	359	15.6	S46.3.16 (H8.1.30)	S46.3.16 (H28.3.29)

(2) 都市計画道路の整備状況（単位：km）

(令和3年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	都市計画決定延長	改良済延長	既成済延長
西播	相生市	35.79	25.72	4.50

(3) 都市公園等の現況

(令和3年3月31日現在)

都市計画区域名	市町名	都市計画区域人口 (千人)	都市公園 個所数	都市公園 面積 (ha)	平成28年度末 1人当たり 都市公園面積 (㎡/人)	参考 平成27年度末 (㎡/人)
西播	相生市	28.6	42	30.56	10.69	10.05

(4) 土地区画整理事業の実施状況

(面積：ha) (平成29年4月1日現在)

分類		都市名		
		西 播	相生市	
旧法によるもの		地区数	2	
		面積	10.4	
土地区画整理事業法によるもの	個人・共同	施行済	地区数	0
			面積	0
		施行中	地区数	0
			面積	0
	組合	施行済	地区数	3
			面積	39.7
		施行中	地区数	0
			面積	0
	公共団体	施行済	地区数	5
			面積	90.5
		施行中	地区数	0
			面積	0
行政庁	施行済	地区数	0	
		面積	0	
	施行中	地区数	0	
		面積	0	
公 団	施行済	地区数	0	
		面積	0	
	施行中	地区数	0	
		面積	0	
合 計	施行済	地区数	8	
		面積	130.2	
	施行中	地区数	0	
		面積	0	
合 計		地区数	10	
		面積	140.6	

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

(1) 市町別土石流危険渓流数

(令和3年1月6日現在)

市名	危険渓流数
相生市	113

(注) 保全人家戸数は、危険渓流ごとの戸数の単純集計である。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所数及び急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数

(令和3年1月6日現在)

市名	崩壊危険箇所数	崩壊危険区域指定箇所数	指定面積 (ha)
相生市	156	10	7.84

(注) 崩壊危険箇所と崩壊危険区域指定箇所は必ずしも同一の箇所でない。

(3) 山地災害危険地区

(令和3年1月6日現在)

事務所名	危険地区名 市名	山腹崩壊危険地区		崩壊土砂流出危険地区		地すべり危険地区		計	
		個所数	面積(ha)	個所数	面積(ha)	個所数	面積(ha)	個所数	面積(ha)
光都農林	相生市	51	285	63	43.65	0	0	114	328.65

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

【土石流危険溪流区域一覧】

河川名	溪流名	所在地（字名）	溪流長（10m）	流域面積（ha）
黒蔵川	矢野川	釜出	44	25
榊川	榊1	榊	75	175
〃	榊荒神山川	〃	113	36
〃	矢野町榊	〃	20	3
矢野川	北谷川	金坂	96	47
北谷川	矢野町金坂1	〃	74	34
〃	矢野町金坂2	〃	64	18
矢野川	矢野町中野	中野	9	3
鍛冶屋川	鍛冶屋	瓜生	20	6
矢野川	菅谷2	菅谷	1	2
〃	真広1	真広	9	3
〃	矢野町二ツ木	二木	19	6
〃	下田3	下田	25	7
〃	寺田	寺田	35	27
小河川	小河2	小河	11	8
〃	小河4	〃	21	9
〃	小河6	〃	90	53
〃	小河7	〃	7	2
〃	小河8	〃	20	5
〃	矢野町上土居	〃	2	3
矢野川	若狭野町3	下土井	33	9
〃	福井1	福井	90	46
〃	福井3	〃	18	2
〃	若狭野1	若狭野	102	36
〃	入野1	入野	66	44
〃	京ノ尾川	〃	45	16
〃	若狭野町野々	野々	9	16
〃	若狭野町野々2	〃	32	9
〃	若狭野町野々3	〃	34	5
〃	雨内	雨内	35	24
〃	若狭野2	若狭野	134	57
鷲ヶ巣	小坪	鷲ヶ巣	36	11

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

河川名	溪流名	所在地(字名)	溪流長(10m)	流域面積(ha)
相生3	相生3	相生	17	7
千尋町1	千尋町1	千尋町	11	1
佐方川	佐方	佐方	17	4
〃	佐方川	佐方三丁目	22	6
〃	千尋町2	千尋町	81	56
西矢野谷川	青葉台	青葉台	12	15
佐方川	佐方2	佐方一丁目	9	5
那波大谷川	那波大谷川2	那波本町	10	7
〃	那波大谷川1	〃	44	15
葶谷川	東後明2	東後明	12	3
〃	竜泉町	竜泉町-2	34	10
〃	西後明1	西後明	35	21
〃	上松2	上松	8	8
〃	若狭野町鶴亀	鶴亀	8	3
〃	竜泉町2	竜泉町-1	60	36
〃	那波東本町	那波東本町	19	6
〃	菅原町1	菅原町	3	2
〃	菅原町2	〃	18	3
〃	那波下水道	那波本町	10	4
岩谷川	那波野	那波野1	64	30
〃	那波野2	那波野1	23	7
普光沢川	古池大谷川2	古池二丁目	56	16
普光沢川	古池1	古池二丁目	16	3
〃	古池2	〃	29	5
〃	古池大谷川1	古池一丁目	17	12
鮎婦川	山手	山手一丁目	23	4
葶谷川	古池5	古池二丁目	10	4
〃	旭5	旭五丁目	8	3
〃	旭4	〃	8	2
〃	旭6	旭六丁目	8	2
〃	旭7	〃	10	1
〃	旭8	〃	11	1
〃	旭9	〃	10	1

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

河川名	溪流名	所在地(字名)	溪流長(10m)	流域面積(ha)
旭二丁目1	旭1	旭二丁目	5	1
旭二丁目2	旭2	〃	10	2
旭二丁目3	旭3	〃	7	4
大谷川	大谷右一号川	大谷町	66	46
〃	大谷町	〃	18	9
〃	沼谷川	〃	36	25
〃	相生4	相生一丁目	13	2
猪師子川	猪師子川	葛ヶ浜	50	17
矢野川	釜出3	釜出	14	1
〃	矢野町釜出1	〃	12	2
榊川	榊川	榊	97	53
榊川	榊2	榊	34	24
矢野川	矢野町釜出2	〃	46	13
榊川	榊3	〃	45	15
矢野川	中野	中野	32	14
能下川	能下	能下	57	14
矢野川	瓜生1	瓜生	11	3
〃	菅谷1	菅谷	13	20
〃	菅谷3	〃	8	2
〃	真広2	真広	3	2
〃	真広3	〃	15	4
〃	下田1	下田	27	11
〃	下田2	〃	17	4
〃	下田4	〃	12	3
〃	寺田	寺田	10	4
小河川	小河1	小河	73	19
〃	深山口	〃	29	4
〃	小河3	〃	1	3
〃	小河5	〃	14	11
〃	下土井	下土井	99	20
矢野川	福井2	福井	28	11
相生1	相生1	相生	46	26
相生2	相生2	〃	35	17

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

河川名	溪流名	所在地(字名)	溪流長(10m)	流域面積(ha)
桜川	桜川	桜ヶ丘	11	13
苧谷川	苧谷川	竜泉町-2	112	90
〃	東後明1	東後明	10	7
〃	竜泉町3	竜泉町-2	25	14
〃	竜泉町4	〃	39	22
矢野川	若狭野町2	下田	89	32
苧谷川	下田5	〃	7	1
矢野川	若狭野町1	西後明	56	20
苧谷川	西後明3	〃	8	10
〃	上松1	上松	5	3
普光沢川	古池3	古池二丁目	20	3
〃	古池4	〃	6	1
〃	垣内町	垣内町	3	2
葛ヶ浜	葛浜	葛ヶ浜	58	23
佐方川	佐方1	佐方三丁目	22	5
	計 113箇所			

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

【山腹崩壊危険地区】

地区名	大字	字	面積(ha)
西山Ⅱ	若狭野町福井	西山	2.0
土井ノ内	矢野町上土井	土井ノ内	6.0
陣山	矢野町小河	陣山	1.0
中山	矢野町上土井	中山	5.0
西山Ⅰ	矢野町森	西山	16.0
三本卒都婆	矢野町能下	三本卒都婆	2.0
下才の元	矢野町金坂	下才の元	4.0
北谷	矢野町金坂	北谷	1.0
ナベコノ中	矢野町瓜生	ナベコノ中	1.0
荒神山	矢野町	荒神	2.0
正源寺山	矢野町二木	正源寺山	16.0
東山Ⅱ	矢野町真広	東山	4.0
東山Ⅰ	矢野町真広	東山	2.0
北山Ⅰ	若狭野町八洞	北山	5.0
角堂	若狭野町若狭野	角堂	4.0
前山Ⅱ	佐方	前山	11.0
前山Ⅰ	佐方	前山	7.0
中山表	佐方	中山表	3.0
一の谷	若狭野町入野	一の谷	8.0
上ノ山	若狭野町野々	上ノ山	8.0
西山Ⅲ	若狭野町野々	西山	2.0
奥山	若狭野町野々	奥山	3.0
向山	若狭野町野々	向山	4.0
下夕山Ⅰ	若狭野町西後明	下夕山	5.0
下夕山Ⅱ	若狭野町西後明	下夕山	2.0
西山Ⅳ	若狭野町東後明	西山	5.0
城の谷	那波	城の谷	8.0
高芝	那波野	高芝	7.0
北山Ⅱ	野瀬	北山	6.0
奥谷	野瀬	奥谷	3.0
西山Ⅴ	野瀬	西山	4.0
横山	相生	横山	7.0

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

地区名	大字	字	面積(ha)
金ヶ崎	相生	金ヶ崎	3.0
柳山	相生	柳山	20.0
壺根	相生	壺根	1.0
西ノ脇	相生	西ノ脇	28.0
藪谷	相生	藪谷	25.0
身投石	相生	身投石	7.0
横山	相生	横山	4.0
古宮	那波本町	古宮	3.0
緑ヶ丘Ⅱ	緑ヶ丘	4丁目	1.0
池ノ上	陸	池ノ上	5.0
岩屋口	那波野	岩屋口	5.0
西山甲Ⅰ	矢野町下田	西山甲	1.0
西山甲Ⅱ	矢野町下田	西山甲	3.0
川原町	相生	焼山	1.0
中野1	中野	下徳力	1.0
佐方	佐方	箒谷	2.0
那波野	那波野	石角	3.0
能下	能下	東平山	3.0
若狭野	若狭野	金懸	5.0
ゾリ	有年牟礼	ヅリ	46.0
中ノ谷	高野	中ノ谷	14.0
高台	高野	高台	11.0
小島	坂越	大黒	22.0
八爪	坂越	八爪	2.0
寺山	御崎	寺山	5.0
東岡	小野豆	東岡	1.0
相生市内のみ	(51 か所)		285.0
相生市外含む	(58 か所)		386.0

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

【崩壊土砂流出危険地区】

地区名	大字	字	面積(ha)
堂ノ奥	若狭野町若狭野	堂ノ奥	1.8
東山(3)	若狭野町福井	東山	0.87
奥山(2)	矢野町上土井	荷谷	1.45
鼻山	矢野町小河	鼻山	0.28
湯降谷北	矢野町小河	湯降谷北	0.33
蛭谷	矢野町小河	蛭谷	0.25
西山(3)	矢野町下田	西山	0.07
西山(3)	矢野町下田	西山	0.1
池ノ谷	矢野町菅谷	池ノ谷	0.27
源内橋	矢野町菅谷	源内橋	0.34
羅漢口西山	矢野町瓜生	羅漢口西山	0.05
鍛冶屋谷	矢野町瓜生	鍛冶屋谷	0.14
上才の元	矢野町榑	上才の元	0.05
西山(2)	矢野町榑	西山	1.46
岩井谷筋	矢野町釜出	岩井谷筋	0.48
南谷	矢野町金坂	南谷	0.98
上乘清	矢野町中野	上乘清	0.32
峠	矢野町二木	峠	0.94
湯の谷奥	矢野町下田	湯の谷奥	0.63
ナビラグチ	矢野町下田	ナビラグチ	0.31
中ノ通	若狭野町寺田	中ノ通	0.65
前山	佐方	前山	0.21
中山表	佐方	中山表	0.11
真谷	若狭野町雨内	真谷	1.06
椿谷甲	矢野町下田	椿谷甲	0.85
下夕山(3)	若狭野町西後明	下夕山	0.13
奥山(3)	若狭野町東後明	奥山	1.51
池ヶ谷	那波	池ヶ谷	0.45
向ヒ山	那波	向ヒ山	0.06
城ヶ谷	那波	城ヶ谷	0.52
横尾	那波	横尾	0.36
大平	陸	大平	13.32

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

地区名	大字	字	面積(ha)
構谷	陸	構谷	0.19
石角(1)	那波野	石角	0.23
石角(2)	那波野	石角	0.59
岩屋谷	那波野	岩屋谷	1.73
鳥帽子	相生	鳥帽子	0.09
青柳	相生	青柳	2.44
楽々獄	相生	楽々獄	0.61
矢ノ谷	佐方	矢ノ谷	0.06
宮山	那波	宮山	0.19
古宮	那波	本町	0.13
大谷	那波	大谷	0.49
緑ヶ丘	緑ヶ丘		0.05
芋谷	若狭野町若狭野	雨内	0.58
中乗清	矢野町中野	中乗清	0.21
東山	矢野町真広	東山	0.36
釜出	矢野町釜出	岩木筋	0.08
深山口	矢野町小河	深山口	0.61
那波野	那波野	岩屋谷	0.08
竜泉町1	竜泉町	竜泉町	0.21
森1	森	東山	0.09
下田1	下田	椿谷甲	0.21
竜泉町2	竜泉町	竜泉町	0.69
寺田	寺田	東山ノ下	0.11
能下	能下	東平山	0.34
榊1	榊	東山ノ二	1.05
小河1	小河	湯降谷北	0.09
小河2	小河	湯降谷北	0.32
瓜生1	瓜生	池ノ奥	0.17
二木1	二木	賀波山	0.17
榊2	榊	西山ノ二	0.17
雨内	雨内	芋谷	0.96
計(63箇所)			43.65

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

【災害危険区域の指定状況】

指定年月日	区域名	所在地	県民局	災害危険区域面積 (ha)
S47. 7. 21	網ノ浦	相生一丁目	西播磨	1. 0
〃	龍山	相生四丁目	〃	1. 5
〃	野瀬	野瀬	〃	0. 5
S53. 3. 14	壺根	相生字壺根	〃	1. 58
	計	4ヶ所		4. 58

【急傾斜地崩壊危険指定区域】

地域名	所在地	指定年月日	面積 (ha)
網ノ浦	相生四丁目	昭和47年2月12日	1. 04
龍山	〃及び相生狐タオ	昭和47年2月12日	1. 46
野瀬	野瀬	昭和47年2月12日	0. 49
緑ヶ丘	緑ヶ丘一丁目及び 若狭野町入野字大谷	平成8年3月29日	2. 00
森	矢野町森	平成12年3月7日	1. 00
相生(1)	旭二丁目及び相生	平成19年3月9日	0. 32
相生(2)	旭二丁目	平成19年3月9日	0. 18
八洞	若狭野町野々	平成21年8月7日	0. 40
相生(3)	旭二丁目	平成26年10月31日	0. 41
佐方(1)	佐方、佐方三丁目	令和1年5月7日	0. 54
	計	10箇所	7. 84

【急傾斜地崩壊危険箇所(I)の指定状況】

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	1	釜出(1)	矢野町釜出	37	209	68
自然	2	釜出(2)	〃 〃	46	180	36
自然	3	金坂	〃 金坂	44	255	66
自然	4	榊(4)	〃 榊	43	185	66
自然	5	榊(1)	〃 〃	33	160	44
自然	6	榊(2)	〃 〃	31	230	45
自然	7	榊(3)	〃 〃	31	305	78
自然	8	中野	〃 中野	41	280	84
自然	9	能下(1)	〃 能下	32	280	40
自然	10	森	〃 森	40	245	80
自然	11	上	〃 上	38	155	76
自然	12	二木(2)	〃 二木	31	260	108
自然	13	二木(3)	〃 〃	30	245	85

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	14	二木(1)	〃 〃	38	375	71
自然	15	下項(1)	〃 下田下項	45	135	80
自然	16	下項(2)	〃 〃	31	210	90
自然	17	深山口	〃 小河深山口	42	220	54
自然	18	小河(2)	〃 〃	30	160	60
自然	19	小河(1)	〃 〃	34	310	90
自然	20	観音	〃 〃 観音	30	280	25
自然	21	上土井	若狭野町上土居	30	165	120
自然	22	中郷	〃 〃 中郷	34	115	80
自然	23	宮本	〃 下土居宮本	36	205	22
自然	24	奥山	〃 福井奥山	39	140	40
自然	25	八洞(1)	〃 八洞	34	150	30
自然	26	八洞(2)	〃 〃	31	165	7
自然	27	株分(1)	〃 小松株分	30	65	28
自然	28	株分(2)	〃 〃	41	55	18
自然	29	緑ヶ丘(1)	〃 入野一の谷	31	335	30
自然	30	鶴亀	〃 鶴亀	55	145	8
自然	31	東後明	〃 東後明	30	315	70
自然	32	竜泉(2)	竜泉町	37	70	30
自然	33	竜泉(3)	〃	35	55	80
自然	34	竜泉(1)	〃	31	70	34
自然	35	山手(1)	山手一丁目	38	133	38
自然	36	菅原(1)	菅原町	35	109	19
自然	37	那波	那波野	30	145	39
自然	38	那波野(1)	那波野一丁目	32	460	86
自然	39	古池(2)	古池一丁目	31	100	40
自然	40	古池(1)	〃 〃	30	360	45
自然	41	双葉(1)	双葉三丁目	41	170	25
自然	42	古池本町	古池本町	30	145	20
自然	43	垣内(1)	垣内町	41	225	40
自然	44	旭(3)	旭三丁目	48	285	20
自然	45	旭(4)	〃 〃	45	70	15
自然	46	旭(5)	〃 〃	34	560	52
自然	47	旭(6)	〃 六丁目	36	100	55
自然	48	大島(2)	大島町	36	130	22
自然	49	大島(1)	〃	59	95	10
自然	50	旭(7)	旭六丁目	33	145	55
自然	51	旭(8)	〃 〃	30	295	50

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	52	旭(9)	〃 二丁目	34	200	75
自然	53	旭(10)	〃 六丁目	36	420	25
自然	54	相生(1)	相生一丁目	30	1130	60
自然	55	旭(2)	旭二丁目	30	400	65
自然	56	旭(11)	〃 六丁目	32	40	25
自然	57	旭(1)	〃 二丁目	30	100	82
自然	58	川原	川原町	33	985	70
自然	59	大谷(2)	大谷町	35	165	56
自然	60	大谷(3)	〃	37	155	40
自然	61	大谷(1)	〃	34	780	30
自然	62	相生(2)	相生五丁目	34	140	24
自然	63	相生(3)	〃 四丁目	57	320	9
自然	64	龍山	相生龍山	47	340	39
自然	65	網之浦	〃 四丁目網浦	43	420	45
自然	66	野瀬(1)	野瀬横山	38	155	15
自然	67	葛ヶ浜(1)	相生葛ヶ浜	30	77	80
自然	68	鯛浜	〃 鯛浜	36	190	24
自然	69	金ヶ崎	〃 金ヶ崎	31	130	100
自然	70	古宮	那波東本町古宮	37	245	30
自然	71	本町(1)	〃 本町	37	258	59
自然	72	浜	〃 大浜町浜	40	110	30
自然	73	南本町(1)	〃 南本町	37	315	15
自然	74	西本町(1)	〃 西本町	30	70	50
自然	75	西本町(2)	那波西本町	30	200	30
自然	76	西本町(3)	〃 〃	51	100	15
自然	77	佐方(4)	佐方一丁目	32	115	40
自然	78	佐方(6)	〃 〃	30	130	40
自然	79	山崎(1)	山崎町	30	190	26
自然	80	佐方(2)	佐方一丁目	35	540	24
自然	81	佐方(1)	〃 三丁目	40	510	34
自然	82	佐方(7)	〃 〃	33	120	16
自然	83	佐方(5)	〃 〃	37	150	56
自然	84	佐方(3)	〃 二丁目	30	240	60
自然	85	相生(4)	相生	30	160	24
自然	86	千尋(3)	千尋町	32	95	28
自然	87	千尋(2)	〃	41	135	20
自然	88	千尋(1)	〃	37	120	15
自然	89	坪根(1)	相生坪根	37	715	10

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	90	千尋(4)	千尋町	32	125	40
自然	91	佐方(8)	佐方二丁目	36	85	25
自然	92	榊(5)	矢野町榊	37	145	30
自然	93	能下(2)	〃 能下	45	240	107
自然	94	瓜生(1)	〃 瓜生	41	60	112
自然	95	瓜生(2)	〃 〃	38	95	86
自然	96	菅谷	〃 菅谷	30	95	30
自然	97	小河(3)	〃 小河	33	220	80
自然	98	竜泉(4)	竜泉町	38	110	23
自然	99	ひかりが丘	ひかりが丘	33	80	17
自然	100	菅原(2)	〃	43	120	15
自然	101	那波野(2)	那波野	42	50	12
自然	102	那波野(3)	〃 三丁目	32	55	33
自然	103	山手(2)	山手二丁目	40	80	8
自然	104	那波野(4)	那波野一丁目	32	60	34
自然	105	相生(5)	相生	34	33	44
自然	106	旭(12)	旭二丁目	35	35	28
自然	107	大谷(4)	大谷町	32	135	25
自然	108	大谷(5)	〃	30	200	14
自然	109	大谷(6)	〃	51	125	15
自然	110	大谷(7)	〃	45	42	8
自然	111	野瀬(2)	野瀬	41	30	6
自然	112	葛ヶ浜(2)	相生葛ヶ浜	40	97	6
自然	113	双葉(2)	双葉一丁目	75	80	8
自然	114	双葉(3)	〃 〃	40	70	35
自然	115	垣内(2)	垣内町	41	175	7
自然	116	旭(13)	旭五丁目	70	270	25
自然	117	本町(2)	那波本町	31	59	10
自然	118	旭(14)	旭四丁目	56	310	6
自然	119	本町(3)	那波本町	31	147	34
自然	120	本町(4)	〃 〃	36	162	18
自然	121	本町(5)	〃 〃	30	35	5
自然	122	南本町(2)	那波南本町	45	45	7
自然	123	千尋(5)	千尋町	62	250	8
自然	124	千尋(6)	〃	34	110	10
自然	125	千尋(7)	〃	34	100	20
自然	126	相生(6)	相生	40	230	10
自然	127	佐方(9)	佐方二丁目	34	100	50

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	128	峯浦(1)	〃 峯浦	30	70	10
自然	129	峯浦(2)	〃 〃	30	80	18
自然	130	緑ヶ丘(2)	緑ヶ丘一丁目	41	115	6
自然	131	緑ヶ丘(3)	〃 〃	45	50	35
自然	132	青葉台(1)	青葉台	39	355	12
自然	133	山崎(2)	山崎町	33	60	35
自然	134	山崎(3)	〃	39	190	35
自然	135	佐方(10)	佐方三丁目	39	80	36
自然	136	佐方(11)	〃 二丁目	30	80	10
自然	137	桜ヶ丘(1)	桜ヶ丘町	40	75	22
自然	138	桜ヶ丘(2)	〃	30	35	80
自然	139	坪根(2)	相生坪根	36	905	51
人工	140	那波野	那波野	30	267	46
人工	141	西本町	那波西本町	30	215	20
人工	142	小河(1)	矢野町小河	45	400	50
人工	143	小河(2)	〃 〃	60	280	10
人工	144	西後明	若狭野町西後明	36	70	12
人工	145	菅原(1)	菅原町	70	89	5
人工	146	山手(1)	山手一丁目	39	160	22
人工	147	垣内(3)	垣内町	56	45	6
人工	148	桜ヶ丘(1)	桜ヶ丘町	51	88	25
人工	149	桜ヶ丘(1)	桜ヶ丘四丁目	39	75	20
人工	150	緑ヶ丘(2)	〃 〃	41	25	8
人工	151	青葉台(1)	青葉台	39	350	12
人工	152	青葉台(2)	〃	35	20	5
人工	153	青葉台(3)	〃	46	860	20
人工	154	青葉台(4)	〃	45	90	7
人工	155	青葉台(5)	〃	35	85	26
人工	156	桜ヶ丘(2)	桜ヶ丘町	49	116	26

【急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)の指定状況】

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	1	雨内	若狭野町雨内	30	130	40
自然	2	釜出	矢野町釜出	33	118	60
自然	3	榊(1)	〃 榊	37	34	32
自然	4	榊(2)	〃 〃	39	47	78
自然	5	榊(3)	〃 〃	41	35	56
自然	6	榊(4)	〃 〃	39	20	34

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	7	榊(5)	〃 〃	37	120	28
自然	8	榊(6)	〃 〃	30	70	41
自然	9	榊(7)	〃 〃	39	50	24
自然	10	榊(8)	〃 〃	36	73	36
自然	11	榊(9)	〃 〃	36	73	29
自然	12	金坂(1)	〃 金坂	39	47	30
自然	13	金坂(2)	〃 〃	38	85	84
自然	14	中野	〃 中野	30	80	35
自然	15	森(1)	〃 森	31	70	30
自然	16	能下(1)	〃 能下	37	30	25
自然	17	能下(2)	〃 〃	40	55	39
自然	18	森(2)	〃 森	40	47	40
自然	19	鍛冶屋	〃 鍛冶屋	38	75	30
自然	20	瓜生	〃 瓜生	37	70	72
自然	21	上	〃 上	38	80	42
自然	22	菅谷(1)	〃 菅谷	48	48	10
自然	23	菅谷(2)	〃 〃	32	60	50
自然	24	二木(1)	〃 二木	45	48	72
自然	25	二木(2)	〃 〃	36	55	60
自然	26	小河(1)	矢野町小河	43	43	44
自然	27	小河(2)	〃 〃	35	47	58
自然	28	小河(3)	〃 〃	35	70	82
自然	29	小河(4)	〃 〃	35	60	30
自然	30	小河(5)	〃 〃	36	60	46
自然	31	小河(6)	〃 〃	32	60	32
自然	32	下土井(1)	若狭野町下土居	34	65	37
自然	33	下土井(2)	〃 〃	30	40	32
自然	34	下土井(3)	〃 〃	34	95	70
自然	35	真広	矢野町真広	35	50	72
自然	36	下田	〃 下田	34	45	60
自然	37	西後明(1)	若狭野町西後明	48	70	20
自然	38	西後明(2)	〃 〃	31	65	24
自然	39	西後明(3)	〃 〃	33	55	26
自然	40	竜泉(1)	竜泉町	34	30	30
自然	41	竜泉(2)	〃	31	30	14
自然	42	竜泉(3)	〃	37	55	45
自然	43	東後明(1)	若狭野町東後明	38	140	42
自然	44	東後明(2)	〃 〃	34	90	65

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	45	東後明(3)	〃 〃	37	105	55
自然	46	鶴亀	〃 鶴亀	48	80	6
自然	47	竜泉(4)	竜泉町	34	73	50
自然	48	八洞(1)	若狭野町八洞	31	45	20
自然	49	上松(1)	〃 上松	45	70	16
自然	50	上松(2)	〃 〃	45	30	7
自然	51	上松(3)	〃 〃	34	145	10
自然	52	東本町(1)	那波東本町	30	107	106
自然	53	東本町(2)	〃	32	62	70
自然	54	東本町(3)	〃	37	54	32
自然	55	山手	山手二丁目	34	35	15
自然	56	那波野	那波野	34	55	8
自然	57	双葉(1)	双葉三丁目	41	30	7
自然	58	古池本町	古池本町	45	40	8
自然	59	旭(1)	旭五丁目	40	29	15
自然	60	旭(2)	〃	60	30	6
自然	61	川原町	川原町	55	40	15
自然	62	葛ヶ浜(1)	相生葛ヶ浜	45	43	6
自然	63	葛ヶ浜(2)	相生葛ヶ浜	36	40	62
自然	64	鰯浜	相生鰯浜	50	120	6
自然	65	南本町	那波南本町	31	35	6
自然	66	千尋	千尋町	43	30	10
自然	67	西谷町(1)	西谷町	45	40	12
自然	68	西谷町(2)	〃	31	45	14
自然	69	西谷町(3)	〃	30	25	15
自然	70	佐方(1)	佐方一丁目	30	40	40
自然	71	佐方(2)	〃 二丁目	34	65	10
自然	72	佐方(3)	〃 〃	30	25	36
自然	73	竜泉(5)	竜泉町	35	50	45
人工	74	八洞	若狭野町八洞	45	40	8
人工	75	菅原(2)	菅原町	72	84	7
人工	76	山手(2)	山手一丁目	45	33	8
人工	77	双葉	双葉一丁目	60	50	8

【急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅲ)の指定状況】

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	1	釜出(1)	矢野町釜出	40	248	72
自然	2	釜出(2)	〃 〃	46	220	42

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	3	釜出(3)	〃 〃	36	140	66
自然	4	釜出(4)	〃 〃	34	257	42
自然	5	釜出(5)	〃 〃	39	195	32
自然	6	釜出(6)	〃 〃	56	169	36
自然	7	榊(1)	〃 榊	38	255	54
自然	8	榊(2)	〃 〃	39	268	55
自然	9	榊(3)	〃 〃	35	272	70
自然	10	中野(1)	〃 中野	33	510	70
自然	11	中野(2)	〃 〃	37	163	72
自然	12	能下	〃 能下	42	390	42
自然	13	森(1)	〃 森	44	270	48
自然	14	森(2)	〃 〃	36	880	60
自然	15	森(3)	〃 〃	46	424	70
自然	16	上(1)	〃 上	35	506	112
自然	17	上(2)	〃 〃	36	166	70
自然	18	上(3)	〃 〃	51	382	64
自然	19	瓜生(1)	〃 瓜生	40	273	88
自然	20	瓜生(2)	〃 〃	38	222	62
自然	21	鍛冶屋	矢野町鍛冶屋	36	209	43
自然	22	菅谷(1)	〃 菅谷	45	233	23
自然	23	菅谷(2)	〃 〃	34	111	34
自然	24	菅谷(3)	〃 〃	36	192	58
自然	25	二木(1)	〃 二木	38	123	28
自然	26	二木(2)	〃 〃	39	100	18
自然	27	二木(3)	〃 〃	35	225	58
自然	28	二木(4)	〃 〃	36	230	62
自然	29	二木(5)	〃 〃	32	120	54
自然	30	真広	〃 真広	32	158	56
自然	31	小河(1)	〃 小河	37	203	47
自然	32	小河(2)	〃 〃	44	120	56
自然	33	小河(3)	〃 〃	34	111	48
自然	34	小河(4)	〃 〃	40	157	72
自然	35	小河(5)	〃 〃	47	227	30
自然	36	小河(6)	〃 〃	37	201	50
自然	37	小河(7)	〃 〃	46	153	50
自然	38	小河(8)	〃 〃	41	195	26
自然	39	上土井(1)	〃 上土居	35	135	26
自然	40	上土井(2)	〃 〃	33	124	56

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	41	上土井(3)	〃 〃	38	153	14
自然	42	上土井(4)	〃 〃	35	138	27
自然	43	上土井(5)	〃 〃	33	262	70
自然	44	上土井(6)	〃 〃	30	230	34
自然	45	下土井	若狭野町下土居	33	225	35
自然	46	寺田(1)	〃 寺田	36	143	86
自然	47	寺田(2)	〃 〃	30	170	40
自然	48	寺田(3)	〃 〃	42	295	59
自然	49	若狭野町	〃	39	245	60
自然	50	西後明(1)	〃 西後明	40	470	60
自然	51	西後明(2)	〃 〃	38	315	48
自然	52	西後明(3)	〃 〃	30	160	44
自然	53	竜泉町(1)	竜泉町	36	132	44
自然	54	入野	若狭野町入野	33	180	16
自然	55	竜泉町(2)	竜泉町	36	155	72
自然	56	山手一丁目	山手一丁目	30	109	60
自然	57	那波町一丁目	那波町一丁目	31	160	25
自然	58	那波野(1)	那波野	38	180	64
自然	59	那波野(2)	那波野	30	135	57
自然	60	那波野(3)	〃	33	115	44
自然	61	向陽台	向陽台	34	165	64
自然	62	相生(1)	相生	35	238	62
自然	63	相生(2)	〃	36	250	40
自然	64	相生(3)	〃	33	270	40
自然	65	大谷町(1)	大谷町	37	370	54
自然	66	大谷町(2)	〃	30	222	56
自然	67	野瀬	野瀬	30	250	32
自然	68	鯛浜(1)	相生鯛浜	30	168	55
自然	69	鯛浜(2)	〃	32	100	28
自然	70	鯛浜(3)	〃	30	255	69
自然	71	旭五丁目	旭五丁目	30	121	44
自然	72	那波南本町	那波南本町	32	133	26
自然	73	緑ヶ丘一丁目	西谷町緑ヶ丘一丁目	30	130	8
自然	74	青葉台	〃 青葉台	30	102	18
自然	75	西谷町(1)	〃	35	433	20
自然	76	西谷町(2)	〃	34	270	36
自然	77	佐方一丁目	佐方一丁目	33	212	56
自然	78	千尋町	千尋町	45	160	21

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	79	佐方(1)	佐方	33	290	40
自然	80	佐方三丁目	〃 三丁目	43	145	54
自然	81	佐方(2)	〃	30	333	84
自然	82	佐方(3)	〃	32	165	40
人工	83	竜泉町(3)	竜泉町	41	138	46
人工	84	相生(4)	相生	34	412	70

【土砂災害警戒区域】

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
中郷 I (109000001)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
宮本 I (109000002)	相生市若狭野町下土井	急傾斜地の崩壊
奥山 I (109000003)	相生市若狭野町若狭野	急傾斜地の崩壊
八洞(2) I (109000004)	相生市若狭野町野々	急傾斜地の崩壊
株分(1) I (109000005)	相生市若狭野町野々	急傾斜地の崩壊
株分(2) I (109000006)	相生市若狭野町野々	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(1) (1) I (109000007)	相生市緑ヶ丘 1 丁目	急傾斜地の崩壊
鶴亀 I (109000008)	相生市若狭野町入野	急傾斜地の崩壊
東後明 I (109000009)	相生市若狭野町東後明	急傾斜地の崩壊
龍泉(2) I (109000010)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
龍泉(3) I (109000011)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
龍泉(1) I (109000012)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
山手(1) I (109000013)	相生市陸	急傾斜地の崩壊
菅原(1) (1) I (109000014)	相生市山手 1 丁目	急傾斜地の崩壊
那波 I (109000015)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
那波野(1) I (109000016)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
古池(2) I (109000017)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
古池(1) I (109000018)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
双葉(1) I (109000019)	相生市双葉 3 丁目	急傾斜地の崩壊
古池本町 I (109000020)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
垣内(1) I (109000021)	相生市双葉 1 丁目	急傾斜地の崩壊
旭(3) I (109000022)	相生市旭 3 丁目	急傾斜地の崩壊
旭(4) I (109000023)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(5) I (109000024)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(6) I (109000025)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大島(2) I (109000026)	相生市旭 5 丁目	急傾斜地の崩壊
大島(1) I (109000027)	相生市旭 5 丁目	急傾斜地の崩壊
旭(7) I (109000028)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(8) I (109000029)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(9) I (109000030)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(10) I (109000031)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
相生(1) I (109000032)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(2) I (109000033)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(11) I (109000034)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(1) I (109000035)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
川原 I (109000036)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(2) I (109000037)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(3) I (109000038)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(1) I (109000039)	相生市川原町	急傾斜地の崩壊
相生(2) I (109000040)	相生市相生 5 丁目	急傾斜地の崩壊
相生(3) I (109000041)	相生市相生 4 丁目	急傾斜地の崩壊
龍山 I (109000042)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
網之浦 I (109000043)	相生市相生	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
野瀬(1) I (109000044)	相生市野瀬	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(1) I (109000045)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鱒浜 I (109000046)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
金ヶ崎 I (109000047)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
古宮 I (109000048)	相生市那波東本町	急傾斜地の崩壊
本町(1) I (109000049)	相生市那波本町	急傾斜地の崩壊
浜 I (109000050)	相生市那波大浜町	急傾斜地の崩壊
南本町(1) I (109000051)	相生市那波南本町	急傾斜地の崩壊
西本町(1) I (109000052)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
西本町(2) I (109000053)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
西本町(3) I (109000054)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
佐方(4) I (109000055)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
佐方(6) I (109000056)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
山崎(1) I (109000057)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(2) I (109000058)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(1) I (109000059)	相生市佐方3丁目	急傾斜地の崩壊
佐方(7) I (109000060)	相生市佐方3丁目	急傾斜地の崩壊
佐方(5) I (109000061)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(3) I (109000062)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
相生(4) I (109000063)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
千尋(3) I (109000064)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
千尋(2) I (109000065)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
千尋(1) I (109000066)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
坪根(1) I (109000067)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
千尋(4) I (109000068)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
佐方(8) I (109000069)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
龍泉(4) I (109000070)	相生市ひかりが丘	急傾斜地の崩壊
ひかりが丘 I (109000071)	相生市陸	急傾斜地の崩壊
菅原(2) I (109000072)	相生市ひかりが丘	急傾斜地の崩壊
那波野(2) I (109000073)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
那波野(3) I (109000074)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
山手(2) I (109000075)	相生市山手2丁目	急傾斜地の崩壊
那波野(4) I (109000076)	相生市那波野1丁目	急傾斜地の崩壊
相生(5) I (109000077)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(12) I (109000078)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(4) I (109000079)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(5) I (109000080)	相生市大谷町	急傾斜地の崩壊
大谷(6) I (109000081)	相生市大谷町	急傾斜地の崩壊
大谷(7) I (109000082)	相生市大谷町	急傾斜地の崩壊
野瀬(2) I (109000083)	相生市野瀬	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(2) I (109000084)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
双葉(2) I (109000085)	相生市双葉1丁目	急傾斜地の崩壊
双葉(3) I (109000086)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
垣内(2) I (109000087)	相生市垣内町	急傾斜地の崩壊
旭(13) I (109000088)	相生市旭5丁目	急傾斜地の崩壊
本町(2) I (109000089)	相生市那波本町	急傾斜地の崩壊
旭(14) I (109000090)	相生市旭5丁目	急傾斜地の崩壊
本町(3) I (109000091)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
本町(4) I (109000092)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
本町(5) I (109000093)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
南本町(2) I (109000094)	相生市那波南本町	急傾斜地の崩壊
千尋(5) I (109000095)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
千尋(6) I (109000096)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
千尋(7) I (109000097)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
相生(6) I (109000098)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
佐方(9) I (109000099)	相生市相生	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
峯浦(1) I (109000100)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
峯浦(2) I (109000101)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(2)(1) I (109000102)	相生市緑ヶ丘1丁目	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(3) I (109000103)	相生市緑ヶ丘1丁目	急傾斜地の崩壊
青葉台(1)(1) I (109000104)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
佐方(10) I (109000105)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(11) I (109000106)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(1)(1) I (109000107)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(2)(1) I (109000108)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
坪根(2) I (109000109)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
那波野 I (109000110)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
西本町 I (109000111)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
西後明 I (109000112)	相生市若狭野町西後明	急傾斜地の崩壊
菅原(1)(2) I (109000113)	相生市ひかりが丘	急傾斜地の崩壊
山手(1) I (109000114)	相生市山手1丁目	急傾斜地の崩壊
垣内(3) I (109000115)	相生市垣内町	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(1)(2) I (109000116)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(1)(2) I (109000117)	相生市緑ヶ丘4丁目	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(2)(2) I (109000118)	相生市緑ヶ丘4丁目	急傾斜地の崩壊
青葉台(1)(2) I (109000119)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
青葉台(2) I (109000120)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
青葉台(3) I (109000121)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
青葉台(4) I (109000122)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
青葉台(5) I (109000123)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(2)(2) I (109000124)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
雨内 II (109000125)	相生市若狭野町雨内	急傾斜地の崩壊
下土井(1) II (109000126)	相生市若狭野町下土井	急傾斜地の崩壊
下土井(2) II (109000127)	相生市若狭野町下土井	急傾斜地の崩壊
下田 II (109000128)	相生市矢野町下田	急傾斜地の崩壊
西後明(1) II (109000129)	相生市若狭野町西後明	急傾斜地の崩壊
西後明(2) II (109000130)	相生市矢野町下田	急傾斜地の崩壊
西後明(3) II (109000131)	相生市若狭野町西後明	急傾斜地の崩壊
龍泉(1) II (109000132)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
龍泉(2) II (109000133)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
龍泉(3) II (109000134)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
東後明(1) II (109000135)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
東後明(2) II (109000136)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
東後明(3) II (109000137)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
鶴亀 II (109000138)	相生市若狭野町入野	急傾斜地の崩壊
龍泉(4) II (109000139)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
八洞(1) II (109000140)	相生市若狭野町八洞	急傾斜地の崩壊
上松(1) II (109000141)	相生市若狭野町野々	急傾斜地の崩壊
上松(2) II (109000142)	相生市若狭野町野々	急傾斜地の崩壊
上松(3) II (109000143)	相生市若狭野町野々	急傾斜地の崩壊
東本町(3) II (109000144)	相生市那波東本町	急傾斜地の崩壊
山手 II (109000145)	相生市陸	急傾斜地の崩壊
双葉(1) II (109000146)	相生市双葉3丁目	急傾斜地の崩壊
古池本町 II (109000147)	相生市古池本町	急傾斜地の崩壊
旭(1) II (109000148)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(2) II (109000149)	相生市旭5丁目	急傾斜地の崩壊
川原町 II (109000150)	相生市川原町	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(1) II (109000151)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(2) II (109000152)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鰯浜 II (109000153)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
南本町 II (109000154)	相生市那波南本町	急傾斜地の崩壊
千尋 II (109000155)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
西谷町(1)Ⅱ (109000156)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
西谷町(2)Ⅱ (109000157)	相生市西谷町	急傾斜地の崩壊
西谷町(3)Ⅱ (109000158)	相生市西谷町	急傾斜地の崩壊
佐方(1)Ⅱ (109000159)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(2)Ⅱ (109000160)	相生市佐方3丁目	急傾斜地の崩壊
佐方(3)Ⅱ (109000161)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
龍泉(5)Ⅱ (109000162)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
八洞Ⅱ (109000163)	相生市若狭野町八洞	急傾斜地の崩壊
菅原(2)Ⅱ (109000164)	相生市菅原町	急傾斜地の崩壊
山手(2)Ⅱ (109000165)	相生市山手1丁目	急傾斜地の崩壊
双葉Ⅱ (109000166)	相生市双葉1丁目	急傾斜地の崩壊
上土井(5)Ⅲ (109000167)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
上土井(6)Ⅲ (109000168)	相生市若狭野下土井	急傾斜地の崩壊
下土井Ⅲ (109000169)	相生市若狭野下土井	急傾斜地の崩壊
寺田(1)Ⅲ (109000170)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
寺田(2)Ⅲ (109000171)	相生市若狭野町寺田	急傾斜地の崩壊
寺田(3)Ⅲ (109000172)	相生市若狭野町寺田	急傾斜地の崩壊
若狭野町Ⅲ (109000173)	相生市若狭野町寺田	急傾斜地の崩壊
西後明(1)Ⅲ (109000174)	相生市矢野町下田	急傾斜地の崩壊
西後明(2)Ⅲ (109000175)	相生市矢野町下田	急傾斜地の崩壊
西後明(3)Ⅲ (109000176)	相生市若狭野町西後明	急傾斜地の崩壊
龍泉町(1)Ⅲ (109000177)	相生市若狭野町東後明	急傾斜地の崩壊
入野Ⅲ (109000178)	相生市若狭野町入野	急傾斜地の崩壊
龍泉町(2)Ⅲ (109000179)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
山手1丁目Ⅲ (109000180)	相生市陸	急傾斜地の崩壊
那波野(3)Ⅲ (109000181)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
向陽台Ⅲ (109000182)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
相生(1)Ⅲ (109000183)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
相生(2)Ⅲ (109000184)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
相生(3)Ⅲ (109000185)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷町(1)Ⅲ (109000186)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷町(2)Ⅲ (109000187)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
野瀬Ⅲ (109000188)	相生市野瀬	急傾斜地の崩壊
鱒浜(1)Ⅲ (109000189)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鱒浜(2)Ⅲ (109000190)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鱒浜(3)Ⅲ (109000191)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭五丁目Ⅲ (109000192)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
那波南本町Ⅲ (109000193)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
青葉台Ⅲ (109000194)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
西谷町(1)Ⅲ (109000195)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
西谷町(2)Ⅲ (109000196)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
佐方一丁目Ⅲ (109000197)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
千尋町Ⅲ (109000198)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
佐方(1)Ⅲ (109000199)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(2)Ⅲ (109000200)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(3)Ⅲ (109000201)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
龍泉町(3)Ⅲ (109000202)	相生市龍泉町	急傾斜地の崩壊
相生(4)Ⅲ (109000203)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
釜出(1)Ⅰ (109000204)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(2)Ⅰ (109000205)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
金坂Ⅰ (109000206)	相生市矢野町金坂	急傾斜地の崩壊
榊(4)Ⅰ (109000207)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(1)Ⅰ (109000208)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(2)Ⅰ (109000209)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(3)Ⅰ (109000210)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
中野Ⅰ (109000211)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
能下(1) I (109000212)	相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
森 I (109000213)	相生市矢野町森	急傾斜地の崩壊
上 I (109000214)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
二木(3) I (109000215)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(1) I (109000216)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
下項(1) I (109000217)	相生市矢野町真広	急傾斜地の崩壊
下項(2) I (109000218)	相生市矢野町下田	急傾斜地の崩壊
深山口 I (109000219)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(2)(1) I (109000220)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(1)(1) I (109000221)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
観音 I (109000222)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
上土井 I (109000223)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
榊(5) I (109000224)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
能下(2) I (109000225)	相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
瓜生(1) I (109000226)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
瓜生(2) I (109000227)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
管谷 I (109000228)	相生市矢野町管谷	急傾斜地の崩壊
小河(3) I (109000229)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(1)(2) I (109000230)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(2)(2) I (109000231)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
釜出 II (109000232)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
榊(1) II (109000233)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(2) II (109000234)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(3) II (109000235)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(4) II (109000236)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(5) II (109000237)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(6) II (109000238)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(7) II (109000239)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(8) II (109000240)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(9) II (109000241)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
金坂(1) II (109000242)	相生市矢野町金坂	急傾斜地の崩壊
金坂(2) II (109000243)	相生市矢野町金坂	急傾斜地の崩壊
中野 II (109000244)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
森(1) II (109000245)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
能下(1) II (109000246)	相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
能下(2) II (109000247)	相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
森(2) II (109000248)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
緞治屋 II (109000249)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
瓜生 II (109000250)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
上 II (109000251)	相生市矢野町上	急傾斜地の崩壊
管谷(1) II (109000252)	相生市矢野町管谷	急傾斜地の崩壊
管谷(2) II (109000253)	相生市矢野町管谷	急傾斜地の崩壊
二木(1) II (109000254)	相生市矢野町上	急傾斜地の崩壊
二木(2) II (109000255)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
小河(2) II (109000256)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(3) II (109000257)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(4) II (109000258)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(5) II (109000259)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(6) II (109000260)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
真広 II (109000261)	相生市矢野町真広	急傾斜地の崩壊
釜出(1) III (109000262)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(2) III (109000263)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(3) III (109000264)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(4) III (109000265)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(5) III (109000266)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(6) III (109000267)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
榑(1)Ⅲ (109000268)	相生市矢野町榑	急傾斜地の崩壊
榑(2)Ⅲ (109000269)	相生市矢野町榑	急傾斜地の崩壊
榑(3)Ⅲ (109000270)	相生市矢野町金坂	急傾斜地の崩壊
中野(1)Ⅲ (109000271)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
中野(2)Ⅲ (109000272)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
能下Ⅲ (109000273)	相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
森(1)Ⅲ (109000274)	相生市矢野町森	急傾斜地の崩壊
森(2)Ⅲ (109000275)	相生市矢野町森	急傾斜地の崩壊
森(3)Ⅲ (109000276)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
上(1)Ⅲ (109000277)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
上(2)Ⅲ (109000278)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
上(3)Ⅲ (109000279)	相生市矢野町上	急傾斜地の崩壊
瓜生(1)Ⅲ (109000280)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋Ⅲ (109000281)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
管谷(1)Ⅲ (109000282)	相生市矢野町管谷	急傾斜地の崩壊
管谷(2)Ⅲ (109000283)	相生市矢野町管谷	急傾斜地の崩壊
管谷(3)Ⅲ (109000284)	相生市矢野町管谷	急傾斜地の崩壊
二木(1)Ⅲ (109000285)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(2)Ⅲ (109000286)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(3)Ⅲ (109000287)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(4)Ⅲ (109000288)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(5)Ⅲ (109000289)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
真広Ⅲ (109000290)	相生市矢野町真広	急傾斜地の崩壊
小河(1)Ⅲ (109000291)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(2)Ⅲ (109000292)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(3)Ⅲ (109000293)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(4)Ⅲ (109000294)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(5)Ⅲ (109000295)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(6)Ⅲ (109000296)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(7)Ⅲ (109000297)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(8)Ⅲ (109000298)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
上土井(1)Ⅲ (109000299)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
上土井(2)Ⅲ (109000300)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
上土井(3)Ⅲ (109000301)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
上土井(5)Ⅲ (209000302)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
大門 bⅡ (112030027)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
寺田(1)Ⅰ (209000001)	相生市若狭野町寺田	土石流
若狭野町3Ⅰ (209000002)	相生市若狭野町下土井	土石流
福井1Ⅰ (209000003)	相生市若狭野町福井	土石流
福井3Ⅰ (209000004)	相生市若狭野町若狭野	土石流
若狭野1Ⅰ (209000005)	相生市若狭野町若狭野	土石流
入野1Ⅰ (209000006)	相生市若狭野町入野	土石流
京ノ尾川Ⅰ (209000007)	相生市若狭野町野々	土石流
若狭野町野々Ⅰ (209000008)	相生市若狭野町入野	土石流
若狭野町野々2Ⅰ (209000009)	相生市若狭野町雨内	土石流
若狭野町野々3Ⅰ (209000010)	相生市若狭野町雨内	土石流
雨内Ⅰ (209000011)	相生市若狭野町雨内	土石流
若狭野2Ⅰ (209000012)	相生市若狭野町若狭野	土石流
小坪Ⅰ (209000013)	相生市相生	土石流
相生3Ⅰ (209000014)	相生市千尋町	土石流
千尋町1Ⅰ (209000015)	相生市千尋町	土石流
佐方川Ⅰ (209000016)	相生市佐方3丁目	土石流
千尋町2Ⅰ (209000017)	相生市佐方2丁目	土石流
青葉台Ⅰ (109000018)	相生市青葉台	土石流
佐方2Ⅰ (209000019)	相生市佐方1丁目	土石流
那波大谷川2Ⅰ (209000020)	相生市那波本町	土石流

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
那波大谷川 1 I (209000021)	相生市那波本町	土石流
東後明 2 I (209000022)	相生市若狭野町東後明	土石流
龍泉町 I (209000023)	相生市龍泉町	土石流
西後明 1 I (209000024)	相生市若狭野町西後明	土石流
上松 2 I (209000025)	相生市若狭野町上松	土石流
若狭野町鶴亀 I (209000026)	相生市若狭野町入野	土石流
龍泉町 2 I (209000027)	相生市龍泉町	土石流
那波東本町 I (209000028)	相生市那波東本町	土石流
菅原町 1 I (209000029)	相生市菅原町	土石流
菅原町 2 I (209000030)	相生市菅原町	土石流
那波下水道 I (209000031)	相生市那波本町	土石流
那波野 I (209000032)	相生市那波野	土石流
那波野 2 I (209000033)	相生市那波野	土石流
古池大谷川 2 I (209000034)	相生市古池 2 丁目	土石流
古池 1 I (209000035)	相生市古池本町	土石流
古池 2 I (209000036)	相生市古池本町	土石流
古池大谷川 1 I (209000037)	相生市古池 1 丁目	土石流
山手 I (209000038)	相生市山手 1 丁目	土石流
古池 5 I (209000039)	相生市双葉 3 丁目	土石流
旭 5 I (209000040)	相生市旭 5 丁目	土石流
旭 4 I (209000041)	相生市旭 5 丁目	土石流
旭 6 I (209000042)	相生市旭 6 丁目	土石流
旭 7 I (209000043)	相生市旭 6 丁目	土石流
旭 8 I (209000044)	相生市旭 6 丁目	土石流
旭 9 I (209000045)	相生市旭 6 丁目	土石流
旭 1 I (209000046)	相生市旭 2 丁目	土石流
旭 2 I (209000047)	相生市旭 2 丁目	土石流
旭 3 I (209000048)	相生市旭 2 丁目	土石流
大谷右一号川 I (209000049)	相生市大谷町	土石流
大谷町 I (209000050)	相生市大谷町	土石流
沼谷川 I (209000051)	相生市大谷町	土石流
相生 4 I (209000052)	相生市相生 1 丁目	土石流
猪師子川 I (209000053)	相生市相生	土石流
寺田(2) II (209000054)	相生市若狭野町寺田	土石流
下土井 II (209000055)	相生市若狭野町下土井	土石流
福井 2 II (209000056)	相生市若狭野町福井	土石流
相生 1 II (209000057)	相生市相生	土石流
相生 2 II (209000058)	相生市相生	土石流
桜川 II (209000059)	相生市桜ヶ丘町	土石流
東後明 1 II (209000060)	相生市若狭野町東後明	土石流
龍泉町 3 II (209000061)	相生市龍泉町	土石流
龍泉町 4 II (209000062)	相生市龍泉町	土石流
若狭野町 2 II (209000063)	相生市矢野町下田	土石流
下田 5 II (209000064)	相生市矢野町下田	土石流
若狭野町 1 II (209000065)	相生市若狭野町西後明	土石流
上松 1 II (209000066)	相生市若狭野町上松	土石流
古池 3 II (209000067)	相生市相生	土石流
古池 4 II (209000068)	相生市古池本町	土石流
垣内町 II (209000069)	相生市垣内町	土石流
葛浜 II (209000070)	相生市相生	土石流
佐方 1 III (209000071)	相生市佐方 3 丁目	土石流
矢野川 I (209000072)	相生市矢野町釜出	土石流
榊荒神山川 I (209000073)	相生市矢野町榊	土石流
矢野町榊 I (209000074)	相生市矢野町榊	土石流
矢野町金坂 1 I (209000075)	相生市矢野町金坂	土石流
矢野町金坂 2 I (209000076)	相生市矢野町金坂	土石流

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
矢野町中野 I (209000077)	相生市矢野町中野	土石流
鍛冶屋 I (209000078)	相生市矢野町瓜生	土石流
管谷 2 I (209000079)	相生市矢野町管谷	土石流
真広 1 I (209000080)	相生市矢野町真広	土石流
矢野町二ツ木 I (209000081)	相生市矢野町二木	土石流
下田 3 I (209000082)	相生市矢野町下田	土石流
小河 2 I (209000083)	相生市矢野町小河	土石流
小河 4 I (209000084)	相生市矢野町小河	土石流
小河 6 I (209000085)	相生市矢野町小河	土石流
小河 7 I (209000086)	相生市矢野町小河	土石流
小河 8 I (209000087)	相生市矢野町小河	土石流
矢野町上土井 I (209000088)	相生市矢野町小河	土石流
釜出 3 II (209000089)	相生市矢野町釜出	土石流
矢野町釜出 1 II (209000090)	相生市矢野町釜出	土石流
榊川 II (209000091)	相生市矢野町榊	土石流
榊 2 II (209000092)	相生市矢野町榊	土石流
榊 3 II (209000093)	相生市矢野町榊	土石流
中野 II (209000094)	相生市矢野町中野	土石流
能下 II (209000095)	相生市矢野町能下	土石流
瓜生 1 II (209000096)	相生市矢野町瓜生	土石流
管谷 3 II (209000097)	相生市矢野町管谷	土石流
真広 2 II (209000098)	相生市矢野町真広	土石流
真広 3 II (209000099)	相生市矢野町真広	土石流
下田 1 II (209000100)	相生市矢野町下田	土石流
下田 2 II (209000101)	相生市矢野町下田	土石流
下田 4 II (209000102)	相生市矢野町下田	土石流
小河 1 II (209000103)	相生市矢野町小河	土石流
深山口 II (2090000104)	相生市矢野町小河	土石流
小河 3 II (2090000105)	相生市矢野町小河	土石流
小河 5 II (2090000106)	相生市矢野町小河	土石流
土師(2) II (212010067)	相生市陸	土石流
原川(1) I (212030005)	相生市那波野	土石流

【土砂災害特別警戒区域】

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
中郷 I (109000001)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
宮本 I (109000002)	相生市若狭野町下土井	急傾斜地の崩壊
奥山 I (109000003)	相生市若狭野町若狭野	急傾斜地の崩壊
株分(2) I (109000006)	相生市若狭野町野々	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(1)(1) I (109000007)	相生市緑ヶ丘 1 丁目	急傾斜地の崩壊
鶴亀 I (109000008)	相生市若狭野町入野	急傾斜地の崩壊
東後明 I (109000009)	相生市若狭野町東後明	急傾斜地の崩壊
竜泉(2) I (109000010)	相生市竜泉町	急傾斜地の崩壊
竜泉(3) I (109000011)	相生市竜泉町	急傾斜地の崩壊
竜泉(1) I (109000012)	相生市竜泉町	急傾斜地の崩壊
山手(1) I (109000013)	相生市陸	急傾斜地の崩壊
菅原(1)(1) I (109000014)	相生市山手 1 丁目	急傾斜地の崩壊
那波 I (109000015)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
古池(2) I (109000017)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
古池(1) I (109000018)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
双葉(1) I (109000019)	相生市双葉 3 丁目	急傾斜地の崩壊
垣内(1) I (109000021)	相生市双葉 1 丁目	急傾斜地の崩壊
旭(3) I (109000022)	相生市旭 3 丁目	急傾斜地の崩壊
旭(4) I (109000023)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(5) I (109000024)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大島(2) I (109000026)	相生市旭 5 丁目	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
大島(1) I (109000027)	相生市旭 5 丁目	急傾斜地の崩壊
旭(8) I (109000029)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(9) I (109000030)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(10) I (109000031)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
相生(1) I (109000032)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(2) I (109000033)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(11) I (109000034)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(1) I (109000035)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
川原 I (109000036)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(2) I (109000037)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(3) I (109000038)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(1) I (109000039)	相生市川原町	急傾斜地の崩壊
相生(2) I (109000040)	相生市相生 5 丁目	急傾斜地の崩壊
相生(3) I (109000041)	相生市相生 4 丁目	急傾斜地の崩壊
野瀬(1) I (109000044)	相生市野瀬	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(1) I (109000045)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鯛浜 I (109000046)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
古宮 I (109000048)	相生市那波東本町	急傾斜地の崩壊
本町(1) I (109000049)	相生市那波本町	急傾斜地の崩壊
浜 I (109000050)	相生市那波大浜町	急傾斜地の崩壊
南本町(1) I (109000051)	相生市那波南本町	急傾斜地の崩壊
西本町(1) I (109000052)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
西本町(2) I (109000053)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
西本町(3) I (109000054)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
佐方(6) I (109000056)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
山崎(1) I (109000057)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(2) I (109000058)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(1) I (109000059)	相生市佐方 3 丁目	急傾斜地の崩壊
佐方(7) I (109000060)	相生市佐方 3 丁目	急傾斜地の崩壊
佐方(5) I (109000061)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(3) I (109000062)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
相生(4) I (109000063)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
千尋(3) I (109000064)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
千尋(2) I (109000065)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
千尋(1) I (109000066)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
坪根(1) I (109000067)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
千尋(4) I (109000068)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
佐方(8) I (109000069)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
竜泉(4) I (109000070)	相生市ひかりが丘	急傾斜地の崩壊
那波野(2) I (109000073)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
那波野(4) I (109000076)	相生市那波野 1 丁目	急傾斜地の崩壊
相生(5) I (109000077)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
旭(12) I (109000078)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(4) I (109000079)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷(6) I (109000081)	相生市大谷町	急傾斜地の崩壊
野瀬(2) I (109000083)	相生市野瀬	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(2) I (109000084)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
双葉(3) I (109000086)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
垣内(2) I (109000087)	相生市垣内町	急傾斜地の崩壊
旭(13) I (109000088)	相生市旭 5 丁目	急傾斜地の崩壊
本町(2) I (109000089)	相生市那波本町	急傾斜地の崩壊
旭(14) I (109000090)	相生市旭 5 丁目	急傾斜地の崩壊
千尋(5) I (109000095)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
千尋(6) I (109000096)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
千尋(7) I (109000097)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
相生(6) I (109000098)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
佐方(9) I (109000099)	相生市相生	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
峯浦(1) I (109000100)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(2)(1) I (109000102)	相生市緑ヶ丘1丁目	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(3) I (109000103)	相生市緑ヶ丘1丁目	急傾斜地の崩壊
青葉台(1)(1) I (109000104)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
佐方(10) I (109000105)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(1)(1) I (109000107)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(2)(1) I (109000108)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
坪根(2) I (109000109)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
那波野 I (109000110)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
西本町 I (109000111)	相生市那波西本町	急傾斜地の崩壊
垣内(3) I (109000115)	相生市垣内町	急傾斜地の崩壊
青葉台(1)(2) I (109000119)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
青葉台(3) I (109000121)	相生市青葉台	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(2)(2) I (109000124)	相生市桜ヶ丘町	急傾斜地の崩壊
雨内 II (109000125)	相生市若狭野町雨内	急傾斜地の崩壊
下土井(1) II (109000126)	相生市若狭野町下土井	急傾斜地の崩壊
下土井(2) II (109000127)	相生市若狭野町下土井	急傾斜地の崩壊
下田 II (109000128)	相生市矢野町下田	急傾斜地の崩壊
西後明(2) II (109000130)	相生市矢野町下田	急傾斜地の崩壊
西後明(3) II (109000131)	相生市若狭野町西後明	急傾斜地の崩壊
竜泉(1) II (109000132)	相生市竜泉町	急傾斜地の崩壊
竜泉(3) II (109000134)	相生市竜泉町	急傾斜地の崩壊
東後明(3) II (109000137)	相生市竜泉町	急傾斜地の崩壊
竜泉(4) II (109000139)	相生市竜泉町	急傾斜地の崩壊
上松(1) II (109000141)	相生市若狭野町野々	急傾斜地の崩壊
東本町(3) II (109000144)	相生市那波東本町	急傾斜地の崩壊
双葉(1) II (109000146)	相生市双葉3丁目	急傾斜地の崩壊
旭(2) II (109000149)	相生市旭5丁目	急傾斜地の崩壊
葛ヶ浜(2) II (109000152)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鯛浜 II (109000153)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
南本町 II (109000154)	相生市那波南本町	急傾斜地の崩壊
千尋 II (109000155)	相生市千尋町	急傾斜地の崩壊
西谷町(2) II (109000157)	相生市西谷町	急傾斜地の崩壊
西谷町(3) II (109000158)	相生市西谷町	急傾斜地の崩壊
佐方(1) II (109000159)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
竜泉(5) II (109000162)	相生市竜泉町	急傾斜地の崩壊
八洞 II (109000163)	相生市若狭野町八洞	急傾斜地の崩壊
上土井(5) III (109000167)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
上土井(6) III (109000168)	相生市若狭野町下土井	急傾斜地の崩壊
下土井 III (109000169)	相生市若狭野町下土井	急傾斜地の崩壊
寺田(1) III (109000170)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
寺田(2) III (109000171)	相生市若狭野町寺田	急傾斜地の崩壊
寺田(3) III (109000172)	相生市若狭野町寺田	急傾斜地の崩壊
若狭野町 III (109000173)	相生市若狭野町寺田	急傾斜地の崩壊
西後明(3) III (109000176)	相生市若狭野町西後明	急傾斜地の崩壊
竜泉町(1) III (109000177)	相生市若狭野町東後明	急傾斜地の崩壊
入野 III (109000178)	相生市若狭野町入野	急傾斜地の崩壊
山手一丁目 III (109000180)	相生市陸	急傾斜地の崩壊
那波野(3) III (109000181)	相生市那波野	急傾斜地の崩壊
向陽台 III (109000182)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
相生(2) III (109000184)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
相生(3) III (109000185)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
大谷町(2) III (109000187)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
野瀬 III (109000188)	相生市野瀬	急傾斜地の崩壊
鯛浜(1) III (109000189)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鯛浜(2) III (109000190)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鯛浜(3) III (109000191)	相生市相生	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
西谷町(1)Ⅲ (109000195)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
西谷町(2)Ⅲ (109000196)	相生市那波	急傾斜地の崩壊
佐方一丁目Ⅲ (109000197)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
千尋町Ⅲ (109000198)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
佐方(1)Ⅲ (109000199)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(2)Ⅲ (109000200)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
佐方(3)Ⅲ (109000201)	相生市佐方	急傾斜地の崩壊
釜出(1)Ⅰ (109000204)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(2)Ⅰ (109000205)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
金坂Ⅰ (109000206)	相生市矢野町金坂	急傾斜地の崩壊
榊(4)Ⅰ (109000207)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(1)Ⅰ (109000208)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(2)Ⅰ (109000209)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(3)Ⅰ (109000210)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
中野Ⅰ (109000211)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
能下(1)Ⅰ (109000212)	相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
森Ⅰ (109000213)	相生市矢野町森	急傾斜地の崩壊
上Ⅰ (109000214)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
二木(3)Ⅰ (109000215)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(1)Ⅰ (109000216)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
下項(1)Ⅰ (109000217)	相生市矢野町真広	急傾斜地の崩壊
下項(2)Ⅰ (109000218)	相生市矢野町下田	急傾斜地の崩壊
深山口Ⅰ (109000219)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(2)(1)Ⅰ (109000220)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(1)(1)Ⅰ (109000221)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
観音Ⅰ (109000222)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
上土井Ⅰ (109000223)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
榊(5)Ⅰ (109000224)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
瓜生(1)Ⅰ (109000226)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
瓜生(2)Ⅰ (109000227)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
菅谷Ⅰ (109000228)	相生市矢野町菅谷	急傾斜地の崩壊
小河(3)Ⅰ (109000229)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(1)(2)Ⅰ (109000230)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(2)(2)Ⅰ (109000231)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
釜出Ⅱ (109000232)	相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
榊(1)Ⅱ (109000233)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(2)Ⅱ (109000234)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(3)Ⅱ (109000235)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(4)Ⅱ (109000236)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(5)Ⅱ (109000237)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(6)Ⅱ (109000238)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(7)Ⅱ (109000239)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(8)Ⅱ (109000240)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(9)Ⅱ (109000241)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
金坂(1)Ⅱ (109000242)	相生市矢野町金坂	急傾斜地の崩壊
金坂(2)Ⅱ (109000243)	相生市矢野町金坂	急傾斜地の崩壊
中野Ⅱ (109000244)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
森(1)Ⅱ (109000245)	相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
能下(1)Ⅱ (109000246)	相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
能下(2)Ⅱ (109000247)	相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
森(2)Ⅱ (109000248)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋Ⅱ (109000249)	相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
瓜生Ⅱ (109000250)	兵庫県相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
上Ⅱ (109000251)	相生市矢野町上	急傾斜地の崩壊
菅谷(1)Ⅱ (109000252)	相生市矢野町菅谷	急傾斜地の崩壊
菅谷(2)Ⅱ (109000253)	相生市矢野町菅谷	急傾斜地の崩壊
二木(1)Ⅱ (109000254)	相生市矢野町上	急傾斜地の崩壊

第2節 自然環境

第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
小河(2)Ⅱ (109000256)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(3)Ⅱ (109000257)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(4)Ⅱ (109000258)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(5)Ⅱ (109000259)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(6)Ⅱ (109000260)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
真広Ⅱ (109000261)	相生市矢野町真広	急傾斜地の崩壊
釜出(1)Ⅲ (109000262)	兵庫県相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(2)Ⅲ (109000263)	兵庫県相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(3)Ⅲ (109000264)	兵庫県相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(4)Ⅲ (109000265)	兵庫県相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(5)Ⅲ (109000266)	兵庫県相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
釜出(6)Ⅲ (109000267)	兵庫県相生市矢野町釜出	急傾斜地の崩壊
榊(1)Ⅲ (109000268)	兵庫県相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(2)Ⅲ (109000269)	兵庫県相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
榊(3)Ⅲ (109000270)	兵庫県相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
中野(1)Ⅲ (109000271)	兵庫県相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
中野(2)Ⅲ (109000272)	兵庫県相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
能下Ⅲ (109000273)	兵庫県相生市矢野町能下	急傾斜地の崩壊
森(1)Ⅲ (109000274)	相生市矢野町森	急傾斜地の崩壊
森(2)Ⅲ (109000275)	相生市矢野町森	急傾斜地の崩壊
森(3)Ⅲ (109000276)	兵庫県相生市矢野町中野	急傾斜地の崩壊
上(1)Ⅲ (109000277)	兵庫県相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
上(2)Ⅲ (109000278)	兵庫県相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
上(3)Ⅲ (109000279)	兵庫県相生市矢野町上	急傾斜地の崩壊
瓜生(1)Ⅲ (109000280)	兵庫県相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋Ⅲ (109000281)	兵庫県相生市矢野町瓜生	急傾斜地の崩壊
菅谷(1)Ⅲ (109000282)	兵庫県相生市矢野町菅谷	急傾斜地の崩壊
菅谷(2)Ⅲ (109000283)	兵庫県相生市矢野町菅谷	急傾斜地の崩壊
菅谷(3)Ⅲ (109000284)	兵庫県相生市矢野町菅谷	急傾斜地の崩壊
二木(1)Ⅲ (109000285)	兵庫県相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(3)Ⅲ (109000287)	相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(4)Ⅲ (109000288)	兵庫県相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
二木(5)Ⅲ (109000289)	兵庫県相生市矢野町二木	急傾斜地の崩壊
真広Ⅲ (109000290)	兵庫県相生市矢野町真広	急傾斜地の崩壊
小河(2)Ⅲ (109000292)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(3)Ⅲ (109000293)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(4)Ⅲ (109000294)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(5)Ⅲ (109000295)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(6)Ⅲ (109000296)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(7)Ⅲ (109000297)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
小河(8)Ⅲ (109000298)	相生市矢野町小河	急傾斜地の崩壊
上土井(1)Ⅲ (109000299)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
上土井(2)Ⅲ (109000300)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
上土井(3)Ⅲ (109000301)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
上土井(5)Ⅲ (109000302)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
若狭野町Ⅲ_1 (109000303)	相生市若狭野町寺田	急傾斜地の崩壊
金坂(3) (109000303)	相生市矢野町金坂	急傾斜地の崩壊
上土井(3)Ⅲ_1 (109000304)	相生市矢野町上土井	急傾斜地の崩壊
榊(10) (109000304)	相生市矢野町榊	急傾斜地の崩壊
坪根(2)Ⅰ_1 (109000305)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
鶴亀(2) (109000308)	相生市若狭野町入野	急傾斜地の崩壊
相生(8) (109000314)	相生市相生	急傾斜地の崩壊
福井ⅠⅠ (209000003)	相生市若狭野町福井	土石流
若狭野ⅠⅠ (209000005)	相生市若狭野町若狭野	土石流
若狭野町野々Ⅰ (209000008)	相生市若狭野町入野	土石流
雨内Ⅰ (209000011)	相生市若狭野町雨内	土石流
若狭野ⅡⅠ (209000012)	相生市若狭野町若狭野 赤穂市有	土石流

第2節 自然環境
第1 山間地及び傾斜地

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
小坪Ⅰ (209000013)	相生市相生	土石流
相生3Ⅰ (209000014)	相生市千尋町	土石流
青葉台Ⅰ (209000018)	相生市青葉台	土石流
竜泉町Ⅰ (209000023)	相生市竜泉町	土石流
山手Ⅰ (209000038)	相生市山手1丁目	土石流
旭3Ⅰ (209000048)	相生市旭2丁目	土石流
下土井Ⅱ (209000055)	相生市若狭野町下土井	土石流
相生1Ⅱ (209000057)	相生市相生	土石流
東後明1Ⅱ (209000060)	相生市若狭野町東後明	土石流
矢野町榊Ⅰ (209000074)	相生市矢野町榊	土石流
矢野町金坂1Ⅰ (209000075)	相生市矢野町金坂	土石流
矢野町金坂2Ⅰ (209000076)	相生市矢野町金坂	土石流
小河2Ⅰ (209000083)	相生市矢野町小河	土石流
小河6Ⅰ (209000085)	相生市矢野町小河	土石流
榊川Ⅱ (209000091)	相生市矢野町榊	土石流
榊2Ⅱ (209000092)	相生市矢野町榊	土石流
能下Ⅱ (209000095)	相生市矢野町能下	土石流
菅谷3Ⅱ (209000097)	相生市矢野町菅谷	土石流
下田4Ⅱ (209000102)	相生市矢野町下田	土石流
深山口Ⅱ (209000104)	相生市矢野町小河	土石流
小河3Ⅱ (209000105)	相生市矢野町小河	土石流

第2 堤防及び海岸線

(1) 高潮対策事業の現況 防波堤嵩上工

(平成23年4月1日現在)

水系名	河川名	改修全体流路延長	事業概要
大谷川	大谷川	250m	防潮堤 250m 橋梁 1

(2) 市町別海岸線延長

(単位：km) (平成23年4月1日現在)

市名	市計	建設	運輸	水産	農地
相生市	17.380		17.380		

(3) 県管理港湾の概況

(平成27年4月1日現在)

港名	種別	設立年月日	所在地
相生港	地方	昭30.10.1	相生市

第3 災害時孤立化

孤立化のおそれのある集落

地区名	集落名	想定被害
相生	鯛浜	土砂災害
	坪根	〃
矢野	小河	土砂災害
	中野	〃
	金坂	〃
	釜出	〃
	榊	〃

第3節 防災

第1 自主防災

自主防災組織の組織率

(令和3年4月1日現在)

市名	組織数	組織されている地域の世帯数	管内世帯数	組織率(%)
相生市	54	13,155	13,223	99.49

第2 観測

(1) 地震動の観測施設

ア 気象庁が行う観測

観測場所	測器の種類	
	計測震度計	津波地震観測装置
相生市旭	○	—

※ 各測器はテレメーターにより大阪管区气象台に接続

イ JR西日本が行う観測

観測場所	測器の種類	備考
相生駅	地震指示警報器	神戸支社管内

(2) 雨量の観測施設

コード番号	名称	事務所名	所在地		名称
			郡市	大字	
18R08	矢野	光都	相生	矢野町真広	矢野観測所 (テレメータ)
18R11	相生	〃	〃	旭	相生観測所 (テレメータ)
POTEKA	矢野	-	〃	矢野町真広	矢野小学校
POTEKA	相生	-	〃	旭	相生市役所

第3 通信

(1) 衛星通信ネットワーク衛星系番号表

防災電話のかけ方 (1) 受話器をあげる (2) 相手先をダイヤルする			* 衛星特番は“0”発信の代わり * 県外発信時は、衛星特番の後に都道府県番号が必要
8 7	- × × ×	- × × ×	
(衛星番号)	(地球局番号)	(防災電話/ファクシミリ)	

市 町 村	地球局番号	防災電話番号	衛星ファクシミリ
相 生 市	208	52	61

第4 災害履歴

過去の災害救助法の適用状況

災害発生の年月日	災害の名称	災害の種類	災害救助法適用の市町村数	災害救助法適用の市町村名
昭40. 9. 10 ~17	台風23号・24号及び秋雨前線による豪雨	風水害・高潮	12市41町	神戸市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・三木市・小野市・西脇市・美嚮郡(吉川町)・加東郡(社町・東条町・滝野町)・多可郡(中町・加美町・八千代町・黒田庄町)・加西郡(加西町・北条町・泉町)・加古郡(稲美町・播磨町)・印南軍(志方町)・姫路市・相生市・飾磨郡(夢前町・家島町)・神崎郡(市川町・福崎町・香寺町)・豊岡町・城崎郡(城崎町)・養父郡(養父町)・朝来郡(和田山町・山東町・朝来町)・氷上郡(氷上町・青垣町・春日町・山南町)・市島町・多紀郡(多紀町・丹南町)・洲本市・津名郡(淡路町・北淡町・東浦町・津名町・一宮町・五色町)・三原郡(緑町・三原町・西淡町・南淡町)
昭46. 7. 17 ~18	雷雨による大雨	水 害	1市1町	相生市・揖保郡(御津町)
昭51. 9. 8 ~13	台風17号と前線による豪雨	水 害	6市15町	姫路市・相生市・竜野市・赤穂市・高砂市・飾磨郡(夢前町・家島町)・神崎郡(香寺町)・揖保郡(新宮町・揖保川町・御津町)・太子町・赤穂郡(上郡町)・佐用郡(佐用町・上月町)・宍粟郡(山崎町・一宮町)・加東郡(社町)・豊岡市・城崎郡(城崎町・日高町)

第5 病院

(1) 告示救急医療機関一覧

(平成28年12月1日現在)

名称	所在地	電話番号
半田中央病院	相生市旭3丁目2番地18号	0791-22-0656

(2) 市内病院・診療所一覧

(令和3年11月1日現在)

名称	所在地	電話	科目
医療法人社団天馬会 半田中央病院	相生市旭3丁目2番地 18号	0791-22-0656	外科・整形外科・循環器内科・脳神経 外科・内科・眼科・泌尿器科・放射線 科・麻酔科・リハビリ科
I H I 播磨病院	相生市旭3丁目5番地 15号	0791-22-0380	内科・消化器科・小児科・外科・整形 外科・神経科・耳鼻咽喉科・皮膚科・ 泌尿器科・眼科・放射線科・リハビリ 科・アレルギー科・リウマチ科
相生市民病院	相生市栄町5番地12 号	0791-22-7126	内科・呼吸器科・循環器科・外科・放 射線科・肛門科・乳腺外科
魚橋病院	相生市若狭野町若狭 野235番地26	0791-28-1395	精神科・神経科・神経内科・内科・呼 吸器科・皮膚科・循環器科・放射線科・ リハビリ科・小児科
きょう整形外科医院	相生市向陽台2番地 28号	0791-22-7000	整形外科・リハビリ科・リウマチ科
内藤医院	相生市陸本町16番地 27号	0791-22-0672	眼科
中林内科医院	相生市双葉2丁目17 番地34号	0791-23-5003	内科・小児科
坂尾クリニック	相生市大島町11番地 30号	0791-22-8650	内科・小児科・呼吸器内科・リハビリ 科
半田クリニック	相生市山手2丁目221 番地	0791-22-0068	外科・胃腸科・内科・小児科・婦人科・ 泌尿器科
はぎの内科クリニッ ク	相生市川原町14-3	0791-24-3333	内科・消化器内科・小児科
尾崎内科クリニック	相生市緑ヶ丘3丁目 3-35	0791-24-7070	内科・循環器内科・消化器科内科
瞳クリニック	相生市那波南本町5番 地19号	0791-23-7837	眼科
酒井医院	相生市陸本町1141-4	0791-22-4970	内科

第3節 防災

第5 病院

名称	所在地	電話	科目
耳鼻咽喉科しんりゅうクリニック	相生市本郷町 1-1 相生医療ビル 2F	0791-56-6287	耳鼻咽喉科
みどりクリニック	相生市本郷町 1-1 相生医療ビル 3F	0791-56-6330	内科・精神内科
佐藤泌尿器科	相生市本郷町 1-1 相生医療ビル 3F	0791-56-6345	泌尿器科
みちこクリニック	相生市陸本町 15-21	0791-22-5080	皮膚科
むらせ赤ちゃんこどもクリニック	相生市向陽台 2 番地 18 号	0791-24-7300	小児科・内科
ノア整形外科クリニック	相生市那波西本町 1 番地 14 号	0791-56-5700	整形外科・リハビリ科
栗尾整形外科	相生市山崎町 227 番地 1 号	0791-23-6666	整形外科・内科・リハビリ科・神経内科・リウマチ科

第4節 様式

第1 被害の認定基準

区 分		記 入 内 容
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者 重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 ・重傷者1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 ・軽傷者1ヶ月未満で治療できる見込みの者
住 家 被 害	住 家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位
	全 壊 全 焼	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半 壊 半 焼	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
そ の 他 被 害	田 の 流 失 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
	田 の 冠 水	穂の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑 の 流 失 埋 没 及 び 冠 水	田の例に準じる。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	

第4節 様式
第1 被害の認定基準

区 分		記 入 内 容
そ の 他 被 害	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
公共施設被害	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

第2 市災害対策本部においてとりまとめる被害状況の様式

事 項	例 示
(1) 市災害対策本部の設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風X号の接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第2号配備体制（職員約〇〇名配置）
(2) 気象関係の情報 (雨量、風速等)	梅雨前線豪雨により〇月〇日〇時から〇日〇時までの間に総雨量100ミリに達した。〇日〇時から〇時まで時間雨量20ミリに達し、なお現在豪雨が続いている。（なお今後降り続く見込みである。）
(3) 主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	〇〇川は〇〇地点において、〇〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 〇〇川は、〇〇地点において、〇時ごろ〇mにわたり、決壊し、浸水家屋多数発生、現在消防団員〇〇名が出動し応急復旧作業中。
(4) 主要道路、橋梁の不通状況、 交通機関の不通状況	市道〇〇線は、〇時ごろがけ崩れのため、〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、〇時以降市内のバス交通はすべて中止。
(5) 電力通信関係の情報 (停電状況途絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約〇〇戸が停電中。 〇時以降市役所と〇〇地区間の電話不通。
(6) 水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い、〇〇地区約〇〇戸が断水中。給水車〇台を派遣し緊急給水中。（今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。）
(7) ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止。 復旧の見通しは不明。
(8) 避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理由、 避難世帯数、避難先)	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
(9) 死傷者の発生状況 (人数、原因等、死傷者の氏名、 性別、年齢)	〇時ごろ〇〇において、がけ崩れのため、男〇名が生理めになった。現在地元消防団約〇〇名が出動し救出にあたっている。
(10) 住家の被害の概況 (全壊・全焼・流失・半壊・床上 浸水・床下浸水等の概況原因等)	〇〇川が〇〇地区において溢水し付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、市内の河川が各所で溢水決壊し市内一円にわたって約〇〇戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお今後も増加する見込みである。 （災害救助法適用基準に達するかもしれない。）
(11) 非住家の被害状況 (学校公民館等公共的施設その他 主要な建物の被害状況)	〇時ごろ〇〇小学校の体育館が瞬間最大風速60mの強風により倒壊した。
(12) 市災害対策本部のとした主な 応急対策実施状況	〇〇地区に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川の決壊個所に消防団員約〇〇名を出動させ応急復旧作業中。
(13) 県へ要請事項 (市災害対策本部が応急対策を実施 するための必要資機材の調達あっせ んに関する要請等)	〇〇川が決壊したので、水防用のカマス〇〇袋至急調達して送付してほしい。 〇〇自治会が孤立しているので、カンパン〇〇個を空輸してほしい。 防疫用の薬剤〇〇kg至急調達してほしい。
(14) 災害写真 (フィルム及び説明書添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路堤防の決壊、橋梁の流失、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。

第4節 様式

第3 災害報告様式

第3 災害報告様式

様式 1 (災害概況即報) (市→県)

報告日時	年 月 日 時 分
所 属	相 生 市
報告者名	
電話番号	

災害名 _____ (第 報)

災害の概要	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況										

様式 2 被害状況報告・補助資料（市→県）

市 名	相 生 市	報告者名	課
日 時	月 日	午前・午後	時現在

被害の種別内容	
地区名（河川・線路名）	
被害の規模、概要	
応急対策の実施状況	
備 考	

※市から県民局への初回の報告（災害概況即報）様式は、1、2とする。
 ※市から県民局への2回以降の報告（災害確定報告）様式は、3、4とする。

第4節 様式
第3 災害報告様式

様式 3 災害確定報告1 (市→県)

市 名	相 生 市	報告者氏名	課
-----	-------	-------	---

災 害 名				
災害対策本部	設置	月	日午前・午後 時	
	廃止	月	日午前・午後 時	
避難の状況	勧告・自主避難の別		勧告・自主	
	世帯数			
	人員			
	避難場所			
	避難開始		月	日午前・午後 時
	避難終了		月	日午前・午後 時
避難勧告・指示を発した地区名				
避難勧告・指示を発令した時刻		月	日午前・午後 時	
避難勧告・指示を発令した時刻		月	日午前・午後 時	

消防職団員の出動状況	消防職員	出 動 間	月 日 ~ 月 日
		出動延人員	人
	消防団員	出 動 間	月 日 ~ 月 日
		出動延人員	人

被害区分		単位	単 位	
人的被害	死 者			
	行方不明者			
	負傷者	重 傷		
		軽 傷		
住家被害	全 壊	棟		
		世帯		
		人		
	半 壊	棟		
		世帯		
		人		
	一 部 破 損	棟		
		世帯		
		人		
	床 上 浸 水	棟		
世帯				
人				
床 下 浸 水	棟			
	世帯			
	人			
非住家被害	公共建物	棟		
	倉庫、土建、草類等	棟		

様式 4 災害確定報告2 (市→県)

市 名	相 生 市	報告者氏名	課
-----	-------	-------	---

被害区分		単位	被害状況			
そ の 他 の 被 害	がけ崩れ	箇所				
	文教施設	箇所				
	病院	箇所				
	道路	決壊	箇所	冠水	箇所	
	橋梁	流出	箇所	破損	箇所	
	河川	箇所				
	砂防	箇所				
	港湾	箇所				
	漁港	箇所				
	清掃施設	箇所				
	鉄道不通	箇所				
	被害船舶	隻				
	水道	戸				
	電話	回線				
	電気	戸				
	ガス	戸				
	ブロック塀等	箇所				
	田	流出・埋没	ha			
		冠水	ha			
畑	流出・埋没	ha				
	冠水	ha				

被害区分	単 位
り災世帯数	世帯
り災者数	人
火災発生	建物 件
	危険物 件
	その他 件
公立文教施設	千円
農林水産施設	千円
公共土木施設	千円
その他公共施設	千円
小 計	千円

農産被害	千円
林産被害	千円
畜産被害	千円
水産被害	千円
商工被害	千円
その他被害	千円
被害総額	千円

第4節 様式

第3 災害報告様式

① 人の被害

地区 区分		総数	地区	地区	地区	地区	地区	地区
死者								
行方不明者								
負傷者	重傷							
	軽傷							
計								

(注) 別に、それぞれの区分毎に、住所、氏名、年令、職業（児童、生徒等については学校等の名称、学年）、世帯主の氏名、原因、当時の状況、収容先、負傷の程度等を調査のこと。

② 住家の被害

地区名 区分			合計		地区	地区	地区	
			損害見積額 (推定) 千円	棟戸世帯 数数数員				
住家の被害	棟数	全壊・全焼						
		半壊・半焼						
		一部被損						
	戸数世帯数及び人員	全壊・全焼	戸数					
			世帯					
			人員					
		半壊・半焼	戸数					
			世帯					
			人員					
	一部被損	戸数						
		世帯						
		人員						
合計		棟数						
		戸数						
		世帯						
		人員						

③ 土木関係
・公共土木施設被害

所別	区分	県 工 事					市 工 事				合計	
		河川	海岸	砂防	橋梁	計	河川	〇〇	〇〇	〇〇		計
		箇所	金額									
〇	〇		千円									
〇	〇											

(注) 直轄工事も別枠で記入

・港湾公共土木施設被害

所別	区分	県 工 事		市 工 事	
		箇所	被害額	箇所	被害額
			千円		千円

(注) 直轄工事は別枠で記入

・その他の港湾施設被害

事業主体又は 管理主体	種 別	被 害 状 況	被 害 額
	上給水の施設その他		千円

・都市計画施設被害

事業主体 管理主体	街 路		公 園 等		下 水 道		都市排水施設		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
		千円		千円		千円		千円		千円

第4節 様式

第3 災害報告様式

・下水道施設被害

施設名	施設の数	被害数	被害額(千円)
管路	m	m	
ポンプ場(マンホールポンプ含む)	箇所	箇所	
処理場	箇所	箇所	

④農林水産関係

・一般被害

	栽培面積	被害面積 又は箇所数	減収見込量	被害金額
(1)農業被害				千円
(2)林業被害				
(3)水産業被害				

・農林水産業施設被害

	事業主体	被害箇所数 被害面積等	減収見込量	被害金額
(1)農地 農業用施設				千円
(2)林業用施設				
(3)漁港施設				
(4)共同利用施設				

・農林水産業関係公共土木施設被害

種別	事業主体	被害箇所	被害金額
(1)漁港			千円
(2)林地荒廃防止施設			

⑤建築関係

・公営住宅被害

事業主体	団地名・数・所在地	被害戸数・被害状況	被害額
相生市			千円

⑥商工関係

・中小企業(大企業)関係被害

市 名	区 分	被 害 状 況					備 考
		計	A	B	C	D	
相 生 市	商 業	企 業 数					
		被 害 金 額					
		被 害 件 数					
	工 業	企 業 数					
		被 害 金 額					
		被 害 件 数					
	そ の 他	企 業 数					
		被 害 金 額					
		被 害 件 数					
	計	企 業 数					
		被 害 金 額					
		被 害 件 数					

⑦福祉・保健関係

・水道施設被害

種 別	事 業 主 体	施 設 名	被 害 状 況	被 害 額
上 水 道				千円

・清掃施設被害

種 別	事 業 主 体	施 設 名	被 害 状 況	被 害 額
し 尿 処 理				千円
ご み 処 理				

第4節 様式

第3 災害報告様式

・医療施設被害

種 別	事 業 主 体	施 設 名	被 害 状 況	被 害 額
感 染 症 施 設				千円
簡 易 水 道				
一 般				
精 神				
結 核				

・社会福祉施設等被害

種 別	事 業 主 体	施 設 名	被 害 状 況	被 害 額
生 活 保 護 施 設	県 相生市 民 間			千円
児 童 福 祉 施 設				
身 体 障 害 者 更 正 援 護 施 設				
知 的 障 害 者 援 護 施 設				
老 人 福 祉 施 設				
婦 人 保 護 施 設				

⑧ 教育関係

・市立学校（大学を除く。）被害

被害 学校 名	被 害 状 況									
	建 物						土地被害 金額	工作物被害 金額	設備被害 金額	被害金額 計
	要 新 築		要 補 修		計					
	全 壊		半 壊		大 破 以 下		面 積	金 額		
面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額					

(注) 報告部数は文部科学大臣あて、兵庫県教育長あての各1部を提出のこと。

・私立学校被害

校 種	校 名 (校 数)	被 害 状 況	被 害 額
			千円

・文化財、社会教育施設被害

施設名					建物								土地			設備		工作物		被害額合計	備考			
名称	設置年月日	独立・併置の別	建物延面積(m ²)	構造区分	全壊		半壊		大破		中破以下		被害額小計	被害量＝延面積＝ 単価	被害品目	被害程度及面積	被害額	被害工作物の種類	被害額					
					被害面積(m ²)	単価	被害面積(m ²)	単価	被害面積(m ²)	単価	被害面積(m ²)	単価												
合計																								

(備考) 「独立・併置別」の欄中、併置の場合は、備考欄にどの施設に併置されているか明記すること。

その他記入上の注意

- 1 市立社会教育施設の範囲について
市立の公民館、図書館等の社会教育施設とする。
- 2 被害区分を図示した配置図、各被害施設の平面図及び被害の状況写真を添付すること。

・指定重要文化財の被害

種別	文化財の名称	所在地	管理者名	被害状況	被害見積額	備考

⑨ その他

設置者	施設名(施設数)	被害状況	被害額
相生市	庁舎及びこれに類する施設その他		千円

・その他の被害状況

設置者	事業種類	被害状況	被害額
相生市	〇〇事業関係		千円

第4節 様式

第3 災害報告様式

- ・ 公共施設等の被害状況
道路の不通状況

路線名	被災箇所	被災状況	迂回路	開通 (予定) 月日	備考

- ・ 交通機関の被害状況 (不通状況)

機関名	被災箇所	被災状況	開通 (予定) 月日	備考
相生市 (J R)				

- ・ 電力施設の被害状況 (停電状況)

管 轄	市 名	停電の状況	復旧 (予定) 日	備考
相生市 (関西電力)				

- ・ 通信施設の被害状況 (電話不通状況)

管 轄	電話不通状況	復旧 (予定) 月日	備考
相生市 (N T T)	<p>市内回線</p> <p>〇〇電話局 〇〇回線 〇〇 " 〇〇 "</p> <p>市外回線</p> <p>〇〇 〇〇 〇〇 〇〇</p>		

- ・ ガス施設の被害状況

管 轄	市 名	ガス供給停止状況	復旧 (予定) 日	備考

- ・ 水道施設の被害状況

市 名	給水停止状況	復旧 (予定) 日	備考
相生市 (西播磨水道企業団)			

第4 災害証明申請書様式

災害証明申請書

平成 年 月 日

相生市長 あて

申請者 (窓口に来られた方)	住所	
	氏名	(印)
	災害との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ()	
災害者	住所	
	氏名	
災害年月日	平成 年 月 日	
災害場所	相生市	
災害物件	<input type="checkbox"/> 住家	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 所有者住所 () <input type="checkbox"/> 貸家 所有者氏名 ()
	<input type="checkbox"/> 非住家	
	<input type="checkbox"/> その他	
災害原因		

第4節 様式

第4-1 被災証明申請書様式

第5節 相生市防災関係法規

相生市防災会議条例

昭和38年7月1日
条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、相生市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成12年3月27日〕)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相生市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(一部改正〔平成24年9月5日〕)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 西はりま消防組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 西播磨水道企業団の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者

第5節 相生市防災関係法規

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は35人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(一部改正〔昭和48年9月29日・49年10月1日・58年3月31日・平成24年9月5日・25年3月14日・28年3月25日〕)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 関係地方行政機関の職員

(2) 兵庫県の職員

(3) 市の職員

(4) 関係指定公共機関の職員

(5) 関係指定地方公共機関の職員

(6) 学識経験のある者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(一部改正〔平成24年9月5日〕)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年9月29日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年10月1日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月5日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の相生市防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項第9号の規定により、平成26年6月30日までに任命された委員の任期は、新条例第3条第7項の規定にかかわらず平成26年6月30日までとする。

附 則(平成25年3月14日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

相生市災害対策本部条例

昭和38年7月1日
条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、相生市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成8年3月21日・24年9月5日〕)

(職務権限)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもつて充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(追加〔平成8年3月21日〕)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(繰下〔平成8年3月21日〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月21日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月5日)

この条例は、公布の日から施行する。

相生市災害対策本部設置要綱

昭和38年10月15日
訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、相生市災害対策本部条例(昭和38年条例第22号)第5条の規定に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成22年3月26日〕)

(副本部長等及び本部員)

第2条 副本部長は、副市長をもつて充てる。

2 本部長の命を受け、災害対策本部の円滑な運営に資するため、防災監を置く。

3 本部員は、次の職にある者をもつて充てる。

- (1) 各部長
- (2) 会計管理者
- (3) 議会事務局長
- (4) 市民病院事務局長
- (5) 教育長
- (6) 教育次長
- (7) 部長相当職
- (8) 西はりま消防組合相生消防署長

(一部改正〔昭和42年4月1日・43年4月1日・45年6月9日・46年4月1日・48年4月1日・55年4月1日・57年4月1日・59年3月31日・61年7月1日・62年3月31日・平成5年3月31日・18年3月7日・6月30日・19年3月28日・21年3月31日・22年3月26日・25年3月29日・令和3年9月30日〕)

(本部会議)

第3条 本部長、副本部長、防災監及び本部員で本部会議を構成する。

2 本部会議は、次に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

- (1) 水防その他の緊急措置に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害時の応急教育対策に関すること。
- (4) 配備態勢の決定に関すること。
- (5) その他災害応急対策の実施並びに調整に関すること。

(一部改正〔平成21年3月31日〕)

(本部室、部並びに班)

第4条 本部に本部室及び次の部を置く。

第5節 相生市防災関係法規

- (1) 企画総務部
- (2) 財務部
- (3) 市民生活部
- (4) 健康福祉部
- (5) 建設農林部
- (6) 救護部
- (7) 協力部

2 相生市災害対策教育部本部は、教育部とする。

3 本部室及び各部に別表第1に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。ただし、教育部については教育長の定めるところによる。

4 本部室長、副本部室長及び部長、副部長並びに班長は別表第1に掲げる職にある者をもつて充てる。

5 班員は、別表第1に掲げる担当課等に所属する職員をもつて充てる。

(一部改正〔昭和41年4月20日・43年4月1日・48年9月25日・49年6月1日・51年4月21日・53年4月1日・55年4月1日・57年4月1日・59年3月31日・61年7月1日・62年3月31日・平成2年3月30日・9年3月28日・12年3月31日・13年3月30日・15年3月31日・18年3月7日・22年3月26日・25年3月29日・12月20日・令和3年9月30日〕)

(本部連絡員)

第5条 各部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は各部長のそれぞれ指名するものをもつて充てる。

3 本部連絡員は、各部所管の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告し、及び本部からの連絡事項を各部に伝達する。

4 本部連絡員は、本部室の設置されている場所に常駐する。

(一部改正〔昭和61年7月1日〕)

(配備態勢)

第6条 本部室長及び各部長は、本部長の命に基づき、次の各号の区分により班員を配置する。

ただし、教育部については、教育長の定めるところによる。

(1) 第1号配備態勢(発令基準は、別表第2による。)

災害発生のおそれがあるが、その時間、規模等推測困難な段階及び小規模の災害が発生した場合において、少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる態勢。

(2) 第2号配備態勢(発令基準は、別表第2による。)

中規模の災害の発生が予想される段階及び中規模の災害が発生した場合において、所属人員の2割から5割までの人員を配備し、防災活動にあたる態勢。

(3) 第3号配備態勢(発令基準は、別表第2による。)

大規模の災害の発生が予想される段階及び大規模の災害が発生した場合において、所属人員全員を配備し、防災活動の万全を期する態勢。

2 本部長は、前項の配備態勢の必要がなくなつたときは、直ちに解除するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、相生市地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和38年10月15日から施行する。

附 則(昭和41年4月20日)

この訓令は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和42年4月1日)

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日抄)

1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、従前の規定により交付された辞令は、第13条の改正規定により交付されたものとみなす。

附 則(昭和43年11月30日)

この訓令は、昭和43年12月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年6月9日)

この訓令は、昭和45年6月9日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年9月25日)

この訓令は、昭和48年9月25日から施行する。

附 則(昭和49年6月1日抄)

1 この訓令は、昭和49年6月1日から施行する。ただし、機構改革に伴う職名等の改正部分については、昭和49年5月1日から適用する。

附 則(昭和51年4月21日)

この訓令は、昭和51年4月21日から施行する。ただし、機構改革に伴う職名等の改正部分については、昭和51年4月1日から適用する。

第5節 相生市防災関係法規

附 則(昭和52年4月21日)

この訓令は、昭和52年4月21日から施行する。

附 則(昭和52年5月31日)

この訓令は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則(昭和53年1月17日)

この訓令は、昭和53年1月17日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年1月11日)

この訓令は、昭和54年1月11日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日抄)

1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日抄)

1 この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年7月1日)

この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年7月1日)

この訓令は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年6月30日)

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日抄)

第1条 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日抄)

第1条 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日抄)

第1条 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日抄)

第1条 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月7日)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日抄)

第5節 相生市防災関係法規

第1条 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月27日)

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

相生市水防協議会条例

昭和56年3月31日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき設置する、相生市水防協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成12年3月27日・17年12月6日・24年3月6日〕)

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員13人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

6 前項の委員は、再任されることができる。

(一部改正〔平成9年3月28日〕)

(招集)

第3条 会長は、協議会を招集しその議長となる。

(定足数及び表決)

第4条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(一部改正〔平成25年3月14日・12月12日〕)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会に諮り市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第2号)の一部を、次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成9年3月28日)

この条例は、平成9年5月1日から施行する。

第5節 相生市防災関係法規

附 則(平成12年3月27日抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月6日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月6日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月14日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月12日抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第6節 災害時相互応援協定

相生市における災害時相互応援協定一覧【分類毎】

令和3年12月21日現在

【行政間】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	兵庫県広域消防相互応援協定	S63.08.01	県下全市町・組合	災害時応援活動
2	兵庫県自治体病院開設者協議会初動時相互応援に関する協定	H08.01.16	兵庫県・神戸市等 25病院開設者	医療救護チームの派遣 患者受入
3	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H08.04.01	姫路市・たつの市・赤穂市等 11市町	物質、資機材の斡旋・提供、 職員の派遣、被災者の受入
4	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H08.04.01	北海道砂川市・岩手県一関市・赤穂市等 25市区町	物質、資機材の斡旋・提供、 職員の派遣、施設の提供
5	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10.03.16	兵庫県、県下全市町各水道事業所	応急給水・復旧作業 作業に必要な資機材の搬出
6	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17.09.01	兵庫県・県下全市町・組合	資機材等の提供・斡旋、職員の派遣、中間処理実施、 処理業者の斡旋
7	兵庫県及び市町相互の災害時応援協定	H18.11.01	兵庫県・県下全市町	資機材・物資等の提供・斡旋、 職員の派遣 被災者の受入
8	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20.07.31	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置
9	播磨広域防災連絡協定	H24.05.29	姫路市・加古川市・たつの市・高砂市・赤穂市・宍粟市等 15市町	物質・資機材の斡旋、提供、 職員の派遣
		H24.08.30	小野市・西脇市・三木市・加東市・加西市・多可町が加入 21市町	
10	近畿地方整備局「災害時等の応援に関する申し合わせ」	H24.10.17	近畿地方整備局	車両、災害対策用機械等、 通信機器等貸付、職員（専門家）の派遣
11	災害時相互支援協定	H26.05.24	高知県須崎市	食料・医療等の物資及び資機材の提供、職員の派遣、 被災者児童の受入、ボランティアの斡旋等

第6節 災害時相互応援協定

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
12	災害の協力に関する覚書	R03.01.22	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	国道2号線等の災害時の対応を円滑化する相互応援

【支援物資】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	緊急時における生活物資確保に関する協定	H10.06.30	生活協同組合コープこうべ	生活物資の確保・提供(パン、飲料水、ローソク、タオル、毛布等30品目)
2	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H18.12.20	マックスバリュ西日本(株)	食品・物資・施設・価格情報の提供
3	災害時における物資供給に関する協定	H24.04.26	セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベッド等
4	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H31.03.28	株式会社カワベ	生活物資の確保

【災害支援】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	災害時における相生市と相生市郵便局との相互協力に関する協定	H11.09.01	相生郵便局 市内特定郵便局	被災状況等の情報提供 災害弱者の情報提供、対応災害救助法適用時における災害特別事務の取扱い 災害時の広報
2	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.05.24	相生建設業協会	建設資機材等の提供
3	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.07.24	マリンスポーツ財団 マリスクラブ相生	資機材の提供操縦者の派遣
4	災害対策用支援機材に関する協定	H20.04.01	ハリマホームガス(株)	緊急炊き出し用機材の提供
5	災害時における応急救助活動の協力に関する協定	H20.07.31	兵庫県自動車整備振興会(西播西支部相生ブロック)	資機材の提供 車両の緊急整備・応急処置
6	災害時に係る情報発信等に関する協定	H24.10.01	ヤフー	避難情報の掲載、キャッシュサイトによる負荷軽減
7	災害時における臨時災害放送局開設に関する協定	H25.03.27	兵庫県 エヌエイチケイアイテック	兵庫県内における災害発生時の臨時災害放送局開設
8	播磨広域連合協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.05.31	姫路市・相生市・加古川市・赤穂市等21市町 日本郵便(株)近畿支社	災害時における相互協力
9	災害時におけるLPガスの	H26.03.25	兵庫県LPガス協会	物資(LPガス)調達・供給

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
	供給に関する協定		西播西支部相生地区 会	
10	災害時における応急対策業務に関する協定	H27. 07. 16	兵庫県電気工事工業 組合西播支部相生地 区	災害時における応急対策業 務(電気工事)
11	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28. 10. 01	播磨地域連携協 議会(明石市を除 く12市9町)と 兵庫県行政書士会	災害時(災害救助法第2条 が適用された場合)におけ る被災者支援のための行 政書士業務
12	災害時における燃料供給等に関する協定	H31. 03. 28	相生石油組合	災害時の燃料等の優先供給
13	災害時における飲料水の提供に関する協定	R02. 04. 01	コカ・コーラボトラ ズジャパン(株)	自販機飲料の提供
14	災害時における飲料水の提供に関する協定	R02. 04. 01	ヤスダ産業(株)	自販機飲料の提供
15	災害時における飲料水の提供に関する協定	R02. 04. 01	あすかコーポレーシ ョン(株)	自販機飲料の提供
16	災害時における物資等の輸送に関する協定	R02. 09. 14	赤帽兵庫県軽自動車 運送協同組合	物資等の輸送に必要な軽貨 物自動車の提供
17	避難所等情報提供に関する協定	R02. 09. 25	三井住友海上火災保 険株式会社姫路支店	市民や市に訪れた観光客に 市内の最新の避難所等の情 報を提供
18	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	R03. 02. 15	一般社団法人兵庫県 トラック協会	食料品や生活必需品などの 救援物資の輸送支援
19	災害時における連携協力に関する協定	R03. 12. 21	兵庫県弁護士会	被災者に対する弁護士によ る相談

第7節 災害に係る住家の被害認定

令和3年3月内閣府作成「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」より抜粋

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

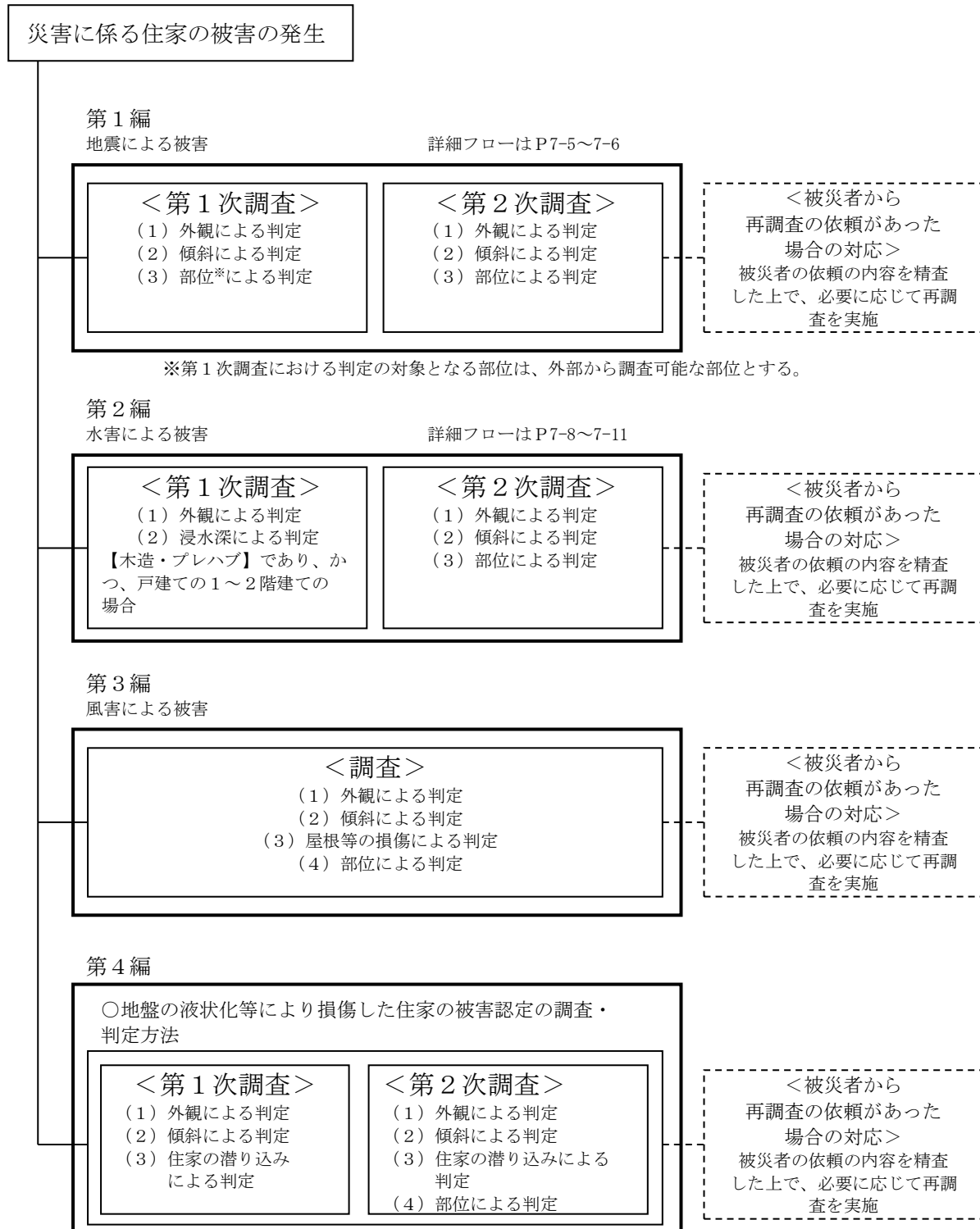
「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

第7節 災害に係る住家の被害認定

半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

＜参考＞被害認定の流れ



＜地震等による被害＞

地震による被害とは、地震により、地震力が作用することによる住家の損傷及び地震に伴う液状化、斜面崩壊、亀裂等の地盤被害による住家の損傷をいう。

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する（調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる）。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部位に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

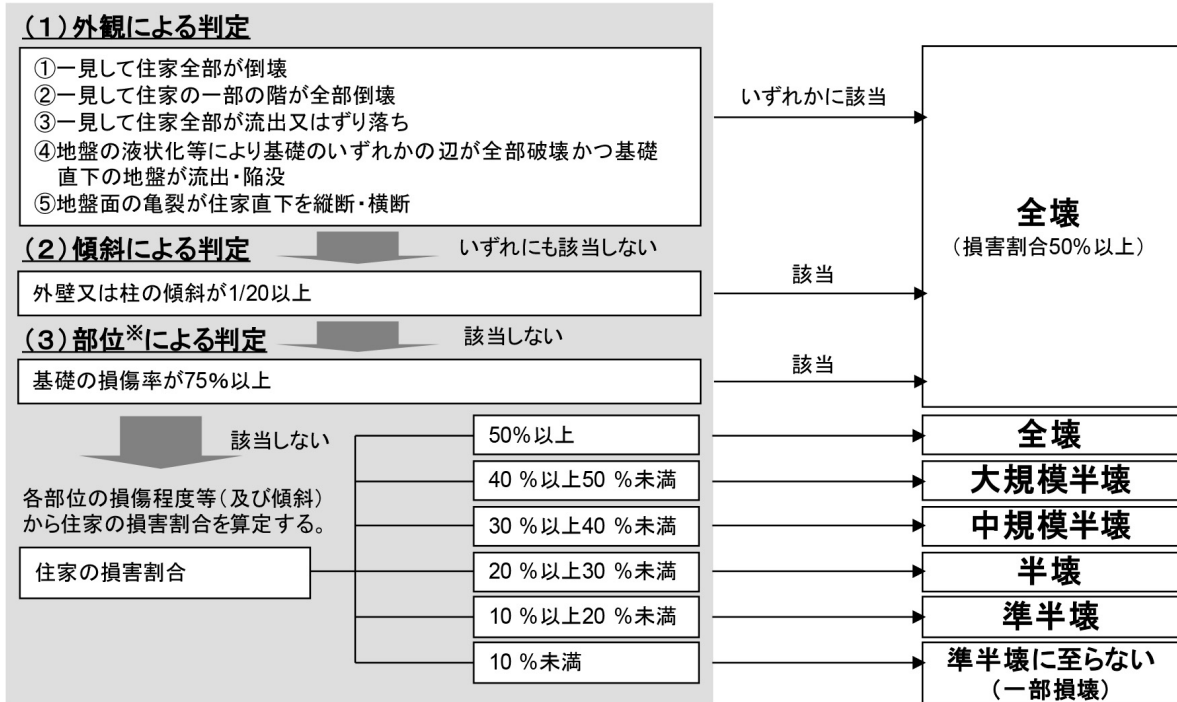
なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

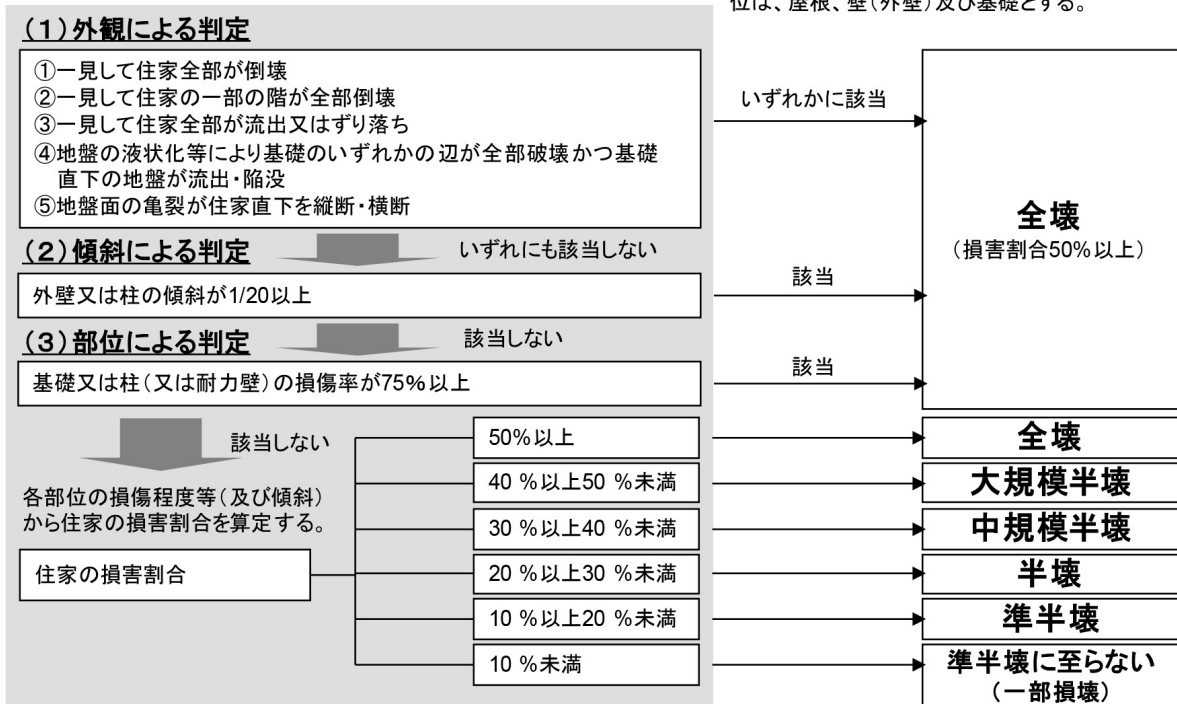
また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>

【第1次調査】



【第2次調査】

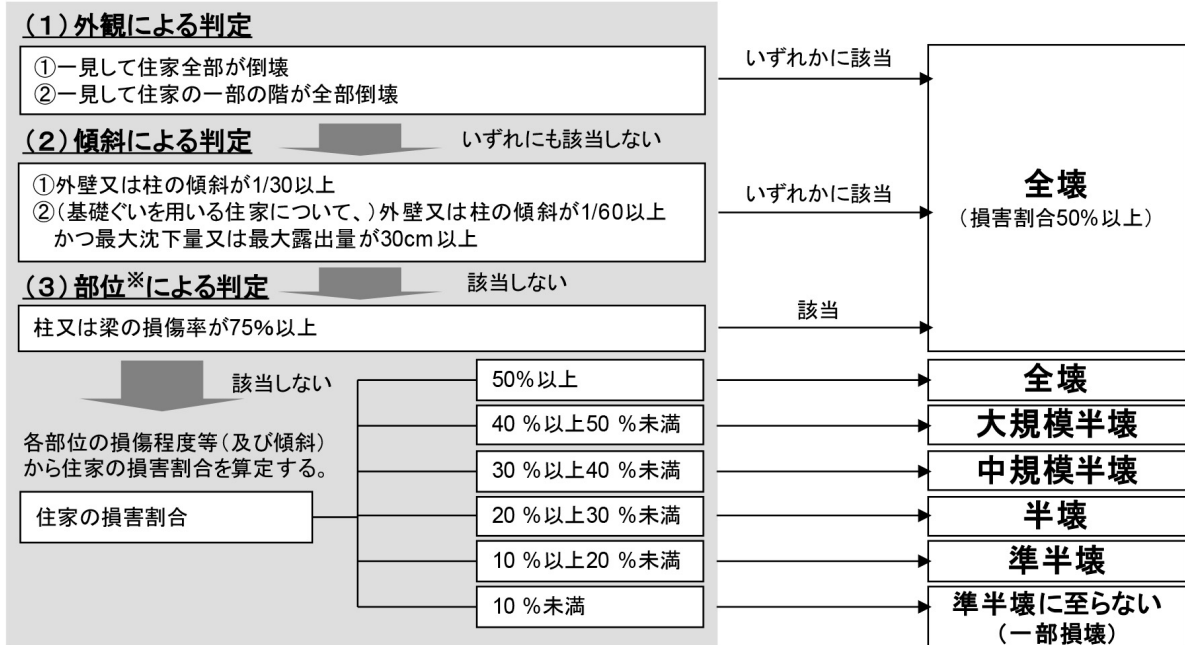


【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

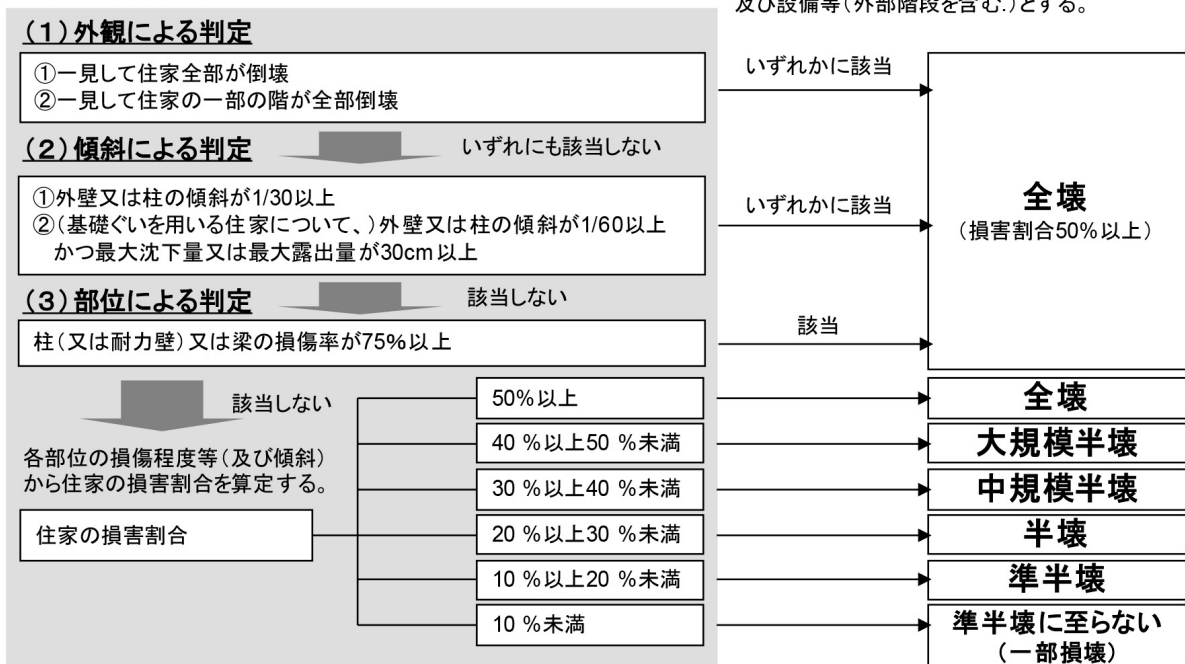
<被害認定フロー（地震による被害 非木造）>

【第1次調査】



※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱(又は梁)並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等(外部階段を含む。)とする。

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

＜水害による被害＞

水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。

ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

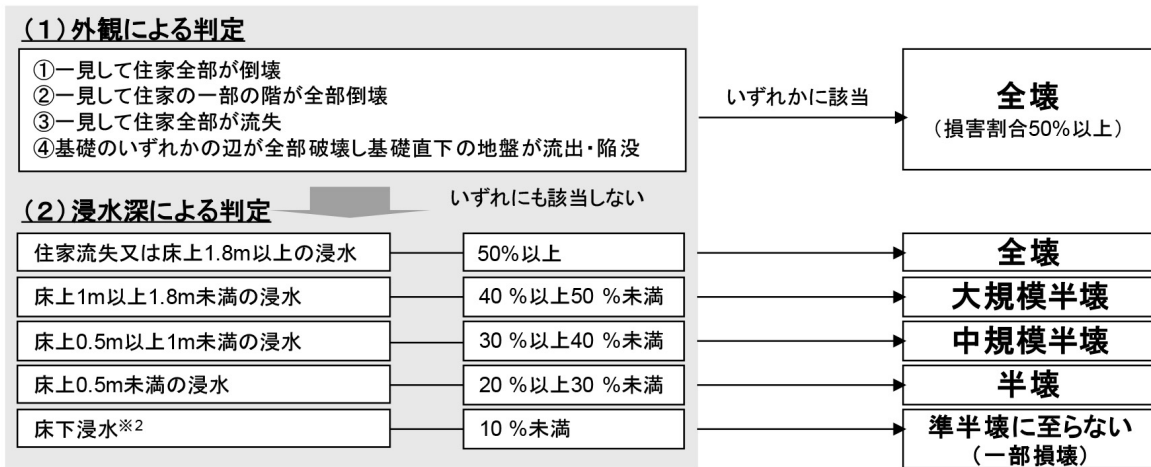
第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に様に堆積している場合には、「液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

<被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）>

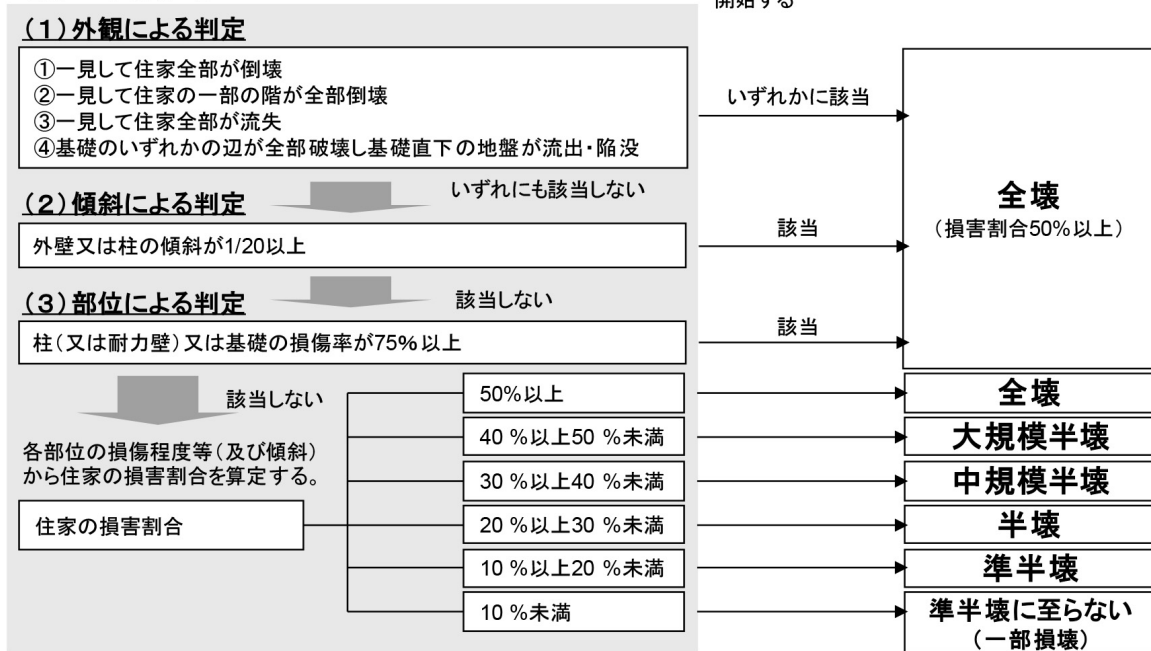
戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生している場合



【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(※)戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する



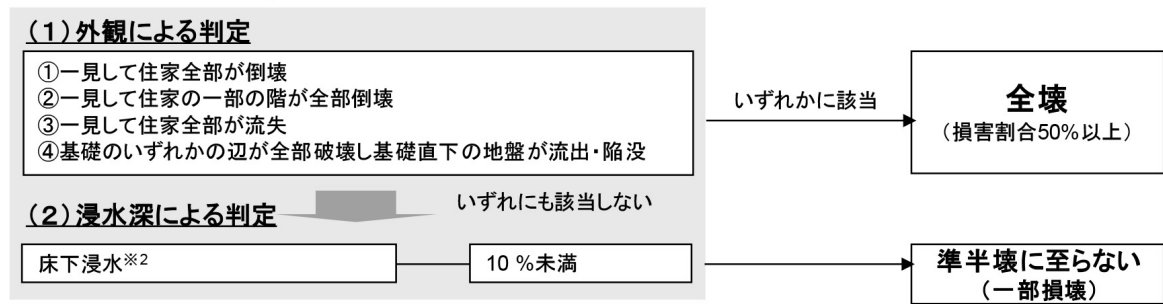
【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

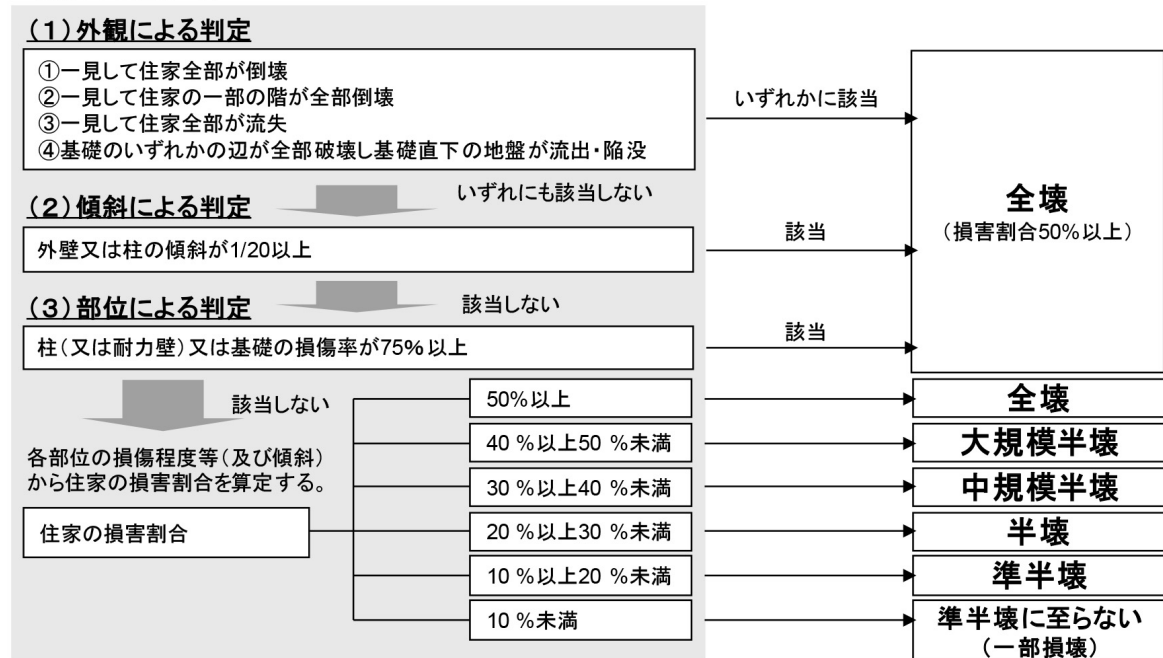
※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。
 ※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生していない場合



(1)(2)いずれにも該当しない場合又は被災者から申請があった場合

【第2次調査】



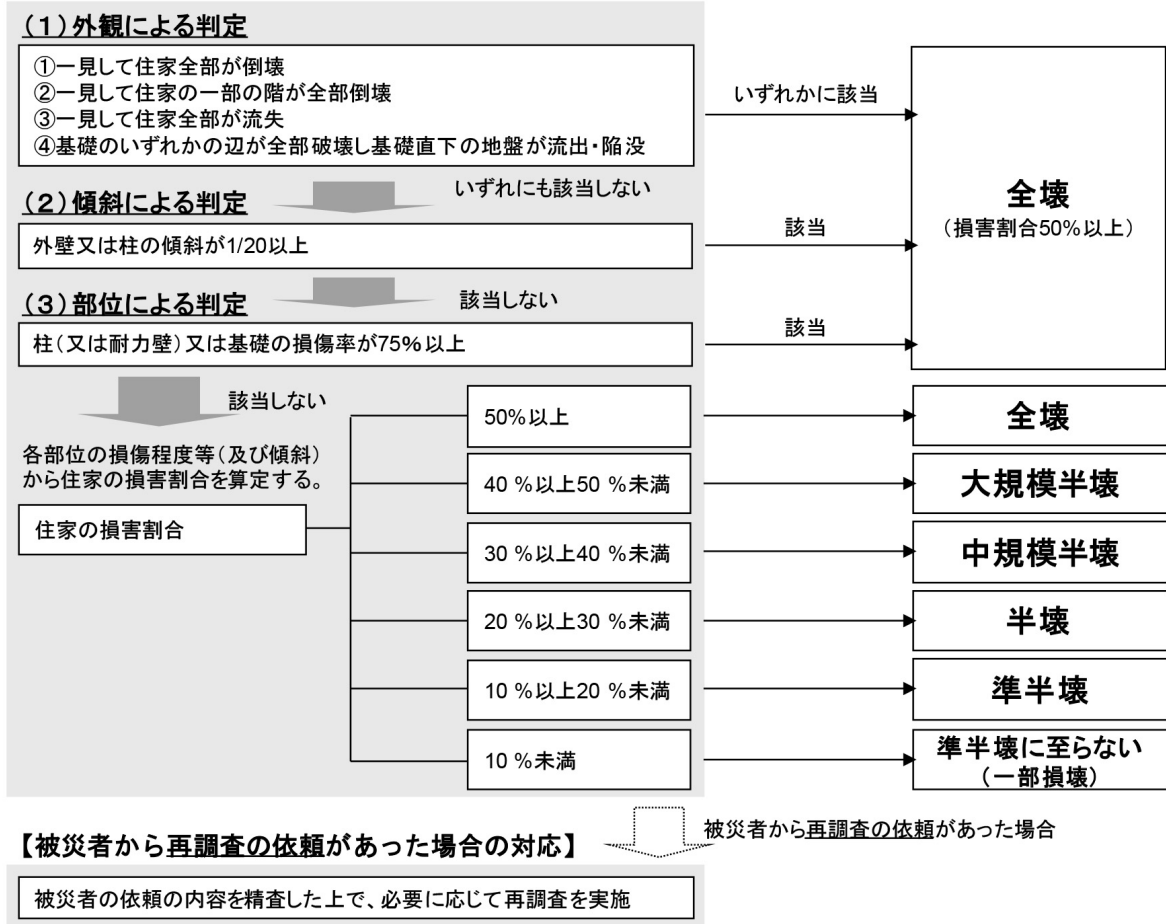
【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施
 ※再調査では第2次調査(3)部位による判定を中心に実施する

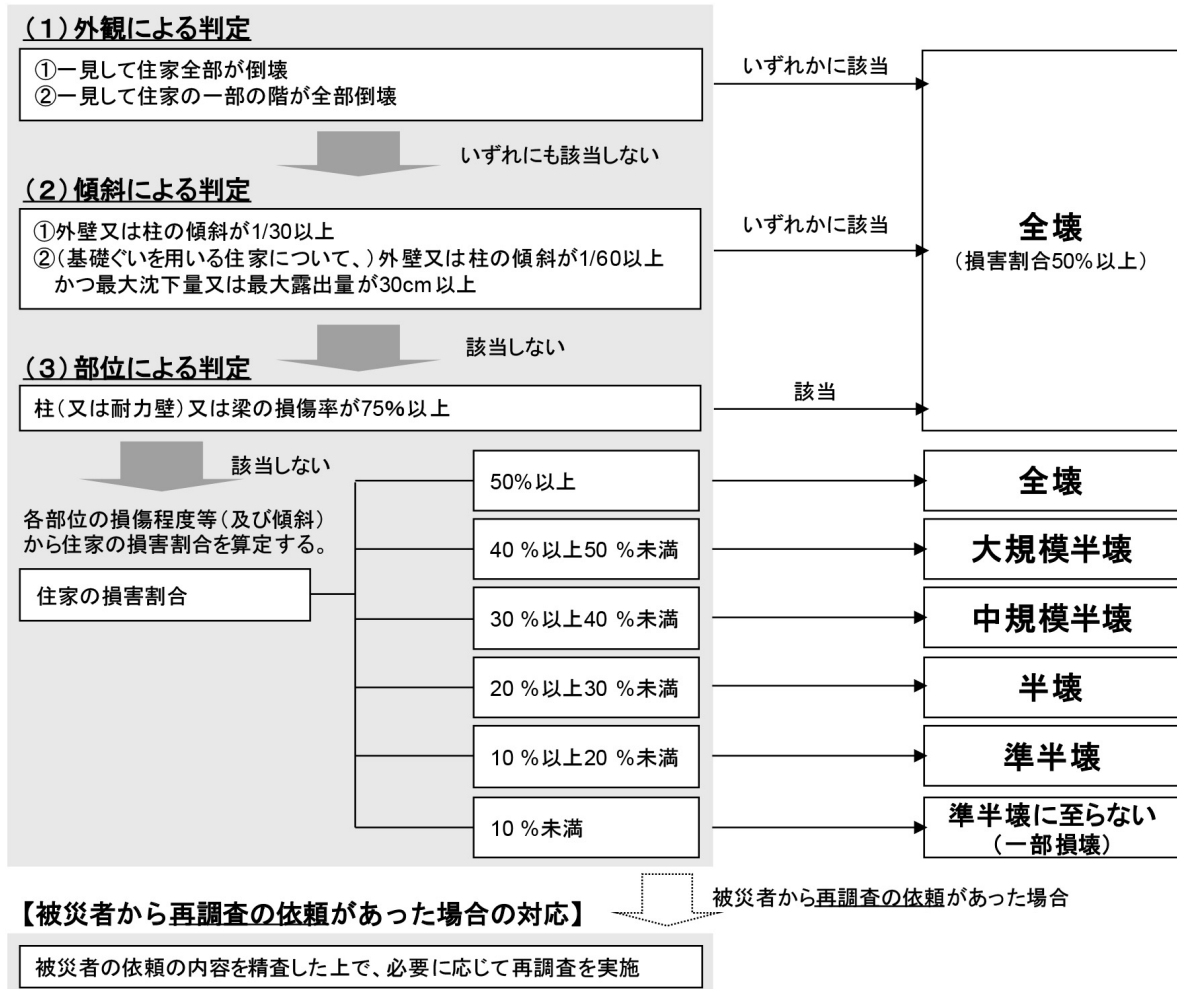
- ※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷をいう。
- ※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

【調査】 戸建ての1～2階建てでない場合



<被害認定フロー（水害による被害 非木造）>

【調査】



第8節 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請依頼書

●● 第 年 月 日 号

兵庫県知事

様

相生市長

印

自衛隊災害派遣について（要請）

標記のことについて、下記のとおり要請いたします。

記

1. 災害の状況及び派遣要請する理由
 災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
2. 派遣を希望とする期間
 年 月 日（ ） 時から
 年 月 日（ ） 時まで
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
 1 区 域
 2 活動内容
4. 要請責任者の職氏名
 職 名
 氏 名
5. 災害派遣時における特殊遂行整備又は、作業種類
 1 特殊携行装備
 2 作 業 種 類
6. 派遣地への最適経路
7. 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに、標識又は、誘導地点及び標示
 1 連 絡 場 所
 2 現 場 責 任 者
 3 そ の 他

自衛隊の災害撤収要請依頼書

●● 第 年 月 日 号

兵庫県知事

様

相生市長

印

自衛隊の撤収について（要請）

月 日付●●第 号をもって要請した派遣部隊については、迅速適切な活動により、目的を達することができましたから、下記のとおり撤収を要請いたします。

記

1. 撤収要請依頼日時
年 月 日 () 時 分
2. 派遣要請依頼日時
年 月 日 () 時 分
3. 撤収作業場所
4. 派遣部隊人員等
人員約 名
5. その他必要な事項

第9節 災害救助法による災害救助基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は次のとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を得て知事が定める基準により実施するものとする。

災害救助法による救助の基準

(令和元年10月1日現在)

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急住居の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型応急住宅) 5,714,000円以内 (賃貸型応急住宅) 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

第9節 災害救助法による災害救助基準

区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊産婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり イ ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円以内 ロ 半壊（焼）に準ずる程度の損壊を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合 10%以上 20%未満とする。
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会の届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 215,200 円以内 小人 (12 歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生前 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

第9節 災害救助法による災害救助基準

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時 保 存 死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1体当たり5,400円以内 検 査 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保管にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理得 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第10節 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県航空機使用管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第9条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

- (3) 有効性 消防防災ヘリコプターによる活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に三次救急医療機関（三次小児救急病院を含む。）又は災害拠点病院へ搬送する必要がある場合で、消防防災ヘリコプターによる搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 県内の三次医療機関への傷病者の転院搬送

県内の三次救急医療機関（三次小児救急病院を含む。）へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

キ 臓器の緊急搬送

(社) 日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律の規定に基づき摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が塔乗できる場合

ク その他救急活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応が困難と認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出

山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救出が困難で、空中からの要救助者の救出が必要と認められる場合

エ その他救助活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 火災防御活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ウ その他火災防御活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 情報収集活動

ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集

上記(1)から(3)の救急活動、救助活動、火災防御活動のうち、別表第 1 の出動区分が第 1 出動に区分される事案で、消防防災ヘリコプターによる活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合

イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）

消防組織法第 40 条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認められる場合

ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）

火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合

エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案

上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、消防防災ヘリコプターによる情報収集活動の必要があると認められる場合

オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合

(5) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(通常時における緊急運航)

第 4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下、「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第 1 号）をファクシミリ等により提出するものとする。

2 前項の要請は、消防防災航空隊において受理するものとする。

3 消防防災航空隊の隊長（以下、「隊長」という。）は、第 1 項に規定する要請の区分に応じ、次のとおり対応するものとする。

(1) 別表第 1 の出動区分で「第 1 出動」に該当する要請の場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。

(2) 別表第 1 の出動区分で「第 2 出動」に該当する要請の場合は、消防課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

第10節 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請

(災害対策本部等設置時における緊急運航)

第5 災害対策本部又は災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下、「災害時要請者」という。）が、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 関係)

要 請 区 分		出動区分
1	救急活動	
	ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送	第 1 出動
	イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送	第 1 出動
	ウ 傷病者の緊急搬送	第 1 出動
	エ 別表第 2 に規定する三次医療機関への傷病者の転院搬送	第 1 出動
	オ エ以外の高次医療機関への傷病者の転院搬送	第 2 出動
	カ 高速道路上での事故	第 1 出動
	キ 臓器の緊急搬送	第 2 出動
	ク その他	第 2 出動
2	救助活動	
	ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助	第 1 出動
	イ 高層建築物火災における救助	第 1 出動
	ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出	第 1 出動
	エ その他	第 2 出動
3	火災防御活動	
	ア 林野火災等における空中からの消火活動	第 1 出動
	イ 消防隊員、消防資機材等の搬送	第 2 出動
	ウ その他	第 2 出動
4	情報収集活動	
	ア 緊急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集	第 1 出動
	イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）	第 1 出動
	ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）	第 2 出動
	エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案	第 1 出動
	オ その他広範囲な被害状況調査等	第 2 出動
5	災害応急対策活動	
	ア 被災状況等の調査	第 2 出動
	イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送	第 2 出動
	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動	第 2 出動
	エ その他	第 2 出動
6	その他	
	ア 他府県からの航空応援要請による災害活動	第 2 出動
	イ 同一災害に対する複数機による災害活動	第 2 出動
(備考)		
第 1 出動：緊急運航の要請を受けた場合に即時に行う出動		
第 2 出動：緊急運航の要請を受けた場合に防災監が必要と認めて指示する出動		

別表第2

区分	医療機関名
救命救急センター	兵庫県災害医療センター
	神戸市立医療センター中央市民病院
	県立尼崎総合医療センター
	兵庫医科大学病院
	県立西宮病院
	県立加古川医療センター
	県立姫路循環器病センター
	製鉄記念広畑病院
	公立豊岡病院（但馬救命救急センター）
	県立淡路医療センター
三次的機能病院	神戸大学医学部附属病院
	県立柏原病院
特殊専門病院	県立こども病院

※ただし、次に掲げる要件を満たす場合に限る。

- ① 医師が同乗すること
- ② 救急自動車を使用する場合と比べ、搬送時間が30分以上短縮できること

(様式第2号)

報告日 年 月 日

緊急運航活動報告書

消防防災航空隊長 様

業務指揮者

印

事案番号：													
業務区分		要請区分		機体		出動番号		災害区分		活動区分			
災害発生		年 月 日 ()				要請元覚知		年 月 日					
発生場所						事前通報							
要請機関						本要請		年 月 日					
災害概要													
出動年月日		年 月 日 ()				気象：		風向：		風速： m/s		警報・注意報：	
出動隊員		操縦：				整備：				救助：			
時間経過		出動	現場到着	機内収容	搬送開始	引き継ぎ	終了引揚	帰隊	要請～出動		出動～現着		
飛行時間		火災	救助	救急	その他	活動時間	火災	救助	救急	その他			
活動概要													
撤水消火			救出救助			救急搬送			情報収集				
時間	回	ℓ	時間	回	人	時間	回	人					
使用資器材													
着陸場所													
特定行為		ヘリTV実施											
備考													

傷病者情報													
日付							出動番号						
氏名				性別			年齢			生年月日			
住所							連絡先						
主訴				傷病名				疾病分類			程度		
既往歴				現病歴				通院医療機関					
搬送元病院							担当医師						
搬送先病院							担当医師						
時間経過	現着～				搬送時間			引継ぎ場所					
	搬送開始							引継ぎ隊					
航空隊処置内容													
救命処置内容													
観察経過													
JCS		GCS			血圧		呼吸		脈拍		体温		
		E V M					/分		/分		℃		
SPO2酸素投与	状態	心電図	瞳孔			顔貌	皮膚	麻痺	痙攣	嘔吐			
% L			左 mm	右 mm									
四肢変形	出血		創傷			熱傷		その他					
搭乗者情報													
区分	所属			氏名			搭乗場所		降機場所				
特記事項													

兵庫県航空機使用管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 航空機の使用及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、情報収集活動、災害応急対策活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事するために消防課に設置する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟を図るために独自に行う訓練をいう。

第2章 運航管理

(総括管理者)

第4条 航空機の運航管理の総括は、防災監が行い消防課長が補佐する。

(運航管理責任者)

第5条 航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）が掌理する。

(航空機に搭乗する者の指定)

第6条 隊長は搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第7条 消防防災業務の指揮は、業務指揮者が行う。業務指揮者には、兵庫県消防防災航空隊の副隊長（以下「副隊長」という。）をもって充てる。ただし、副隊長が航空機に搭乗しないときには、隊長が航空機に搭乗する隊員の中から、業務指揮者を指定する。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、隊長の航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(航空業務計画)

第 8 条 隊長は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画を定めなければならない。

2 航空業務計画は、消防防災ヘリコプター年間航空業務計画（様式第 1 号）とする。

(運航基準)

第 9 条 航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高次医療機関への重篤患者の搬送など。

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の捜索並びに救助、救出など。

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動、人員及び資機材の搬送、伝達広報など。

(4) 情報収集活動

火災、救急、救助事案等に伴う情報収集活動全般（被害状況調査を含む）。

(5) 災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

(6) 広域航空消防防災応援活動

近隣府縣市等との航空消防防災応援協定等による相互応援活動

(7) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など。

(8) 訓練のための活動

(9) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日の出から日没までの間とする。

(緊急運航)

第 10 条 緊急運航とは、前条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、第 8 条に規定する運航計画に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

3 隊長は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中であっては通常運航を中断し、緊急運航に移行する旨を業務指揮者に指示しなければならない。

4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定める。

(情報連絡及び報告)

第 11 条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく隊長に報告しなければならない。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第 2 号）を作成し、隊長に報告しなければならない。

第 3 章 使用手続

(使用計画)

第 12 条 航空機を使用しようとする者（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ）は、原則として 1 月末日までに翌年度の使用予定について消防防災ヘリコプター使用計画書（様式第 3 号）を作成し、防災監に提出しなければならない。

(使用申請)

第 13 条 航空機を使用しようとする者は、使用する月の前々月の末日までに、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第 4 号）を作成し、防災監に申請するものとする。

2 訓練等参加申請の場合は、消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第 5 号）を作成し、防災監に申請するものとする。

3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

4 防災監が指定した臨時発着場以外の場所を離着陸に使用するとき、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

(使用承認)

第 14 条 防災監は、前条の使用申請があった場合、その使用目的、飛行内容、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めるときは承認するものとする。

2 防災監は、前項により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第 6 号）又は消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第 7 号）を申請者に交付するものとする。

第 4 章 補則

(事故の報告)

第 15 条 業務指揮者は、航空機に搭乗し消防防災業務に従事中、航空機の事故が発生した場合は、その状況を隊長に報告しなければならない。

2 隊長は、業務指揮者から航空機の事故発生を報告を受けた場合には、直ちに防災監に事故に関する報告を行わなければならない。

(備付簿冊)

第 16 条 隊長は、運航管理に必要な記録簿を備えなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるほか、航空機の使用及び管理に必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和 55 年 7 月 15 日施行）は廃止する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

災害派遣用航空機及び資機材の能力基準

1 航空機

(1) 兵庫県消防防災ヘリコプターの輸送力基準

	機 種	定 員	全備重量	最大巡航速度
ひょうご	川崎式 BK 117 C-2型	11人	3,585 kg	246 km/h

2 航空機

航空機の輸送力基準

	機 種	搭乗可能人員	搭載可能物資	備 考	
陸上自衛隊	OH-6 ヘリコプター	2+2	340 kg		
	UH-1H "	2+11	1,100	スリング 1,600 kg	
	CH-47J "	3+55	8,500	" 12,700 ホイスト 272	
	LR-1 探 察 機	2+5	670		
海上自衛隊	ヘリコプター	HSS-2B 哨戒機	5~6	700	ホイスト 272
		SH-60J 哨戒機	3~4	1,000	スリング 1,000 ホイスト 272
		UH-60J 救難機	8~10	1,500	スリング 1,000 ホイスト 272
		S-61A 救難機	17~19	1,000	スリング 1,000 ホイスト 272
		MH-53E 掃海・輸送機	35	12,000	スリング 8,000 ホイスト 272
	固定翼機	P-3C 哨戒機	16	2,000	
		YS-11M 輸送機	40~42	4,000	
		US-1A 救難飛行艇	16	6,000	
航空自衛隊	C-130 輸 送 機	92	19,870		
	C-1 輸 送 機	60	8,000		
	YS-11 "	40~42	4,000		
	V-107 ヘリコプター	2+26	2,900		
	Mu-2 救 難 機	—	—	搜索救難専用	

注 1 とう乗可能人員及びとう載可能物資は、いずれか1つの場合とする。
 2 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によって基準以下となる。

第 1 1 節 業務継続計画

令和 3 年修正



災害対策業務継続計画

平成29年3月

相生市

目 次

第1章 計画の趣旨	11- 1
第2章 想定災害と業務継続への影響	11- 3
第3章 優先業務及び継続すべき通常業務	11- 4
第4章 業務継続のために必要な対策	11-10
第5章 非常時優先業務の選択	11-12
(1) 災害応急対策業務	11-12
(2) 通常業務（平時から担っている業務）	11-24

第1章 計画の趣旨

第1節 背景と位置付け

平成20年12月の中央防災会議において、全ての中央省庁での業務継続計画の策定が報告を受けたことに伴い、内閣府から、平成22年4月には「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」が公表され、各自治体においても災害発生に備えた業務継続計画の策定が求められてきた。

しかしながら、消防庁によると、平成25年8月現在での市町村における業務継続計画の策定状況は、策定済みがわずかに13%にとどまっており、近年災害が頻発していることも踏まえると、未策定の市町村において、業務継続計画の策定は急務となっている。そのような中、地方公共団体の業務継続計画の策定及び改善に資することができるように、内閣府から、平成27年5月には「市町村のための業務継続計画作成ガイド」が公表されたところである。

相生市においては、今後30年以内に、海溝型地震である南海トラフ地震が70%程度、また、内陸型地震の山崎断層帯地震（主部北西部）が0.09~1%の確率で発生すると予想されている。これらの地震は市内において最大震度6弱が想定されており、甚大な被害をもたらすものと考えられている。

市ではこれらの地震における被害想定（兵庫県実施）を基に、災害時に市民の生命や財産を守るため、市や防災関係機関が実施すべき予防から復興に至る業務を総合的に示した相生市地域防災計画を策定し防災対策を推進しているところである。

しかし、大地震による市庁舎の被災や、職員の参集困難などの理由により、地域防災計画に定める十分な災害対応ができないことも考えられる。また、災害発生時の応急、復旧業務に加え、通常業務のうち中断できない、又は中断しても早期に回復する必要がある業務を、災害時優先業務として業務を継続する必要がある。このため、以下の対応方針により業務継続の対応を策定するものである。

第2節 基本方針

市は、大規模災害時においても市民の生命・財産・経済活動等を守ることが重要な任務であり、その機能を継続するため、下記の方針に基づいて業務継続を図る。

- (1) 大規模災害での被害を最小限に止めるために、相生市地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の機能が一時停止することによる、市民生活や経済活動等への支障を最小限に止めるため、被災時にも中断が許されない通常業務（災害応急対策業務以外で平時から行っている市の業務）の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の業務継続を図るために、市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な要員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保に努める。

第3節 本計画の対象事象

- (1) 本計画の前提となる災害対象は、被害が市全域に及ぶことにより、業務継続に重大な支障を伴うと考えられる、「山崎断層地震、南海トラフ地震」を対象とする。
なお、これら以外の地震については、本計画に準拠して対応するものとする。また、風水害、事故災害その他の危機事象が発生した場合でも、他に適用できるマニュアル等がなければ、できる限り本計画を参考に実施可能な事項を行うものとする。
- (2) 本計画の対象組織は、市長部局及び庁内各機関とするが、所属する各部局においても本計画の運用を踏まえて部局の実施要領等を作成するものとする。
- (3) 発災時期が執務時間内、執務時間外により本計画のうち初動業務は変わってくるが、職員が一部しか登庁できない状況や庁内にて多くの職員が被災し、職務遂行可能な人員に制限がある場合にとるべき行動は相生市職員防災マニュアルにより定められているので発災時期は特定しないこととする。

第4節 他の計画等との関係

市では、市民の生命、身体等へ被害を及ぼす事象に対処するために、相生市職員防災マニュアルを災害初動期の応急対応の指針として定めているほか、相生市地域防災計画を作成している。

これらの計画等は、市の各部局において行うべき災害発生初期の対応項目や対応行動を定めており、これらの対応行動等が確実に実行されることが本業務継続計画の基本であり出発点である。そのため、継続的に国や県の防災計画、業務継続計画、市の地域防災計画、相生市職員防災マニュアル等との整合を図るとともに、必要に応じ修正を行うものとする。

防災計画との関係は次のとおりである。

項目	防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
策定組織	相生市防災会議	市長
行政の被災	行政の被災は、特に想定しない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害時応急対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）	非常時優先業務（応急対策業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）
計画期間	予防から応急対策、復旧・復興までの期間	発災から災害応急対策が概ね完了するまでの期間（約1か月）
視点	行政の個別の被害想定はされていないので、対応すべき対策を漏れなく記載	行政自体にも甚大な被害があることを前提とし、非常時の優先業務をあらかじめ絞り込む。

第2章 想定災害と業務継続への影響

本業務継続計画で対象とする地震は、山崎断層帯地震及び南海トラフ地震であるが、地震による震度予測（兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会）の最大値は 共に震度6弱となっており、本計画においては、便宜的に南海トラフ地震を想定したものとする。

想定被害の概要は以下のとおりである。

第1節 市内の災害概要（南海トラフ地震：冬早朝5時）

	災害概要
人的被害	死者約 216 人（揺れ：3 人、津波：212 人） 負傷者約 263 人（揺れ：111 人、土砂災害：1 人、津波：151 人）
建物被害	全壊棟数 85 件（揺れ：51 件、液状化：8 件、火災：2 件、土砂災害：6 件、津波：18 件） 半壊棟数 1,271 件（揺れ：533 件、液状化：276 件、土砂災害：14 件、津波 448 件）
避難者	建物被害（全壊・消失・半壊）による避難者数 1,096 人

出典：「兵庫県被害想定結果について」（兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会）

第2節 市の業務資源の被害

（1）人的被害

市職員数（平成 29 年 1 月 1 日現在）は、臨時職員を含み全職員 335 人（市内 223 人、市外 112 人）であり、全体の想定被害から、死亡者は 1～2 名、負傷者は 10 名以内と想定するが、建物倒壊等により発災直後に参集できない職員は 40%に達する可能性がある。また、勤務時間中に発災した場合で、庁舎の被害が甚大な場合には、業務に従事可能な職員の一部が、発災後しばらくは職員の救出救護に当る可能性が高いため、応急対応業務に従事できない可能性がある。また、甚大な建物被害に伴う庁舎の職員の一部は、精神的にしばらくは業務従事が困難となる可能性もある。

（2）建物

市庁舎 1・2・3 号館については、市長室や議会、災害対策本部等の市の重要機能のほか、職員の約 1/2 以上が働く事務室となっている。耐震化工事は施工している状況にあるものの、これらの建物が倒壊等により使用不能となる可能性があり、業務の継続が困難となることが想定される。現在代替施設は確保されておらず、使用不能となった場合の情報通信設備等の移設先確保についても未定である。また、これ以外の市の施設についても代替手段は定まっていない。

（3）執務環境

仮に地震による建物倒壊を免れた場合でも、紙ベースの資料、パソコンの保存データの一部が損傷するなどの被害が発生する可能性が高い。また、電力の供給が停止したり、通信環境が不通となった場合は業務継続に大きな影響が出ると考えられる。

第3章 優先業務及び継続すべき通常業務

第1節 災害時における相生市の責務

災害時において、相生市は、第一に、無政府状態や指揮者不在(不明)の状況を回避しなければならない。そのために、職員の確保や指揮命令系統の確立、また、そのための施設・設備環境の確保(初動業務)に努め、次いで応急復旧対策業務を直ちに実施しなければならない。これらの進め方については、相生市職員防災マニュアルや相生市地域防災計画で定めており、業務資源が抑制される中では、これらの初動業務や災害応急対策業務を、多くの平常時の業務より優先させることが必要である。そのため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の支障にならない範囲で業務を実施する。

一方で、災害発生直後の初動業務の実施以後は、災害応急対策以外の市民生活や経済活動に関わる行政ニーズへの対応も重要となり、市における通常業務の継続または早期回復に努める必要がある。

以上により、災害時における相生市の責務とは、以下の3種類の事務・業務に対して、限られた人的・物的資源を集中的に投入し、もって大規模災害時にも市民の生命・財産・経済活動等を守ることであると考ええる。

- (1) 行政組織として機能させるための事務
- (2) 災害応急対策業務
- (3) 通常業務のうち特に継続実施が不可欠な業務

第2節 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務

災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。非常時優先業務は、災害対策業務と優先継続業務の大きく2つに分けられる。

ア 災害対策業務

地域防災計画では、市、県、国及び企業等の関係機関が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害対策業務」とする。該当する業務は、地域防災計画で市が担当する業務のうち『相生市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画』で挙げられている業務すべてと、『相生市地域防災計画 第4編 災害復旧計画』で挙げられている業務の一部である。

イ 優先継続業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るための観点から、災害時においても継続が必要な業務を本計画では「優先継続業務」とする。



(2) 業務の優先区分

災害時に行う各対策部及び各課の業務すべてを、下記のA～Dの優先区分に分類する。A、B、C1、C2が災害時に行う非常時優先業務の優先順位となる。Dに該当する業務については一定期間休止・延期とする。

◆業務の優先区分

必要度		内容
非常時 優先 業務	A 〔災害対策業務〕	○災害発生時に <u>最優先</u> に行わなければならない業務 ○地域防災計画の「災害応急対策計画」で挙げられている業務のうち ① 被災者の生命、健康、生活、財産に重大な影響がある業務 ② 災害時対応のための意思決定に必要な業務 (例) 避難所の設置 対策本部の設置 等
	B 〔災害対策業務〕	○災害発生時に <u>優先</u> に行わなければならない業務 ○地域防災計画の「災害応急対策計画」で挙げられている業務のうち ① Aに該当しない業務 (例) 災害対策関係予算に関する業務 職員の災害補償に関する業務 等
	C1 〔優先継続業務〕	○従来どおり継続しなければならない業務 ① 市民の安全確保に直結する業務 ② 中断により市民の生活や市経済に甚大な支障を生ずる業務 ③ 中断により、国、県、他市町の業務に重大な影響を与える業務 ④ 中断により市の信用が大きく失墜する業務又は本来業務に重大な支障を伴う業務 (例) 報道機関との連絡に関する業務 清掃施設の管理運営に関する業務 等
	C2 〔優先継続業務〕	○取り扱いの方法等を変更(縮小)し対応できる業務 ① C1に該当しない業務 (例) 渉外及び交際に関する業務 工事の検査に関する業務 等
D 〔休止業務〕	○通常業務のうち、休止・延期する業務 ① 一定期間(1ヶ月程度)先送りすることが可能な業務 ② 災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務 (例) 職員研修 地域懇談会 等	

第3節 優先業務等の基準

第1節で挙げた3分類の業務を念頭に、発災後の時間軸に沿った活動段階を次のように、発災後の時間により(1)から(4)までに分類して設定した。

(1) 発災～2時間程度(初動業務実施時期)

発災直後、業務対応能力を確保するために参集者(組織)がまず行うべき事務を手順に従い実施する段階

(2) 発災後2時間～1日程度(最優先業務実施時期)

全庁的な災害応急対策業務を集中的に実施する段階

(3) 発災後1日～3日程度(優先業務実施時期)

発災後1～3日以内の活動開始が求められる各部局の初期災害応急対策業務と災害応急対策業務に不可欠となる各部局の通常業務を順次稼働させてく段階

(4) 発災後3日～1か月(継続業務実施時期)

上記以外の各部局の災害応急対策業務と各部局で優先的に復旧していく通常業務等を順次稼働させてく段階

(1)から(4)までの実施する業務の基準は次表のとおりである。

(1) 発災～ 2時間程度 (初動業務実施時期) 参集者(組織)がまず 行うべきこと	行政組織として機能させるための事務
	①職員・来庁者の救助・搬送、職員の安否確認、被災状況の把握、参集確認、指揮命令系統確立 ②執務室の安全確認・保全措置、インフラ(特に電力)の確保・復旧 ③災害時の情報基盤(ネットワーク、業務関係システム)等の復旧など 相生市職員防災マニュアル、組織別初期活動項目、非常事態での初動体制により対応

	災害応急対策業務	通常業務 (平時から担っている業務)
(2) 発生後2時間 ～1日程度 (最優先業務実施時期)	①全庁的な災害応急対策業務 ②災害対策本部の確立・運営、報道対応 ③被害情報の収集・伝達体制の確立 ④救助・救急活動に関すること ⑤消防・自衛隊との連絡・調整 ⑥避難所の開設など 『相生市職員防災マニュアル組織別(班別)初期活動項目』により対応 『相生市地域防災計画第3編災害応急対策計画』により対応	通常業務はなし
(3) 発災後1日 ～3日程度 (優先業務実施時期)	以下の観点から発災後1～3日以内の活動開始が求められる各部署の初期災害応急対策業務 ①遅延により、市民や事業者に重大な被害が発生する業務 ②遅延により、他の防災対応機関に、重大な活動支障が発生する業務 『相生市職員防災マニュアル組織別(班別)初期活動項目』により対応 『相生市地域防災計画第3編災害応急対策計画』により対応	以下の観点から発災後1～3日以内の活動開始が求められる又は災害応急対策業務に不可欠となる各部署の通常業務 ①市民の安全確保に直結する業務 ②中断により市民の生活や市経済に甚大な支障を生ずる業務 ③中断により、国、県、他市町の業務に重大な影響を与える業務 ④中断により市の信用が大きく失墜する業務、または本来業務に重大な支障を伴う業務
(4) - 1 発生後3日 ～2週間程度 (継続業務実施時期)	災害応急対策業務 上記以外の、各部署の災害応急対策業務 『相生市地域防災計画(震災対策編) 第3編 災害応急対策計画』により対応	通常業務 (平時から担っている業務) 上記以外の、各部署で優先的に復旧していく通常業務
(4) - 2 発災後2週間 ～1か月程度 (継続業務実施時期)	災害応急対策業務 上記以外の、各部署の災害応急対策業務 『相生市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画』により対応	通常業務 (平時から担っている業務) 職員その他の資源の回復を見て、各部署で順次復旧していく通常業務

第4節 業務継続計画の実施方法

発災直後の初動業務については、相生市職員防災マニュアルにより、その後に実施すべき業務のうち災害応急対策業務については、相生市地域防災計画により実施するものとし、通常業務のうち継続して実施する必要がある業務は、相生市災害対策業務継続計画(職員の40%が登庁困難となった場合の業務継続の方法)を基本とし、登庁困難者の規模により優先順位を定め、実施するものとする。

第4章 業務継続のために必要な対策

第1節 業務資源の確保対策

災害時においても通常業務のうち継続して実施する必要がある業務に従事可能な職員及び執務場所(室)等を確保するために、平常時及び災害時において以下の対応を実施する。

(1) 職員の確保

本計画の想定地震は、震度6弱に該当するため、職員配備体制は3号配備となり、全職員が相生市職員防災マニュアルに基づき、所定の行動をとることとなる。この場合、発災後1日以内には職員の90%が参集できるものと推定するが、初動業務や応急対策業務に継続的に従事しなければならず、数日間は交代要員の確保も容易でないことが予想されるため、職員は可能な限り休憩をとり、業務継続に耐えられるよう努める。

災害対策本部が設置された場合は、総務課は継続すべき業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、代替職員を配置する。また、県や近隣自治体からの応援、OB・OGの活用を含め、職員等の不足を補うための代替方策を検討する。

(2) 庁舎の確保

ア 使用可能と想定される建物

- ・建物への立ち入りの可否を判断するために財政課は、建物の安全性を確認し、災害対策本部に報告する。
- ・危険な箇所が発見された時は、財政課は、職員を安全な場所へ避難させるとともに、立ち入りを制限する。
- ・建物に被害が発生した場合は、財政課は職員等の安全や業務継続への支障度が大きい箇所を優先して応急修理を実施する。

イ 使用不能と想定される建物

- ・アと同様の事項を実施する。
- ・建物が使用不能と判定された場合には、総務課は、代替施設への機能移転を図る。
(代替施設の第1候補) 総合福祉会館

(3) その他の業務資源確保

最優先業務等の実施時期において、停電時は、照明、情報システム、パソコン、プリンタ等の利用が困難となり、外部からの電力供給が再開するまで業務が停止すると考えられる。そのため、応急対策業務実施に必要な業務資源である電力の確保のため自家発電機等による自力確保を前提に整備を図ることとする。

第2節 今後の課題（平常時に実施すべき対策）

当市においては、業務継続計画を実施するため、以下の項目について早急に方針を定め、順次対策を実施する必要がある。

- (1) 庁舎の耐震化
- (2) 庁舎が使用不能となった場合の移転計画の策定
- (3) 情報システム等の耐震・耐水対策
- (4) 職員等の不足を補うための代替方策の検討
- (5) オフィス什器等の転倒防止対策
- (6) インターネットや情報システムが利用できない場合を想定した手作業等による代替方法の検討
- (7) 発災に備えた初動行動、応急対策行動等の継続的な研修、訓練

第5章 非常時優先業務の選択

非常時優先業務を特定するため、全ての業務を洗い出し、市民の生命・生活及び財産の保護を継続すべき業務の選択を行った。

この結果、各担当の分掌業務は次のとおりとする。

（1）災害応急対策業務

ア 本部室

室長：防災監

副室長：危機管理課長

（ア） 防災班

総務課長

危機管理課

総務課

分掌概要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 本部の設置及び廃止に関すること	A	●	→	→	→	→
2 本部会議に関すること	A	●	→	→	→	→
3 被害状況及び被害応急対策実施状況の取りまとめに関する こと	A	●	→	→	→	→
4 配備態勢、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること	A	●	→	→	→	→
5 自衛隊その他関係機関への要請に関すること	A	●	→	→	→	→
6 災害救助法の適用申請に関すること	B		●	→	→	→
7 市議会及び県への報告に関すること	A	●	→	→	→	→
8 防災会議に関すること	A	●	→	→	→	→
9 災害用電話連絡の確保に関すること	A	●	→	→	→	→
10 現地災害対策本部に関すること	A	●	→	→	→	→
11 災害関連総合相談窓口に関すること	A	●	→	→	→	→
12 隣保館及び地域施設の被害調査並びに災害応急対策の実施 に関すること	A	●	→	→	→	→
13 地域にかかる情報の収集及び連絡に関すること	A	●	→	→	→	→
14 その他災害応急対策全般の調整に関すること	A	●	→	→	→	→

イ 企画総務部

部長：企画総務部長
副部長：企画広報課長

- (ア) 企画総務班
企画広報課長
企画広報課
定住促進室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事	A	●	→	→	→	→
2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関する事	B	●	→	→	→	→
3 外国人対策に関する事	A	●	→	→	→	→
4 西播磨水道企業団との連絡調整に関する事	A	●	→	→	→	→
5 国、県関係災害視察者等の連絡に関する事	A	●	→	→	→	→
6 本部長及び副本部長の被災地視察に関する事	A	●	→	→	→	→
7 災害功労者のほう賞に関する事	B	●	→	→	→	→
8 一般見舞客の応接に関する事	A	●	→	→	→	→
9 応急避難及び警報の伝達に関する事	A	●	→	→	→	→
10 災害情報の収集及び伝達に関する事	A	●	→	→	→	→
11 報道機関との連絡及び広報活動に関する事	A	●	→	→	→	→
12 国県等災害陳情に関する事	A	●	→	→	→	→
13 部長の特命事項に関する事	A	●	→	→	→	→

ウ 財務部

部長：財務部長
 副部長：会計管理者

(ア) 財務総務班
 財政課長
 財政課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と 実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること	A	●	→	→	→	→
2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること	B	●	→	→	→	→
3 工事箇所の防災及び応急対策の指示に関すること	A	●	→	→	→	→
4 市有財産の被害調査に関すること	B	●	→	→	→	→
5 災害用公用自動車の配車及び運行に関すること	A	●	→	→	→	→
6 災害救助用車両の運行経路に関すること	A	●	→	→	→	→
7 災害救助用物品の調達に関すること	A	●	→	→	→	→
8 災害関係費の予算措置に関すること	B		●	→	→	→
9 部長の特命事項に関すること	A	●	→	→	→	→

(イ) 調査班
 税務課長
 税務課
 徴収対策室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と 実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 土地及び家屋の被害調査に関すること	A	●	→	→	→	→
2 被災者台帳及び被災証明に関すること	A	●	→	→	→	→
3 災害に関する市税の減免に関すること	B		●	→	→	→

- (ウ) 出納班
出納室長
出納室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 見舞金及び義援金の収入に関する事	B			●	→	→
2 災害費支出の審査及び支払いに関する事	B			●	→	→
3 災害対策用物資の検収に関する事	A		●	→	→	→

エ 市民生活部

- 部 長：市民生活部長
副部長：市民課長

- (ア) 市民生活総務班
市民課長
市民課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事	A	●	→	→	→	→
2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関する事	A	●	→	→	→	→
3 応急救助用食糧の調達及び斡旋に関する事	A	●	→	→	→	→
4 主食配給の特別措置に関する事	A	●	→	→	→	→
5 炊出し箇所の指定及び炊出し従事者の出動要請その他炊出しに関する事	A	●	→	→	→	→
6 災害に伴う住民の実態把握に関する事	A	●	→	→	→	→
7 災害に伴う死体埋火葬許認可に関する事	A	●	→	→	→	→
8 部長の特命事項に関する事	A	●	→	→	→	→

(イ) 地域振興班
 地域振興課長
 地域振興課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 災害にかかわる市民からの申出の受付と内外に対する連絡に関すること	A	●	→	→	→	→
2 中小企業者の災害特別融資に関すること	B		●	→	→	→
3 商工業の被害調査及び応急対策に関すること	A	●	→	→	→	→

(ウ) 環境班
 環境課長
 環境課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 死体の措置に関すること	A	●	→	→	→	→
2 災害時における清掃に関すること	B		●	→	→	→
3 災害時の防疫に関すること	A	●	→	→	→	→
4 衛生施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること	A	●	→	→	→	→

オ 健康福祉部

部 長：健康福祉部長
副部長：社会福祉課長

(ア) 健康福祉総務班
社会福祉課長
社会福祉課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事	A	●	→	→	→	→
2 部内の被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめに関する事	A	●	→	→	→	→
3 被災者に対する生活保護に関する事	A	●	→	→	→	→
4 被災者に対する生業資金、世帯厚生資金等の貸与に関する事	B		●	→	→	→
5 救護活動要員の確保に関する事	A	●	→	→	→	→
6 部長の特命事項に関する事	A	●	→	→	→	→

(イ) 長寿福祉班
長寿福祉室長
長寿福祉室
子育て元気課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 災害救援物資及び援護金の配布に関する事	A	●	→	→	→	→
2 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事	A	●	→	→	→	→
3 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事	A	●	→	→	→	→
4 災害弱者対策に関する事	A		●	→	→	→
5 災害対策用医薬品並びに衛生材料の調達及び配布に関する事	A	●	→	→	→	→
6 健康に係る巡回相談に関する事	A			●	→	→
7 災害時における傷病者の看護に関する事	A	●	→	→	→	→

- (ウ) 看護専門学校班
 看護専門学校事務長
 看護専門学校

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 看護専門学校の被害調査及び災害応急対策の実施に関する こと	A	●	→	→	→	→
2 看護専門学校が避難所に指定された場合の管理及び連絡に 関すること	A	●	→	→	→	→

カ 建設農林部

- 部 長：建設農林部長
 副部長：建設管理課長

- (ア) 建設農林総務班
 建設管理課長
 建設管理課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する こと	A	●	→	→	→	→
2 部内の被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめに 関すること	A	●	→	→	→	→
3 被災住宅に対する災害特別融資に関する こと	B		●	→	→	→
4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する こと	A	●	→	→	→	→
5 被災公営住宅の復旧工事に関する こと	B	●	→	→	→	→
6 部長の特命事項に関する こと	A	●	→	→	→	→

(イ) 都市整備班
都市整備課長
都市整備課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 道路及び橋梁に関する応急対策並びに被害調査に関すること	A	●	→	→	→	→
2 河川に関する応急対策及び被害調査に関すること	A	●	→	→	→	→
3 砂防及び地すべりに関する応急対策並びに被害調査に関すること	A	●	→	→	→	→
4 港湾、漁港及び海岸に関する応急対策並びに被害調査に関すること	A	●	→	→	→	→
5 災害時の道路の交通規制及び交通の確保に関すること	A	●	→	→	→	→
6 非常災害区域内における仮設建築物に関すること	A		●	→	→	→
7 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること	A	●	→	→	→	→
8 公園及び街路に関する応急対策並びに被害調査に関すること	A	●	→	→	→	→

(ウ) 農林水産班
農林水産課長
農林水産課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること	A	●	→	→	→	→
2 被害農家に対する自作農維持資金の融資及び農業保険金の支払いに関すること	B		●	→	→	→
3 水産及び漁業関係災害の被害調査並びに応急対策に関すること	A	●	→	→	→	→

キ 救護部

部 長：市民病院長
 副部長：市民病院事務局長

- (ア) 救護総務班
 市民病院総務課長
 市民病院事務部門

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること	A	●	→	→	→	→
2 部内の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること	A	●	→	→	→	→
3 部長の特命事項に関すること	A	●	→	→	→	→

- (イ) 救護班
 市民病院副院長
 市民病院診察部門・看護部門

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 災害時における傷病者の応急施療及び看護に関すること	A	●	→	→	→	→

ク 協力部

部 長：議会事務局長
 副部長：選挙管理委員会事務局長

- (ア) 第1協力班
 議会事務局次長
 議会事務局
- (イ) 第2協力班
 選挙管理委員会事務局長
 選挙管理委員会事務局
- (ウ) 第3協力班
 監査事務局長
 監査事務局

- (エ) 第4協力班
農業委員会事務局長
農業委員会事務局
- (オ) 第5協力班
公平委員会事務局長
公平委員会事務局

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 入浴施設対策に関する事	A	●	→	→	→	→
2 本部長の特命事項に関する事	A	●	→	→	→	→

ケ 教育部

部 長：教育長
副部長：教育次長

- (ア) 庶務班
管理課長
管理課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 教育部本部及び事務局の設置及び閉鎖に関する事	A	●	→	→	→	→
2 配備体制その他本部命令の伝達に関する事	A	●	→	→	→	→
3 気象情報の受信及び伝達に関する事	A	●	→	→	→	→
4 災害情報の受信及び応急対策の指示に関する事	A	●	→	→	→	→
5 被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事	A	●	→	→	→	→
6 本部及び各班の連絡調整に関する事	A	●	→	→	→	→
7 市本部及び関係機関への連絡並びに要請に関する事	A	●	→	→	→	→
8 災害に関する予算措置に関する事	B		●	→	→	→
9 教育施設の被害状況調査及び応急対策並びに災害復旧に関する事	A	●	→	→	→	→
10 教育施設を市民の避難場所に提供する件に関する事	A	●	→	→	→	→
11 その他災害応急対策全般の調整に関する事	A	●	→	→	→	→

(イ) 学校教育班
 学校教育課長
 学校教育課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 応急教育実施の予定場所、方法等に関する事	A		●	→	→	→
2 教科書、教材、学用品等被害状況の調査、調達及び配給に関する事	B		●	→	→	→
3 児童、生徒の被害状況調査及び応急対策に関する事	A	●	→	→	→	→
4 学校給食施設の被害状況調査及び応急対策に関する事	A	●	→	→	→	→
5 災害時における学校(幼稚園)の防疫に関する事	A	●	→	→	→	→
6 被害教職員の調査及び応急対策に関する事	A	●	→	→	→	→
7 教職員の公務災害に関する事	A	●	→	→	→	→
8 その他教職員の被害に関する事	A	●	→	→	→	→

(ウ) 生涯学習班
 生涯学習課長
 生涯学習課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 社会教育施設の被害状況調査に関する事	A	●	→	→	→	→
2 文化財の被害状況調査及び応急措置に関する事	A	●	→	→	→	→
3 避難所に指定された場合の管理及び連絡に関する事	A	●	→	→	→	→

(エ) 体育振興班
 体育振興課長
 体育振興課

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 社会教育施設の被害状況調査に関する事	A	●	→	→	→	→
2 避難所に指定された場合の管理及び連絡に関する事	A	●	→	→	→	→

- (オ) 人権教育推進班
人権教育推進室長
人権教育推進室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 教育集会所の被害状況の調査並びに本部への連絡に関する こと	A	●	→	→	→	→
2 避難所に指定された場合の管理及び連絡に関する こと	A	●	→	→	→	→

- (カ) 市立学校・幼稚園班
市立学校長・幼稚園長
市立各学校・幼稚園教職員

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 幼児、児童、生徒の安全対策に関する こと	A	●	→	→	→	→
2 市立学校校（園）舎の保全並びに 応急対策に関すること	A	●	→	→	→	→
3 自校の被害状況の調査並びに 本部への連絡に関すること	A	●	→	→	→	→
4 幼児、児童、生徒の被害並びに 応急対策に関すること	A	●	→	→	→	→
5 教職員の被害並びに 応急対策に関すること	A	●	→	→	→	→
6 避難所の管理及び連絡に関する こと	A	●	→	→	→	→

(2) 通常業務（平時から担っている業務）

ア 企画総務部

(ア) 企画広報課

a 秘書広報係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
		1 市長及び副市長の秘書に関すること	C1	●	→	→
2 儀式及び行事に関すること	C2					●
3 渉外及び交際に関すること	C2					●
4 ほう賞に関すること	C1			●	→	→
5 名誉市民及び自治功労者に関すること	C2					●
6 市長会及び副市長会に関すること	D					
7 その他秘書に関すること	C2					●
8 広報活動の総合計画及び調整に関すること	D					
9 広報の編集及び発行に関すること	C1				●	→
10 市勢要覧に関すること	D					
11 市民憲章に関すること	D					
12 報道機関との連絡に関すること	C1		●	→	→	→
13 市設広報板に関すること	D					
14 陳情、苦情、要望等についての受付、各主管課への連絡及び回答並びに斡旋及び処理に関すること	C1					●
15 広聴に関すること	C1					●
16 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、秘書広報係（臨時職員を含む。）4人→2人となるが、現有の体制で処理

b 企画係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 市政の総合的企画、調査及び推進に関する事	D					
2 安室ダム水道用水供給企業団との連絡調整に関する事	D					
3 総合計画の立案及び作成に関する事	D					
4 総合計画に基づく実施計画の調整に関する事	D					
5 土地利用計画及び企業誘致に関する事	D					
6 特命による重要施策の調査、計画及び推進に関する事	D					
7 事務事業の進行管理及び行政考査に関する事	D					
8 事務改善の企画及び推進に関する事	D					
9 ふるさと応援寄附に関する事	D					
10 国際交流及び都市交流に関する事	D					
11 庁議に関する事	C2					●
12 合併に関する事	D					
13 広域行政に関する事	D					
14 西播磨水道企業団との連絡調整に関する事	C2					●
15 西はりま消防組合との連絡調整に関する事	C2					●
16 特定地域に関する事	D					
17 その他他の部課の所管に属さない企画調整に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、企画係（兼務職1名を含む。） 3人→2人となるが、現有の体制で処理

c 情報化推進係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 情報化に係る施策の調査、企画及び調整に関すること	C2					●
2 電子計算業務の調整、開発、管理及び運用に関すること	C1			●	→	→
3 情報処理機器の導入、指導及び運営及び管理に関すること	C1			●	→	→
4 基幹統計調査（他の所管に属するものを除く）及び市政統計調査に関すること	C1				●	→
5 統計書の編集、発行及び統計資料の収集、保管に関すること	D					
6 統計調査の指導及び相談並びに統計思想の普及に関すること	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、情報化推進係 3人→2人となるが、現有の体制で処理

(イ) 定住促進室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 定住施策の総合窓口に関すること	C1					●
2 定住施策の総合調整に関すること（緊急性が高いものに限る）	C2					●
3 定住施策の推進に関すること	D					
4 定住施策の総合広報に関すること	D					
5 室の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C2				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、定住促進室（兼務職2名及び臨時職員を含む。）4名→2名となるが、現有の体制で処理可能

(ウ) 総務課

a 総務係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公印の管守及び公印の統括に関する事	C1		●	→	→	→
2 公告式に関する事	C1		●	→	→	→
3 議会の招集その他連絡に関する事	C2				●	→
4 議会提出議案及び報告事項の調整及び審査に関する事	C2				●	→
5 条例、規則及びその他規程の審査、制定並びに改廃に関する事（緊急性の高いものに限る）	C2				●	→
6 例規類集の編纂に関する事	D					
7 市長事務部局の機構に関する事	D					
8 文書の收受、配布及び発送に関する事（緊急性が高いものに限る）	C2		●	→	→	→
9 文書の保存及び書庫の管理に関する事	D					
10 事務報告及び事務引き継に関する事	D					
11 行政委員及び行政委員会の委員に関する事	C2				●	→
12 人権擁護委員及び行政相談委員に関する事	C2				●	→
13 不服審査、訴訟及び審査請求に関する事	C1			●	→	→
14 事故賠償審査委員会に関する事	C2				●	→
15 私学振興に関する事	D					
16 住居表示の企画及び実施に関する事	C2				●	→
17 市の境界及び行政区画に関する事	C2				●	→
18 新たに生じた土地の確認に関する事	C2				●	→
19 庁用電話に関する事	C2			●	→	→
20 市長の資産等の公開に関する事	C2				●	→
21 行政手続に関する事	C1			●	→	→
22 情報公開及び個人情報保護に関する事	C1			●	→	→
23 他部課の主管に属さないこと	D					
24 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、総務係（臨時職員を含む。）5人→3人となるが、現有の体制で処理

b 職員係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 職員の選考、任免及び配置に関する事	C1			●	→	→
2 職員の表彰、分限、懲戒及び服務に関する事	C1			●	→	→
3 職員の考課及び研修に関する事	C1			●	→	→
4 職員の福利厚生に関する事	C2					●
5 特別職の報酬に関する事	C1			●	→	→
6 職員の給与に関する事	C1			●	→	→
7 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事	C1			●	→	→
8 職員の被服貸与に関する事	C2					●
9 職員の公務災害補償に関する事	C1			●	→	→
10 職員の健康管理に関する事	C1			●	→	→
11 職員の共済組合に関する事	C1				●	→
12 職員の財形貯蓄に関する事	C2					●
13 児童手当法に基づく職員に対する児童手当の支給に関する事	C1			●	→	→
14 人事及び給与に関し他の任命権者との連絡及び調整に関する事	C1			●	→	→
15 退職年金及び遺族年金に関する事	C2					●
16 臨時職員に関する事	C1			●	→	→
17 職員団体及び職員の労働組合に関する事	C2					●
18 その他人事及び給与に関する事	C1			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、職員係 4人→2人となるが、現有の体制で処理

b 地域改善対策係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 地域改善事業の計画立案及び実施に関する事	D					
2 住宅資金に関する事	D					
3 その他地域改善に関する事	D					
4 隣保館に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

原則業務停止

(エ) 危機管理課

a 危機管理係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 防災計画に関すること	C2					●
2 防災会議に関すること	C2					●
3 国民保護計画に関すること	C2					●
4 国民保護協議会に関すること	C2					●
5 交通安全思想の普及及び啓発に関すること	D					
6 交通事故相談に関すること	D					
7 その他交通安全対策に関すること	D					
8 自転車等の駐車秩序に関すること	C2					●
9 防犯に関すること	C2					●
10 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、危機管理係 3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 消防団係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と 実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 消防団の組織制度及び施策等の企画に関する事	D					
2 消防団の消防力及び消防施設の整備に関する事	C2				●	→
3 消防団の事業計画の策定及び進行管理に関する事	C2					●
4 消防団員の表彰に関する事	D					
5 消防団員の任免に関する事	C1				●	→
6 消防団員の服制及び貸与品に関する事	C1				●	→
7 消防団員の公務災害に関する事	C1			●	→	→
8 消防団員の報酬及び退職報償に関する事	C2				●	→
9 消防団の協会事務に関する事	D					
10 その他消防団事務に関する事	C2				●	→
11 消防水利施設の設置維持及び消防地水利の調査に関する事	C1				●	→
12 開発行為にかかる消防水利等についての協議及び同意に関する事	D					
13 水防計画及び水防協議会に関する事	C1					●

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、消防団係（臨時職員を含む。）2人→1人となるが、現有の体制で処理

イ 財務部

(ア) 財政課

a 財政係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 財政計画に関する事	D					
2 予算（補正予算を含む）の編成に関する事	C1		●	→	→	→
3 予算の配当及び管理に関する事	C1		●	→	→	→
4 市債及び一時借入金に関する事	C2					●
5 地方交付税に関する事	C1					●
6 地方譲与税、娯楽施設利用税交付金及び自動車取得税交付金に関する事	D					
7 財政調整基金に関する事	D					
8 資金計画に関する事	D					
9 決算統計に関する事	C1					●
10 財政事情の公表に関する事	C2					●
11 自治振興事業に関する事	D					
12 他会計との調整に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、財政係 3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 管財係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公有財産の統括に関する事	C1		●	→	→	→
2 不動産の取得（他課の所管に属するものを除く。）及び登記に関する事	D					
3 市有財産の保険契約に関する事	C1		●	→	→	→
4 不動産の貸借契約に関する事	D					
5 公有財産の管理（他課の所管に属するものを除く。）及び処分に関する事	D					
6 市有地との境界協定に関する事（他課の所管に属するものを除く。）	D					
7 庁舎の管理に関する事	C1		●	→	→	→
8 庁舎の取締りに関する事	C2					●
9 不動産価格審議会に関する事	D					
10 庁用自動車の集中管理に関する事	C1		●	→	→	→
11 庁用自動車の安全運転管理の統括に関する事	D					
12 工事の入札及び請負契約に関する事	C2					●
13 工事の検査に関する事	C2					●
14 物品の調達に関する事	C1		●	→	→	→
15 物品の修繕に関する事	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、管財係（臨時職員を含む。） 4人→2人となるが、現有の体制で処理

(イ) 税務課

a 市民税係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 市県民税及び軽自動車税の賦課及び減免に関する事	C1			●	→	→
2 たばこ税に関する事	C1				●	→
3 入湯税に関する事	C1				●	→
4 法人市民税に関する事	C1			●	→	→
5 個人県民税の徴収取扱費に関する事	C1				●	→
6 固定資産評価審査委員会に関する事	C2				●	→
7 納税思想の普及宣伝に関する事	D					
8 その他税務に関する事	C2				●	→
9 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

従来どおりの規模で業務継続が必要なため、応援職員が必要

b 資産税係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 固定資産の評価及び価格の決定に関する事	C1			●	→	→
2 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課及び減免に関する事	C1			●	→	→
3 固定資産課税台帳に関する事	C1				●	→
4 土地、家屋台帳副本に関する事	C2				●	→
5 土地、家屋名寄帳に関する事	C1				●	→
6 国有資産等所在市町村交付金に関する事	C1				●	→
7 地価公示法に関する事	C2				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

従来どおりの規模で業務継続が必要なため、応援職員が必要

(ウ) 徴収対策室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び市営住宅家賃(以下「市税等」という。)その他徴収金の徴収及び督促に関すること	C1				●	→
2 市税等の徴収猶予及び徴収の執行停止に関すること	C2				●	→
3 市税等の滞納処分及び欠損処分に関すること	C2					●
4 市税等の徴収金の収入整理に関すること	C1				●	→
5 過誤納金の還付及び還付加算金に関すること	C2				●	→
6 市税の犯則事件の取締りに関すること	D					
7 市税の徴収金の交付要求に関すること	C1				●	→
8 市税の徴収嘱託及び受託に関すること	D					
9 市税等の納税証明等に関すること	C1				●	→
10 市税等の口座振替に関すること	C1				●	→
11 個人県民税の払込みに関すること	C1				●	→
12 その他、市税等の徴収対策に関すること	D					
13 室の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、徴収対策室（臨時職員・パート職員を含む。）8人→5人となるが、現有の体制で処理

ウ 市民生活部

(ア) 市民課

a 市民係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 戸籍に関すること	C1		●	→	→	→
2 住民基本台帳に関すること	C1		●	→	→	→
3 印鑑登録に関すること	C1		●	→	→	→
4 住民票の写し、戸籍の謄抄本等各種証明の交付に伴う手数料の収納に関すること	C1		●	→	→	→
5 民刑処分に関すること	D					
6 自衛隊員の募集に関すること	D					
7 相続報告に関すること	D					
8 住居表示の管理に関すること	C1			●	→	→
9 死体埋火葬許可に関すること	C1		●	→	→	→
10 葬儀施設、火葬場の使用許可に関すること	C1		●	→	→	→
11 住民の実態調査、人口動態調査及び住民統計に関すること	C1					●
12 自動車臨時運行許可に関すること	C1				●	→
13 海外移住に関すること	C1				●	→
14 課に属する公印の管守に関すること	C1		●	→	→	→
15 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、市民係（臨時職員を含む。）7人→4人となるため、時差出勤による窓口時間延長は体制的に無理であり、体制が整うまで、時間延長は中止する。

また、窓口優先のため、他部署の応援に出向くことはできない。

b 国保年金係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 国民健康保険に係る調査計画及び統計に関すること	C2					●
2 国民健康保険運営協議会に関すること	D					
3 国民健康保険の給付に関すること	C1		●	→	→	→
4 国民健康保険の被保険者の資格の得喪に関すること	C1		●	→	→	→
5 国民健康保険被保険者証の交付に関すること	C1		●	→	→	→
6 国民健康保険の診療報酬請求の審査に関すること	C1				●	→
7 国民健康保険の賦課及び減免に関すること	C1				●	→
8 保健事業に関すること	C1					●
9 その他国民健康保険税に関すること	C1				●	→
10 老人保健法に基づく医療に関すること	C1					●
11 後期高齢者医療制度に関すること	C1		●	→	→	→
12 福祉医療に関すること	C1		●	→	→	→
13 出産育児一時金及び葬祭費に関すること	C1		●	→	→	→
14 国民年金に係る調査計画及び統計に関すること	C2					●
15 国民年金の給付に関すること	C1			●	→	→
16 国民年金の被保険者の資格の得喪に関すること	C1				●	→
17 国民年金の裁定請求の受付及び進達に関すること	C1				●	→
18 重度心身障害者特別給付金に関すること	C1				●	→
19 高齢者特別給付金に関すること	C1				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、国保年金係（臨時職員を含む。）9人→5人となるが、現有の体制で処理

(イ) 地域振興課

a まちづくり推進係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 消費生活の安定及び向上に関する事	C2				●	→
2 消費者団体の育成に関する事	D					
3 電気用品企画、品質表示及び消費生活製品の立入検査等に関する事	D					
4 地域公共交通に関する事	C1					●
5 テレビ難視聴対策に関する事	D					
6 市花、市木に関する事	D					
7 市民文化の振興に関する事	D					
8 余暇活動に関する事	D					
9 男女共同参画に関する事	D					
10 まちづくりの推進に関する事	D					
11 住民の発意に基づくまちづくりの相談に関する事	D					
12 住民の発意に基づくまちづくりの支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関する事	D					
13 コミュニティ意識の啓発及び育成に関する事	D					
14 住民自治組織及び活動に関する事	C1					●
15 地縁団体に関する事	D					
16 集会所設置等の助成に関する事	D					
17 特定非営利活動に関する事	D					
18 室の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1					●

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、まちづくり推進係（非常勤特別職、臨時職員及びパート職員を含む。）6人→4人となるが、現有の体制で処理

b 商工観光係

分 掌 概 要	業 務 優 先 順 位	業務開始目標時間と 実施期間				
		2 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	2 週 間 以 内	1 ヶ 月 以 内
1 商工業の指導育成に関する事	C2					●
2 商工業者の金融に関する事	C1				●	→
3 商工団体の指導及び連絡に関する事	C2					●
4 貿易に関する事	C2					●
5 労働福祉行政の企画、調査及び立案に関する事	C2				●	→
6 勤労者団体との連絡調整に関する事	C2				●	→
7 高年齢者労働能力活用事業に関する事	C2					●
8 休廃止鉱山の鉱害防止に関する事	C2					●
9 計量器に関する事	C2					●
10 計量法(平成4年法律第51号)による立入検査等に関する事	D					
11 その他商工に関する事	C2					●
12 観光に関する事	D					
13 ペーロンに関する事	D					
14 ドラゴンボートに関する事	D					
15 ペーロン海館に関する事	D					
16 レクリエーションの施設等の整備計画の策定及び関係部課との連絡調整に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、商工観光係（臨時職員及び観光協会含む）5人→3人となるが、現有の体制で処理

(ウ) 環境課

a 管理係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 清掃事業全般についての総合的施策の企画、立案及び推進に関する事	C1			●	→	→
2 清掃手数料の収納に関する事	C1			●	→	→
3 清掃業務の委託、許可等に関する事	C1			●	→	→
4 廃棄物処理施設利用許可に関する事	C1			●	→	→
5 清掃施設の管理運営に関する事	C1			●	→	→
6 火葬場及び墓地に関する事	C1			●	→	→
7 清掃の統計に関する事	C2				●	→
8 環境保全活動の推進に関する事	D					
9 環境学習に関する事	D					
10 地球温暖化対策に関する事	D					
11 環境マネジメントシステムに関する事	D					
12 住宅用太陽光発電システム設置の推進に関する事 (申請受付)	C2				●	→
13 相生市民の住みよい環境を守る条例の運用及び指導に関する事	C1			●	→	→
14 公害防止対策に関する事	C2				●	→
15 環境保全審議会及び環境監視員に関する事	C2				●	→
16 動物の愛護及び管理に関する事	C2				●	→
17 死畜等の収集計画及び実施に関する事	C1			●	→	→
18 狂犬病予防に関する事	C2				●	→
19 霊柩自動車及び装具の飾付撤収用自動車の運行並びに維持管理に関する事	C1			●	→	→
20 公衆浴場に関する事	C2				●	→
21 簡易水道、簡易専用水道及び特設水道等に関する事	C2				●	→
22 佐方福祉センターに関する事	D					
23 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、管理係（臨時職員を含む）5人→3人となるが、現有の体制で処理

b 美化センター

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1-1 美化センター運営に関する事	C1			●	→	→
1-2 リサイクルセンターの運営に関する事	C2				●	→
2 ごみ、汚泥の収集計画及び実施に関する事	C1			●	→	→
3 ごみ処理用自動車の使用及び維持管理に関する事	C1			●	→	→
4 し尿の収集計画、実施及び処理に関する事	C1			●	→	→
5 し尿処理用自動車の使用及び維持管理に関する事	C1			●	→	→
6 衛生害虫及びそ族昆虫駆除に関する事	C1			●	→	→
7 その他清掃に関する事	C1			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、美化センター（臨時職員を含む。）25人→15人となり、応援職員が必要

工 健康福祉部

(ア) 社会福祉課

a 援護福祉係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事	C1		●	→	→	→
2-1 民生・児童委員及び民生委員推薦会に関する事 (うち委員に関する事) 民生委員の活動に関する事については従来通りの方法で100%実施することとなるが、定例会議、行事に関しては内容の変更等(会議、行事日程の変更等)を要する	C2					●
2-2 民生・児童委員及び民生委員推薦会に関する事 (うち推薦会に関する事)	D					
3 行路困窮者及び行旅死亡人に関する事	C1		●	→	→	→
4 戦傷病者、戦没者遺族等援護に関する事	C1		●	→	→	→
5 地域福祉の増進に関する事	D					
6 災害援護資金及び災害見舞金等に関する事	C1		●	→	→	→
7 日本赤十字社に関する事	C1	●	→	→	→	→
8 総合福祉会館に関する事	C2		●	→	→	→
9 福祉事務所実習に関する事	D					
10 社会福祉統計に関する事	C2					●
11 社会福法人の認可、指導及び監督等(他の所管に属するものを除く。)に関する事	C1				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、援護福祉係（臨時職員を含む。）6人→4人となるが、状況によっては民生児童委員、日赤奉仕団との連絡調整等、現有体制で対応が困難となることも想定され検討を要す。

b 障害福祉係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者健康福祉手帳の交付に関する事	C1				●	→
2 障害者（児）の自立支援給付に関する事	C1	●	→	→	→	→
3 地域生活支援事業に関する事	C1	●	→	→	→	→
4 障害児療育事業に関する事	C1			●	→	→
5 身体障害者福祉センターに関する事	D					
6 障害者虐待防止センターに関する事	C1			●	→	→
7 障害者支援施設野の草園に関する事	C1			●	→	→
8 身体障害者福祉基金及び福祉金の支給に関する事	C1				●	→
9 心身障害者扶養共済制度に関する事	C1				●	→
10 就学奨励金の支給に関する事	C1				●	→
11 特別障害者手当等に関する事	C1				●	→
12 重度心身障害者介護手当に関する事	C1				●	→
13 重度心身障害者福祉年金に関する事	C1				●	→
14 公印の管守に関する事	C1		●	→	→	→
15 その他障害者の福祉に関する事	C2					●
16 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、障害福祉係（臨時職員含む。）5人→3人となるが、現有の体制では対応困難となることも想定される。

(イ) 長寿福祉室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 老人福祉施設への入所措置及び費用徴収に関すること	C1				●	→
2 高齢者在宅福祉に関すること	C1					●
3 老人福祉施設整備事業に関すること	C1					●
4 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること (緊急を要する業務のみ)	C1		●	→	→	→
5 介護保険の被保険者の資格管理に関すること	C1		●	→	→	→
6 要介護認定及び要支援認定に関すること	C1			●	→	→
7 介護保険料の賦課及び徴収に関すること	C1					●
8 介護保険の給付に関すること	C1			●	→	→
9 社会福祉事業団との連絡調整に関すること	C1	●	→	→	→	→
10 地域包括支援センターに関すること	C1	●	→	→	→	→
11 地域支援事業（介護給付費適正化事業）に関すること	C1					●
12 その他高齢者の福祉（高齢者虐待関係）に関すること	C1	●	→	→	→	→
13 公印の管守に関すること	C1		●	→	→	→
14 室の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1				●	→
15 老人福祉基金に関すること	C2					●
16 しあわせ基金に関すること	C2					●
17 地域密着型（介護予防）サービス事業所並びに介護予防支援事業所等の指定及び指導監査に関すること	C2					●
18 その他高齢者の福祉（老人福祉施設等利用者負担額減免措置事業）に関すること	C2					●
19 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること (緊急を要しない業務)	D					
20 高年クラブの育成指導に関すること	D					
21 老人いこいの家等の管理に関すること	D					
22 老人福祉センターに関すること	D					
23 高齢者の生きがいがづくりの推進に関すること	D					
24 敬老事業に関すること	D					
25 地域支援事業（特定高齢者把握事業・生活機能評価・訪問指導・のびのび健康教室等各種教室・健康大学講座等各種講座・介護予防普及啓発・ケアプラン指導研修）に関する こと	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、長寿福祉室 7人→4人となるが、従来どおりの規模で業務継続する必要がある事務事業が多く、応援職員が必要

(ウ) 子育て元気課

a 子育て支援係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 子育て支援施策に係る総合調整に関する事	D					
2 要保護児童対策協議会に関する事	C1			●	→	→
3 次世代育成支援行動計画に関する事	D					
4 保育所に関する事	C1		●	→	→	→
5 母子生活支援施設及び助産施設の入所に関する事	C1			●	→	→
6 母子及び寡婦福祉に関する事	C1			●	→	→
7 交通遺児激励基金及び激励金の支給に関する事	C1					●
8 ファミリーサポートセンター事業に関する事	D					
9 家庭児童相談に関する事	C1		●	→	→	→
10 子ども手当に関する事	C1			●	→	→
11 児童手当に関する事	C1			●	→	→
12 児童扶養手当に関する事	C1			●	→	→
13 特別児童扶養手当に関する事	C1			●	→	→
14 子育て学習センターに関する事	D					
15 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、子育て支援係（臨時職員を含む。）5人→3人となるが、現有の体制で処理

b 健康増進係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 保健衛生思想の普及向上及び調査研究に関すること	D					
2 保健衛生施策の企画、普及及び調査研究に関すること	D					
3 - 1 各種予防接種に関すること	C2			●	→	→
3 - 2 各種予防接種のうち、インフルエンザ予防接種事業に関すること	C1		●	→	→	→
4 感染症の予防等に関すること	C1		●	→	→	→
5 - 1 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること	D					
5 - 2 随時の健康相談、訪問指導事業に関すること	C2			●	→	→
5 - 3 生命にかかる緊急相談業務に関すること	C1		●	→	→	→
6 - 1 母子保健事業に関すること	D					
6 - 2 母子保健事業のうち、産婦・新生児訪問事業、母子健康手帳の交付事業、乳幼児健康診査事後指導に関すること	C2			●	→	→
7 市民の健康増進に関すること	D					
8 栄養改善指導に関する相談及び栄養指導等に関すること	D					
9 献血の推進に関すること	D					
10 休日急患診療体制に関すること	C1		●	→	→	→
11 各種医療機関との連絡調整に関すること	C1	●	→	→	→	→
12 保健の統計に関すること	D					
13 食育基本法に基づく食育推進に関すること	D					
14 特定健診及び特定保健指導に関すること	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、健康増進係（臨時職員を含む。） 9人→5人となるが、技術職員が行う業務が主となるため応援体制が困難であり、現有の体制で処理。

(エ) 看護専門学校

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公印の管理に関する事	C1		●	→	→	→
2 現金及び有価証券の出納保管に関する事	C1		●	→	→	→
3 歳入歳出予算の編成及び決算に関する事	C1				●	→
4 委託契約に関する事	C1				●	→
5 学生の募集に関する事	C1			●	→	→
6 学生に関する諸証明に関する事	C1				●	→
7 外部機関との連絡調整に関する事	C1		●	→	→	→
8 庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1		●	→	→	→
9 学生の入学、進学、転入学、休学、退学、卒業に関する事	C1				●	→
10 学生の健康管理に関する事	C1			●	→	→
11 規則等の立案及び公告並びに公告式に関する事（緊急性のあるものに限る）	C2				●	→
12 運営のための諸会議に関する事（緊急性のあるものに限る）	C2				●	→
13 非常勤講師に関する事	C2			●	→	→
14 人事の手続きに関する事	C2					●
15 教職員の福利厚生及び衛生管理に関する事（衛生管理のみ）	C2			●	→	→
16 本校資産の維持管理に関する事	C1	●	→	→	→	→
17 物品の購入、出納及び管理に関する事	C2				●	→
18 監査に関する事	C2					●
19 本校の行事に関する事	C2					●
20 奨学金に関する事	C2					●
21 教育のための諸会議に関する事	C2					●
22 時間割の編成、授業の実施に関する事	C2				●	→
23 臨床実習に関する事	C2				●	→
24 公文書の收受及び発送に関する事	C2				●	→
25 教員研修に関する事	D					
26 文書の編さん、保存に関する事	D					
27 図書を受入整理、保管に関する事	D					
28 教育目録の作成及び保管に関する事	D					
29 学生の課外活動に関する事	D					
30 学籍簿の整理保管に関する事	C2					●

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、事務職員（臨時職員を含む。）を合わせ、12人→7人となり、教務は現有体制で可能だが、事務職員は必ず1名は必要

オ 建設農林部

(ア) 建設管理課

a 建設総務係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公有地の拡大推進に関する法律による届出及び経由並びに買取り希望に係る調整に関すること	C1				●	→
2 国土利用計画法に基づく事務処理に関すること	C1				●	→
3 市営住宅の維持管理に関すること	C1		●	→	→	→
4 市営住宅等の入居及び使用料の賦課に関すること	C1					●
5 その他部内他課の所管に属しない事項に関すること	C1					●
6 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、建設総務係（臨時職員を含む。）3人→2人となり、現有体制では処理困難なため、応援が必要

b 下水管理係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公共下水道事業計画に関する事	D					
2 農業集落排水事業計画に関する事	D					
3 下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する事	C1				●	→
4 下水道使用料及び農業集落排水使用料に関する事	C1			●	→	→
5 水洗便所及び排水設備の普及及び啓発に関する事	D					
6 水洗便所等改造資金の助成、貸付け及び償還に関する事	C1				●	→
7 排水設備指定工事店の許可、登録及び指導に関する事	D					
8 排水設備設置工事の確認及び検査に関する事	C1			●	→	→
9 下水道事業に係る市債及び一時借入金に関する事	C2				●	→
10 公共下水道処理施設及び管渠の維持保全管理に関する事	C1					●
11 公共下水道事業の設計及び工事の施工に関する事	D					
12 公共下水道台帳の整備に関する事	C2					●
13 農業集落排水処理施設及び管渠施設の維持保全管理に関する事	C1					●
14 農業集落排水事業の設計及び工事の施工に関する事	D					
15 農業集落排水台帳の整備に関する事	C2					●
16 小規模集合処理施設事業等に関する事	C1					●
17 個別排水処理施設管理事業に関する事	C1					●

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、下水管理係 4人→2人となり、現有の体制では処理不可能となるので、他課職員の応援が必要

c 下水管理センター

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 下水管理センター及び農業集落排水処理施設の運転・水質管理及び監視に関する事	C1			●	→	→
2 下水管理センター及び農業集落排水処理施設の汚泥等の処分に関する事	C1			●	→	→
3 委託業務に係る指導監督に関する事	C1					●

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、管理センターの常駐職員は無く委託で対応しているので、現有の体制で処理

(イ) 都市整備課
a 土木工務係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 土木事業の実施計画及び施工に関すること	D					
2 公共土木施設、災害復旧事業の調査設計及び施工に関すること	C1					●
3 公共土木施設の維持管理に関すること	C1					●
4 国県事業の関連事業の調査、計画及び実施に関すること	D					
5 国・県工事(国道及び県道に係る工事)に伴う用地事務等の協力に関すること	D					
6 委託土木工事の設計及び施工に関すること	C1					●
7 交通安全施設の整備に関すること	C1					●
8 市道の路線認定及び変更並びに廃止に関すること	D					
9 道路台帳の整備に関すること	C2			●	→	→
10 道路用地等の取得及び補償等に関すること	D					
11 道路、河川及び公園の占用許可等並びに占用料の徴収に関すること	C2			●	→	→
12 道路、河川及び公園の境界明示に関すること	D					
13 港湾、河川の樋門及び水門並びにポンプ場の維持管理に関すること	C1				●	→
14 港湾その他土木関係の統計及び調査に関すること	D					
15 里道、水路等に関すること	C2			●	→	→
16 車両制限令に関すること	C1		●	→	→	→
17 街灯の新設及び維持管理に関すること	C2				●	→
18 屋外広告物に関すること	C2			●	→	→
19 道路、河川及び港湾の美化対策に関すること	D					
20 公園施設の維持管理に関すること	D					
21 漂流物及び沈没品に関すること	C1				●	→
22 その他道路、河川、港湾等の管理事務に関すること	C2			●	→	→
23 その他土木技術に関すること	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、土木工務係（臨時職員を含む。） 6人→4人となるが、現有の体制で処理

b 都市計画係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 都市計画法に基づく事務処理に関する事	C1			●	→	→
2 都市計画の基本調査及び基本計画の策定に関する事	D					
3 都市計画事業の企画及び連絡調整に関する事	D					
4 都市計画審議会に関する事	C2					●
5 緑のマスタープランに関する事	D					
6 総合交通計画に関する事	D					
7 公園事業の計画、設計及び工事の施工に関する事	D					
8 街路事業の計画、設計及び工事の施工に関する事	D					
9 公園、街路並びに市街地整備に係る用地等の取得及び補償等に関する事	D					
10 土地区画整理法に基づく事務処理に関する事	C1			●	→	→
11 土地区画整理審議会に関する事	C2					●
12 土地区画整理事業の計画、設計及び工事の施工に関する事	D					
13 土地区画整理組合の援助に関する事	C2				●	→
14 相生駅南都市開発事業に関する事	C1				●	→
15 那波住環境整備事業に関する事	C1				●	→
16 その他住環境整備事業に関する事	C2				●	→
17 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、都市計画係 2人→1人となるが、専門的な知識が必要な事務事業が多くあり、現在の体制で処理

c 建築係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と 実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 建築基準法に基づく行政指導に関する事	C1			●	→	→
2 都市計画法による開発行為に関する事	C1			●	→	→
3 都市景観に関する事	C2				●	→
4 建築事業の調査設計及び施工監理に関する事	C2				●	→
5 市有建築物の営繕に関する事	C2				●	→
6 住宅対策に関する事	D					
7 委託建築工事の設計及び施工に関する事	C2				●	→
8 その他建築技術に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、建築係 3人→2人となり、工事の設計・施工監理に関わるものに関しては、依頼課と調整の上、応援職員もしくは外部委託の検討を要する

(ウ) 農林水産課

a 農林水産係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 農産及び畜産振興に関する事	D					
2 農作物病虫害及び家畜伝染病に関する事	C1		●	→	→	→
3 米穀の計画流通に関する事	D					
4 農業振興計画の樹立及び実施に関する事	C2					●
5 農業技術の改良に関する事。	D					
6-1 農業経営の改善指導並びに農業制度資金に関する事（改善指導に限る）	D					
6-2 農業経営の改善指導並びに農業制度資金に関する事（改善指導を除く）	C2					●
7 農業委員会及び農業団体との連絡調整に関する事	C2			●	→	→
8 部落農会長会に関する事	C2			●	→	→
9 米穀の生産調整に関する事	C2					●
10 農業経営基盤強化促進事業に関する事	C2					●
11 その他農政に関する事	D					
12 相生市立若狭野多目的研修センターに関する事	C1			●	→	→
13 相生市立ふるさと交流館に関する事	C1			●	→	→
14 鳥獣保護及び狩猟に関する事	C2					●
15 鳥獣の飼養許可及び有害鳥獣の捕獲許可等に関する事	C2				●	→
16 水産振興に関する事	D					
17 相生市立水産物市場に関する事	C1			●	→	→
18 漁場環境保全に関する事	D					
19-1 漁業経営の改善指導並びに漁業制度資金に関する事（改善指導に限る）	D					
19-2 漁業経営の改善指導並びに漁業制度資金に関する事（改善指導を除く）	C2					●
20 漁業団体との連絡調整に関する事	C2			●	→	→
21 漁船及び小型船舶に関する事	D					
22 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、農林水産係 3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 工務地籍係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と 実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 土地改良事業に関する事	C1		●	→	→	→
2 農業施設に関する事	C2		●	→	→	→
3 地籍調査に関する事	C2		●	→	→	→
4 都市再生街区基準点に関する事	C2		●	→	→	→
5 農地開発事業に関する事	C2					●
6 農用地及び農業施設の災害復旧に関する事	C1	●	→	→	→	→
7 農村総合整備計画並びに事業に関する事	C2					●
8 治山事業に関する事	C2			●	→	→
9 保安林及び林道に関する事	C2					●
10 相生市立羅漢の里に関する事	D					
11 森林経営の指導に関する事	C2					●
12 森林組合に関する事	C2					●
13 森林病虫害防除に関する事	C2					●
14 その他林業に関する事	C2					●

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、工務地籍係（臨時職員を含む。）4人→2人となるが、現有の体制で処理

カ 会計管理者

(ア) 出納室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 現金の出納管理に関する事	C1		●	→	→	→
2 小切手を振出す事	C1		●	→	→	→
3 有価証券の出納保管に関する事	C1		●	→	→	→
4 物品の出納保管に関する事	C1				●	→
5 現金及び財産の記録管理に関する事	D					
6 支出負担行為の確認に関する事	C2				●	→
7 企業会計を除く決算に関する事	D					
8 その他出納に関する事	C2				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、会計管理者を含む4人→2人となるが、現有の体制で処理

キ 協力部

- (ア) 議会事務局
 a 庶務係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公印の保管に関する事	C1		●	→	→	→
2 文書の收受、発送、編纂及び保存に関する事	C2		●	→	→	→
3 議員の身上、議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する事	C1			●	→	→
4 議員の共済制度に関する事	C1				●	→
5 褒賞、儀式並びに表彰に関する事	C2			●	→	→
6 渉外に関する事	C1					●
7 市議会議長会の会議に関する事	C2			●	→	→
8 事務局の人事、服務及び給与に関する事	C2			●	→	→
9 事務局の予算及び経理に関する事	C2		●	→	→	→
10 議場及び議会関係各室の管理に関する事	C2		●	→	→	→
11 他係の所管に属しない事	D					
12 その他庶務に関する事	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、事務局（議会事務局長及び臨時務員を含む。）4人→2人となるが、現有の体制で処理

(イ) 選挙管理委員会

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公印の管守に関する事	C1		●	→	→	→
2 事務の総合調整に関する事	C1			●	→	→
3 各種選挙人名簿の調整に関する事	C1		●	→	→	→
4 各種選挙の管理執行に関する事	C1		●	→	→	→
5 最高裁判所裁判官の国民審査に関する事	C1		●	→	→	→
6 直接請求に関する事	C1					●
7 農業委員会等に関する法律・漁業法・土地改良法の定めるところによる解散の請求及び投票に関する事	C1		●	→	→	→
8 委員会に関する事	C2			●	→	→
9 政治資金規正法に基づく届出及び報告に関する事	C2			●	→	→
10 検察審査会法に関する事	C2					●
11 裁判員制度に関する事	C2					●
12 国民投票に関する事	C2		●	→	→	→
13 広報に関する事	C2			●	→	→
14 物品の購入及び保管に関する事	C2			●	→	→
15 委員会の予算に関する事	C2			●	→	→
16 委員会の庶務に関する事	C2			●	→	→
17 相生市明るい選挙推進協議会に関する事	D					
18 選挙時及び常時啓発事業に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、2人→1人となるため、職員（併任・臨時職員を含む。）の増員が必要

(ウ) 監査事務局

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公印の管守に関する事	C1				●	→
2 文書の收受、発送及び保存に関する事（緊急性が高いものに限る）	C2				●	→
3 予算及び経理に関する事	C2				●	→
4 物品の出納及び保管に関する事	C2				●	→
5 規程等の制定及び改廃に関する事（緊急性の高いものに限る）	C2				●	→
6 監査計画の策定に関する事	D					
7 定期監査及び随時監査に関する事	D					
8 決算審査に関する事	C2				●	→
9 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関する事	C2				●	→
10 出納検査に関する事	D					
11 行政監査に関する事	D					
12 財政援助団体等の監査に関する事	D					
13 要求監査及び請求監査に関する事	C1				●	→
14 監査及び検査の結果報告及び公表に関する事	D					
15 決算審査意見書の調製に関する事	C2				●	→
16 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の調製に関する事	C2				●	→
17 他の部局との連絡調整に関する事	C1				●	→
18 監査委員及び局の庶務に関する事	C1				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数（兼務職1人）は、2人→1人となり、現有体制で事務処理は可能であるが、監査・検査においては監査委員の出席が絶対条件となる

(エ) 農業委員会

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公印の管守に関する事	C1			●	→	→
2 委員の身上に関する事	C1			●	→	→
3 人事及び機密に関する事	C1			●	→	→
4 儀式交際及び接待に関する事	D					
5 規則、規程の制定及び改廃に関する事	C2					●
6 農地法その他の法令によりその権限に属させた農地採草放牧地又は薪炭林の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事	C2					●
7 土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合に関する事	C2					●
8 諸会議の通知及び議案並びに議事に関する事	C1					●
9 議案の受理及び取扱いに関する事	C1		●	→	→	→
10 議事日程の作成及び諸般の報告に関する事	C1				●	→
11 会議録及び決議録の整備に関する事	C1			●	→	→
12 議案の調整及び審査に関する事	C1			●	→	→
13 請願書及び陳情書に関する事	C1				●	→
14 関係法規の調査研究に関する事	C2					●
15 建議案、委員提出議案、意見書の作成及び整備に関する事	C2					●
16 農業及び農民に関する事項について啓蒙宣伝に関する事	C2			●	→	→
17 事務局の予算及び経理に関する事	C2			●	→	→
18 文書の收受編纂及び保存に関する事	C2			●	→	→
19 委員の報酬及び費用弁償に関する事	C1			●	→	→
20 物品の受払及び整理に関する事	C2			●	→	→
21 その他農業及び農民に関する事	C2			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、（兼務職3名及び臨時職員を含む。）4人→2人となるが、現有の体制で処理

(オ) 公平委員会事務局

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公印の管守に関する事	C1				●	→
2 文書の收受、発送及び保存に関する事（緊急性が高いものに限る）	C2				●	→
3 予算及び経理に関する事	C2				●	→
4 物品の出納及び保管に関する事	C2				●	→
5 規程等の制定及び改廃に関する事（緊急性が高いものに限る）	C2				●	→
6 定例及び臨時会議に関する事	C2				●	→
7 勤務条件に関する措置要求に関する審査手続に関する事	C1				●	→
8 不利益処分についての不服申立ての審査手続に関する事	C1				●	→
9 職員団体の登録に係る手続並びに登録の効力の停止及び取消しに係る手続に関する事	C1				●	→
10 職員団体等に対する法人格の付与に係る手続及び法人格の付与の取消しに係る手続に関する事	C1				●	→
11 管理職員等の範囲を定める事務に関する事	C2				●	→
12 職員からの苦情相談に関する事	C1				●	→
13 相生市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する審査手続に関する事	C1				●	→
14 告示に関する事	C1				●	→
15 会議等傍聴その他に関する事	C2				●	→
16 委員会及び局の庶務に関する事	C1				●	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数（兼務職1人）は、2人→1人となるが、現有の体制で処理

ク 教育部

(ア) 管理課

a 総務企画係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 教育委員会の会議に関する事	C1		●	→	→	→
2 儀式及び表彰に関する事	C2					●
3 告示及び公印の管守に関する事	C1		●	→	→	→
4 教育委員会規則に関する事（緊急性の高いものに限る）	C2					●
5 教育委員会の事務局職員、学校その他の教育機関の市費支弁職員の任免、給与、服務、配置その他人事に関する事	C1		●	→	→	→
6 請願、陳情及び渉外並びに交際に関する事	C2					●
7 教育委員会の所管に係る予算の総合調整並びに他課に属さない予算経理に関する事	C1					●
8 教育費に係る物品の調達に関する事	C2			●	→	→
9 1件設計金額500万円未満の工事の契約に関する事	C2					●
10 就学奨励費に関する事	C1				●	→
11 教育委員会事務局等の連絡、調整に関する事	C1		●	→	→	→
12 奨学金事務に関する事	C1				●	→
13 課の庶務に関する事	C1		●	→	→	→
14 相生市学校教育審議会の会議に関する事	D					
15 行政手続きに関する事	C1					●
16 教育施策の企画・執行に関する事	C1					●
17 総合教育会議に係る事務に関する事	D					
18 他課係に属さない事	C1					●

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、総務企画係（臨時職員を含む）3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 施設係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と 実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 学校その他教育施設の建設計画に関すること	D					
2 学校その他教育施設の管理並びに保全（他課等の所掌するものを除く）に関すること	C1		●	→	→	→
3 学校施設の目的外使用に関すること	C2		●	→	→	→
4 1件設計金額500万円未満の工事の調査、設計及び実施に関すること	C2					●
5 学校施設整備費補助金に関すること	C2					●
6 公立学校施設等の施設台帳整備に関すること	C2					●
7 相生市立こども学習センターの管理に関すること	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、施設係 1人→0人となり、交代要員が必要

(イ) 学校教育課

a 学校教育係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 学級編成及び児童、生徒の就学に関する事	C1		●	→	→	→
2 通学区域の設定及び変更に関する事	D					
3 校長、教員及び県費負担事務職員の任免、給与、服務その他人事に関する事	C1		●	→	→	→
4 学校の組織、編成、教育課程、学習指導及び職業の指導に関する事	C2				●	→
5 教科書その他の教材の採択に関する事	D					
6 学校教員その他の教育機関職員及び生徒児童並びに幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事	C1		●	→	→	→
7 学校給食の管理運営に関する事	C1		●	→	→	→
8 学校教育に係る調査統計に関する事	C2				●	→
9 校長、教員その他教育機関職員の研修及び免許状に関する事	D					
10 学習効果の評価に関する事	D					
11 学校及びその他の教育機関の環境衛生に関する事	C1		●	→	→	→
12 学校体育に関する事	D					
13 学校教育相談に関する事	C1		●	→	→	→
14 相生市幼児教育センターに関する事	C2					●
15 その他学校教育に関する事	C2					●
16 相生市少年育成センターの庶務(所の所掌に属するものは除く)に関する事	C2					●
17 相生市教育研究所に関する事	C2					●
18 相生市適応教室に関する事	C2					●

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、学校教育係（臨時職員を含む）5人→3人となるが、現有の体制で処理

(ウ) 生涯学習課

a 生涯学習・公民館係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 社会教育の企画調整に関する事	D					
2 社会教育委員に関する事	D					
3 社会教育施設の設置に関する事	D					
4 公民館及び滴水庵の管理並びに運営(施設の所掌に属するものを除く)に関する事	C1		●	→	→	→
5 文化、芸術及び学術に関する事	C2					●
6 社会教育団体に関する事	C2					●
7 市民文化団体に関する事	C2					●
8 生涯教育に関する事	C2					●
9 社会教育の調査、統計及び広報に関する事	D					
10 放課後児童健全育成事業に係る届出、検査、命令等に関する事	C1		●	→	→	→
11 課の庶務に関する事	C1		●	→	→	→
12 相生市立若狭野多目的研修センターの運営(農業振興に関するものを除く)に関する事	C1		●	→	→	→
13 その他社会教育生涯学習に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、生涯学習・公民館係（臨時職員を含む。）3名→2名となるが、現有の体制で対応

b 文化会館管理係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 文化会館の設置に関する事	D					
2 文化会館の管理に関する事	C1		●	→	→	→
3 公印の管理に関する事	C1		●	→	→	→
4 企画調査及び統計に関する事	D					
5 文化会館運営審議会に関する事	C2					●
6 文化芸術活動の推進に関する事	C2					●
7 文化芸術情報の提供に関する事	C2					●
8 文化会館の庶務に関する事	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、文化会館管理係（臨時職員を含む。）3名→2名となるが、現有の体制で対応

c 図書館管理係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 公印の管理に関する事	C1		●	→	→	→
2 企画調査及び統計に関する事	D					
3 館報及び読書資料の発刊に関する事	D					
4 図書館協議会に関する事	D					
5 図書館資料の収集及び整理に関する事	D					
6 貸出に関する事	C2				●	→
7 読書案内並びに読書相談に関する事	C2				●	→
8 児童奉仕に関する事	D					
9 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示等の開催及び奨励に関する事	D					
10 図書館の庶務に関する事	C1		●	→	→	→
11 市史編纂に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、3人→2人となるが、一部業務委託している部分について、委託先職員にて対応

d 文化財係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 文化財の収集、保存及び活用に関する事	D					
2 文化財の保護及び指定に関する事	D					
3 文化財の調査研究及び啓蒙宣伝に関する事	D					
4 文化財保護審議会に関する事	D					
5 歴史民俗資料館に関する事（施設管理以外に関する事）	D					
6 歴史民俗資料館に関する事（施設管理に関する事）	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、兼職1人となるため、施設管理に関する事のみを対応

(エ) 体育振興課

a 体育振興係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 社会体育の企画調整に関する事	C2					●
2 社会体育の指導に関する事	D					
3 スポーツの振興及びレクリエーションに関する事（緊急を要することに限る）	C2				●	→
4 体育指導委員に関する事	D					
5 社会体育団体に関する事	D					
6 スポーツ振興審議会に関する事	D					
7 その他社会体育に関する事	C2					●
8 課の庶務に関する事	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、体育振興係（臨時職員を含む）3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 体育施設係

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 社会体育施設の設置に関する事	D					
2 相生市立市民体育館の管理に関する事	C1	●	→	→	→	→
3 相生市立温水プールの管理に関する事	C1	●	→	→	→	→
4 相生市民グラウンドの管理に関する事	C1	●	→	→	→	→
5 相生市立市民プールの管理に関する事	C1	●	→	→	→	→
6 その他社会体育施設に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、体育施設係 1人であるが、現有の体制で処理

(オ) 人権教育推進室

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 人権教育・啓発、道徳教育の推進に関する事	D					
2 人権・同和教育推進協議会の事務に関する事	D					
3 人権・同和教育研究協議会の事務に関する事	D					
4 人権教育推進委員に関する事	D					
5 相生市教育集会所に関する事	D					
6 その他人権教育・啓発に関する事	D					

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、2人または1人となるが、現有の体制で処理

ケ 市民病院

(ア) 診療部門

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 患者の診察及び治療に関すること	C1	●	→	→	→	→
2 健康診断に関すること（急を要するものを除く）	C2					●
3 医学的及び化学的検査並びに研究に関すること	C1		●	→	→	→
4 調剤及び薬剤に関すること	C1		●	→	→	→
5 薬品及び衛生材料の出納並びに保管に関すること	C1			●	→	→
6 麻薬及び劇毒薬の出納並びに保管に関すること	C1			●	→	→
7 処方箋の保管に関すること	C1			●	→	→
8 エックス線撮影及び透視に関すること	C1		●	→	→	→
9 エックス線フィルム及び照射録の整備並びに保管に関すること	C1			●	→	→
10 医療用機器の整備及び保管に関すること	C1	●	→	→	→	→
11 医療関係書類の整理及び保管に関すること	C1		●	→	→	→
12 医療に係る入院時食事療養に関すること	C1	●	→	→	→	→
13 入院時食事療養の実施に関すること	C1	●	→	→	→	→
14 その他医療業務に関すること	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、市民病院（臨時職員を含む。）35人→21人となるが、現有の体制で処理

(イ) 看護部門

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 患者の看護及び診療介助に関すること	C1	●	→	→	→	→
2 入院患者及び患者の入退院に関すること	C1		●	→	→	→
3 看護記録に関すること	C1		●	→	→	→
4 寝具の交換に関すること	C1		●	→	→	→
5 附添人及び面会人に関すること	C1			●	→	→
6 病棟の衛生及び清潔に関すること	C1		●	→	→	→
7 その他看護業務に関すること	C1		●	→	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、市民病院（臨時職員を含む）35人→21人となるが、現有の体制で処理

(ウ) 事務部門

分 掌 概 要	業務優先順位	業務開始目標時間と実施期間				
		2時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
1 事業計画に関すること	D					
2 公印の保管に関すること	C1		●	→	→	→
3 人事、給与及び服務に関すること	C1			●	→	→
4 諸規程の制定及び改廃に関すること	C2					●
5 文書(郵便物を含む)の收受、発送、整理及び保管に関する こと(急を要するものに限る)	C2		●	→	→	→
6 物品の購入、出納及び保管に関すること	C2		●	→	→	→
7 予算及び決算に関すること	C2				●	→
8 当直に関すること	C1		●	→	→	→
9 受付業務に関すること	C1		●	→	→	→
10 診療報酬その他収入の請求及び諸収入に関すること	C1				●	→
11 支出命令に関すること	C2			●	→	→
12 医療法規等に基づく諸手続に関すること	C2				●	→
13 病院の各種統計報告に関すること	D					
14 病院施設の維持管理に関すること	C1		●	→	→	→
15 医療、建物及び自動車等の共済保険に関すること	C1				●	→
16 寝具類の整備及び保管に関すること	C1		●	→	→	→
17 寝具類の消毒に関すること	C1		●	→	→	→
18 院内の清潔及び保安に関すること	C1		●	→	→	→
19 自動車の管理に関すること	C1			●	→	→
20 給食材料の購入、検収、出納及び保管に関すること	C1		●	→	→	→
21 食器の洗浄、消毒、整備及び保管に関すること	C1	●	→	→	→	→
22 給食用機器の整備及び保管移管すること	C1	●	→	→	→	→
23 給食の献立調理及び配膳に関すること	C1	●	→	→	→	→
24 栄養指導に関すること	C2				●	→
25 その他管理業務に関すること	C2			●	→	→

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、市民病院（臨時職員を含む。）35人→21人となるが、現有の体制で処理

新型インフルエンザ等 対策業務継続計画

平成29年3月

相生市

目 次

第1章 計画の趣旨.....	11-69
第2章 流行規模及び被害の想定.....	11-70
第3章 業務継続の基本的な考え方.....	11-71
第4章 非常時優先業務の選択.....	11-74
(1) 新型インフルエンザ対策業務.....	11-74
(2) 通常業務（平時から担っている業務）.....	11-80

第1章 計画の趣旨

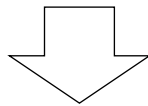
「相生市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」（以下「業務継続計画」という。）は、新型インフルエンザの発生時において、市として新型インフルエンザへの対応を事前に整備することにより、市が必要最小限の行政サービスを維持できるよう、相生市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や県の「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、新型インフルエンザ発生時の市の業務継続対応を策定したものである。

なお、前提条件として、市内で新型インフルエンザが発生し、市職員のおおむね40%の職員が登庁不可として作成する。

業務継続計画と市行動計画との関係

相生市新型インフルエンザ等対策行動計画

市が実施すべき新型インフルエンザ対策を定めたもの



相生市新型インフルエンザ等対策業務継続計画

発生時の通常業務の取扱いや、職員の行動等に関する基本方針を整理

- 優先通常業務の抽出の考え方（通常業務の継続／縮小／休止等）
- 職員・庁舎等の感染防止対策
- 発生時の職員の勤務形態
- 市民への協力要請 等

第2章 流行規模及び被害の想定

市行動計画では、新型インフルエンザ発生時の流行規模等を下記のとおり想定している。

※以下、市行動計画より転記

第1節 新型インフルエンザ発生時の市内状況の想定

	罹患者 (千人)	受診患者数 (千人)	罹患者内訳 (人) (上段：中程度 下段：重度)		一週間の最大 入院患者数 (人/週)
			入院患者類型	死亡者	
全 国	31,950	約 13,000 ～約 25,000	～約 530,000	～約 170,000	101,000
			～約 2,000,000	～約 640,000	399,000
兵庫県	1,400	約 560 ～約 1,080	～約 23,000	～約 7,000	4,000
			～約 88,000	～約 28,000	17,000
相生市	約 7.7	約 3.1～約 6.0	約 130	約 40	約 25
			約 480	約 150	約 100

- 注 1 全国、兵庫県の数値は、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月改定）」や県の「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 10 月改定）」から引用し、相生市の数値は、平成 26 年 10 月末現在人口（約 30,700 人）を基に試算。
- 2 アジアインフルエンザを中程度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として推計し、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

第2節 新型インフルエンザによる市内死亡者発生想定数（重度）

分布率		1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	6週目	7週目	8週目
		6%	10%	15%	19%	19%	15%	10%	6%
死亡者	週	10	16	24	30	30	24	16	10
発生数	1日平均	1.4	2.3	3.4	4.3	4.3	3.4	2.3	1.4

※相生市消防本部作成資料より引用。

第3章 業務継続の基本的な考え方

新型インフルエンザ発生時においては、職員の感染や家族の罹患による行動制限等により、登庁可能な職員数が制約されるが、このような状況下においても、休止・中断することにより市民生活や企業活動等に支障を与える市の通常業務（以下「優先通常業務」という。）は、継続する必要がある。同時に、新型インフルエンザ対応業務も実施しなければならない。

このため、新型インフルエンザ発生時における市としての業務継続を図るため、以下の考え方に基づいて必要な措置を講じる。

なお、2009年（平成21年）に発生した豚由来の新型インフルエンザA/H1N1は弱毒性であるとされたが、高病原性鳥インフルエンザA/H5N1は強毒で致死率が高く最も警戒を要することから、当計画はこのタイプの新型インフルエンザ等への対応を基本に置いている。

第1節 通常業務の縮小・休止等

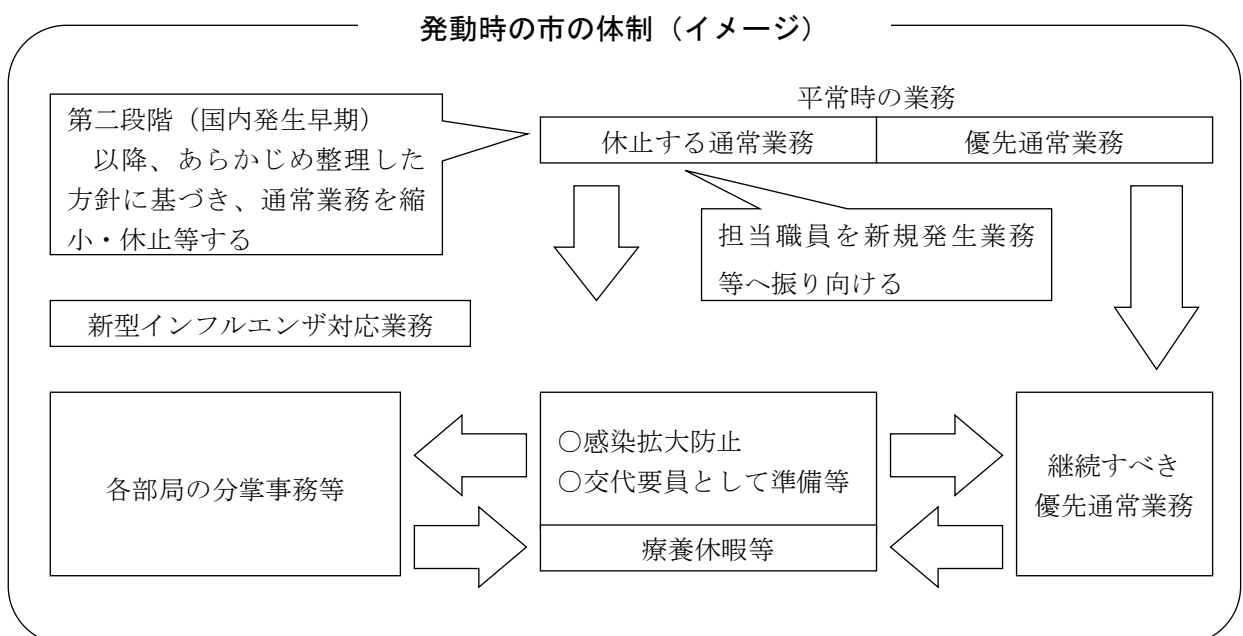
市民生活に最低限必要な行政サービスを提供するため、通常業務を可能な限り縮小・休止し、人員等を重要業務に集中させる。

また、継続する業務についても、感染防止対策の観点から、業務の実施方法や従事する職員の勤務形態等を適宜見直す。

第2節 人員等の業務継続体制の整備

発生時に登庁が困難となる可能性の高い職員や業務の継続に支障を来すおそれのある事項をあらかじめ整理し、その代替措置を講じる。

また、縮小・休止した業務の担当職員を必要に応じて、発生後に重要業務に従事している職員が感染した場合の交代要員とする。



第3節 業務継続計画実行の市民への周知

新型インフルエンザが発生したときに停止等する業務の期間等について、市民や関係機関等に混乱が生じないよう適切な周知を図るものとする。

第4節 感染防止対策の実施

職場内における感染予防・まん延防止対策として、庁舎への入庁制限、感染防護具の準備、職員等の健康状態の確認等を実施する。

第5節 継続すべき優先通常業務

第三段階移行後、感染拡大を阻止するため、以下に該当する業務については、継続するものとする。

- ア ライフラインを維持するために必要な業務
- イ 新型インフルエンザ対策を遂行するために必要な業務
- ウ 当該業務を休止することにより、市民等の身体、生命に害を及ぼすおそれがある業務
- エ 当該業務を休止することにより、市民等の利益に侵害を及ぼすおそれがある業務
- オ 保有する施設の機能低下等を防止するために必要な業務

第6節 継続すべき優先通常業務の選定

災害時に行う各対策部及び各課の業務すべてを、下記のA～Dの優先区分に分類する。A、B、C1、C2が災害時に行う非常時優先業務の優先順位となる。Dに該当する業務については一定期間休止・延期とする。

◆業務の優先区分

必要度	内容
A 〔新型インフルエンザ等対策業務〕	○新型インフルエンザ流行に関連して発生する新規業務 (例) 相生市新型インフルエンザ等対策本部の設置 相談窓口開設 等
B 〔新型インフルエンザ等対策業務〕	○想定業務はなし
C1 〔優先継続業務〕	○従来どおり継続しなければならない業務 =①市民の安全確保に直結する業務 =②中断により市民の生活や市経済に甚大な支障を生ずる業務 =③中断により、国、県、他市町の業務に重大な影響を与える業務 =④中断により市の信用が大きく失墜する業務、または本来業務に重大な支障を伴う業務 (例) 報道機関との連絡に関する業務 清掃施設の管理運営に関する業務 等
C2 〔優先継続業務〕	○取り扱いの方法等を変更(縮小)し対応できる業務 =C1に対応しない業務 (例) 渉外及び交際に関する業務 工事の検査に関する業務 等
D 〔休止業務〕	○通常業務のうち、休止・延期する業務 =一定期間(1ヶ月程度)先送りすることが可能な業務 =災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務 (例) 職員研修 地域懇談会 等

第7節 計画の見直し等

この計画は、市の行動計画の変更や実施後の状況等の変化により、適宜、見直しを行う。

第4章 非常時優先業務の選択

非常時優先業務を特定するため、全ての業務を洗い出し、市民の生命・生活及び財産の保護を継続すべき業務の選択を行った。

この結果、各担当の分掌業務は次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ対策業務

ア 企画総務部

(ア) 企画広報課、定住促進室

分掌概要	業務優先順位
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事項	A
2 西播磨水道企業団との連絡調整に関する事項	A
3 新型インフルエンザに関する情報提供体制の確立・公表に関する事項	A
4 報道機関等の対応及び広報活動に関する事項	A
5 ㈱あいおいアクアポリスへの情報提供に関する事項	A
6 私立高校への情報提供に関する事項	A
7 その他本部からの指示事項	A

(イ) 総務課

分掌概要	業務優先順位
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事項	A
2 職員の動員及び配備に関する事項	A
3 職員の感染予防、健康管理に関する事項	A
4 感染防止対策に必要な資器材、物品等の確保及び配備に関する事項	A
5 私立幼稚園への情報提供に関する事項	A
6 その他本部からの指示事項	A

(ウ) 危機管理課

分掌概要	業務優先順位
1 新型インフルエンザ対策連絡会議の設置及び運営に関する事項	A
2 新型インフルエンザ警戒本部の設置及び運営に関する事項	A
3 新型インフルエンザ対策本部の設置及び運営に関する事項	A
4 県対策本部及び関係機関との連絡体制に関する事項	A
5 対策本部の進捗状況管理に関する事項	A
6 市長、副市長への相談、連絡、報告に関する事項	A
7 職員の動員及び配備に関する事項	A
8 その他必要な事項	A

イ 財務部

(ア) 財政課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事項	A
2 本部の予算計画及び感染防止策に対する資金調達に関する事項	A
3 庁舎及び管理施設の感染防止対策に関する事項	A
4 感染に伴う財政処置全般に関する事項	A
5 感染防止対策に関連する物品の調達に関する事項	A
6 感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保・配車に関する事項	A
7 運転員の配置に関する事項	A
8 その他本部からの指示事項	A

(イ) 税務課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 その他本部からの指示事項	A

(ウ) 徴収対策室

分 掌 概 要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 その他本部からの指示事項	A

ウ 市民生活部

(ア) 市民課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事項	A
2 部内及び各部局への応援に関する事項	A
3 食料品、生活必需品等の調達及び配給に関する事項	A
4 その他本部からの指示事項	A

(イ) 地域振興課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 商工会議所及び商工会、商工団体との連絡協議に関する事項	A
3 商工観光施設の感染予防対策に関する事項	A
4 商工観光関係の感染防止対策及び調査に関する事項	A
5 ライフライン（公共交通機関・電気・通信・ガス）の確保及び事業者への要請に関する事項	A
6 観光客への情報提供に関する事項	A
7 その他本部からの指示事項	A

(ウ) 環境課

分掌概要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 ごみの非常処理計画に関する事項	A
3 し尿の非常処理計画に関する事項	A
4 廃棄物収集、処理体制の確保に関する事項	A
5 感染による死亡者の搬送、遺体安置及び火葬、埋葬に関する事項	A
6 遺体一時安置場所の確保、開設に関する事項	A
7 関連業者等への感染防止対策に関する事項	A
8 その他本部からの指示事項	A

エ 健康福祉部

(ア) 社会福祉課

分掌概要	業務優先順位
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事項	A
2 感染者、要援護者対策について関係部局との連絡調整に関する事項	A
3 障害者福祉施設等への情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策等に関する事項	A
4 障害者等の要援護者対策に関する事項	A
5 日本赤十字社との連絡調整に関する事項	A
6 その他本部からの指示事項	A

(イ) 長寿福祉室

分掌概要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 老人福祉施設、通所施設、事業所等への情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策に関する事項	A
3 ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等の要援護者対策に関する事項	A
4 その他本部からの指示事項	A

(ウ) 子育て元気課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 保育所等への情報提供及び感染防止対策、感染調査・応急対策に関する事項	A
3 要保護児童対策に関する事項	A
4 新型インフルエンザに関する情報の収集及び伝達並びに感染状況等の報告に関する事項	A
5 新型インフルエンザに関する知識と感染予防策等に関する市民への情報提供に関する事項	A
6 健康相談（窓口）体制に関する事項	A
7 医療体制の確保に関する事項	A
8 保健所、市医師会等関係機関との連絡調整に関する事項	A
9 ワクチン接種に関する事項	A
10 その他本部からの指示事項	A

(エ) 看護専門学校

分 掌 概 要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 看護専門学校の感染防止対策、感染調査、応急対策に関する事項	A
3 その他本部からの指示事項	A

オ 建設農林部

(ア) 建設管理課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関する事項	A
2 下水の非常処理計画に関する事項	A
3 その他本部からの指示事項	A

(イ) 都市整備課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 ライフライン（道路交通）の確保及び事業者への要請に関する事項	A
3 関連業者等への感染防止対策に関する事項	A
4 その他本部からの指示事項	A

(ウ) 農林水産課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 部内及び各部局への応援に関する事項	A
2 農林水産に関する情報収集と提供に関する事項	A
3 農林水産関係団体との連携及び協力体制に関する事項	A
4 農林水産関係施設の感染予防対策に関する事項	A
5 農林水産関係の感染防止対策及び調査に関する事項	A
6 その他本部からの指示事項	A

カ 出納室

分掌概要	業務優先順位
1 感染防止対策に関連する経理出納に関する事項	A
2 その他本部からの指示事項	A

キ 議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局、農業委員会、公平委員会

分掌概要	業務優先順位
1 議員及び各委員への連絡等に関する事項	A
2 議会及び委員会に関する事項	A
3 他部局への応援に関する事項	A
4 その他本部からの指示事項	A

ク 教育部

(ア) 管理課

分掌概要	業務優先順位
1 本部との連絡及び教育委員会部局内の対応事項取りまとめ、調整に関する事項	A
2 幼稚園等の感染防止対策に関する事項	A
3 教育関係に必要な応急対策に関する事項	A
4 園児、教職員の感染防止対策に関する事項	A
5 園児、教職員の感染調査及び応急対策に関する事項	A
6 園児、教職員の健康管理及び家庭の啓発、相談、指導に関する事項	A
7 教職員の動員及び調整に関する事項	A
8 給食による感染防止対策に関する事項	A
9 P T A等教育関係団体への協力要請に関する事項	A
10 その他本部からの指示事項	A

(イ) 学校教育課

分掌概要	業務優先順位
1 学校教育施設等の感染防止対策に関する事項	A
2 教育関係に必要な応急対策に関する事項	A
3 児童、生徒、教職員の感染防止対策に関する事項	A
4 児童、生徒、教職員の感染調査及び応急対策に関する事項	A
5 児童、生徒、教職員の健康管理及び家庭の啓発、相談、指導に関する事項	A
6 教職員の動員及び調整に関する事項	A
7 学校給食による感染防止対策に関する事項	A
8 P T A等教育関係団体への協力要請に関する事項	A
9 その他本部からの指示事項	A

(ウ) 生涯学習課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 各地域の情報収集及び伝達に関する事項	A
2 各種行事等に関する事項	A
3 各種集会等に関する事項	A
4 その他本部からの指示事項	A

(エ) 体育振興課

分 掌 概 要	業務優先順位
1 各種行事等に関する事項	A
2 その他本部からの指示事項	A

(オ) 人権教育推進室

分 掌 概 要	業務優先順位
1 教育委員会及び各部局への応援に関する事項	A
2 その他本部からの指示事項	A

ケ 市民病院

分 掌 概 要	業務優先順位
1 本部及び各部局との連絡調整に関する事項	A
2 院内感染防止策に関する事項	A
3 新型インフルエンザに関する情報の収集に関する事項	A
4 市民病院の医療体制の確保に関する事項	A
5 その他本部からの指示事項	A

コ 各部局共通

分 掌 概 要	業務優先順位
1 優先事業の継続体制確保と市主催事業の縮小、中止等に関する事項	A
2 利用者、市民への情報提供、相談体制の確立に関する事項	A
3 関係機関への情報提供、連絡体制の確立に関する事項	A
4 大規模集会の自粛要請、関係施設、事業所等の休業対策に関する事項	A
5 その他管理施設等の感染防止対策に関する事項	A
6 他部局への応援に関する事項	A

(2) 通常業務（平時から担っている業務）

ア 企画総務部

(ア) 企画広報課

a 秘書広報係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 市長及び副市長の秘書に関する事	C1
2 儀式及び行事に関する事	C2
3 渉外及び交際に関する事	C2
4 ほう賞に関する事	C1
5 名誉市民及び自治功労者に関する事	C2
6 市長会及び副市長会に関する事	D
7 その他秘書に関する事	C2
8 広報活動の総合計画及び調整に関する事	D
9 広報の編集及び発行に関する事	C1
10 市勢要覧に関する事	D
11 市民憲章に関する事	D
12 報道機関との連絡に関する事	C1
13 市設広報板に関する事	D
14 陳情、苦情、要望等についての受付、各主管課への連絡及び回答並びに斡旋及び処理に関する事	C1
15 広聴に関する事	C1
16 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、秘書広報係（臨時職員を含む。）4人→2人となるが、現有の体制で処理

b 企画係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 市政の総合的企画、調査及び推進に関する事	D
2 安室ダム水道用水供給企業団との連絡調整に関する事	D
3 総合計画の立案及び作成に関する事	D
4 総合計画に基づく実施計画の調整に関する事	D
5 土地利用計画及び企業誘致に関する事	D
6 特命による重要施策の調査、計画及び推進に関する事	D
7 事務事業の進行管理及び行政考査に関する事	D
8 事務改善の企画及び推進に関する事	D
9 ふるさと応援寄附に関する事	D
10 国際交流及び都市交流に関する事	D
11 庁議に関する事	C2
12 合併に関する事	D
13 広域行政に関する事	D
14 西播磨水道企業団との連絡調整に関する事	C2
15 西はりま消防組合との連絡調整に関する事	C2
16 特定地域に関する事	D
17 その他他の部課の所管に属さない企画調整に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、企画係（兼務職1名を含む。）3人→2人となるが、現有の体制で処理

c 情報化推進係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 情報化に係る施策の調査、企画及び調整に関する事	C2
2 電子計算業務の調整、開発、管理及び運用に関する事	C1
3 情報処理機器の導入、指導及び運営及び管理に関する事	C1
4 基幹統計調査（他の所管に属するものを除く）及び市政統計調査に関する事	C1
5 統計書の編集、発行及び統計資料の収集、保管に関する事	D
6 統計調査の指導及び相談並びに統計思想の普及に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、情報化推進係 3人→2人となるが、現有の体制で処理

(イ) 定住促進室

分 掌 概 要	業務優先順位
1 定住施策の総合窓口に関すること	C1
2 定住施策の総合調整に関すること（緊急性が高いものに限る）	C2
3 定住施策の推進に関すること	D
4 定住施策の総合広報に関すること	D
5 室の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C2

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、定住促進室（兼務職2名及び臨時職員を含む。）4名→2名となるが、現有の体制で処理可能

(ウ) 総務課

a 総務係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公印の管守及び公印の統括に関する事	C1
2 公告式に関する事	C1
3 議会の招集その他連絡に関する事	C2
4 議会提出議案及び報告事項の調整に関する事	C2
5 条例、規則及びその他規程の審査、制定並びに改廃に関する事（緊急性の高いものに限る）	C2
6 例規類集の編纂に関する事	D
7 市長事務部局の機構に関する事	D
8 文書の収受、配布及び発送に関する事（緊急性が高いものに限る）	C2
9 文書の保存及び書庫の管理に関する事	D
10 事務報告及び事務引き継ぎに関する事	D
11 行政委員及び行政委員会に関する事	C2
12 人権擁護委員及び行政相談委員に関する事	C2
13 不服審査、訴訟及び異議の申し立てに関する事	C1
14 事故賠償審査委員会に関する事	C2
15 私学振興に関する事	D
16 住居表示の企画及び実施に関する事	C2
17 市の境界及び行政区画に関する事	C2
18 新たに生じた土地の確認に関する事	C2
19 庁用電話に関する事	C2
20 市長の資産等の公開に関する事	C2
21 行政手続きに関する事	C1
22 情報公開及び個人情報保護に関する事	C1
23 他部課の主管に属さないこと	D
24 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、総務係（臨時職員を含む）5人→3人となるが、現有の体制で処理

b 職員係

分掌概要	業務優先順位
1 職員の選考、任免及び配置に関する事	C1
2 職員の表彰、分限、懲戒及び服務に関する事	C1
3 職員の考課及び研修に関する事	C1
4 職員の福利厚生に関する事	C2
5 特別職の報酬に関する事	C1
6 職員の給与に関する事	C1
7 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事	C1
8 職員の被服貸与に関する事	C2
9 職員の公務災害補償に関する事	C1
10 職員の健康管理に関する事	C1
11 職員の共済組合に関する事	C1
12 職員の財形貯蓄に関する事	C2
13 児童手当法に基づく職員に対する児童手当の支給に関する事	C1
14 人事及び給与に関し他の任命権者との連絡及び調整に関する事	C1
15 退職年金及び遺族年金に関する事	C2
16 臨時職員に関する事	C1
17 職員団体及び職員の労働組合に関する事	C2
18 その他人事及び給与に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、職員係 4人→2人となるが、現有の体制で処理

c 地域改善対策係

分掌概要	業務優先順位
1 地域改善事業の計画立案及び実施に関する事	C2
2 住宅資金に関する事	D
3 隣保館に関する事	D
4 その他地域改善に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

原則業務停止

(エ) 危機管理課

a 危機管理係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 防災計画に関すること	C2
2 防災会議に関すること	C2
3 国民保護計画に関すること	C2
4 国民保護協議会に関すること	C2
5 交通安全思想の普及及び啓発に関すること	D
6 交通事故相談に関すること	D
7 その他交通安全対策に関すること	D
8 自転車等の駐車秩序に関すること	C2
9 防犯に関すること	C2
10 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、危機管理係 3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 消防団係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 消防団の組織制度及び施策等の企画に関すること	D
2 消防団の消防力及び消防施設の警備に関すること	C2
3 消防団の事業計画の策定及び進行管理に関すること	C2
4 職員及び団員の表彰に関すること	D
5 消防団員の任免に関すること	C1
6 消防団員の服制及び貸与品に関すること	C1
7 消防団員の公務災害に関すること	C1
8 消防団員の報酬及び退職報償に関すること	C2
9 消防団の協会事務に関すること	D
10 その他消防団事務に関すること	C2
11 消防水利施設の設置維持及び消防地水利の調査に関すること	C1
12 開発行為にかかる消防水利等についての協議及び同意に関すること	D
13 水防計画及び水防協議会に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、消防団係（臨時職員を含む。） 2人→1人となるが、現有の体制で処理

イ 財務部

(ア) 財政課

a 財政係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 財政計画に関すること	D
2 予算（補正予算を含む）の編成に関すること	C1
3 予算の配当及び管理に関すること	C1
4 市債及び一時借入金に関すること	C2
5 地方交付税に関すること	C1
6 地方譲与税、娯楽施設利用税交付金及び自動車取得税交付金に関すること	D
7 財政調整基金に関すること	D
8 資金計画に関すること	D
9 決算統計に関すること	C1
10 財政事情の公表に関すること	C2
11 自治振興事業に関すること	D
12 他会計との調整に関すること	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、財政係 3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 管財係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公有財産の統括に関すること	C1
2 不動産の取得（他課の所管に属するものを除く。）及び登記に関すること	D
3 市有財産の保険契約に関すること	C1
4 不動産の貸借契約に関すること	D
5 公有財産の管理（他課の所管に属するものを除く。）及び処分に関すること	D
6 市有地との境界協定に関すること	D
7 庁舎の管理に関すること	C1
8 庁舎の取締りに関すること	C2
9 不動産価格審議会に関すること	D
10 庁用自動車の集中管理に関すること	C1
11 庁用自動車の安全運転管理の統括に関すること	D
12 工事の入札及び請負契約に関すること	C2
13 工事の検査に関すること	C2
14 物品の調達に関すること	C1
15 物品の修繕に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、管財係（臨時職員を含む） 4人→2人となるが、現有の体制で処理

(イ) 税務課

a 市民税係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 市県民税及び軽自動車税の賦課及び減免に関すること	C1
2 たばこ税に関すること	C1
3 入湯税に関すること	C1
4 法人市民税に関すること	C1
5 個人県民税の徴収取扱費に関すること	C1
6 固定資産評価審査委員会に関すること	C2
7 納税思想の普及宣伝に関すること	D
8 その他税務に関すること	C2
9 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

従来どおりの規模で業務継続が必要なため、応援職員が必要

b 資産税係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 固定資産の評価及び価格の決定に関すること	C1
2 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課及び減免に関すること	C1
3 固定資産課税台帳に関すること	C1
4 土地、家屋台帳副本に関すること	C2
5 土地、家屋名寄帳に関すること	C1
6 国有資産等所在市町村交付金に関すること	C1
7 地価公示法に関すること	C2

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

従来どおりの規模で業務継続が必要なため、応援職員が必要

(ウ) 徴収対策室

分 掌 概 要	業務優先順位
1 市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び市営住宅家賃(以下「市税等」という)その他徴収金の徴収及び督促に関する事	C1
2 市税等の徴収猶予及び徴収の執行停止に関する事	C2
3 市税等の滞納処分及び欠損処分に関する事	C2
4 市税等の徴収金の収入整理に関する事	C1
5 過誤納金の還付及び還付加算金に関する事	C2
6 市税の犯則事件の取締りに関する事	D
7 市税の徴収金の交付要求に関する事	C1
8 市税の徴収嘱託及び受託に関する事	D
9 市税等の納税証明等に関する事	C1
10 市税等の口座振替に関する事	C1
11 個人県民税の払込みに関する事	C1
12 その他、市税等の徴収対策に関する事	D
13 室の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、臨時職員・パート職員を含め8人→5人となるが、現有の体制で処理

ウ 市民生活部

(ア) 市民課

a 市民係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 戸籍に関すること	C1
2 住民基本台帳に関すること	C1
3 印鑑登録に関すること	C1
4 住民票の写し、戸籍の謄抄本等各種証明の交付に伴う手数料の収納に関する こと	C1
5 民刑処分に関すること	D
6 自衛隊員の募集に関すること	D
7 相続報告に関すること	D
8 住居表示の管理に関すること	C1
9 死体埋火葬許可に関すること	C1
10 葬儀施設、火葬場の使用許可に関すること	C1
11 住民の実態調査、人口動態調査及び住民統計に関すること	C1
12 自動車臨時運行許可に関すること	C1
13 海外移住に関すること	C1
14 課に属する公印の管守に関すること	C1
15 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、市民係（臨時職員を含む。）7人→4人となるため、時差出勤による窓口時間延長は体制的に無理であり、新型インフルエンザの流行が落ち着いて体制が整うまで、時間延長は中止する

また、窓口優先のため、他部署の応援に出向くことはできない

窓口職員は不特定多数の方と接触する機会が多いため、他の部署よりも感染の危険性が高く、全員登庁できない場合は、経験者の応援が必要

b 国保年金係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 国民健康保険に係る調査計画及び統計に関すること	C2
2 国民健康保険運営協議会に関すること	D
3 国民健康保険の給付に関すること	C1
4 国民健康保険の被保険者の資格の得喪に関すること	C1
5 国民健康保険被保険者証の交付に関すること	C1
6 国民健康保険の診療報酬請求の審査に関すること	C1
7 国民健康保険の賦課及び減免に関すること	C1
8 保健事業に関すること	C1
9 その他国民健康保険税に関すること	C1
10 老人保健法に基づく医療に関すること	C1
11 後期高齢者医療制度に関すること	C1
12 福祉医療に関すること	C1
13 出産育児一時金及び葬祭費に関すること	C1
14 国民年金に係る調査計画及び統計に関すること	C2
15 国民年金の給付に関すること	C1
16 国民年金の被保険者の資格の得喪に関すること	C1
17 国民年金の裁定請求の受付及び進達に関すること	C1
18 重度心身障害者特別給付金に関すること	C1
19 高齢者特別給付金に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、国保年金係（臨時職員を含む。）9人→5人となるため、窓口受付業務と電話応対で手一杯となる。窓口優先のため、係員が他課の応援に出向くことはできない

また、窓口職員は不特定多数の方と接触する機会が多いため、他の部署よりも感染の危険性が高いので応援体制が必要

(イ) 地域振興課

a まちづくり推進係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 消費生活の安定及び向上に関する事	C2
2 消費者団体の育成に関する事	D
3 電気用品企画、品質表示及び消費生活製品の立入検査等に関する事	D
4 地域公共交通に関する事	C1
5 テレビ難視聴対策に関する事	D
6 市花、市木に関する事	D
7 市民文化の振興に関する事	D
8 余暇に関する事	D
9 男女共同参画に関する事	D
10 まちづくりの推進に関する事	D
11 住民の発意に基づくまちづくりの相談に関する事	D
12 住民の発意に基づくまちづくりの支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関する事	D
13 コミュニティ意識の啓発及び育成に関する事	D
14 住民自治組織及び活動に関する事	C1
15 地縁団体に関する事	D
16 集会所設置等の助成に関する事	D
17 特定非営利活動に関する事	D
18 室の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、まちづくり推進係（非常勤特別職、臨時職員及びパート職員を含む。）6人→4人となるが、現有の体制で処理

b 商工観光係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 商工業の指導育成に関する事	C2
2 商工業者の金融に関する事	C1
3 商工団体の指導及び連絡に関する事	C2
4 貿易に関する事	C2
5 労働福祉行政の企画、調査及び立案に関する事	C2
6 勤労者団体との連絡調整に関する事	C2
7 高年齢者労働能力活用事業に関する事	C2
8 休廃止鉱山の鉱害防止に関する事	C2
9 計量器に関する事	C2
10 計量法(平成4年法律第51号)による立入検査等に関する事	D
11 その他商工に関する事	C2
12 観光に関する事	D
13 ペーロンに関する事	D
14 ドラゴンボートに関する事	D
15 ペーロン海館に関する事	D
16 レクリエーションの施設等の整備計画の策定及び関係部課との連絡調整に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、商工観光係（臨時職員及び観光協会含む。）5人→3人となるが、現有の体制で処理

(ウ) 環境課

a 管理係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 清掃事業全般についての総合的施策の企画、立案及び推進に関すること	C1
2 清掃手数料の収納に関すること	C1
3 清掃業務の委託、許可等に関すること	C1
4 廃棄物処理施設利用許可に関すること	C1
5 清掃施設の管理運営に関すること	C1
6 火葬場及び墓地に関すること	C1
7 清掃の統計に関すること	C2
8 環境保全活動の推進に関すること	D
9 環境学習に関すること	D
10 地球温暖化対策に関すること	D
11 環境マネジメントシステムに関すること	D
12 住宅用太陽光発電システム設置の推進に関すること（申請受付）	C2
13 相生市民の住みよい環境を守る条例の運用及び指導に関すること	C1
14 公害防止対策に関すること	C2
15 環境保全審議会及び環境監視員に関すること	C2
16 動物の愛護及び管理に関すること	C2
17 死畜等の収集計画及び実施に関すること	C1
18 狂犬病予防に関すること	C2
19 霊柩自動車及び装具の飾付撤収用自動車の運行並びに維持管理に関すること	C1
20 公衆浴場に関すること	C2
21 簡易水道、簡易専用水道及び特設水道等に関すること	C2
22 地方公共団体以外の者が経営する水道事業及び簡易専用水道に関すること	C2
23 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、管理係（臨時職員を含む。）5人→3人となるが、現有の体制で処理

b 美化センター

分 掌 概 要	業務優先順位
1-1 美化センター運営に関すること	C1
1-2 リサイクルセンターの運営	C2
2 ごみ、汚泥の収集計画及び実施に関すること	C1
3 ごみ処理用自動車の使用及び維持管理に関すること	C1
4 し尿の収集計画、実施及び処理に関すること	C1
5 し尿処理用自動車の使用及び維持管理に関すること	C1
6 衛生害虫及びそ族昆虫駆除に関すること	C1
7 その他清掃に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、美化センター（臨時職員を含む。）25人→15人となり、応援職員が必要

エ 健康福祉部

(ア) 社会福祉課

a 援護福祉係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事	C1
2-1 民生・児童委員及び民生委員推薦会に関する事 (うち委員に関する事) 民生委員の活動に関する事については従来通りの方法で100%実施することとなるが、定例会議、行事に関しては内容の変更等(会議、行事日程の変更等)を要する	C2
2-2 民生・児童委員及び民生委員推薦会に関する事 (うち推薦会に関する事)	D
3 行路困窮者及び行旅死亡人に関する事	C1
4 戦傷病者、戦没者遺族等援護に関する事	C1
5 地域福祉の増進に関する事	D
6 災害援護資金及び災害見舞金等に関する事	C1
7 日本赤十字社に関する事	C1
8 総合福祉会館に関する事	C2
9 福祉事務所実習に関する事	D
10 社会福祉統計に関する事	C2
11 社会福祉法人の認可、指導及び監督等(他の所管に属するものを除く。)に関する事	C1

職員の業務実施体制(職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法)

職員数は、援護福祉係(臨時職員を含む。) 6人→4人となるが、状況によっては民生児童委員、日赤奉仕団との連絡調整等、現有体制で対応が困難となることも想定され検討を要す

b 障害福祉係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者健康福祉手帳の交付に関する こと	C1
2 障害者（児）の自立支援給付に関すること	C1
3 地域生活支援事業に関すること	C1
4 障害者療育事業に関すること	C1
5 身体障害者福祉センターに関すること	D
6 障害者虐待防止センターに関すること	C1
7 障害者支援施設野の草園に関すること	C1
8 身体障害者福祉基金及び福祉金の支給に関すること	C1
9 心身障害者扶養共済制度に関すること	C1
10 就学奨励金の支給に関すること	C1
11 特別障害者手当等に関すること	C1
12 重度心身障害者介護手当に関すること	C1
13 重度心身障害者福祉年金に関すること	C1
14 公印の管守に関すること	C1
15 その他障害者の福祉に関すること	C2
16 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、障害福祉係（臨時職員を含む。）5人→3人となるが、現有の体制では対応困難となることも想定される

(イ) 長寿福祉室

分 掌 概 要	業務優先順位
1 老人福祉施設への入所措置及び費用徴収に関すること	C1
2 高齢者在宅福祉に関すること	C1
3 老人福祉施設整備事業に関すること	C1
4 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること（緊急を要する業務のみ）	C1
5 介護保険の被保険者の資格管理に関すること	C1
6 要介護認定及び要支援認定に関すること	C1
7 介護保険料の賦課及び徴収に関すること	C1
8 介護保険の給付に関すること	C1
9 社会福祉事業団との連絡調整に関すること	C1
10 地域包括支援センターに関すること	C1
11 地域支援事業（介護給付費適正化事業）に関すること	C1
12 その他高齢者の福祉（高齢者虐待関係）に関すること	C1
13 公印の管守に関すること	C1
14 室の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1
15 老人福祉基金に関すること	C2
16 しあわせ基金に関すること	C2
17 地域密着型（介護予防）サービス事業所並びに介護予防支援事業所等の指定及び指導監査に関すること	C2
18 その他高齢者の福祉（老人福祉施設等利用者負担額減免措置事業）に関すること	C2
19 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること（緊急を要しない業務）	D
20 高年クラブの育成指導に関すること	D
21 老人いこいの家等の管理に関すること	D
22 老人福祉センターに関すること	D
23 高齢者の生きがいがづくりの推進に関すること	D
24 敬老事業に関すること	D
25 地域支援事業（特定高齢者把握事業・生活機能評価・訪問指導・のびのび健康教室等各種教室・健康大学講座等各種講座・介護予防普及啓発・ケアプラン指導研修）に関すること	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、長寿介護係 7人→4人となるが、従来どおりの規模で業務継続する必要がある事務事業が多く、応援職員が必要

(ウ) 子育て元気課

a 子育て支援係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 子育て支援施策に係る総合調整に関する事	D
2 要保護児童対策協議会に関する事	C1
3 次世代育成支援行動計画に関する事	D
4 保育所に関する事	C1
5 母子生活支援施設及び助産施設の入所に関する事	C1
6 母子及び寡婦福祉に関する事	C1
7 交通遺児激励基金及び激励金の支給に関する事	C1
8 ファミリーサポートセンター事業に関する事	D
9 家庭児童相談に関する事	C1
10 子ども手当に関する事	C1
11 児童手当に関する事	C1
12 児童扶養手当に関する事	C1
13 特別児童扶養手当に関する事	C1
14 子育て学習センターに関する事	D
15 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、子育て支援係（臨時職員を含む。） 5人→3人となるが、現有の体制で処理

b 健康増進係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 保健衛生思想の普及向上及び調査研究に関すること	D
2 保健衛生施策の企画、普及及び調査研究に関すること	D
3 - 1 各種予防接種に関すること	C2
3 - 2 各種予防接種のうち、インフルエンザ予防接種事業に関すること	C1
4 感染症の予防等に関すること	C1
5 - 1 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること	D
5 - 2 随時の健康相談、訪問指導事業に関すること	C2
5 - 3 生命にかかる緊急相談業務に関すること	C1
6 - 1 母子保健事業に関すること	D
6 - 2 母子保健事業のうち、産婦・新生児訪問事業、母子健康手帳の交付事業、乳幼児健康診査事後指導に関すること	C2
7 市民の健康増進に関すること	D
8 栄養改善指導に関する相談及び栄養指導等に関すること	D
9 献血の推進に関すること	D
10 休日急患診療体制に関すること	C1
11 各種医療機関との連絡調整に関すること	C1
12 保健の統計に関すること	D
13 食育基本法に基づく食育推進に関すること	D
14 特定健診及び特定保健指導に関すること	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、健康増進係（臨時職員を含む。） 9人→5人となるが、技術職員が行う業務が主となるため応援体制が困難であり、現有の体制で処理

(エ) 看護専門学校

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公印の管理に関する事	C1
2 現金及び有価証券の出納保管に関する事	C1
3 歳入歳出予算の編成及び決算に関する事	C1
4 委託契約に関する事	C1
5 学生の募集に関する事	C1
6 学生に関する諸証明に関する事	C1
7 外部機関との連絡調整に関する事	C1
8 庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1
9 学生の入学、進学、転入学、休学、退学、卒業に関する事	C1
10 学生の健康管理に関する事	C1
11 規則等の立案及び公告並びに公告式に関する事（緊急性のあるものに限る）	C2
12 運営のための諸会議に関する事（緊急性のあるものに限る）	C2
13 非常勤講師に関する事	C2
14 人事の手続きに関する事	C2
15 教職員の福利厚生及び衛生管理に関する事（衛生管理のみ）	C2
16 本校資産の維持管理に関する事	C1
17 物品の購入、出納及び管理に関する事	C2
18 監査に関する事	C2
19 本校の行事に関する事	C2
20 奨学金に関する事	C2
21 教育のための諸会議に関する事	C2
22 時間割の編成、授業の実施に関する事	C2
23 臨床実習に関する事	C2
24 公文書の收受及び発送に関する事	C2
25 教員研修に関する事	D
26 文書の編さん、保存に関する事	D
27 図書の入受整理、保管に関する事	D
28 教育目録の作成及び保管に関する事	D
29 学生の課外活動に関する事	D
30 学籍簿の整理保管に関する事	C2

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、事務職員（臨時職員を含む。）を合わせ、12人→7人となり、教務は現有体制で可能だが、事務職員は必ず1名は必要

オ 建設農林部

(ア) 建設管理課

a 建設総務係

分掌概要	業務優先順位
1 公有地の拡大推進に関する法律による届出及び経由並びに買取り希望に係る調整に関する事	C1
2 国土利用計画法に基づく事務処理に関する事	C1
3 市営住宅の維持管理に関する事	C1
4 市営住宅等の入居及び使用料の賦課に関する事	C1
5 その他部内他課の所管に属しない事項に関する事	C1
6 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、建設総務係（臨職を含む。）3人→2人となり、現有体制では処理困難なため、応援が必要

b 下水管理係

分掌概要	業務優先順位
1 公共下水道事業計画に関する事	D
2 農業集落排水事業計画に関する事	D
3 下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する事	C1
4 下水道使用料及び農業集落排水使用料に関する事	C1
5 水洗便所及び排水設備の普及及び啓発に関する事	D
6 水洗便所等改造資金の助成、貸付け及び償還に関する事	C1
7 排水設備指定工事店の許可、登録及び指導に関する事	D
8 排水設備設置工事の確認及び検査に関する事	C1
9 下水道事業に係る市債及び一時借入金に関する事	C2
10 公共下水道処理施設及び管渠の維持保全管理に関する事	C1
11 公共下水道事業の設計及び工事の施工に関する事	D
12 公共下水道台帳の整備に関する事	C2
13 農業集落排水処理施設及び管渠施設の維持保全管理に関する事	C1
14 農業集落排水事業の設計及び工事の施工に関する事	D
15 農業集落排水台帳の整備に関する事	C2
16 小規模集合処理施設事業等に関する事	C1
17 個別排水処理施設管理事業に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、下水管理係 4人→2人となり、現有の体制では処理不可能となるので、他課職員の応援が必要

c 下水管理センター

分掌概要	業務優先順位
1 下水管理センター及び農業集落排水処理施設の運転・水質管理及び監視に関すること	C1
2 下水管理センター及び農業集落排水処理施設の汚泥等の処分に関すること	C1
3 委託業務に係る指導監督に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、管理センターの常駐職員は無く委託で対応しているので、現有の体制で処理

(イ) 都市整備課

a 土木工務係

分掌概要	業務優先順位
1 土木事業の実施計画及び施工に関すること	D
2 公共土木施設、災害復旧事業の調査設計及び施工に関すること	C1
3 公共土木施設の維持管理に関すること	C1
4 国県事業の関連事業の調査、計画及び実施に関すること	D
5 国・県工事（国道及び県道に係る工事）に伴う用地事務等の協力に関する こと	D
6 委託土木工事の設計及び施工に関すること	C1
7 交通安全施設の整備に関すること	C1
8 市道の路線認定及び変更並びに廃止に関すること	D
9 道路台帳の整備に関すること	C2
10 道路用地等の取得及び補償等に関すること	D
11 道路、河川及び公園の占用許可等並びに占用料の徴収に関すること	C2
12 道路、河川及び公園の境界明示に関すること	D
13 港湾、河川の樋門及び水門並びにポンプ場の維持管理に関すること	C1
14 港湾その他土木関係の統計及び調査に関すること	D
15 里道、水路等に関すること	C2
16 車両制限令に関すること	C1
17 街灯の新設及び維持管理に関すること	C2
18 屋外広告物に関すること	C2
19 道路、河川及び港湾の美化対策に関すること	D
20 公園施設の維持管理に関すること	D
21 漂流物及び沈没品に関すること	C1
22 その他道路、河川、港湾等の管理事務に関すること	C2
23 その他土木技術に関すること	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、土木工務係（臨時職員を含む。） 6人→4人となるが、現有の体制で処理

b 都市計画係

分掌概要	業務優先順位
1 都市計画法に基づく事務処理に関する事	C1
2 都市計画の基本調査及び基本計画の策定に関する事	D
3 都市計画事業の企画及び連絡調整に関する事	D
4 都市計画審議会に関する事	C2
5 緑のマスタープランに関する事	D
6 総合交通計画に関する事	D
7 公園事業の計画、設計及び工事の施工に関する事	D
8 街路事業の計画、設計及び工事の施工に関する事	D
9 公園、街路並びに市街地整備に係る用地等の取得及び補償等に関する事	D
10 土地区画整理法に基づく事務処理に関する事	C1
11 土地区画整理審議会に関する事	C2
12 土地区画整理事業の計画、設計及び工事の施工に関する事	D
13 土地区画整理組合の援助に関する事	C2
14 相生駅南都市開発事業に関する事	C1
15 那波住環境整備事業に関する事	C1
16 その他住環境整備事業に関する事	C2
17 課の庶務及び事務の連絡調整に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、都市計画係 2人→1人となるが、専門的な知識が必要な事務事業が多くあり、
現有の体制で処理

c 建築係

分掌概要	業務優先順位
1 建築基準法に基づく行政指導に関する事	C1
2 都市計画法による開発行為に関する事	C1
3 都市景観に関する事	C2
4 建築事業の調査設計及び施工監理に関する事	C2
5 市有建築物の営繕に関する事	C2
6 住宅対策に関する事	D
7 委託建築工事の設計及び施工に関する事	C2
8 その他建築技術に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、建築係 3人→2人となり、工事の設計・施工監理に関わるものに関しては、依
頼課と調整の上、応援職員もしくは外部委託の検討を要する

(ウ) 農林水産課

a 農林水産係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 農産及び畜産振興に関すること	D
2 農作物病虫害及び家畜伝染病に関すること	C1
3 米穀の計画流通に関すること	D
4 農業振興計画の樹立及び実施に関すること	C2
5 農業技術の改良に関すること。	D
6-1 農業経営の改善指導並びに農業制度資金に関すること (改善指導に限る)	D
6-2 農業経営の改善指導並びに農業制度資金に関すること (改善指導を除く)	C2
7 農業委員会及び農業団体との連絡調整に関すること	C2
8 部落農会長会に関すること	C2
9 米穀の生産調整に関すること	C2
10 農業経営基盤強化促進事業に関すること	C2
11 その他農政に関すること	D
12 相生市立若狭野多目的研修センターに関すること	C1
13 相生市立ふるさと交流館に関すること	C1
14 鳥獣保護及び狩猟に関すること	C2
15 鳥獣の飼養許可及び有害鳥獣の捕獲許可等に関すること	C2
16 水産振興に関すること	D
17 相生市立水産物市場に関すること	C1
18 漁場環境保全に関すること	D
19-1 漁業経営の改善指導並びに漁業制度資金に関すること (改善指導に限る)	D
19-2 漁業経営の改善指導並びに漁業制度資金に関すること (改善指導を除く)	C2
20 漁業団体との連絡調整に関すること	C2
21 漁船及び小型船舶に関すること	D
22 課の庶務及び事務の連絡調整に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、農林水産係 3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 工務地籍係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 土地改良事業に関する事	C1
2 農業施設に関する事	C2
3 地籍調査に関する事	C2
4 都市再生街区基準点に関する事	C2
5 農地開発事業に関する事	C2
6 農用地及び農業施設の災害復旧に関する事	C1
7 農村総合整備計画並びに事業に関する事	C2
8 治山事業に関する事	C2
9 保安林及び林道に関する事	C2
10 相生市立羅漢の里に関する事	D
11 森林経営の指導に関する事	C2
12 森林組合に関する事	C2
13 森林病虫害防除に関する事	C2
14 その他林業に関する事	C2

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、工務地籍係（臨時職員含む。）4人→2人となるが、現有の体制で処理

カ 会計管理者

(ア) 出納室

分 掌 概 要	業務優先順位
1 現金の出納管理に関する事	C1
2 小切手を振出す事	C1
3 有価証券の出納保管に関する事	C1
4 物品の出納保管に関する事	C1
5 現金及び財産の記録管理に関する事	D
6 支出負担行為の確認に関する事	C2
7 企業会計を除く決算に関する事	D
8 その他出納に関する事	C2

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、会計管理者を含む4人→2人となるが、現有の体制で処理

キ 協力部

(ア) 議会事務局

a 庶務係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公印の保管に関する事	C1
2 文書の收受、発送、編纂及び保存に関する事	C2
3 議員の身上、議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する事	C1
4 議員の共済制度に関する事	C1
5 褒賞、儀式並びに表彰に関する事	C2
6 渉外に関する事	C1
7 市議会議長会の会議に関する事	C2
8 事務局の人事、服務及び給与に関する事	C2
9 事務局の予算及び経理に関する事	C2
10 議場及び議会関係各室の管理に関する事	C2
11 他係の所管に属しない事	D
12 その他庶務に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、事務局（議会事務局長及び臨時事務員を含む。）4人→2人となるが、現有の体制で処理

(イ) 選挙管理委員会

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公印の管守に関する事	C1
2 事務の総合調整に関する事	C1
3 各種選挙人名簿の調整に関する事	C1
4 各種選挙の管理執行に関する事	C1
5 最高裁判所裁判官の国民審査に関する事	C1
6 直接請求に関する事	C1
7 農業委員会等に関する法律・漁業法・土地改良法の定めるところによる解散の請求及び投票に関する事	C1
8 委員会に関する事	C2
9 政治資金規正法に基づく届出及び報告に関する事	C2
10 検察審査会法に関する事	C2
11 裁判員制度に関する事	C2
12 国民投票に関する事	C2
13 広報に関する事	C2
14 物品の購入及び保管に関する事	C2
15 委員会の予算に関する事	C2
16 委員会の庶務に関する事	C2
17 相生市明るい選挙推進協議会に関する事	D
18 選挙時及び常時啓発事業に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、2人→1人となるため、職員（併任・臨時職員を含む）の増員が必要

(ウ) 監査事務局

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公印の管守に関する事	C1
2 文書の収受、発送及び保存に関する事（緊急性が高いものに限る）	C2
3 予算及び経理に関する事	C2
4 物品の出納及び保管に関する事	C2
5 規程等の制定及び改廃に関する事（緊急性の高いものに限る）	C2
6 監査計画の策定に関する事	D
7 定期監査及び随時監査に関する事	D
8 決算審査に関する事	C2
9 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関する事	C2
10 出納検査に関する事	D
11 行政監査に関する事	D
12 財政援助団体等の監査に関する事	D
13 要求監査及び請求監査に関する事	C1
14 監査及び検査の結果報告及び公表に関する事	D
15 決算審査意見書の調製に関する事	C2
16 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の調製に関する事	C2
17 他の部局との連絡調整に関する事	C1
18 監査委員及び局の庶務に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、兼務職1人を含め 2人→1人となり、現有体制で事務処理は可能であるが、監査・検査においては監査委員の出席が絶対条件となる

(エ) 農業委員会

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公印の管守に関する事	C1
2 委員の身上に関する事	C1
3 人事及び機密に関する事	C1
4 儀式交際及び接待に関する事	D
5 規則、規程の制定及び改廃に関する事	C2
6 農地法その他の法令によりその権限に属させた農地採草放牧地又は薪炭林の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事	C2
7 土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合に関する事	C2
8 諸会議の通知及び議案並びに議事に関する事	C1
9 議案の受理及び取扱いに関する事	C1
10 議事日程の作成及び諸般の報告に関する事	C1
11 会議録及び決議録の整備に関する事	C1
12 議案の調整及び審査に関する事	C1
13 請願書及び陳情書に関する事	C1
14 関係法規の調査研究に関する事	C2
15 建議案、委員提出議案、意見書の作成及び整備に関する事	C2
16 農業及び農民に関する事項について啓蒙宣伝に関する事	C2
17 事務局の予算及び経理に関する事	C2
18 文書の收受編纂及び保存に関する事	C2
19 委員の報酬及び費用弁償に関する事	C1
20 物品の受払及び整理に関する事	C2
21 その他農業及び農民に関する事	C2

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数（兼務職3人及び臨時職員含む。）4人→2人となるが、現有の体制で処理

(オ) 公平委員会事務局

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公印の管守に関する事	C1
2 文書の収受、発送及び保存に関する事（緊急性が高いものに限る）	C2
3 予算及び経理に関する事	C2
4 物品の出納及び保管に関する事	C2
5 規程等の制定及び改廃に関する事（緊急性が高いものに限る）	C2
6 定例及び臨時会議に関する事	C2
7 勤務条件に関する措置要求に関する審査手続に関する事	C1
8 不利益処分についての不服申立ての審査手続に関する事	C1
9 職員団体の登録に係る手続並びに登録の効力の停止及び取消しに係る手続に関する事	C1
10 職員団体等に対する法人格の付与に係る手続き及び法人格の付与の取消しに係る手続きに関する事	C1
11 管理職員等の範囲を定める事務に関する事	C2
12 職員からの苦情相談に関する事	C1
13 相生市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する審査手続に関する事	C1
14 告示に関する事	C1
15 会議等傍聴その他に関する事	C2
16 委員会及び局の庶務に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、兼務職1人を含め 2人→1人となるが、現有の体制で処理

ク 教育部

(ア) 管理課

a 企画総務係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 教育委員会の会議に関する事	C1
2 儀式及び表彰に関する事	C2
3 告示及び公印の管守に関する事	C1
4 教育委員会規則に関する事（緊急性の高いものに限る）	C2
5 教育委員会の事務局職員、学校その他の教育機関の市費支弁職員の任免、給与、服務、配置その他人事に関する事	C1
6 請願、陳情及び渉外並びに交際に関する事	C2
7 教育委員会の所管に係る予算の総合調整並びに他課に属さない予算経理に関する事	C1
8 教育費に係る物品の調達に関する事	C2
9 1件設計金額500万円未満の工事の契約に関する事	C2
10 就学奨励費に関する事	C1
11 教育委員会事務局等の連絡、調整に関する事	C1
12 奨学金事務に関する事	C1
13 課の庶務に関する事	C1
14 相生市学校教育審議会の会議に関する事	D
15 行政手続きに関する事	C1
16 教育施策の企画・執行に関する事	C1
17 総合教育会議に係る事務に関する事	D
18 他課係に属さない事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、総務企画係（臨時職員を含む）3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 施設係

分掌概要	業務優先順位
1 学校その他教育施設の建設計画に関する事	D
2 学校その他教育施設の管理並びに保全（他課等の所掌するものを除く）に関する事	C1
3 学校施設の目的外使用に関する事	C2
4 1件設計金額500万円未満の工事の調査、設計及び実施に関する事	C2
5 学校施設整備費補助金に関する事	C2
6 公立学校施設等の施設台帳整備に関する事	C2
7 相生市立こども学習センターの管理に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、施設係 1人→0人となり、交代要員が必要

(イ) 学校教育課

a 学校教育係

分掌概要	業務優先順位
1 学級編成及び児童、生徒の就学に関する事	C1
2 通学区域の設定及び変更に関する事	D
3 校長、教員及び県費負担事務職員の任免、給与、服務その他人事に関する事	C1
4 学校の組織、編成、教育課程、学習指導及び職業の指導に関する事	C2
5 教科書その他の教材の採択に関する事	D
6 学校教員その他の教育機関職員及び生徒児童並びに幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事	C1
7 学校給食の管理運営に関する事	C1
8 学校教育に係る調査統計に関する事	C2
9 校長、教員その他教育機関職員の研修及び免許状に関する事	D
10 学習効果の評価に関する事	D
11 学校及びその他の教育機関の環境衛生に関する事	C1
12 学校体育に関する事	D
13 学校教育相談に関する事	C1
14 相生市幼児教育センターに関する事	C2
15 その他学校教育に関する事	C2
16 相生市少年育成センターの庶務(所の所掌に属するものは除く)に関する事	C2
17 相生市教育研究所に関する事	C2
18 相生市適応教室に関する事	C2

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、学校教育係（臨時職員を含む。）5人→3人となるが、現有の体制で処理

(ウ) 生涯学習課

a 生涯学習・公民館係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 社会教育の企画調整に関すること	D
2 社会教育委員に関すること	D
3 社会教育施設の設置に関すること	D
4 公民館及び滴水庵の管理並びに運営(施設の所掌に属するものを除く)に関すること	C1
5 文化、芸術及び学術に関すること	C2
6 社会教育団体に関すること	C2
7 市民文化団体に関すること	C2
8 生涯教育に関すること	C2
9 社会教育の調査、統計及び広報に関すること	D
10 放課後児童健全育成事業に係る届出、検査、命令等に関すること	C1
11 課の庶務に関すること	C1
12 相生市立若狭野多目的研修センターの運営(農業振興に関するものを除く)に関すること	C1
13 その他社会教育生涯学習に関すること	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、生涯学習・公民館係（臨時職員を含む。）3名→2名となるが、現有の体制で対応

b 文化会館管理係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 文化会館の設置に関すること	D
2 文化会館の管理に関すること	C1
3 公印の管理に関すること	C1
4 企画調整及び統計に関すること	D
5 文化会館運営審議会に関すること	C2
6 文化芸術活動の推進に関すること	C2
7 文化芸術情報の提供に関すること	C2
8 文化会館の庶務に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、文化会館管理係（臨時職員を含む。）3名→2名となるが、現有の体制で対応

c 図書館管理係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 公印の管理に関する事	C1
2 企画調査及び統計に関する事	D
3 館報及び読書資料の発刊に関する事	D
4 図書館協議会に関する事	D
5 図書館資料の収集及び整理に関する事	D
6 貸出に関する事	C2
7 読書案内並びに読書相談に関する事	C2
8 児童奉仕に関する事	D
9 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示等の開催及び奨励に関する事	D
10 図書館の庶務に関する事	C1
11 市史編纂に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、3人→2人となるが、一部業務委託している部分について、委託先職員にて対応

d 文化財係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 文化財の収集、保存及び活用に関する事	D
2 文化財の保護及び指定に関する事	D
3 文化財の調査研究及び啓蒙宣伝に関する事	D
4 文化財保護審議会に関する事	D
5 歴史民俗資料館に関する事（施設管理以外に関する事）	D
6 歴史民俗資料館に関する事（施設管理に関する事）	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、兼職1となるため、施設管理に関する事のみを対応

(エ) 体育振興課

a 体育振興係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 社会体育の企画調整に関する事	C2
2 社会体育の指導に関する事	D
3 スポーツの振興及びレクリエーションに関する事（緊急を要することに 限る）	C2
4 体育指導委員に関する事	D
5 社会体育団体に関する事	D
6 スポーツ振興審議会に関する事	D
7 その他社会体育に関する事	C2
8 課の庶務に関する事	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、体育振興係（臨時職員を含む。）3人→2人となるが、現有の体制で処理

b 体育施設係

分 掌 概 要	業務優先順位
1 社会体育施設の設置に関する事	D
2 相生市立市民体育館の管理に関する事	C1
3 相生市立温水プールの管理に関する事	C1
4 相生市民グラウンドの管理に関する事	C1
5 相生市立市民プールの管理に関する事	C1
6 その他社会体育施設に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、体育施設係 1人であるが、現有の体制で処理

(オ) 人権教育推進室

分 掌 概 要	業務優先順位
1 同和問題の解消を柱とした人権教育の推進に関する事	D
2 人権・同和教育推進協議会の事務に関する事	D
3 人権・同和教育研究協議会の事務に関する事	D
4 その他同和問題を始めた人権問題の教育、啓発に関する事	D
5 人権教育推進委員に関する事	D
6 相生市教育集会所に関する事	D

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、2人または1人となるが、現有の体制で処理

ケ 市民病院

(ア) 診療部門

分 掌 概 要	業務優先順位
1 患者の診察及び治療に関すること	C1
2 健康診断に関すること（急を要するものを除く）	C2
3 医学的及び化学的検査並びに研究に関すること	C1
4 調剤及び薬剤に関すること	C1
5 薬品及び衛生材料の出納並びに保管に関すること	C1
6 麻薬及び劇毒薬の出納並びに保管に関すること	C1
7 処方箋の保管に関すること	C1
8 エックス線撮影及び透視に関すること	C1
9 エックス線フィルム及び照射録の整備並びに保管に関すること	C1
10 医療用機器の整備及び保管に関すること	C1
11 医療関係書類の整理及び保管に関すること	C1
12 医療に係る入院時食事療養に関すること	C1
13 入院時食事療養の実施に関すること	C1
14 その他医療業務に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、市民病院（臨時職員を含む。）35人→21人となるが、現有の体制で処理

(イ) 看護部門

分 掌 概 要	業務優先順位
1 患者の看護及び診療介助に関すること	C1
2 入院患者及び患者の入退院に関すること	C1
3 看護記録に関すること	C1
4 寝具の交換に関すること	C1
5 附添人及び面会人に関すること	C1
6 病棟の衛生及び清潔に関すること	C1
7 その他看護業務に関すること	C1

職員の業務実施体制（職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法）

職員数は、市民病院（臨時職員を含む。）35人→21人となるが、現有の体制で処理

(ウ) 事務部門

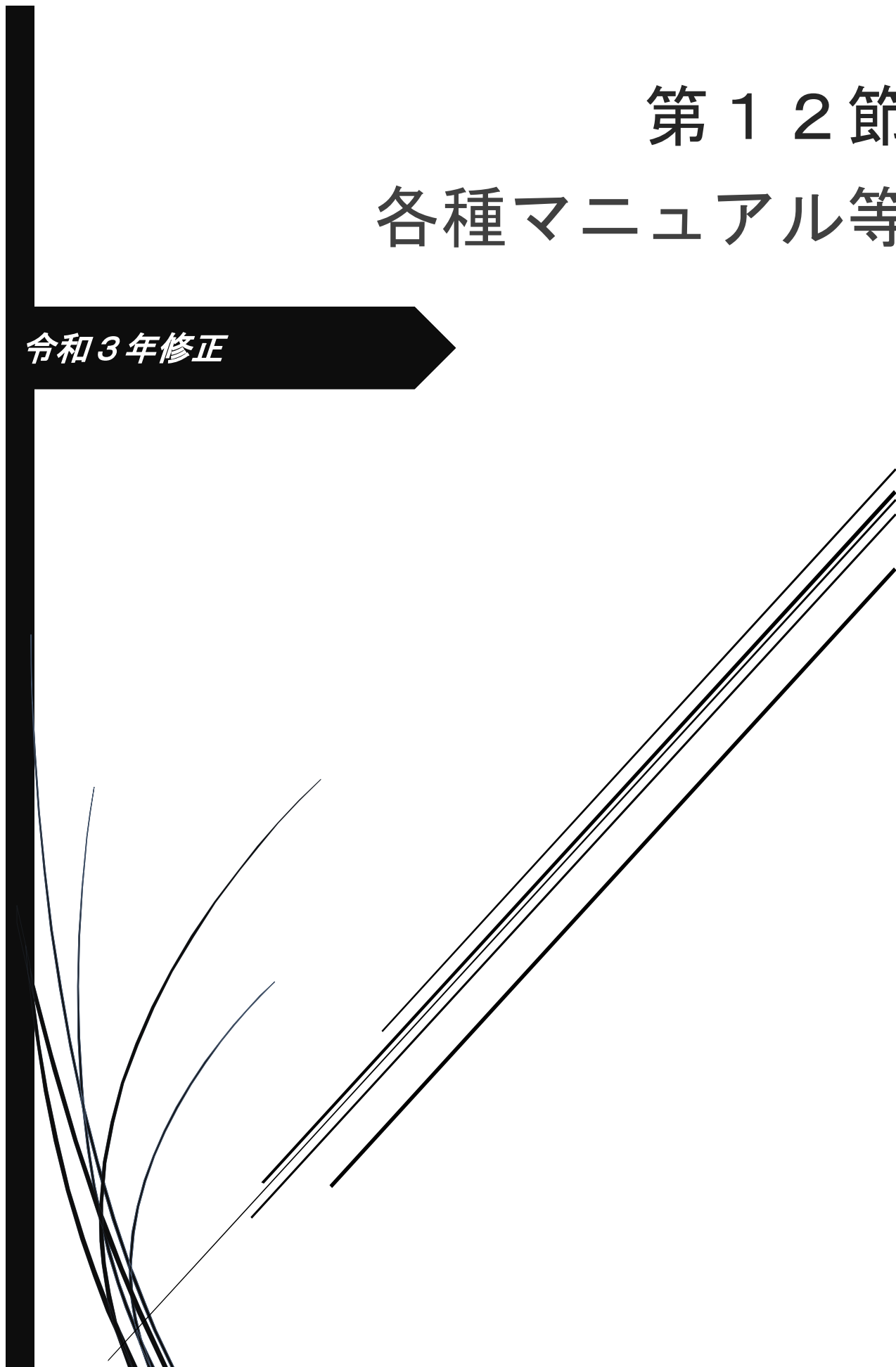
分 掌 概 要	業務優先順位
1 事業計画に関すること	D
2 公印の保管に関すること	C1
3 人事、給与及び服務に関すること	C1
4 諸規程の制定及び改廃に関すること	C2
5 文書(郵便物を含む)の收受、発送、整理及び保管に関すること(急を要するものに限る)	C2
6 物品の購入、出納及び保管に関すること	C2
7 予算及び決算に関すること	C2
8 当直に関すること	C1
9 受付業務に関すること	C1
10 診療報酬その他収入の請求及び諸収入に関すること	C1
11 支出命令に関すること	C2
12 医療法規等に基づく諸手続に関すること	C2
13 病院の各種統計報告に関すること	D
14 病院施設の維持管理に関すること	C1
15 医療、建物及び自動車等の共済保険に関すること	C1
16 寝具類の整備及び保管に関すること	C1
17 寝具類の消毒に関すること	C1
18 院内の清潔及び保安に関すること	C1
19 自動車の管理に関すること	C1
20 給食材料の購入、検収、出納及び保管に関すること	C1
21 食器の洗浄、消毒、整備及び保管に関すること	C1
22 給食用機器の整備及び保管移管すること	C1
23 給食の献立調理及び配膳に関すること	C1
24 栄養指導に関すること	C2
25 その他管理業務に関すること	C2

職員の業務実施体制(職員のうち40%が登庁できない場合の業務継続の方法)

職員数は、市民病院(臨時職員を含む。)35人→21人となるが、現有の体制で処理

第12節 各種マニュアル等

令和3年修正



津波災害対応マニュアル

平成24年3月

相生市

目 次

第 1 節	基本的事項	12-1
第 2 節	津波情報伝達	12-1
第 3 節	津波避難	12-3
第 4 節	海岸保全施設等閉鎖体制	12-6
資料集	12-8

第1節 基本的事項

1 目的

このマニュアルは、南海トラフを震源とする地震等が発生した場合の本市に影響を及ぼす津波から、住民等の生命及び身体の安全を確保することを最優先の目的として作成する。

(1) 津波浸水予測地域

兵庫県が実施した「兵庫県沿岸域における津波被害想定調査」等（以下、県想定調査という。）において津波による浸水予測がされている地域は「津波浸水予想区域図」のとおりとする。

(2) 津波到達時間・津波高さ

	津波到達時間 第1波ピーク (水位50cm上昇時)	津波高さ(単位:TP) (満潮時と重なった場合)
旭地区	130分	TP+2.10m

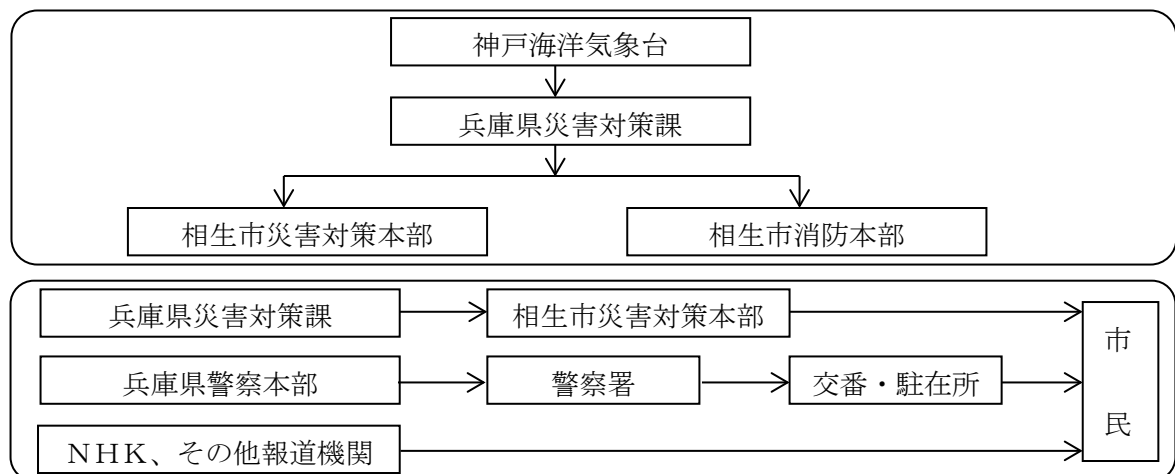
(3) 津波対応担当機関

担当機関は「津波対応担当機関一覧」のとおりとする。

第2節 津波情報伝達

(1) 住民への広報

情報の伝達、市民への広報は以下のルートで行う。



市は、市民への広報を行う際、広報車、エリアメール、公共情報commons、防災ネット、ホームページ、自治会長、民生委員の連絡網等あらゆる手段とルートを用いて、津波に関する予警報・勧告等を伝達する。

(2) 住民等への伝達手段

伝達手段は下記のとおりとする。

情報伝達手段	対象	担当
広報車* ¹	地域住民、観光客、市内滞在者等へ迅速に伝達	企画管理総務班
サイレン	地域住民、観光客、市内滞在者等へ迅速に伝達	消防本部、消防団
学校・公共施設等の 既存スピーカー	地域住民、観光客、市内滞在者等へ迅速に伝達	予め指定した各施設 の責任者
自主防災会	会長等の協力を得て、対象地域の住民全般及び 災害時要援護者への組織的な伝達（電話、F A X、 携帯電話メール等による伝達）	健康福祉総務班
民生委員	災害時要援護者等への伝達	第3 援護班
エリアメール	地域住民、観光客、市内滞在者等へ迅速に伝達	防災班
ひょうご防災ネッ ト	地域住民（登録者）	防災班
公共情報コモンズ	地域住民へメディアを通じて迅速に伝達	防災班

* 1 特に浸水予想地域及び堤外地への伝達手段を確保するため、広報車等による伝達ルートは別に定めるものとする。

(3) 災害時要援護者への情報伝達手段の確保

災害時に（避難準備情報をはじめ）迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するための情報伝達手段は下記のとおりとする。

対 象 者	手 段
視覚障害者	広報車、健康福祉総務班、民生委員、自主防災会、 消防団
聴覚障害者	あいおい防災ネットによる携帯メール、健康福祉総務 班、民生委員、自主防災会、消防団
肢体不自由者	あいおい防災ネットによる携帯メール、健康福祉総務 班、民生委員、自主防災会、消防団

第3節 津波避難

(1) 避難対象地区

避難対象地区を下記のとおりとする。 (H23年10月)

対象地区	対象世帯数
相生一丁目	79世帯
相生二丁目	136世帯
相生六丁目	—
旭一丁目	64世帯
旭二丁目	232世帯
旭三丁目	189世帯
旭四丁目	170世帯
大島町	112世帯
那波大浜町	227世帯
那波本町	229世帯
那波西本町	269世帯
那波南本町	112世帯
野瀬	113世帯
鯛浜	82世帯
坪根	24世帯

(2) 避難勧告及び避難指示

津波警報（注意報）発生後、直ちに発令するため事前に発令地域を下記のとおり定める。

	津波注意報発令時		津波警報発令時		
	避難指示	避難勧告	避難指示	避難勧告	
対象地区	—	—	相生六丁目	相生一丁目	那波西本町
	—	—	旭一丁目	相生二丁目	那波南本町
	—	—	旭三丁目	旭二丁目	野瀬
	—	—	大島町	旭四丁目	鯛浜
	—	—		那波大浜町	坪根
	—	—		那波本町	

(3) 避難場所

東南海・南海地震に伴い発生する津波から迅速かつ円滑に避難するため、「一時退避所」、「避難所」、「津波避難ビル」等を指定する。

一時退避所（避難地）

津波による浸水のおそれのない公共空地等を避難地に指定。

避難所

津波により被災した方が、宿泊、給食等の生活機能を維持するための建物を避難所に指定。

対象地区	一時退避所（避難地）	避難所
相生一丁目	相生天満神社、相生小学校	相生公民館、相生小学校
相生二丁目		
相生六丁目		
旭一丁目	看護専門学校、中央小学校、 市立総合福祉会館	市民体育館・中央小学校・看護専門学校
旭二丁目		
旭三丁目		
旭四丁目		
大島町	那波小学校、中央小学校	那波小学校・中央小学校
那波大浜町	那波小学校	那波小学校・那波中学校
那波本町		
那波西本町	那波小学校、那波中学校	
那波南本町		
野瀬	相生学院高等学校、 野瀬コミュニティセンター	相生学院高等学校
鰯浜	鰯浜荒神社	
坪根	坪根若木大神、県道坪根公園線退避所	相生産業高等学校

(4) 船舶・漁船等の港外退避等

陸上・海岸部にいる人を、直ちに避難場所へ誘導するとともに、港湾、漁港周辺にいる船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は、沖合にいる船舶は、直ちに水深概ね50m以深へ避難することを関係者へ事前に周知する。

(5) 津波被害警戒区域図（暫定）への対応について

本市では、兵庫県が想定した1854年の安政南海地震（M8.4）による津波対策を行ってきており、その想定に基づき計画等を策定している。現在、東日本大震災の発生を受け、国の中央防災会議で津波高の再検討がなされている。それまでの間、兵庫県では暫定的な津波の高さ（想定の高さの2倍）を設定している。この暫定的な津波に対しては以下のとおり対応する。

津波高想定（暫定）	TP +3.40m
情報伝達	現想定に基づくマニュアルにより対応する。
津波避難	現想定に基づくマニュアルにより対応する。

対象地区	一時退避所（避難地）	避難所
相生一丁目	相生天満神社、相生小学校	相生公民館、相生小学校
相生二丁目		
相生三丁目	南町荒神社、龍山公園、相生小学校	相生保育所、相生公民館、相生小学校
相生四丁目		
相生五丁目	相生小学校、南町荒神社	相生公民館、相生小学校
相生六丁目	相生天満神社、南町荒神社、竜山公園	
旭一丁目	看護専門学校、中央小学校、 市立総合福祉会館	市民体育館・中央小学校・看護専門学校
旭二丁目		
旭三丁目		
旭四丁目		
旭五丁目		
大島町	那波小学校、中央小学校	那波小学校・中央小学校
那波大浜町	那波小学校	那波小学校・那波中学校
那波本町		
那波西本町		
那波南本町		
佐方一丁目	南栄町公民館、前山公民館	佐方福祉センター
佐方二丁目		
千尋町	千尋町自治会館、県民交流広場あおば	相生産業高等学校、千尋町自治会館
野瀬	相生学院高等学校、 野瀬コミュニティセンター	相生学院高等学校
鯛浜	鯛浜荒神社	
坪根	坪根若木大神、県道坪根公園線退避所	相生産業高等学校

第4節 海岸保全施設等閉鎖体制

(1) 海岸保全施設等の閉鎖

各施設の形状・施設高・操作担当者は「河川海岸保全施設等一覧表」のとおりとする。なお、閉鎖体制及び連絡の手順については以下のとおりとする。

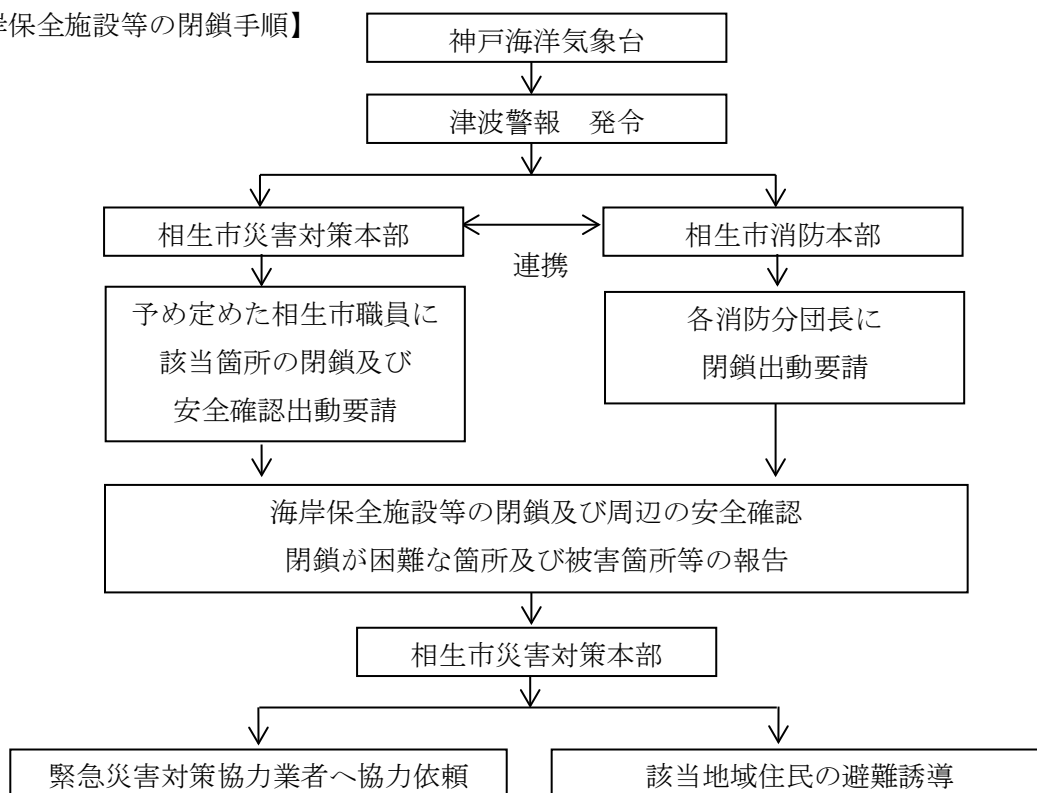
ア 津波注意報発令時

防災監、消防長、建設経済部長が協議し、防潮扉や樋門の閉鎖を「海岸保全施設等の閉鎖手順」に基づき行う。

イ 津波警報発令時

津波警報の発令を知った時から平日、休日、夜間に関わらず「海岸保全施設等の閉鎖手順」に基づき、関係機関が連携し、防潮扉や樋門の閉鎖を行う。

【海岸保全施設等の閉鎖手順】



また、市及び消防団は海岸保全施設等が適切に機能するか、年1回以上の点検を行い、不備や閉められない事態を確認した際は、施設管理者の兵庫県に対しその旨を報告し、是正を求める。

(2) 閉鎖対応時間の設定

操作員は自らの安全を確保するため、防潮施設等の閉鎖にかかる作業については、津波第1波到達予想130分であることから、地震発生後130分以内には津波一時退避所へ避難を完了するものとする。

また、閉鎖後の操作員の退避ルートについては、到達時間と閉鎖箇所によって異なるが、二次災害に遭遇しないよう、あらかじめ最も安全なルートを確認しておくこととする。

(3) 海岸施設等からの浸水が予想される場合の対応

ア 津波による浸水が予想される場合の連絡先

地盤沈下や海岸施設等の損傷等により、津波による浸水が予想される場合は、操作責任者は速やかに市担当部局を通じ災害対策本部と施設管理者へ報告する。その連絡先は以下のとおり。

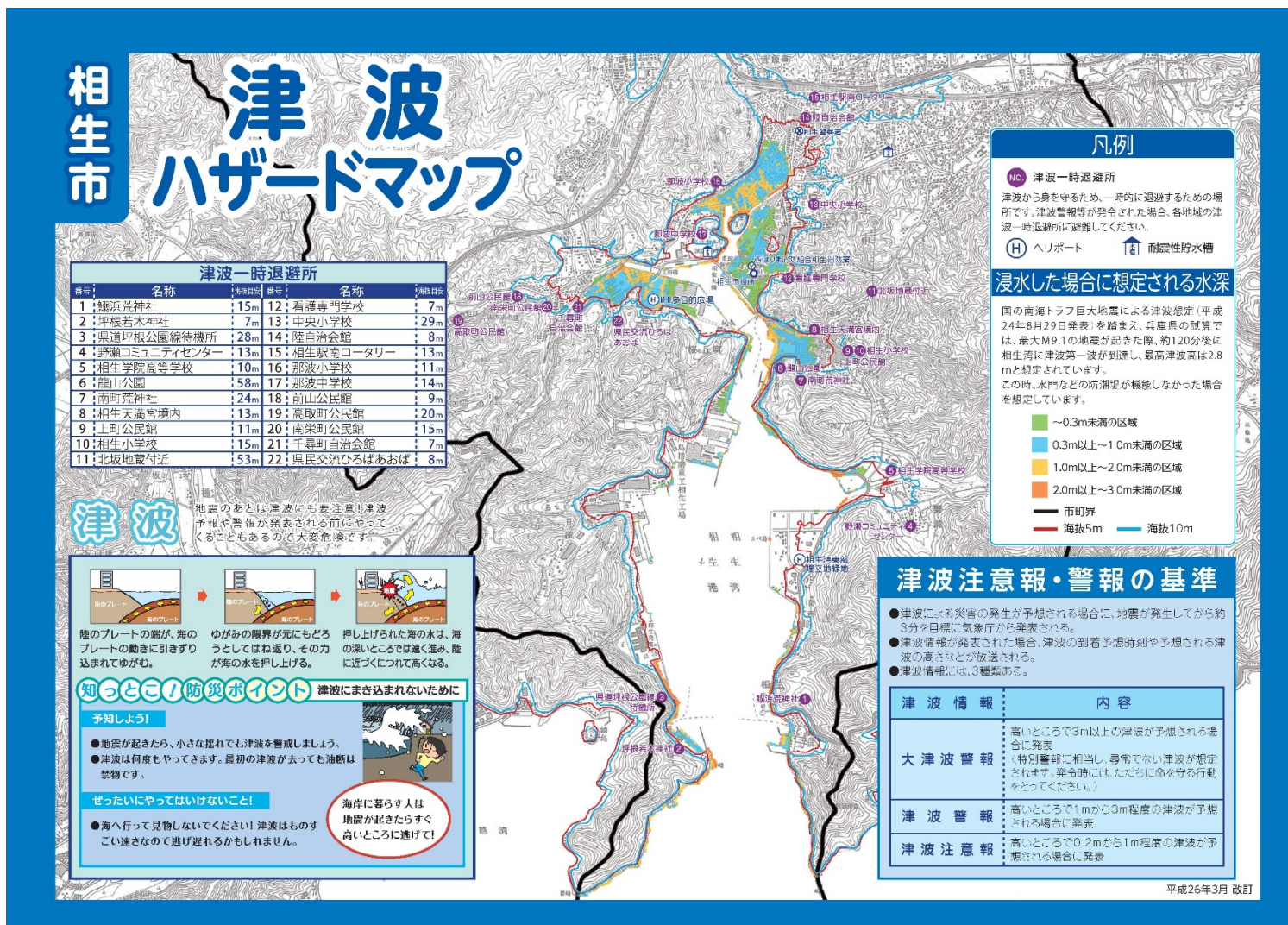
連絡先	担当：相生市企画管理部総務課
	電話番号：0791-23-7126

イ 緊急災害対策が必要となった場合の対策

津波による浸水が予想される場合、施設管理者及び災害対策本部は関係部局と連携し、該当地域の消防団、自治会、民生委員等へ連絡を行うとともに避難誘導を指揮する。

施設管理者及び災害対策本部は、防潮施設等の損傷により緊急災害対策が必要となった場合の協力業者を『後述(4)緊急災害対応協力業者一覧』のとおりとし、1トン土嚢等による浸水防水対策を行うこととする。ただし、その作業時間は上記(2)で定めた閉鎖作業対応時間とする。

(1) 津波浸水予想区域図



(2) 津波対応担当機関一覧

津波対応担当機関等一覧

(1) 一斉広報

対応責任機関	連絡先
相生市企画管理部総務課	0791-23-7126

(2) 情報伝達(巡回)

地区名	対応責任機関	連絡先
相生一丁目	<ul style="list-style-type: none"> 相生市企画財政課 消防団第1分団 自治会、自主防災会 	0791-23-7126 (相生市総務課)
相生二丁目		
相生三丁目		
相生四丁目		
相生五丁目		
相生六丁目		
旭一丁目	<ul style="list-style-type: none"> 相生市企画財政課 消防団第2分団 自治会、自主防災会 	0791-23-7126 (相生市総務課)
旭二丁目		
旭三丁目		
旭四丁目		
旭五丁目		
大島町		
那波本町	<ul style="list-style-type: none"> 相生市企画財政課 消防団第3分団 自治会、自主防災会 	0791-23-7126 (相生市総務課)
那波西本町		
那波南本町		
大浜町		
佐方一丁目	<ul style="list-style-type: none"> 相生市企画財政課 消防団第7分団 自治会、自主防災会 	0791-23-7126 (相生市総務課)
佐方二丁目		
千尋町		
野瀬	<ul style="list-style-type: none"> 相生市企画財政課 消防団第8分団 自治会、自主防災会 	0791-23-7126 (相生市総務課)
鰯浜		
坪根		

(3) 避難対応

地区名	対応責任機関	連絡先
相生地区	<ul style="list-style-type: none"> 相生警察署 消防団 自治会 自主防災会 民生委員 	0791-22-0110 (相生警察署)
旭地区		
那波地区		
佐方地区		
千尋地区		
野瀬地区		
鰯浜地区		
坪根地区		

(4) 浸水防止対応

地区名	対応責任機関	連絡先
相生地区	<ul style="list-style-type: none"> ・相生市消防本部 ・消防団第1～3・第7・第8分団 ・相生市建設管理課(下水施設) ・相生市都市整備課 	0791-23-7119 (相生市消防本部)
旭地区		0791-23-7119 (相生消防団本部)
那波地区		0791-23-7138 (相生市建設管理課)
佐方地区		0791-23-7136 (相生市都市整備課)
千尋地区		
野瀬地区		
鰯浜地区		
坪根地区		

(3) 海岸保全施設等一覧表

港湾施設

番号	所在地	用途	形体	防潮堤高 DL(m)	高潮時		津波時		管理者	操作担当	
					注意報	警報	注意報	警報		市	分団
港湾 1	鰯浜地内	防潮・排水	スライド(手動)	5.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 4 班	第 8 分団
港湾 2	鰯浜地内	防潮	スイング(手動)	5.5	—	閉鎖	—	閉鎖	兵庫県	都市整備課 4 班	第 8 分団
港湾 3	相生 4 丁目地内	防潮・排水	スライド(手動)	3.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 4 班	第 1 分団
港湾 4	相生 4 丁目地内	防潮・排水	スライド(手動)	3.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 4 班	第 1 分団
港湾 5	相生 4 丁目地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 4 班	第 1 分団
港湾 6	相生 6 丁目地内	防潮・排水	スライド(手動)	4.2	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 4 班	第 1 分団
港湾 7	相生 2 丁目地内	防潮	横引き(手動)	4.2	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 4 班	第 1 分団
港湾 8	旭 1 丁目地内	防潮・排水	ローラー(電動) 2 連	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 4 班	第 2 分団
港湾 9	大島町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 6 班	—
港湾 10	那波大島町地内	防潮	スイング(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 1 班・2 班	第 2 分団
港湾 11	那波大浜町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	—	閉鎖	兵庫県	都市整備課 2 班	第 3 分団
港湾 12	那波大浜町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 2 班	第 3 分団
港湾 13	那波大浜町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 2 班	第 3 分団
港湾 14	那波西本町地内	防潮・排水	スライド(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 2 班	第 3 分団
港湾 15	那波西本町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	—	閉鎖	兵庫県	都市整備課 2 班	第 3 分団
港湾 16	那波南本町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 2 班	第 3 分団
港湾 17	那波南本町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 2 班	第 3 分団
港湾 18	那波南本町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 3 分団
港湾 19	那波南本町地内	防潮	横引き(手動)	4.5	—	閉鎖	—	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 3 分団

番号	所在地	用途	形体	防潮堤高 DL(m)	高潮時		津波時		管理者	操作担当	
					注意報	警報	注意報	警報		市	分団
港湾 20	那波南本町地内	防潮	横引き（手動）	4.5	—	閉鎖	—	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 3 分団
港湾 21	桜ヶ丘地内 （工和橋）	防潮・排水	スライド（手動）	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	IHI へ 消防依頼	第 7 分団
港湾 22	壺根地内	防潮・排水	スライド（手動）	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 5 班	第 8 分団
港湾 23	壺根地内	防潮・排水	スライド（手動）	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 5 班	第 8 分団
港湾 24	壺根地内	防潮・排水	スライド（手動）	4.5	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 5 班	第 8 分団
港湾 26	壺根地内	防潮	スイング（手動）	4.5	—	閉鎖	—	閉鎖	兵庫県	都市整備課 5 班	第 8 分団
港湾 27	壺根地内	防潮	横引き（手動）	4.5	—	閉鎖	—	閉鎖	兵庫県	都市整備課 5 班	第 8 分団
港湾 28	壺根地内	防潮	横引き（手動）	4.5	—	閉鎖	—	閉鎖	兵庫県	都市整備課 5 班	第 8 分団

河川施設

番号	所在地	用途	形体	高潮時		津波時		管理者	操作担当	
				注意報	警報	注意報	警報		市	分団
河川 117	大島町地内（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 1 班	第 2 分団
河川 118	大島町地内（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 1 班	第 2 分団
河川 119	大島町地内（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 1 班	第 2 分団
河川 120	大島町地内（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 1 班	—
河川 121	大島町地内（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 1 班	—
河川 122	旭地内（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 1 班	第 4 分団
市 1	陸地内（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	相生市	建設管理課	第 4 分団
河川 129	千尋町地内（右岸）	排水	ローラー（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	相生市	—	—
河川 130	千尋町地内（右岸）	排水	ローラー（電動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	相生市	建設管理課	—
河川 131	矢野谷川（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 7 分団
河川 132	矢野谷川（左岸）	排水	スライド（手動）	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 7 分団

番号	所在地	用途	形体	高潮時		津波時		管理者	操作担当	
				注意報	警報	注意報	警報		市	分団
河川 133	矢野谷川 (左岸)	排水	スライド (手動)	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 7 分団
河川 134	矢野谷川 (左岸)	排水	スライド (手動)	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 7 分団
河川 135	矢野谷川 (左岸)	排水	スライド (手動)	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 7 分団
河川 136	矢野谷川 (左岸)	排水	スライド (手動)	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 3 班	第 7 分団

※河川 129 については、常時閉鎖のため操作不要

ポンプ場施設

番号	所在地	用途	形体	高潮時		津波時		管理者	操作担当	
				注意報	警報	注意報	警報		市	分団
港湾 9	旭地内	防潮・排水	ポンプ	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 6 班	—
河川 169	相生 2 丁目地内	防潮・排水	ポンプ	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	兵庫県	都市整備課 7 班	—

下水道 雨水ポンプ施設

所在地	用途	形体	高潮時		津波時		管理者	操作担当	
			注意報	警報	注意報	警報		市	分団
那波大浜町	排水	ポンプ	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	相生市	建設管理課	—
那波南本町	排水	ポンプ	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	相生市	建設管理課	—
佐方二丁目	排水	ポンプ	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	相生市	建設管理課	—
相生六丁目	排水	ポンプ	—	閉鎖	閉鎖	閉鎖	相生市	建設管理課	—

(4) 緊急災害対策協力業者一覧

緊急協力業者	電話番号	所在地
相生建設業協会	0791-29-0041 (協会代表) ㈱吉村建設	矢野町真広342

(5) 管轄樋門の閉鎖から避難の流れ

ア 市対応

対応分団	操作の流れ	一時退避場所
都市整備課1班	港湾10 ⇒ 港湾117 ⇒ 港湾118 ⇒ 港湾119 ⇒ 港湾120 ⇒ 港湾121 ⇒ 港湾122 ⇒	中央小学校
都市整備課2班	港湾10 ⇒ 港湾11 ⇒ 港湾12 ⇒ 港湾13 ⇒ 港湾14 ⇒ 港湾15 ⇒ 港湾16 ⇒ 港湾17 ⇒	那波中学校
都市整備課3班	港湾18 ⇒ 港湾19 ⇒ 港湾20 ⇒ 河川131 ⇒ 河川132 ⇒ 河川133 ⇒ 河川134 ⇒ 河川135 ⇒ 河川136 ⇒ 港湾17 ⇒	那波中学校
都市整備課4班	港湾1 ⇒ 港湾2 ⇒ 港湾3 ⇒ 港湾4 ⇒ 港湾5 ⇒ 港湾6 ⇒ 港湾7 ⇒ 港湾8 ⇒	—
都市整備課5班	港湾22 ⇒ 港湾23 ⇒ 港湾24 ⇒ 港湾26 ⇒ 港湾27 ⇒ 港湾28 ⇒	県道坪根公園線 待機所
都市整備課6班	港湾9 ⇒	中央小学校
都市整備課7班	河川169 ⇒	中央小学校
建設管理課	河川市1 ⇒ 河川129 ⇒ 河川130 ⇒	那波中学校

イ 消防分団対応

対応分団	操 作 の 流 れ	一時 退避場所
第1分団	招集 ⇒ 港湾6 ⇒ 港湾5 ⇒ 港湾4 ⇒ 港湾3 ⇒ 港湾7 ⇒	相生天満宮境内
第2分団	招集 ⇒ 港湾10 ⇒ 河川117 ⇒ 河川118 ⇒ 河川119 ⇒ 港湾8 ⇒	相生天満宮境内
第3分団	招集 ⇒ 港湾13 ⇒ 港湾12 ⇒ 港湾11 ⇒ 港湾14 ⇒ 港湾15 ⇒ 港湾16 ⇒ 港湾17 ⇒ 港湾20 ⇒ 港湾19 ⇒ 港湾18 ⇒	那波中学校
第4分団	招集 ⇒ 河川122 ⇒ 河川市1 ⇒	中央小学校
第7分団	招集 ⇒ 河川132 ⇒ 河川134 ⇒ 河川136 ⇒ 河川135 ⇒ 河川133 ⇒ 河川131 ⇒ 港湾21 ⇒	那波中学校
第8分団 壺根	招集 ⇒ 港湾27 ⇒ 港湾28 ⇒ 港湾26 ⇒ 港湾24 ⇒ 港湾23 ⇒ 港湾22 ⇒	県道坪根 公園線待機所
第8分団 鯛浜	招集 ⇒ 港湾2 ⇒ 港湾1 ⇒	鯛浜荒神社

相生市新型インフルエンザ等対策行動計画

相 生 市

平成27年3月

目 次

《総論》

はじめに	12-16
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	12-16
2 本市における行動計画策定の経緯	12-16
3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	12-17
新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針	12-18
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	12-18
2 基本方針	12-19
3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	12-19
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	12-22
5 新型インフルエンザ等対策発生時の被害想定等	12-23
6 対策推進のための役割分担	12-24
7 本市行動計画の主要6項目	12-26
8 発生段階	12-33

《各論》

第1節 未発生期	12-35
(1) 実施体制	12-36
(2) 情報提供・共有	12-36
(3) まん延防止に関する措置	12-37
(4) 予防接種	12-38
(5) 医療	12-39
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	12-39
第2節 国内発生早期	12-41
(1) 実施体制	12-42
(2) 情報提供・共有	12-43
(3) まん延防止に関する措置	12-44
(5) 医療	12-47
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	12-47
第3節 国内感染期	12-50

(1) 実施体制	12-51
(2) 情報提供・共有	12-52
(3) まん延防止に関する措置	12-52
(4) 予防接種	12-54
(5) 医療	12-54
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	12-55
第4節 小康期	12-59
(1) 実施体制	12-60
(2) 情報提供・共有	12-60
(3) まん延防止に関する措置	12-61
(4) 予防接種	12-61
(5) 医療	12-62
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	12-62
参考資料	12-64

相生市新型インフルエンザ等対策行動計画

《総論》

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 本市における行動計画策定の経緯

これまで、新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは、10年から40年の周期で発生しており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた特措法が、平成24年5月に制定された。

さらに、平成25年6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、平成25年10月には、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が、とりまとめられた。

本市では、平成21年11月に「相生市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定していたが、特措法第8条に基づき、政府行動計画、県行動計画を踏まえ、整合性を図りながら、「相生市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）とし

て改訂したものである。

市行動計画は、相生市全域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する役割や対策等を示したものであり、今後も最新の知見等にあわせて、適宜修正を行うものである。

3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

特措法の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

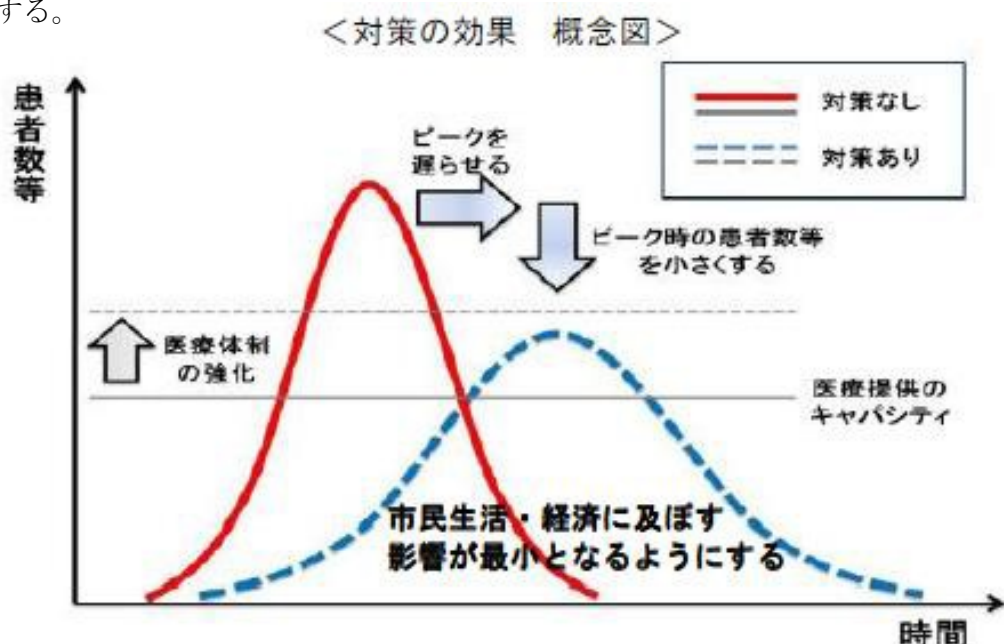
- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、地域医療体制への負荷を軽減する。一方で医療提供体制の拡充・強化を図り、必要な患者に適切な医療を提供する。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者等や死亡者数を減らす。
- 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 市内各地域や近隣地域と連携した感染防止対策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供に係る業務の継続と、市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
 - ・ 適切な情報提供により、過度な不安を抑え、風評被害や人権侵害がおこらないようにする。



2 基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生前の準備、発生後の予防とまん延防止、適切な医療の提供と社会機能維持に大別される。その目的は上記のとおりであり、社会全体の危機管理として取り組む必要がある。

●社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、市民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ等対策に積極的に取り組む。

●自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、市民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理や身体づくりが求められる。このため、本市は、市民に対して、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、肺炎球菌や季節性インフルエンザ等の各種ワクチンを接種することなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

●医学的ハイリスク者への対応の充実

新型インフルエンザ等にり患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者等の基礎疾患を有する者等、いわゆる「医学的ハイリスク者」への対応を重点的に行う。

3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生前の段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスの取れ

た戦略を目指すこととしている。そのうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立することとしている。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしている。

《発生における留意事項》

- (1) 発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- (3) 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザ薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的として各般の対策を講ずる。
- (4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られしだい、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (5) 国内で感染した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- (6) 国民の生命及び、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業にお

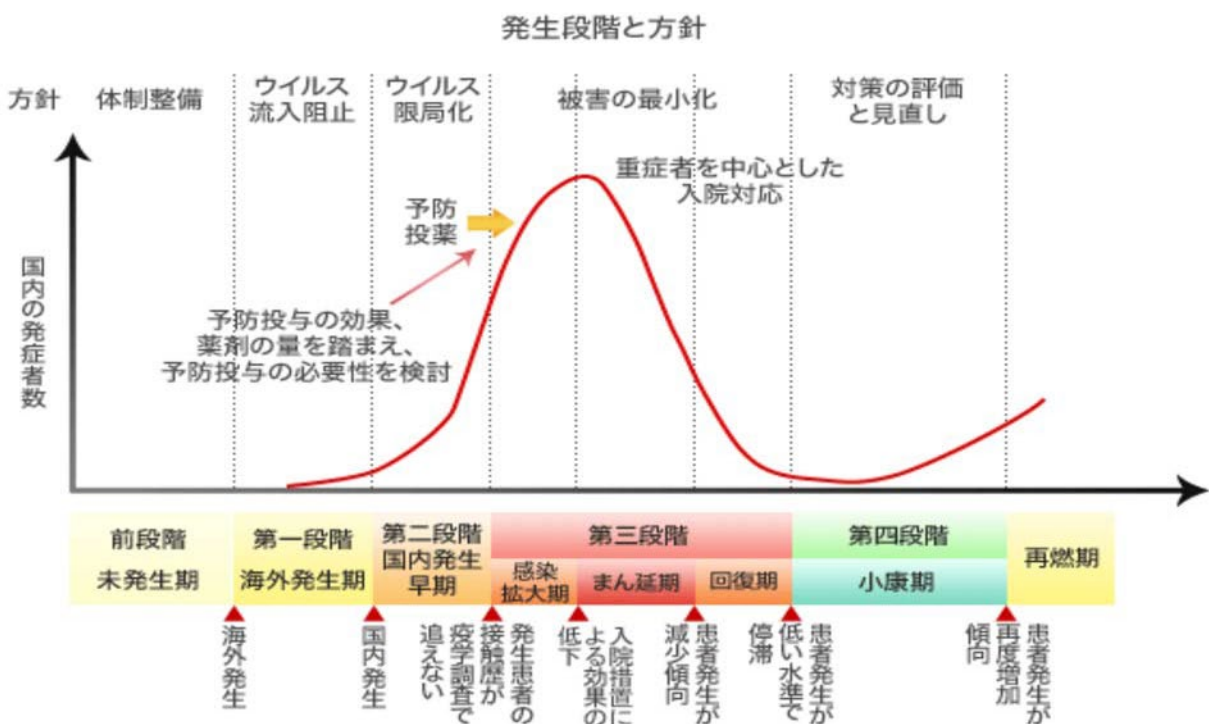
ける業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

(7) 事業者の従業員の罹患により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

(8) 新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。



4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県に協力し、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民等の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部（特措法第15条）、県対策本部（特措法第22条）、市対策本部（特措法第34条）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、各本部長はその趣旨を尊重し、速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 新型インフルエンザ等対策発生時の被害想定等

(1) 患者等の発生想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次の表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

【新型インフルエンザ発生時の市内状況の想定】

	り患者 (千人)	受診患者数 (千人)	り患者内訳(人) (上段：中程度 下段：重度)		一日の最大入院 患者数 (人/日)
			入院患者数	死亡者	
全 国	31,950	約 13,000 ～約 25,000	～約 530,000	～約 170,000	101,000
			～約 2,000,000	～約 640,000	399,000
兵庫県	1,400	約 560 ～約 1,080	～約 23,000	～約 7,000	4,000
			～約 88,000	～約 28,000	17,000
相生市	約 7.7	約 3.1～約 6.0	約 130	約 40	約 25
			約 480	約 150	約 100

注 1) 全国、兵庫県の数値は、政府行動計画、兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画から引用。相生市の数値は、平成 26 年 10 月末現在人口(約 30,700 人)により試算。

2) 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。

り患者は、1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

イ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられる。さらに、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

(3) 本市の役割

市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき、県や近隣の市町と緊密な連携を図りつつ、的確に対策を実施する。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、住民の健康被害を最小限にとどめるために不可欠の存在である。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資機材の確保、患者の診療体制等について診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、患者の診療に当たるとともに地域の医療機関と連携して必要な医療を提供する。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、あらかじめ事業計画を作成し、必要な資器材等を整備するとともに発生時には特措法、業務計画、政府や県の対策本部長等の要請に基づき必要な措置を講じる。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても市民生活及び経済の安定に寄与する事業を継続的に実施するよう努めなければならないと規定されている。

このため、あらかじめ特定接種に関する内容等を含めた事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止の役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定多数の人々が集合する場などにおける事業などについて、自粛・縮小等を含め、まん延防止対策の実施が求められる。

(8) 市民の役割

市民については、自らの感染予防と、自らが感染源になることの抑止に努める必要がある。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得ておく。また、食料品、生活

必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染対策を実践するよう努める。また、発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るよう努める。

7 本市行動計画の主要6項目

本市における行動計画は、「（１）実施体制」、「（２）情報提供・共有」、「（３）まん延防止に関する措置」、「（４）予防接種」、「（５）医療」、「（６）市民の生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

（１）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市は、国、兵庫県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

本市においては、新型インフルエンザ等の発生前から各部局等横断的な会議の開催等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長、副市長及び各部局等の長からなる相生市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）を設置する。

新型インフルエンザの対応に当たっては、発生段階に応じて、「連絡会議」「警戒本部」及び「対策本部」を設置して対策を講じる。なお、必要に応じて設置段階を繰り上げることができるものとする。

	新型インフルエンザ等対策本部	新型インフルエンザ等警戒本部	新型インフルエンザ等対策連絡会議
本部長・会長等	本部長：市長 副本部長：副市長	本部長：副市長 副本部長：防災監	会長：防災監 副会長：健康福祉部長
構成員	全部長・参事	全部長、関係参事	関係部長、関係課長
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> 国内で発生又は疑いがあるとき。 海外で発生したとき。 海外で発生した疑いがある場合で、市長が必要と認めるとき（発生が疑われる地域が、県との交流が活発な地域の場合）。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として海外で新型インフルエンザが発生したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ開催
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策 社会機能維持対策 要援護者対策 等	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザに係る市民への啓発 新型インフルエンザ感染防止措置 初期封じ込めの準備措置 等	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザに係る市民啓発 新型インフルエンザに関する市の計画等の検討、調整 新型インフルエンザ予防措置 等

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、本市は、行動計画のあり方や発生時の対策等について、有識者等幅広い分野の専門家からの意見を聴くものとする。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、国及び県と連携を図りつつ新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、必要な判断につなげることが重要である。

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、市ホームページの活用やマスメディアの協力を得るなど多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

市は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ることにより、発生時における市民の適切な行動につながる。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

市は、最も市民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。さらに、県内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、国の情報に十分留意する。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部署間で調整し、統一を図ることに注意する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止に関する措置

ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保する等を目的とし、個人・地域・職場等における感染対策、特定接種・住民接種の実施等のまん延防止対策を行う。

まん延防止対策として、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、市は、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定し、又は実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策について

県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染の防止措置等（健康観察、外出自粛の要請等）の感染症法に基づく県が行う業務について、協力を行うとともに、個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等についても県に協力する。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

そのほか、海外で発生した際には、国において、入国者の検疫強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化等の水際対策が行われるが、県は、検疫所からの依頼に基づき、発生国からの帰国者の健康観察を健康福祉事務所が中心となり実施する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

・備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザが鳥インフルエンザ（H5N1）以外の感染症であった場合や亜型が鳥インフルエンザ（H5N1）の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 接種とは

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

(エ) 基本的な接種順位

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(カ) 法的位置付け・実施主体等

- ・ 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。
- ・ 特定接種は、登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事している者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体として接種を実施し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村が実施主体として接種を実施する。
- ・ 接種に係る費用については、特措法第65条の規定に基づき、その実施について責任を有する者が支弁する。
- ・ 接種費用等については、接種に係るコスト等が適切に評価されるよう設定する。

ウ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b 新臨時接種

- ・ 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

(イ) 対象者の区分

以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・ 基礎疾患を有する者
- ・ 妊婦

- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

- ・接種順位については、政府行動計画に示されたように新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ・年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ・ワクチン接種の順位等は、政府対策本部において決定する。

(エ) 接種体制

- ・相生市が実施主体となる。
- ・原則として、集団接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、市医師会等の協力により確保する。

エ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

オ 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、県知事が要請を検討し、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(5) 医療

ア 基本的な考え方

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、適切な医療を確保する兵庫県の措置に協力し、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前

に計画しておくことが重要である。

イ 発生前における医療体制の整備

市は、県民局が開催する、医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関、薬局、市、消防や事業者等の関係者から構成される新型インフルエンザ等対策圏域協議会（以下「圏域協議会」という。）で、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

対策の現場である医療機関等と迅速な情報共有が必須であり、医師会、病院等の関係機関のネットワークの活用を図る。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人や家族のり患等により、市民の生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

市民等への影響が最小限となるよう、市は県や医療機関等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行う。また、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を抑え、小康状態に至るまでを5つの発生段階に分類している。そして、国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）の情報を参考にしつつ、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

しかしながら、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、県が必要に応じて国と協議の上で判断する。国、県、市、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短くなる可能性があり、また、必ずしも、順を追って進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化する

ということに留意が必要である。

【発生段階】

発生段階	県の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
(県内未発生期)	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追える状態 市町又は二次保健医療圏域などの地域においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 市町又は二次保健医療圏域などの地域においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）	【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

相生市新型インフルエンザ等対策行動計画

《各論》

各段階における対策

各 論

第1節 未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

1 目的

新型インフルエンザ発生の情報収集と発生に備えた体制の整備

2 主な対策

- * 相生市新型インフルエンザ等対策会議の体制整備
- * 医療体制の検討
- * 情報収集・提供体制の構築
- * 社会活動の制限の事前準備
- * 医療体制の検討
- * 市民生活の確保の事前準備

■ 各段階における対策 ■ 未発生期 ■

3 取り組み内容

(1) 実施体制

本市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から策定委員会を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は対応マニュアル等の策定を行い、必要に応じて見直していく。

ア 体制の整備及び国・県等との連携強化

- (ア) 本市は、庁内の取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画を作成する。
- (イ) 本市は、新型インフルエンザ等の発生に備えるため、必要に応じ対策推進会議を開催し、県や近隣市町村等と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

具体的対策	担当部
<p>【危機管理体制】</p> <p>1 「相生市新型インフルエンザ等対策連絡会議」の体制整備を行う。</p> <p>2 職員の感染防御用資器材等の備蓄準備を行う。</p>	企画総務部
<p>【行動計画等】</p> <p>1 「相生市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、適宜、必要な見直しを行う。</p> <p>2 上記の行動計画等を関係機関、市民に周知する。</p>	関係部局
<p>【体制強化】</p> <p>1 県及び関係機関との情報共有体制の整備を行う。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策に関わる職員・医療従事者の資質向上、連携強化等、新型インフルエンザの発生に備え、業務継続計画を作成するなど体制整備を行う。</p> <p>3 消防、警察等関係機関との連携を進める。</p>	関係部局

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染症対策の普及を図る。

■ 各段階における対策 ■ 未発生期 ■

イ 体制整備等

本市は、情報提供の体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- (ア) 新型インフルエンザ等発生時に、一元的に市民へ情報提供を行うために、情報（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）を集約して分かりやすく継続的に提供（ホームページ、広報、防災メール等の利用可能な複数の媒体を活用）する体制を構築する。
- (イ) 県や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

ウ 新型インフルエンザ等電話相談窓口の設置準備

本市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県等と連携しながら本市の新型インフルエンザ等電話相談窓口を設置する準備を進める。

具体的対策	担当部
【家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ】 1 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。	建設農林部
【高病原性鳥インフルエンザ】 2 高病原性鳥インフルエンザ感染情報の収集を行う。	建設農林部
【新型インフルエンザ】 3 新型インフルエンザ等の感染情報の収集を行う。	健康福祉部

(3) まん延防止に関する措置

ア 個人における対策の普及

- (ア) 市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- (イ) 県の要請に基づく新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請について、市民への理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- (ア) 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染症対策について周知を図る準備を行う。
- (イ) 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を県が実施することについて、必要に応じて協力する。

■ 各段階における対策 ■ 未発生期 ■

<p>【新型インフルエンザ対策】</p> <p>1 海外でのインフルエンザ、感染症等の発生状況、予防対策等の情報収集・分析等を行う。</p> <p>2 「咳エチケット」の励行、うがい・手洗いの勧奨及び家庭内備蓄等市民への周知内容について検討を行う。</p>	<p>企画総務部、 健康福祉部</p>
--	-------------------------

(4) 予防接種

ア 特定接種

(ア) 特定接種の位置付け

- a 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。
- b 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、本市が実施主体として接種を実施する。

(イ) 特定接種の準備

- a 国が進める登録事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領（特定接種※に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）に基づく事業者に対しての登録作業にかかる周知について、必要に応じて協力する。
- b 事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務手続きについて、国・県からの要請に基づき協力する。

イ 住民接種

(ア) 住民接種の位置付け

- a 住民接種は、全市民を対象とする（在留外国人を含む。）。
- b 実施主体である本市が接種を実施する対象者は、市内に居住する者を原則とする。

(イ) 住民接種の準備

- a 住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- b 本市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- c 本市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等や、ワクチン需要量等、住民接種の手順を計画しておく。
- d 本市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- e 本市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、国及び県、地区医師会、関係事業者等と連携の上、接種体制を構築する。

■ 各段階における対策 ■ 未発生期 ■

- (a) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- (b) 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
- (c) 接種に要する器具等の確保（副反応の発生に対応するためのものを含む。）
- (d) 接種に関する市民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- f 本市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- g 本市は、接種のための会場について、保健センター・学校など公的な施設を活用するなど、接種会場を確保する。

ウ 情報提供

本市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

本市は、圏域協議会に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。

イ 研修等

本市は、国、県及び医療機関等と連携し、相互に医療従事者等に対し、県が実施する市内発生を想定した研修や訓練に参加、協力する。

ウ 医療資器材の整備

本市は、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- (ア) 本市は、県内・市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きについて検討する。
- (イ) 本市は、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。
- (ウ) 本市は、要援護者を把握し、その情報の分析を行い、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
- (エ) 本市は、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討する。

■ 各段階における対策 ■ 未発生期 ■

(オ) 本市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。

(カ) 本市は、新型インフルエンザ等発生時にも、市民の生活支援を的確に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

イ 火葬能力等の把握

(ア) 本市は、県が実施する、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備に関して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

(イ) 本市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。

(ウ) 本市は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。

(エ) 本市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当課との調整を行うものとする。

ウ 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は必要に応じ、施設及び設備を整備等する。

具体的対策	担当部
<p>【市民への情報提供】</p> <p>1 国内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザのヒトへの感染が確認された場合における、発生状況及び対策等の情報提供体制の整備を行う。</p> <p>2 新型インフルエンザの発生段階ごとの市民への情報提供内容や媒体の検討を行う。</p>	<p>企画総務部、 建設農林部</p> <p>企画総務部、 健康福祉部</p>
<p>【相談窓口】</p> <p>1 県による鳥・新型インフルエンザに関する電話相談窓口の設置に伴い、相談窓口の周知を行う。</p>	<p>健康福祉部、 建設農林部</p>

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

第2節 国内発生早期

- 国内で新型インフルエンザが発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- 県内・市内においては、以下の段階を想定
 - 県内・市内未発生期
 - ◎ 県内・市内発生早期

1 目的

- ・ 市内での感染拡大防止
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備

2 主な対策

- * 相生市新型インフルエンザ等対策本部の設置
- * 市の事業の縮小
- * 学校、施設、事業所等の感染拡大防止の取組み
- * 不要不急の集会等の自粛要請
- * 市民の外出の自粛要請
- * 相談窓口の設置
- * 要援護者への支援
- * 感染予防策の啓発
- * 市民への情報提供の強化
- * ライフライン確保体制の整備（要請）

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

3 取り組み内容

(1) 実施体制

ア 基本的方向性の確認

本市は、国の基本的対処方針及び県の対処方針が変更された場合は、必要に応じ、市対策本部会議を開催し、市内における対処方針を確認する。

○県内・市内未発生期

イー1 実施体制

(ア) 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、市対策本部を設置し、市対策本部会議を開催する。

(イ) 政府対策本部が国内発生早期又は国内感染期に入ったことを宣言し、基本的対処方針を示した場合は、市対策本部の体制を強化する。

◎県内・市内発生早期

イー2 実施体制

(ア) 県内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、速やかに、市対策本部会議を開催する。また、市内発生を想定し、直ちに具体的対応を検討する。

(イ) 市対策本部は県現地対策本部と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を進める。

【緊急事態宣言】

① 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考える。

ア 厚生労働省（国立感染症研究所及び検疫所を含む。）は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。

イ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問。

ウ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。

あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

- エ 政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。
- オ あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。

② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基本に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

具体的対策	担当部
<p>【危機管理体制】</p> <p>1 「相生市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。</p> <p>2 「兵庫県新型インフルエンザ等対策本部」「圏域新型インフルエンザ等対策地方本部」「赤穂健康福祉事務所（保健所）」との連携を図る。</p>	企画総務部
<p>【情報収集】</p> <p>1 新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報収集を強化する。</p>	関係部局

(2) 情報提供・共有

◆ 県内・市内未発生期、県内・市内発生早期共通

ア 情報提供

- (ア) 本市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。
- (イ) 本市は、市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- (ウ) 本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策に係る情報を適切に提供する。
- (エ) 本市は、市民から新型インフルエンザ等電話相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関が必要としている情報を把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- (オ) 本市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有する。

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

イ 情報共有

(ア) 本市は、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(イ) 本市は、県、地区医師会等の関係機関と適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報交換や情報共有、協議を行う。また、県が開催する説明会に参加し、県との情報の共有を行う。

ウ 新型インフルエンザ等電話相談窓口の体制充実・強化

本市は、県からの要請を踏まえ、国が作成する状況の変化に応じたQ&Aの改訂版等を活用するなど、新型インフルエンザ等電話相談窓口の充実・強化を図る。

具体的対策	担当部
1 県からの要請により、赤穂健康福祉事務所（保健所）のサーベイランスに協力する。（小規模サーベイランス、症候群サーベイランスへの協力）	健康福祉部

(3) まん延防止に関する措置

具体的対策	担当部
<p>【感染拡大防止対策】</p> <p>1 市民に対し「咳エチケット」の励行、うがい・手洗いの勧奨及び家庭内備蓄の啓発を行い、不要不急の外出自粛を呼びかける。</p>	企画総務部、健康福祉部
<p>【感染者対策】</p> <p>1 患者の早期発見、感染拡大防止に努める。 2 まん延期を想定したワクチン接種体制の確認を行う。</p>	健康福祉部
<p>【社会経済活動の制限】</p> <p>1 学校、事業者等に対して、下記の感染拡大防止の取組を要請する。なお、ウイルスの毒性、病原性、感染力等、あるいは、感染レベルに応じて、国・県の方針に基づき、市において適用範囲、要請内容を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 市民／外出自粛、やむを得ず外出する場合等のマスク着用、うがい・手洗いの勧奨 * 集会主催者、興行施設、宿泊施設等の運営者／活動・営業自粛 * 学校、通所施設等の設置者／臨時休業、行事の延期等 * 事業所／新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨 * 事業者／不要不急の事業の縮小 * 公共交通機関、公共施設等／感染防止対策の実施 	関係部局

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

<p>【家きん等における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策】</p> <p>《 高病原性鳥インフルエンザの県内発生前 》</p> <p>1 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、防疫対策を実施する。</p> <p>2 国内飼養家きんの発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。</p> <p>3 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう周知徹底を行う。</p> <p>《 高病原性鳥インフルエンザの県内発生後 》</p> <p>1 感染家きん等への防疫措置を行い、感染拡大を防止する。</p> <p>2 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、鳥と濃厚に接触する飼育者等に異常が認められた場合には健康チェック等を行うよう要請する。</p>	<p>建設農林部 建設農林部</p> <p>建設農林部、 教育委員会</p> <p>建設農林部 建設農林部、 教育委員会</p>
--	--

(4) 予防接種

◆ 県内・市内未発生期、県内・市内発生早期共通

ア 住民接種の実施

- (ア) パンデミックワクチンが全国民分製造されるまでには一定の期間を要する。本市は、ワクチンの供給が可能となり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種（新臨時接種）について、国が決定した接種順位に基づき接種を開始する。
- (イ) 本市は、国の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。
- (ウ) 本市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- (エ) 発熱等を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態になる者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図ることが必要である。
- (オ) 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応等に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- (カ) 医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を検討する。
- (キ) 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を検討する。

イ 住民接種の広報・相談

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。

ウ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

本市は、予め予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 臨時の予防接種

本市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(イ) 住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- ・ 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- ・ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- ・ ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と平行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- ・ 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こりうる。

これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

- ・ 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
- ・ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開する。
- ・ 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて伝える。

(ウ) 本市は、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、新型インフルエンザ等電話相談窓口の連絡先等の周知を行う。

具 体 的 対 策	担 当 部
<p>【新型インフルエンザ対策】</p> <p>1 海外でのインフルエンザ、感染症等の発生状況、予防対策等の情報収集・分析等を行う。</p> <p>2 「咳エチケット」の励行、うがい・手洗いの勧奨及び家庭内備蓄等市民への周知内容について検討を行う。</p>	<p>企画総務部、 健康福祉部</p>

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

(5) 医療

◆ 県内・市内未発生期、県内・市内発生早期共通

ア 医療機関等への情報提供

本市は、引き続き、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

具体的対策	担当部
<p>【県の相談センターの利用】</p> <p>1 市民からの新型インフルエンザ感染に関わる相談・連絡については県の相談センター（保健所）への相談を指示する。</p>	健康福祉部
<p>【発熱外来の利用】</p> <p>1 市民からの問い合わせにより、新型インフルエンザ感染の可能性がある者については、直ちに県の相談センター（保健所）に連絡し、外来の受診を勧奨する。</p>	健康福祉部
<p>【医療機関の利用】</p> <p>1 一般医療機関に対し、やむを得ず受診した者について新型インフルエンザに感染している疑いのある者について連絡があった場合は、県の相談センター（保健所）に連絡し、外来の受診を勧奨するよう周知する。</p>	健康福祉部
<p>【その他】</p> <p>1 重症患者が多発する場合に備えて、医療機関の把握と搬送体制の確保を図る。</p> <p>2 新型インフルエンザ患者の濃厚接触者（同居する者等）に対しては、外出自粛、健康観察及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</p> <p>3 県及び医師会等と連携し、医療機関の空き病床数の把握及び共有するシステムを確立する。</p>	健康福祉部

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

◆ 県内・市内未発生期、県内・市内発生早期共通

ア 市の業務継続

本市は、必要に応じ、市の『業務継続計画』に基づく対応をとる。

イ 要援護者対策

本市は、要援護者等に対し必要な対策を、以下のとおり実施する。

- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、それらの確保、配分・配布等を行う。
- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

ウ 事業者の対応

本市は、市内事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始を要請する。

エ 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

オ 遺体の火葬・安置

(ア) 本市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。

(イ) 本市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

(ア) 水の安定供給

市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を水道事業者へ要請する。

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対しまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

■ 各段階における対策 ■ 国内発生早期 ■

具 体 的 対 策	担 当 部
<p>【要援護者への支援】</p> <p>1 在宅の障害者や高齢者等への生活支援の対応等を行う。</p>	<p>健康福祉部、 建設農林部</p>
<p>【市の事業】</p> <p>1 市の事業の縮小・中止、学校・施設・事業所等の休業などの対応を行う。</p>	<p>関係部局</p>
<p>【事業者の対応】</p> <p>1 事業者等に対し、職場での感染防止策の実施、不要不急の業務の自粛又は事業の縮小を要請する。</p> <p>2 社会機能維持者に対して、事業の継続に向けた取組を行う。</p> <p>3 警察に対し、混乱に乗じた各種犯罪を防止するための、犯罪情報の集約、広報啓発活動の推進、悪質な事犯に対する取締り等を要請する。</p>	<p>関係部局</p>
<p>【火葬体制】</p> <p>1 火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、遺体の保存対策、一時的安置場所の確保、遺体の搬送体制、まん延期の火葬体制維持の準備を行う。</p>	<p>市民生活部</p>
<p>【ライフライン等の確保】</p> <p>1 下水道の安定的供給・利用を確保する。</p> <p>2 一般廃棄物の収集・処理機能の維持を図る。</p> <p>3 ライフライン事業者（公共交通機関、水道、電気、通信、ガス）に対し、運行・供給体制の維持を要請する。</p>	<p>企画総務部、 市民生活部、 建設農林部</p>

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

第3節 国内感染期

- 国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態新型インフルエンザ等が発生していない状態。

1 目的

健康被害の最小化、医療機能の維持、社会・経済機能の維持

2 主な対策

- * 相生市新型インフルエンザ等対策本部の強化
 - * 相談窓口体制の強化
 - * 学校、事業者等における感染拡大防止の取組み
 - * ライフライン・食料等の維持・確保
 - * 要援護者対策の強化
 - * 感染防止策の周知徹底
- <感染拡大期・まん延期>
- * 集会等の自粛勧告（要請）
 - * 市の事業の縮小・中止
 - * 事業所等の休業、営業自粛の要請
 - * 火葬・埋葬対策の強化、遺体安置所等の確保
- <回復期>
- * 公衆衛生対策の段階的な縮小

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

3 取り組み内容

(1) 実施体制

◆ 県内・市内発生早期、県内・市内感染期共通

ア 基本の方針の確認

本市は、国内感染期に入ったことにより国の基本的対処方針及び県の対処方針の変更に伴い、市の対処方針を変更し、市民に周知する。

イ 実施体制

(ア) 本市は、県内・市内において新型コロナウイルス等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、速やかに、市対策本部会議を開催し、必要な対策・措置や具体的な取組を準備・実施する。

(イ) 市対策本部は県現地対策本部と連携を図りながら、新型コロナウイルス等対策を進める。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(イ) 本市が新型コロナウイルス等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

◎ 県内・市内発生早期

本市は、市内発生に関するメッセージを発表する。

● 県内・市内感染期

本市は、市内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（県内・市内感染期）に入ったことを受け、メッセージを発表する。

具体的対策	担当部
<p>【危機管理体制】</p> <p>1 「相生市新型コロナウイルス等対策本部」の強化を行う。</p> <p>2 「兵庫県新型コロナウイルス等対策本部」「圏域新型コロナウイルス等対策地方本部」「赤穂健康福祉事務所（保健所）」との連携の強化を図る。</p>	企画総務部
<p>【情報収集】</p> <p>1 市内の発生状況、入院患者数、死亡者数等を把握し、必要な対策を関係各部・関係機関に要請する。</p> <p>2 県内・市内の発生を監視し、必要に応じて県、報道機関、関係機関、医師会、医療機関、市民等にすみやかに情報提供を行う。</p>	関係部局

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

<p>【移行判断】</p> <p>1 小分類の感染拡大期／まん延期／回復期の移行について、県の対応に準じ、ウイルスの毒性、病原性、感染力等に応じて決定する。</p>	<p>企画総務部</p>
--	--------------

(2) 情報提供・共有

◆ 県内・市内発生早期、県内・市内感染期共通

ア 情報提供

- (ア) 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- (イ) 本市は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の実施状況についても、情報提供する。
- (ウ) 本市は、引き続き、市民から新型インフルエンザ等電話相談窓口寄せられる問い合わせ及び関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

本市は、国、県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。

ウ 新型インフルエンザ等電話相談窓口の継続

本市は、新型インフルエンザ等電話相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。

具体的対策	担当部
<p>① 県からの要請により、赤穂健康福祉事務所（保健所）のサーベイランスに協力する。</p>	<p>健康福祉部</p>

(3) まん延防止に関する措置

◆ 県内・市内発生早期、県内・市内感染期共通

ア 県内・市内でのまん延防止対策

(国内発生早期の県内・市内発生早期の対応と同様)

本市は、県が業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者等に対して行う次の対策に対し、協力する。

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人が著しく混雑している場所を避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

(ア) 外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

(イ) 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

(ウ) 職場における感染対策の周知の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

具 体 的 対 策	担 当 部
<p>【感染者対策】</p> <p>1 ワクチン接種を促進する。</p>	健康福祉部
<p>【社会経済活動の制限】</p> <p>2 学校、事業者等に対して、下記の感染拡大防止の取組みを要請する。なお、ウイルスの毒性、病原性、感染力等、あるいは、感染レベルに応じて、国・県の方針に基づき、市において適用範囲、要請内容を決定する。また、回復期には、これら感染拡大防止対策を段階的に縮小する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 市民／外出自粛、やむを得ず外出する場合のマスクの着用、うがい・手洗いの勧奨 * 集会主催者、興行施設、宿泊施設等の運営者／活動・営業自粛 * 学校、通所施設等の設置者／臨時休業、行事等の延期等 * 事業所／新型コロナウイルス様症状の認められた従業員の出勤停止・早期受診 * 事業者／不要不急の事業縮小、営業自粛 * 公共交通機関、公共施設等／感染防止対策の徹底 	関係部局

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

(4) 予防接種

◆ 県内・市内発生早期、県内・市内感染期共通

ア 住民接種

本市は、国及び県の求めに基づいた接種に関する情報提供など、国内発生早期の対策を継続し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、基本的対処方針を踏まえ、国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

具 体 的 対 策	担 当 部
<p>【新型インフルエンザ対策】</p> <p>1 発生状況、予防対策等の情報収集・分析等を行う。</p> <p>2 「咳エチケット」の励行、うがい・手洗いの勧奨及び家庭内備蓄等市民への周知を行う。</p>	<p>企画総務部、 健康福祉部</p>

(5) 医療

◎ 県内・市内発生早期

ア 患者への対応等

本市は、県や医師会等と連携し、新型インフルエンザ等患者が適切な医療を受けられるよう支援する。また、患者の家族に対する支援を行う。

● 県内・市内感染期

イ 在宅で療養する患者への支援

本市は、県からの要請により、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関等への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

具 体 的 対 策	担 当 部
<p>【感染拡大期】</p> <p>1 県と連携し、新型インフルエンザの患者等の同居者に対し、外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等、必要な感染防止対応を要請する。</p> <p><県のコールセンター等の利用></p> <p>1 市民からの問い合わせについて、新型インフルエンザ感染に関わる相談・連絡については県のコールセンター、市の相談窓口への相談を指示する。</p> <p><発熱外来の利用></p> <p>1 市民からの問い合わせにより、新型インフルエンザ感染の可能性がある者については、直ちに県の相談センター（保健所）に連絡し、外来の受診を勧奨する。</p>	健康福祉部
<p>【まん延期】</p> <p>1 医師会等関係団体の協力を得ながら、自宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p>	健康福祉部 市民生活部
<p>【回復期】</p> <p>1 県の動向を確認しながら、患者発生状況を踏まえ、医師会等と連携、協力して地域の実情に応じた切り替えを行う。</p>	健康福祉部

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

◆ 県内・市内発生早期、県内・市内感染期共通

ア 市の業務継続

本市は、必要に応じ、市の『業務継続計画』に基づく対応をとる。

イ 事業者の対応

本市は、県が県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を開始するよう要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力する。

ウ 市民、事業者への呼びかけ

本市は、県と連携・協力し、市民に対して食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

エ 要援護者対策

(ア) 本市は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(イ) 本市は、要援護者に対する対策として引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、それらの確保、配分・配布等を行う。

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

オ 遺体の火葬・安置

- (ア) 本市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- (イ) 本市は、県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
- (ウ) 本市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の埋葬及び火葬について、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。
- (エ) 本市は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。本市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- (オ) 本市は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充において早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給

市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を水道事業者へ要請する。

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対してまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

a 本市は、国や県と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

b 本市は、国や県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

c 本市は、国や県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(エ) 遺体の火葬・安置

a 本市は、国から県を通じ、可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。

b 本市は、国から県を通じ、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかに

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

なった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

c 特定市町村は、特定都道府県が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、特定都道府県が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。

(a) 新型コロナウイルス等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型コロナウイルス等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。

(b) その際、あらかじめ、新型コロナウイルス等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。

d 新型コロナウイルス等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、本市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

(オ) 要援護者対策

本市は、国や県から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

具体的対策	担当部
<p>【市の事業】</p> <p>1 市の事業の縮小・中止、学校・施設・事業所等の休業などの対応を行う。</p>	関係部局
<p>【事業の縮小・継続】</p> <p>1 事業者に対し、不要不急の事業の縮小や職場での感染防止策を引き続き要請する。</p> <p>2 社会機能維持者に対し、事業の継続を引き続き要請する。</p>	関係部局 建設農林部
<p>【要援護者への支援】</p> <p>1 在宅の障害者や高齢者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等の強化を行う。</p>	健康福祉部
<p>【遺体の火葬体制】</p> <p>1 火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体の一時的安置施設等のすみやかな確保及び安置施設等への搬送を行う。</p>	市民生活部

■ 各段階における対策 ■ 国内感染期 ■

<p>【治安の維持】</p> <p>1 警察に対し、混乱に乗じた各種犯罪を防止するための、犯罪情報の集約、広報啓発活動の推進、悪質な事犯に対する取締り等を要請する。</p>	<p>企画総務部、 市民生活部</p>
<p>【ライフライン等の確保】</p> <p>1 下水道の安定的供給・利用を確保する。</p> <p>2 一般廃棄物の収集・処理機能の維持を図る。また、関係業者と連携し、感染症廃棄物の収集、処分を行う。</p> <p>3 ライフライン事業者（公共交通機関、水道、電気、通信、ガス）に対し、運行・供給体制の維持を要請する。</p>	<p>企画総務部、 市民生活部、 建設農林部</p>

■ 各段階における対策 ■ 小康期 ■

第4節 小康期

- 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行は一旦終息している状況。

1 目的

流行の第二波に備えた社会・経済機能の回復

2 主な対策

- * 相生市新型インフルエンザ等対策本部の段階的縮小及び新たな発生並びに第二波に備えた本部の再整備
- * 情報提供の維持
- * 医療体制の確保
- * 生活相談・健康相談の実施
- * 防疫体制の再構築

■ 各段階における対策 ■ 小康期 ■

3 取り組み内容

(1) 実施体制

ア 市対策本部の廃止

本市は、県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

イ 対策の評価・見直し

本市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドラインの見直し等や、県行動計画等の見直しを踏まえ、本市の行動計画等の見直しを行う。

ウ 緊急事態解除宣言がされた場合の措置

本市は、緊急事態解除宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を廃止する。

【緊急事態解除宣言】
 国において、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

具 体 的 対 策	担 当 部
<p>【危機管理体制】</p> <p>1 「相生市新型インフルエンザ等対策本部」の縮小の検討及び第二波に備え、再整備を図る。</p> <p>2 「兵庫県新型インフルエンザ等対策本部」「圏域新型インフルエンザ等対策地方本部」「赤穂健康福祉事務所（保健所）」との連携を図る。</p>	企画総務部
<p>【行動計画等】</p> <p>1 これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて行動計画等の見直しを行う。</p>	関係部局

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の

■ 各段階における対策 ■ 小康期 ■

終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(イ) 本市は、市民から新型コロナウイルス等電話相談窓口へ寄せられた問い合わせを取りまとめ、県へ報告し、情報提供のあり方の評価・見直しを行う。

イ 情報共有

本市は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、県からの第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受け、流行や対策の状況を的確に把握する。

ウ 新型コロナウイルス等電話相談窓口の体制の縮小

本市は、県からの要請を受け、新型コロナウイルス等電話相談窓口の体制を縮小する。

具体的対策	担当部
1 県からの要請により、赤穂健康福祉事務所（保健所）のサーベイランスに協力する。	健康福祉部

(3) まん延防止に関する措置

ア 個人における対策

本市は、流行の第二波に備え、引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

イ 地域対策・職場対策の周知

本市は、流行の第二波に備え、引き続き、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策を実施するよう促す。

具体的対策	担当部
1 県内及び市内における感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について、市民及び各施設等に周知する。	関係部局

(4) 予防接種

ア 住民接種※の実施

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 住民接種※の有効性・安全性に係る調査

本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

■ 各段階における対策 ■ 小康期 ■

本市は、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種※を進める。

具体的対策	担当部
<p>【医療機関の利用】</p> <p>1 県に協力し、医師会等を通じ医療機関に対し、通常の医療体制への回復を要請する。</p> <p>2 県に協力し、医師会と連携し流行の第二波に備え、流行時の医療体制の見直しを行う。</p>	健康福祉部

(5) 医療

ア 医療機関等との連携・協力

本市は、流行の第二波に備え、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

具体的対策	担当部
<p>1 流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を継続する。</p> <p>2 流行の第二波に備え、情報提供体制の評価、見直しを行う。</p> <p>3 県内及び市内における感染動向を踏まえつつ、相談窓口の縮小を検討する。</p>	企画総務部、 健康福祉部

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

本市は、必要に応じ、市の『業務継続計画』に基づく対応をとる。

ア 市民・事業者への呼びかけ

本市は、必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ 要援護者対策事業

本市は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、国及び県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

■ 各段階における対策 ■ 小康期 ■

具 体 的 対 策	担 当 部
<p>【市の事業】</p> <p>1 市の事業、学校・施設・事業所等の段階的再開を行う。</p>	<p>関係部局</p>
<p>【事業の継続】</p> <p>1 流行の第二波に備え、社会機能維持者の事業継続を支援する。</p> <p>2 各地域の感染動向を踏まえつつ、一般事業者の業務再開時期を周知する。</p>	<p>建設農林部</p>
<p>【遺体の火葬体制】</p> <p>1 遺体の火葬体制について、状況を見ながら、新型コロナウイルス発生前の体制に戻すとともに、遺体の一時的安置施設等の撤去を行う。</p>	<p>市民生活部</p>
<p>【相談体制】</p> <p>1 新型コロナウイルスにより、近親者を失った者、保護者を失った児童等に対して、必要に応じて、生活相談、健康相談を実施する。</p>	<p>健康福祉部、 教育委員会</p>
<p>【ライフライン等の確保】</p> <p>1 下水道、一般廃棄物の収集・処理について、状況を見ながら、新型コロナウイルス発生前の体制に戻し、安定的供給・利用体制を維持する。</p> <p>2 ライフライン事業者（公共交通機関、水道、電気、通信、ガス）に対し、第二波に備えた運行・供給体制の維持を要請する。</p>	<p>企画総務部、 市民生活部、 建設農林部</p>

参考資料

1 用語解説

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感、筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は、非特異的なものであり、他の呼吸器感染症と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症、脳炎を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状がでるまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば2日から5日である。インフルエンザウイルスに感染しても引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性がある。

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

○住民接種

特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対して行う臨時の予防接種のこと。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○相談センター

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ患者の濃厚接触者からの医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介する業務を行う健康福祉事務所（保健所）等。

○相談窓口

疾病に関する相談や生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う市町の窓口。

○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者となりうる者は、①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

○WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第1条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

火災・災害等即報要領

〔 昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官 〕

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号、平成29年2月7日消防応第11号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

る。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の1階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・ バスの転落による救急・救助事故

・ ハイジャックによる救急・救助事故

・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は

- 間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

相生市国民保護計画

(令和4年3月)

相 生 市

目 次

第1編 総論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	12-75
1	市の責務及び市保護計画の位置づけ	12-75
2	市保護計画の構成	12-76
3	市保護計画の見直し、変更手続	12-76
第2章	保護措置に関する基本方針	12-77
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	12-78
1	関係機関の事務又は業務の大綱	12-79
2	関係機関の連絡先	12-82
第4章	市の地理的、社会的特徴	12-83
1	相生市の位置	12-83
2	相生市の気象	12-83
3	相生市の社会的な状況	12-94
第5章	市保護計画が対象とする事態	12-96
1	武力攻撃事態等	12-96
2	緊急処理事態	12-100

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	12-102
第1	市における組織・体制の整備	12-102
1	市の各部課室における平素の業務	12-102
2	市職員の参集基準等	12-102
3	消防機関の体制	12-104
第2	関係機関との連携体制の整備	12-105
1	基本的考え方	12-105
2	県との連携	12-105
3	近接市町との連携	12-105
4	指定公共機関等との連携	12-107
5	市民に期待される取組等	12-108
第3	通信の確保	12-111
第4	情報収集・提供等の体制整備	12-112
1	基本的考え方	12-112
2	警報等の伝達に必要な準備	12-113
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	12-114
第5	研修及び訓練	12-116
1	研修	12-116
2	訓練	12-116
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	12-118
1	避難に関する基本的事項	12-118
2	避難実施要領のパターンの作成	12-119
3	救援に関する基本的事項	12-119

4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	12-120
5	一時集合場所の選定	12-121
6	避難施設の指定への協力	12-121
7	医療体制の整備	12-122
8	生活関連等施設の把握等	12-122
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	12-124
1	市における備蓄	12-124
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	12-127
第4章	国民保護に関する啓発	12-128
1	保護措置に関する啓発	12-128
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	12-128

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	12-129
1	危機管理対策本部等の設置及び初動措置	12-129
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	12-131
3	市対策本部との調整	12-131
第2章	市対策本部の設置等	12-132
1	市対策本部の設置	12-132
2	通信の確保	12-138
3	情報通信機器等の活用	12-139
第3章	関係機関相互の連携	12-141
1	国・県の対策本部との連携	12-141
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	12-141
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	12-142
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の受託	12-142
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	12-143
6	市の行う応援等	12-143
7	ボランティア団体等に対する支援等	12-143
8	市民への協力要請	12-144
第4章	警報及び避難の指示等	12-146
第1	警報の伝達等	12-146
1	警報の内容の伝達、通知	12-146
2	警報の内容の伝達方法等	12-146
第2	避難住民の誘導等	12-149
1	避難の指示の通知・伝達	12-149
2	避難実施要領の策定	12-149
3	避難住民の誘導	12-153
4	事態の類型に応じた留意事項	12-155
第5章	救援	12-159
1	救援の実施	12-159
2	関係機関との連携	12-159
3	救援の内容	12-160
4	救援の方法	12-163
第6章	安否情報の収集及び提供	12-175
1	安否情報の収集	12-175

2	県に対する報告	12-176
3	安否情報の照会に対する回答	12-176
4	日本赤十字社に対する協力	12-177
	第7章 武力攻撃災害への対処	12-178
第1	武力攻撃災害への対処	12-178
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	12-178
2	武力攻撃災害の兆候の通報	12-178
第2	応急措置等	12-179
1	退避の指示	12-179
2	警戒区域の設定	12-180
3	武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示	12-181
4	土地、建物の一時使用等	12-181
5	消防に関する措置等	12-181
第3	生活関連等施設における災害への対処等	12-183
1	生活関連等施設の安全確保	12-183
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	12-183
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	12-185
1	武力攻撃原子力災害への対処	12-185
2	NBC攻撃による災害への対処	12-186
第8章	被災情報の収集、報告及び公表	12-189
1	被災情報の収集及び報告	12-189
2	被災情報の公表	12-189
第9章	保健衛生の確保その他の措置	12-191
1	保健衛生の確保	12-191
2	廃棄物の処理	12-192
3	文化財の保護	12-193
第10章	生活の安定に関する措置	12-194
1	生活関連物資等の価格安定	12-194
2	避難住民等の生活安定等	12-195
3	生活基盤等の確保	12-195
第11章	特殊標章等の交付及び管理	12-196

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	12-198
1	基本的考え方	12-198
2	公共的施設の応急の復旧	12-198
第2章	武力攻撃災害の復旧	12-199
第3章	保護措置に要した費用の支弁等	12-200
1	保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	12-200
2	損失補償及び損害補償	12-200
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	12-200
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	12-200

第5編 緊急対処事態への対処

- 1 緊急対処事態 12-202
- 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 12-202

様式

- 様式第1号（第1条関係） 12-203
- 様式第2号（第1条関係） 12-204
- 様式第3号（第2条関係） 12-205
- 様式第4号（第3条関係） 12-206
- 様式第5号（第4条関係） 12-207

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、市民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、相生市国民保護計画（以下「市保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県国民保護計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する保護措置】（法第16条第1項）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(2) 市保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市保護計画を作成する。

(3) 市保護計画に定める事項

市保護計画においては、市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【市保護計画に定める事項】（法第35条第2項）

- ① 市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する保護措置に関する事項
- ③ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

(4) 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行なうすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

2 市保護計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

3 市保護計画の見直し、変更手続

(1) 市保護計画の見直し

市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、相生市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市保護計画の変更手続

市保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 保護措置に関する基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、保護措置の実施に当たっては、市民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 保護措置に従事する者等の安全の確保

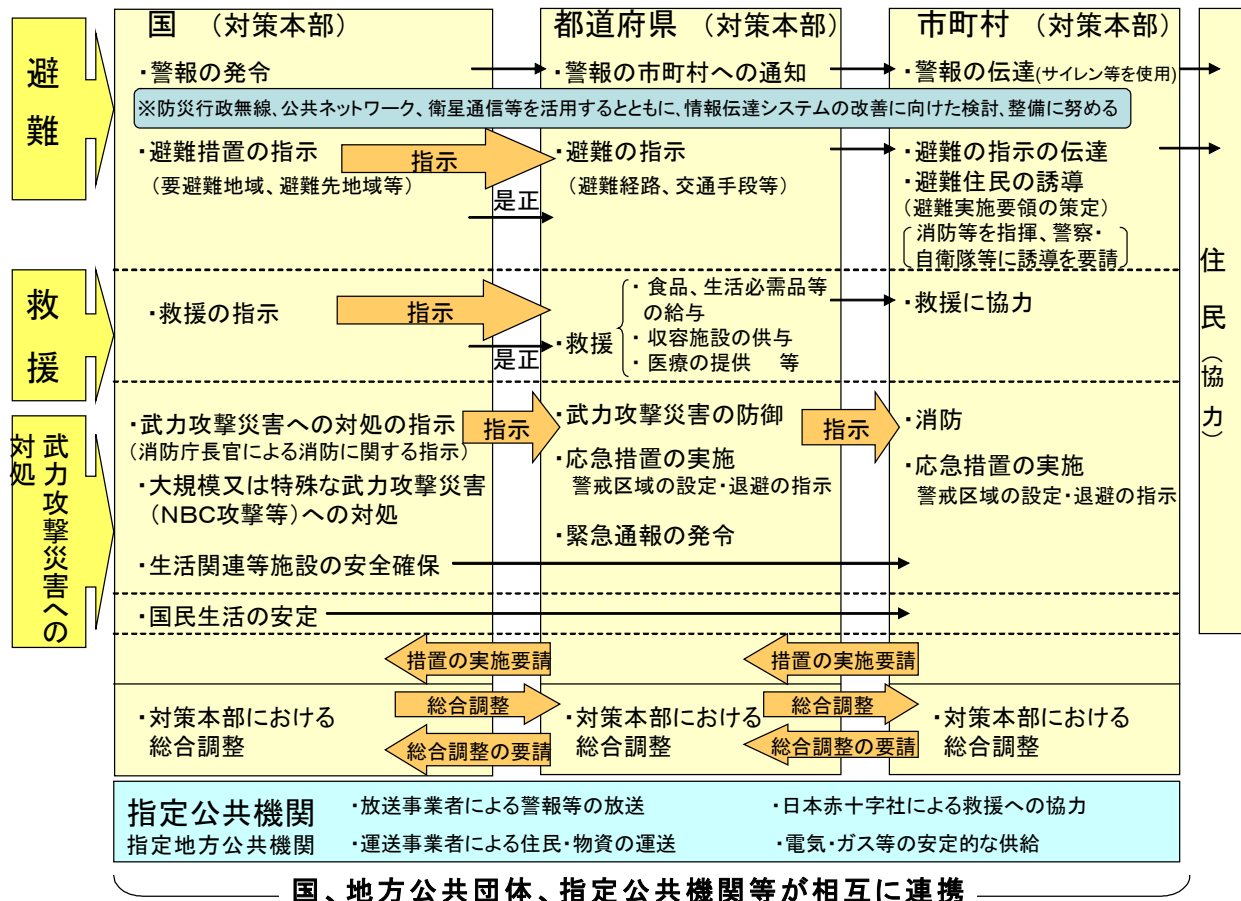
市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割及び連絡先を明らかにするため、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について示す。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

【地方公共団体】

機 関 名	事務又は業務の大綱
相生市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 相生市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び相生市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 9 市民生活の安定に関する措置の実施
兵庫県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機 関 名	事務又は業務の大綱
近畿農政局 (兵庫県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
神戸運輸監理部 (姫路海事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安

機 関 名	事務又は業務の大綱
第五管区海上保安本部 (姫路海上保安部) 第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
兵庫労働局 (相生労働基準監督署)	1 被災者の雇用対策
国土交通省近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿管区警察局	1 管内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、ガレキ等の廃棄物の発生量の情報収集

【自衛隊】

機 関 名	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊) [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

【指定公共機関・指定地方公共機関】

機 関 名	事務又は業務の大綱
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) (株)フェリーさんふらわあ、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) (指定地方公共機関) (株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株) ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株) (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽電気鉄道(株)、六甲摩耶鉄道(株) ③ 航空事業者 (指定公共機関) ANAウイングス(株)、(株)AIRDO、(株)スターフライヤー、全日本空輸(株)、スカイマーク(株)、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株) (指定地方公共機関) 日本エアコミューター(株)、但馬空港ターミナル(株) ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道(株)、WILLER TRAINS(株)、智頭急行(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、六甲摩耶鉄道(株) ⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株) ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会	
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西	

〔電気通信事業者〕	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
(指定公共機関)	西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、(株)NTTドコモ関西、ソフトバンクモバイル(株)
〔電気事業者〕	1 電気の安定的な供給
(指定公共機関)	関西電力(株)、電源開発(株)、電力広域的運営推進機関
〔ガス事業者〕	1 ガスの安定的な供給
(指定公共機関)	大阪ガス(株)
(指定地方公共機関)	(一社)兵庫県LPガス防災協会
〔病院その他の医療機関〕	1 医療の確保
(指定公共機関)	(独)国立病院機構
(指定地方公共機関)	(一社)兵庫県医師会(相生市医師会)
〔河川管理施設、道路の管理者〕	1 河川管理施設、道路の管理
(指定公共機関)	(独)水資源機構、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)
(指定地方公共機関)	神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本郵便(株) (相生郵便局)	1 郵便の確保
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【水道企業団】

機 関 名	事務又は業務の大綱
西播磨水道企業団	1 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施

【運送事業者】

機 関 名	事務又は業務の大綱
西播通運株式会社	1 緊急物資の運送に関する協力 2 貨物の運送の確保に関する協力

2 関係機関の連絡先

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

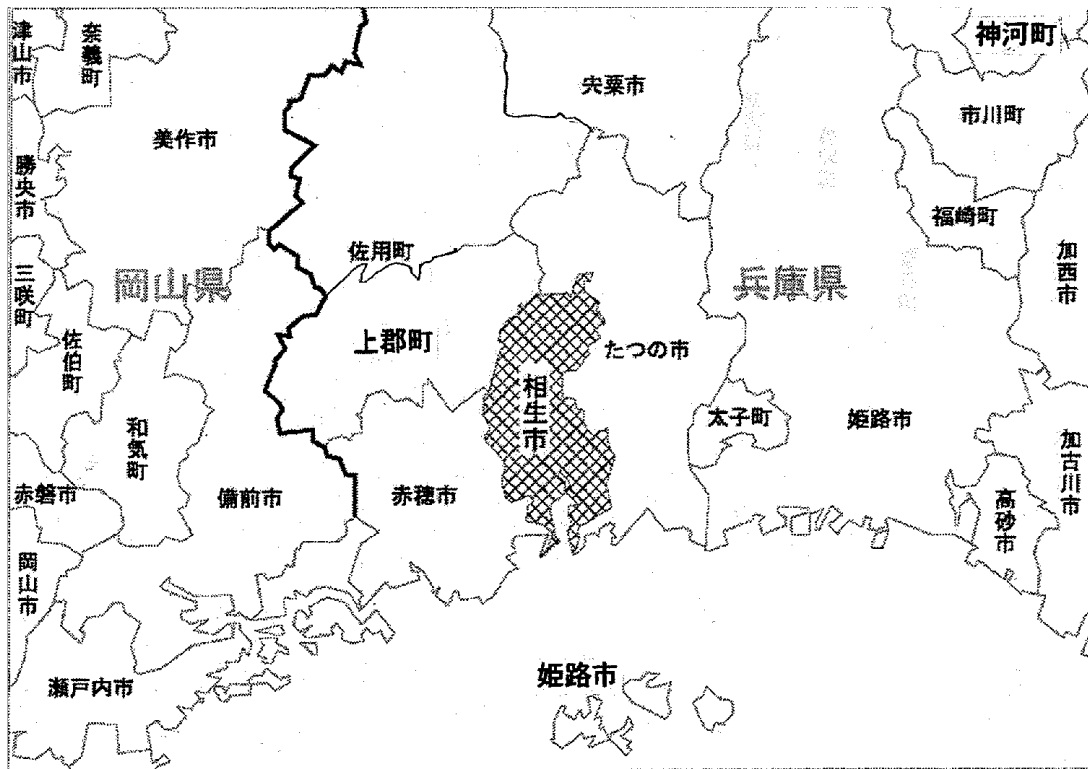
1 相生市の位置

相生市は、兵庫県の南西部に位置し、瀬戸内海に面し、穏やかな気候・風土に恵まれ、東西7.98km、南北19.56kmで総面積90.40km²と海岸部から平地、山間部へと伸びる南北に長い市域である。

本市は、播磨船渠（現・㈱IHI）の設立以来、戦後の経済成長とともに発展し、相生湾沿岸に市街地が形成されている。また、北部の丘陵は農業地帯になっているほか、瀬戸内海沿岸部には漁村集落が形成されている。

また、近年の経済情勢・構造変化に対応すべく、西播磨テクノポリスの南の玄関口として、都市基盤整備をはじめとする産業・経済の基盤づくりを進めつつ、豊かな自然環境を活かしながら、多様な地域特性を大切に魅力ある都市づくりを目指している。

位 置 図



2 相生市の気象

瀬戸内海気候に属し、年間を通じて温暖・少雨という特徴がある。降雨は少なく湿度が低いと乾燥し、海岸に近いため暑さや寒さも比較的しのぎ易い。特に冬季は晴天が目立ち、内陸の平野部では放射冷却効果が大きく、夜間から早朝の冷え込みが強い。

梅雨期には大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもある。

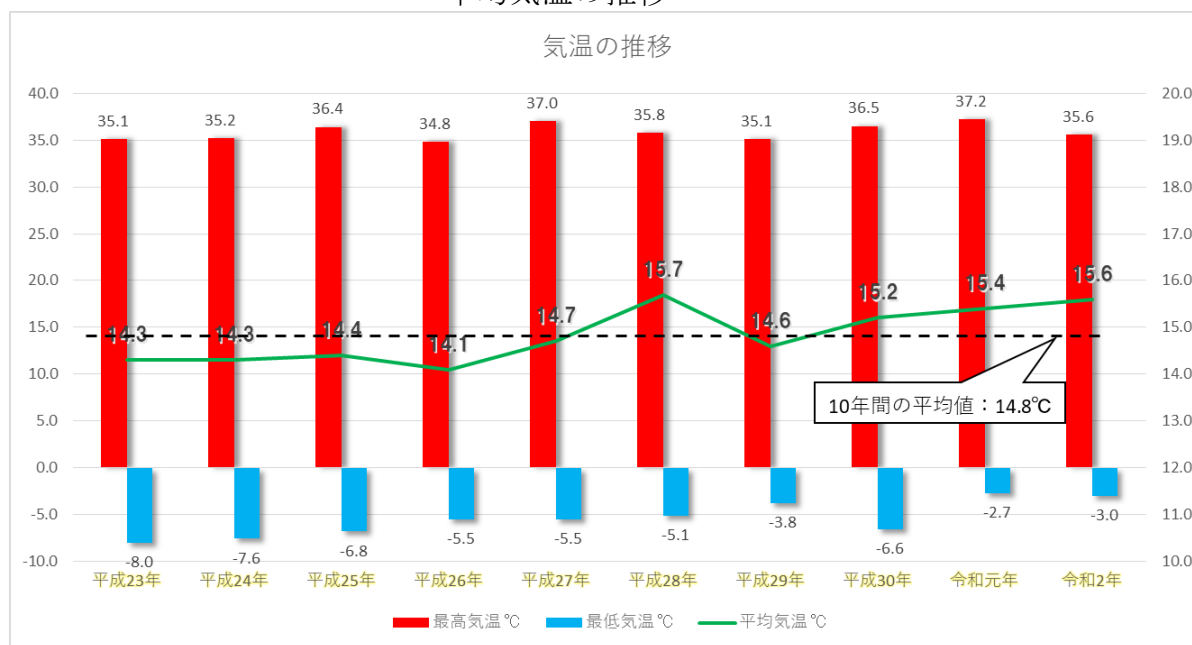
(1) 気温

相生消防署に設置している気象観測装置のデータによると、平成23年から令和2年までの過去10年間の平均気温は14.8℃で、近年は10年間平均気温より高めの年平均気温となっている。10年間の最高気温の平均は35.9℃で、最も高かったのは令和元年に記録した37.2℃である。また、10年間の最低気温の平均はマイナス5.5℃で、最も低かったのは平成23年のマイナス8.0℃である。相生市は瀬戸内気候区に属しているため、気温の変化は緩やかであり温暖である。（平成23年から平成27年は上郡アメダスのデータ、平成28年以降は西はりま消防組合相生消防署設置装置のデータ）

相生市平成23年～令和2年の平均気温

区分	単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
平均気温	℃	14.3	14.3	14.4	14.1	14.7	15.7	14.6	15.2	15.4	15.6
最高気温	℃	35.1	35.2	36.4	34.8	37.0	35.8	35.1	36.5	37.2	35.6
最低気温	℃	-8.0	-7.6	-6.8	-5.5	-5.5	-5.1	-3.8	-6.6	-2.7	-3.0

平均気温の推移



(2) 降水量

平成23年から令和2年までの過去10年間の降水量では、最も多い年で平成27年の1,727mm、最も少なかったのは令和元年の1,024mmである。10年間の年間降水量を平均すると1,365.2mmとなっている。

また、令和2年の降雨量データで見ると、年降雨量1,176mmで6月から9月にかけて降水量が増加している。令和2年8月の降水量は0mmであったが、例年では多くの降水量が見られる。今までは、梅雨時期である5月から6月・台風の襲来する時期となる8月から10月にかけて降水量が多くなる傾向であったが、近年は、温暖化の影響によるゲリラ豪雨の発生等により、いつ降水量が増えるか予想が付きにくい。暖かくなる4月から10月頃までは、降水量の増加による水害に注意する必要がある。

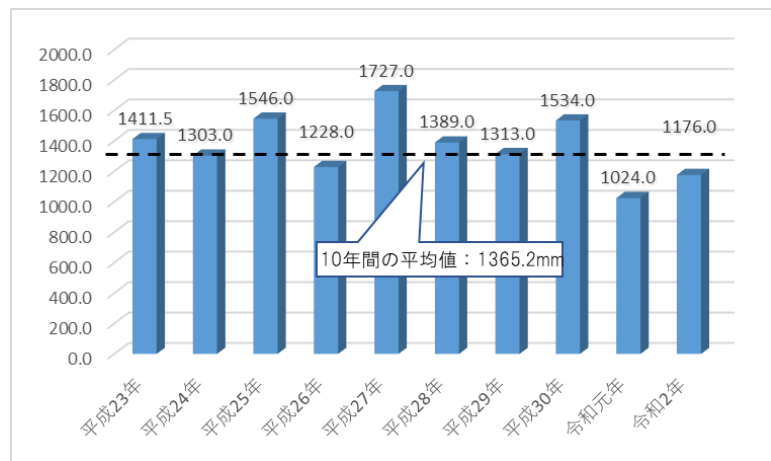
相生市平成23年～令和2年の降水量（上郡アメダス）

区分	単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
合計	mm	1411.5	1303.0	1546.0	1228.0	1727.0	1389.0	1313.0	1534.0	1024.0	1176.0
日最大	mm	185.0	97.5	111.0	91.5	184.5	88.0	171.0	117.0	69.0	61.0
時間最大値	mm	34.5	50.0	41.5	48.0	48.5	32.0	85.0	21.0	41.0	19.0

令和2年（月ごとの値）

月	降水量 (mm)			
	合計	雨日数	日最大	時間最大
1月	49.0	6日	22.0	10.0
2月	59.0	8日	16.0	16.0
3月	88.0	11日	18.0	6.0
4月	110.0	7日	30.0	7.0
5月	73.0	11日	25.0	9.0
6月	233.0	11日	57.0	19.0
7月	305.0	18日	54.0	18.0
8月	0.0	0日	0.0	0.0
9月	128.0	10日	61.0	13.0
10月	77.0	8日	21.0	8.0
11月	45.0	5日	38.0	7.0
12月	9.0	4日	3.0	1.0

年間降水量の推移



(3) 積雪

相生市では、太平洋岸を東進する発達した低気圧によって、2～3月初めにかけて降ることが多いが、大規模な豪雪になることは無い。上郡アメダスでは、雪の観測をしていない。

(4) 風

平成23年から令和2年までの過去10年間の平均風速は、最も強く吹いた年で平成30年の2.2 m/s、最も弱く吹いた年は平成23年ほか3年の2.0m/sである。

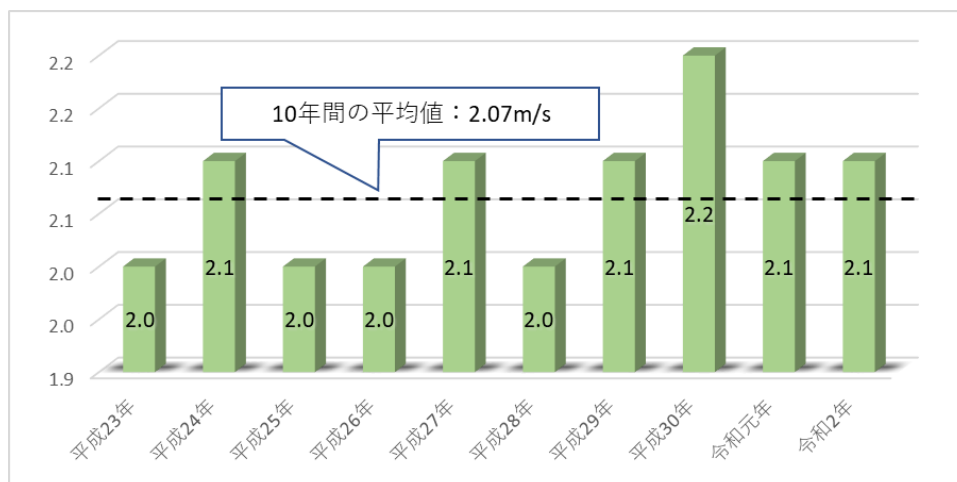
平成23年から令和2年までの過去10年間の最大風速は、最も強く吹いた年で平成30年の14.9 m/s、最も弱かった年は平成23年の10.6m/sである。最大風速を観測するのは、台風の接近する夏季に集中している。

風向は、概ね西か北西方向に吹いている。

相生市平成23年～令和2年の風速

区分	単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
平均風速	m/s	2.0	2.1	2.0	2.0	2.1	2.0	2.1	2.2	2.1	2.1
最大風速	m/s	10.6	13.3	14.3	12.2	12.0	13.3	13.0	14.9	11.4	14.4
風向		西北西	西	西北西	北北西	南東	南南東	西北西	西	南南東	西

平均風速の推移



(5) 湿度

降雨の少なくなる冬季から春季にかけて湿度が低くなる傾向にある。最小湿度は、春に記録されることが多い。

(6) 潮位

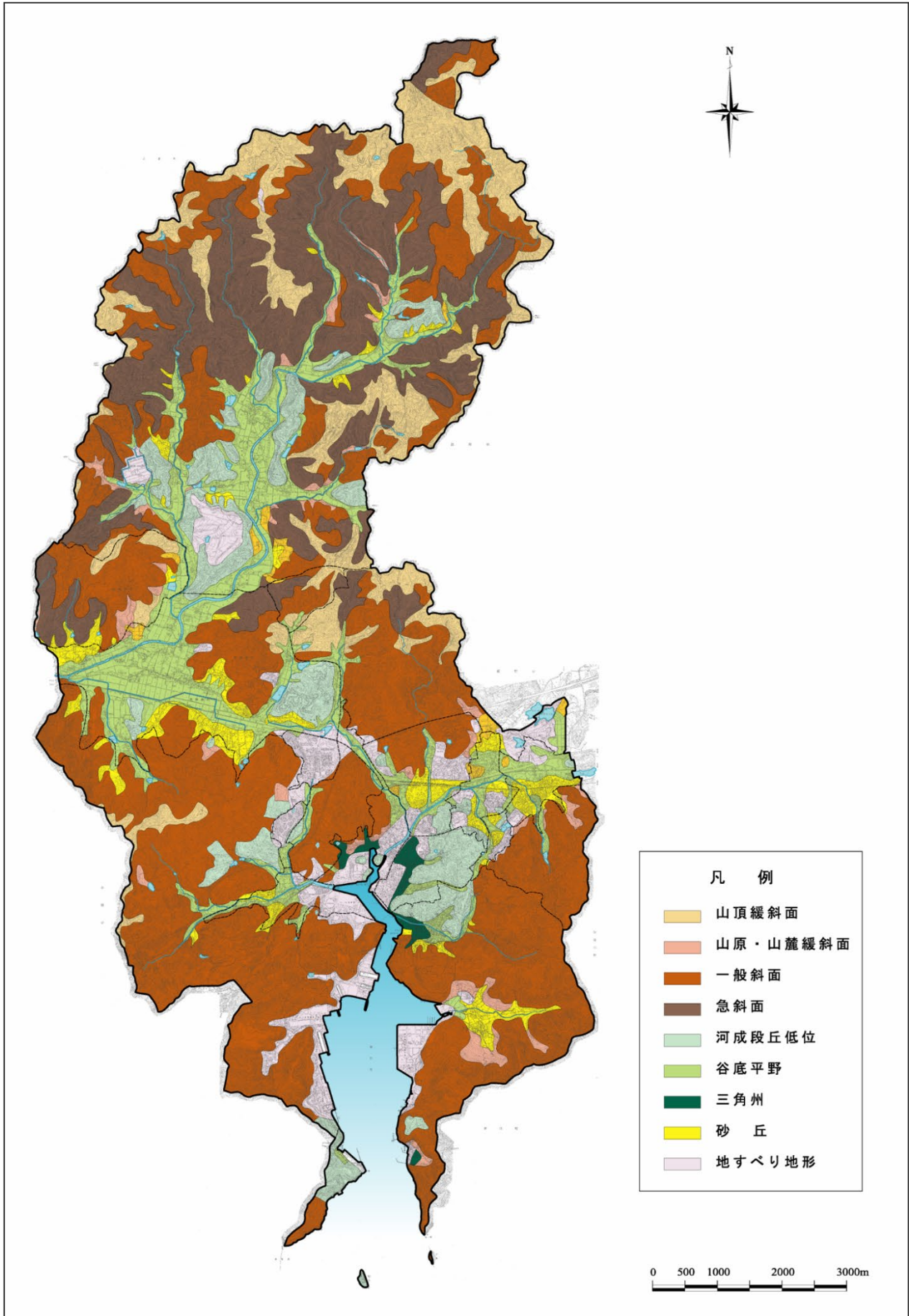
高潮は台風によって発生し、沿岸地域が影響を受ける対象地域となっている。

(7) 地形

瀬戸内海に面した相生湾は、市街地の中心部まで深く湾入している西播磨地域では珍しい地形で、天然の良港となっている。市南部の天下台山から流れ、相生湾に注ぐ大谷川の流域は 200~400mの小起伏山地に分類されており、西播丘陵・台地の西部丘陵群に属している。

海岸部は、海進によって沖積層が水没し、後背地がほとんど無くなってしまった典型的な沈降性の海岸地形である。

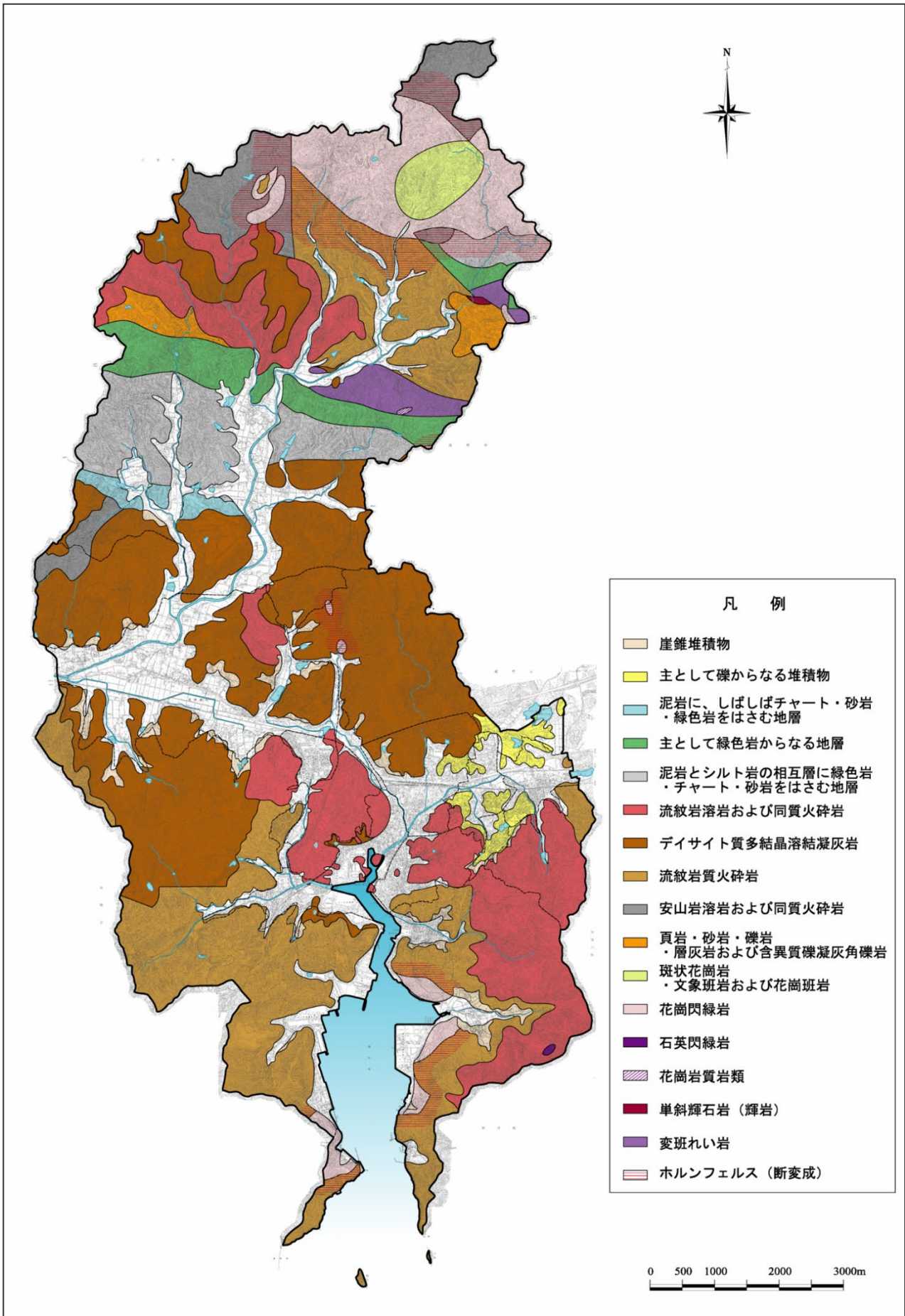
相生市地形分類図



(8) 地質

山地においては中生代白亜紀後期（約8,000万年～1億年前）の火山活動によって噴出された流紋岩類によって基盤岩が形成されており、低地部は第四紀完新世の中期（約6,000年前頃）に礫・砂・シルト・粘土等の堆積物によって形成されている。

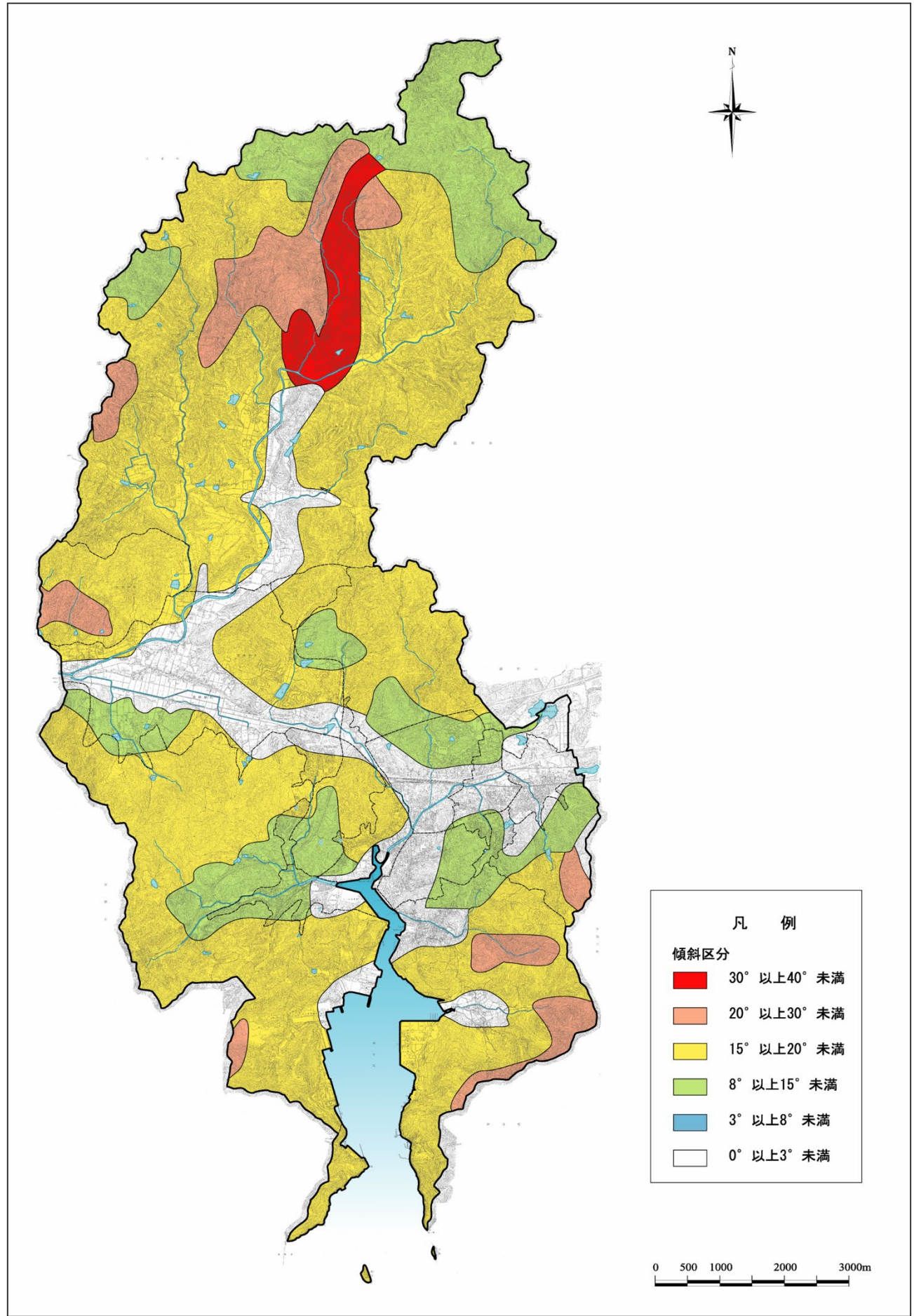
相生市表層地質図



(9) 傾斜区分

地形の傾斜の強さを色で表現した「相生市傾斜区分図（次ページ参照）」では、全般に傾斜地の分布が目立つものの、崖に近い急傾斜を示すデータは少なく、広く分布する傾斜地は「丘陵地」の範疇である。また、海岸線は傾斜を示すデータで海に面しており、切り立った海岸線を表している。

相生市傾斜区分図



(10) 河川

相生市の河川は、延長が5,000m未満のものが多く、1,000m未満の二級河川が3河川、準用河川が2河川ある。最も長いものは、二級河川の矢野川であり、14,432m、最も短いのは二級河川の構谷川で75mである。

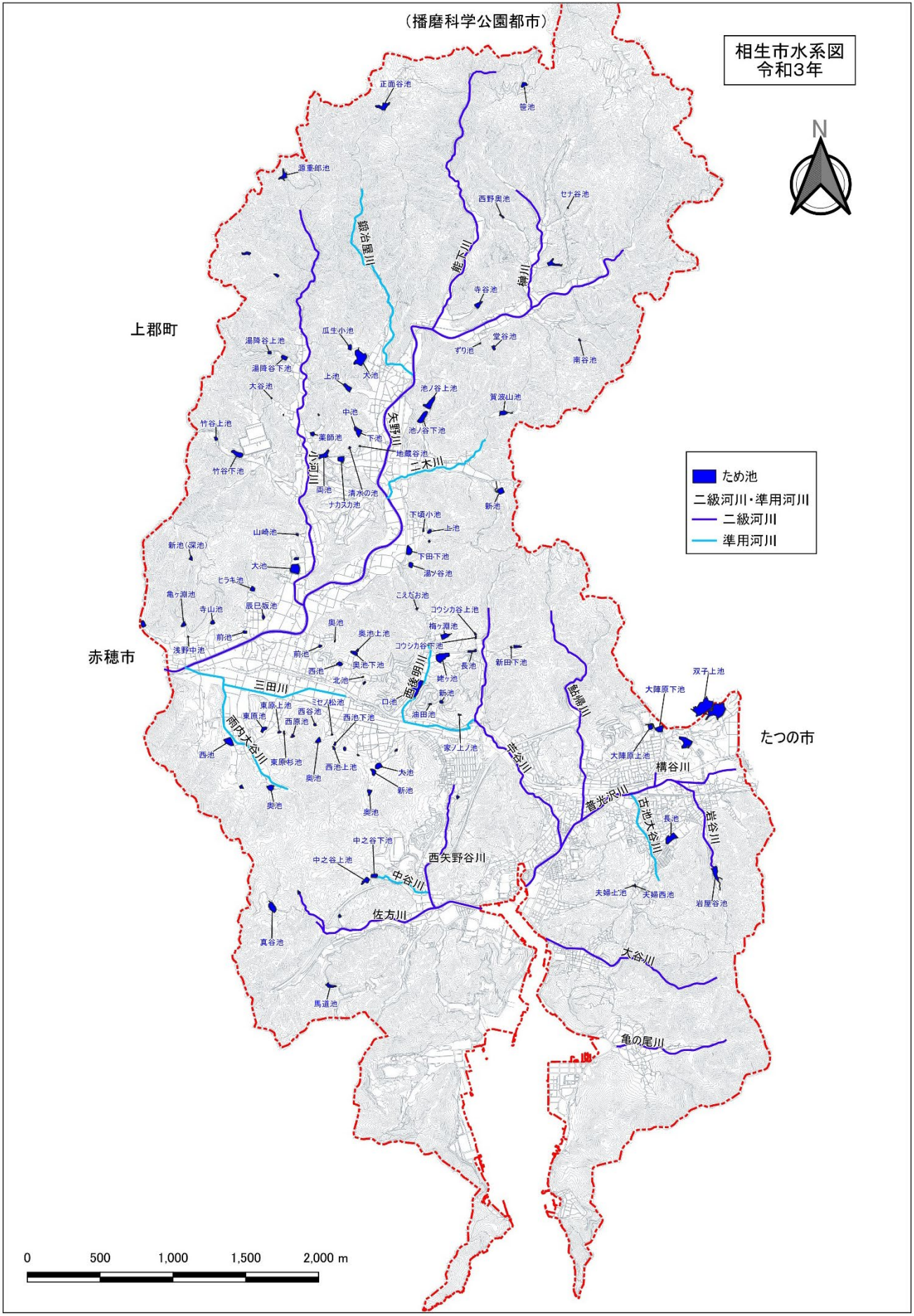
また、高低差が大きく、海まで一気に流れる河川が多く、流れは急流となっている。

河川一覧

区 分	河 川 名	延 長
二級河川	亀の尾川 (かめのおがわ)	977m
	大谷川 (おおたにがわ)	1,348m
	苧谷川 (うこくがわ)	4,455m
	普光沢川 (ふこさがわ)	2,040m
	鮎婦川 (あゆきがわ)	1,015m
	岩谷川 (いわたにがわ)	975m
	構谷川 (かまえだにがわ)	75m
	佐方川 (さかたがわ)	1,715m
	西矢野谷川 (にしやのだにがわ)	1,628m
	矢野川 (やのがわ)	14,432m
	小河川 (おうごがわ)	4,483m
	能下川 (のうげがわ)	2,920m
	榊川 (さかきがわ)	2,036m
準用河川	三田川 (みたがわ)	2,600m
	二木川 (ふたつぎがわ)	1,800m
	鍛冶屋川 (かじやがわ)	3,600m
	雨内大谷川 (あまうちおおたにがわ)	390m
	西後明川 (にしごみょうがわ)	1,800m
	古池大谷川 (ふるいけおおたにがわ)	1,200m
	構谷川 (かまえだにがわ)	1,183m
	中谷川 (なかたにがわ)	750m

次頁『相生市水系図』を参照

相生市水系図



3 相生市の社会的な状況

(1) 相生市の人口及び世帯の状況

相生市の人口は30,263人となっている。そのうち、高齢者人口は10,317人で高齢化率は34.1%、年少人口は3,459人で11.4%となっており、少子高齢化が進行している状況である。また、要介護者数は1,884人で要介護者比率は18.3%になっており、避難行動要支援者への対応が重要である。相生市の人口は28,355人となっている。そのうち、高齢者人口は10,638人で高齢化率は37.5%、年少人口は3,238人で11.4%となっており、少子高齢化が進行している状況である。また、要介護者数は1,767人であり、避難行動要支援者への対応が重要である。

人口及び世帯

(人、世帯：令和2年10月現在)

区分	人 口			3区分人口			世帯数
	男性	女性	合計	年 少 人 口 (15歳 未満)	生産年齢 人 口 (15歳～ 64歳)	高齢者 人 口 (65歳以 上)	
相生市	13,592	14,763	28,355	3,238	14,479	10,638	11,806

(令和2年国勢調査より)

要介護者数

(人：令和2年9月現在)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
相生市	252	289	384	238	229	216	159	1,767

(2) 道路の状況

相生市には、幹線となる国道2号が市内を東西に横断し、それと交差するように山陽自動車道が通っている。また、県道相生宍粟線が市北部から国道2号までを結んでいる。南部は国道250号が相生湾岸を結び、もう一つの流通の要となっている。

次頁『道路網図』を参照。

(3) 鉄道の状況

相生市には、西日本旅客鉄道として山陽新幹線相生駅のほか、在来線である山陽本線相生駅、赤穂線西相生駅がある。

(4) 港湾の状況

相生市には、地方港湾として相生港があり、瀬戸内海に面し、市街地の中心部まで深く湾入している西播磨地域では珍しい地形である。海岸部は、海進によって沖積層が水没し、後背地がほとんど無くなってしまった典型的な沈降性の海岸地形である。

第5章 市保護計画が対象とする事態

市保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とし、その特徴及び留意点を示す。

なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国や県からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

【基本指針及び県保護計画で想定されている事態】

1 武力攻撃事態

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急処理事態

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものになるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特 徴 、 留 意 点
着上陸侵攻	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

	<p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
<p>弾道ミサイル攻撃</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
<p>航空攻撃</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特 徴 ・ 留 意 点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティーボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にを行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生物兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。
化学兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態の定義

事態対処法第22条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であるとの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の分類

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分 類	事 態 例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

市対策本部を設置したときの市の各部課室における業務については、「第3編第2章1(3)市対策本部の組織構成及び機能」を参照。

また、保護措置に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、防災監等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、西はりま消防組合相生消防署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

① 市担当部局での対応充実

西はりま消防組合相生消防署との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制を確保する。

② 西はりま消防組合相生消防署との連携強化

国民保護担当部局と西はりま消防組合相生消防署との一体化を含めた連携強化も選択肢として考えられるが、この場合、特に、最終責任者である市長へ迅速に連絡でき、早急に市の組織をあげて対応できる体制を整備する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員配備体制】

配備体制	対応する体制			配備体制の基準	配備内容
	市危機管理連絡会議	市危機管理対策本部	市対策本部		
警戒				武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について対応が必要であると認められるとき	国民保護担当職員による体制
第1号	○			ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき イ 市の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合 ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき エ その他助役が必要であると認める場合	少数の人数を配備し、主として情報の収集・伝達に当たる体制
第2号		○		ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合 イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき ウ その他市長が必要であると認める場合（近隣市町などにおいてアの事案が発生した場合など）	所属人員の2割から5割までの人員を配備し、対策に当たる体制
第3号			○	国により武力攻撃事態等の認定が行われ、市に対して対策本部設置の指定があった場合	所属人員全員を配備し、応急対策に万全を期する体制

※ 市危機管理連絡会議及び市危機管理対策本部体制において特に必要と認められる場合は、それぞれ上位の体制を取る。

(4) 職員への連絡手段の確保

市職員に対する参集時の連絡手段については、電話・携帯電話・メール等による最も速やかに行える方法による。

(5) 市対策本部員等の参集が困難な場合の対応

市対策本部員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長（市長）の参集が困難な場合の代替職員については、次の順序による。

第1順位	第2順位
副市長（副本部長）	防災監（本部員）

(6) 職員の服務基準

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就くこととする。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災担当要員については、この限りでない。

- ④ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事することとする。
 - ア 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。
 - イ 前記アの措置が不可能な場合は、最寄の市施設、指定避難所等に参集し、その施設の長の指示に従って災害応急対策に従事することとする。
ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災担当要員については、この限りでない。
- ⑤ 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近の住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡することとする。
ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災担当要員については、この限りでない。
- ⑥ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、本部事務局に連絡することとする。

(7) 交代要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保できるよう、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保、仮眠設備等の確保等に努める。

3 消防機関の体制

(1) 西はりま消防本部における体制

西はりま消防本部は、市における参集基準等と同様に、西はりま消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、西はりま消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における西はりま消防本部との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域の住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、西はりま消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

- ① 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定（令和3年4月1日現在）
（協定団体及び連絡先）

市町名	課名	連絡先	市町名	課名	連絡先
姫路市	危機管理室	079-223-9522	市川町	危機管理係	0790-26-1010
赤穂市	危機管理担当	0791-43-6866	福崎町	住民生活課	0790-22-0560
宍粟市	消防防災課	0790-63-3119	神河町	住民生活課	0790-34-0962
たつの市	危機管理課	0791-64-3219	太子町	企画政策課	079-277-5998
佐用町	企画防災課	0790-82-0664	上郡町	住民課	0791-52-1115

- ② 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援協定
（令和3年7月1日現在）

（協定団体及び連絡先）

市区町名	連絡先	市区町名	連絡先
北海道砂川市	0125-54-2121	長野県諏訪市	0266-52-4141
岩手県一関市	0191-25-5913	愛知県西尾市	0563-56-2111
茨城県笠間市	0296-77-1101	滋賀県大津市	077-528-2616
茨城県桜川市	0296-75-3111	滋賀県野洲市	075-587-1121
栃木県大田原市	0287-23-8702	兵庫県豊岡市	0796-23-1111
群馬県藤岡市	0274-22-7444	兵庫県加西市	0790-42-8751
東京都千代田区	03-3264-2111	兵庫県丹波篠山市	079-552-1116
東京都港区	03-3578-2541	兵庫県加東市	0795-43-0402
東京都新宿区	03-5273-4592	兵庫県赤穂市	0791-43-6866
東京都墨田区	03-5608-6198	広島県三次市	0824-62-6116
新潟県新発田市	0254-22-3030	熊本県山鹿市	0968-43-1117

- ③ 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援に関する協定
（平成8年1月16日締結）
- ④ 兵庫県水道災害相互応援に関する協定（県、市町、各水道事業所）
（平成10年3月16日締結）
- ⑤ 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日締結）
- ⑥ 播磨広域連携防災協定（平成24年8月31日締結）

(2) 消防機関の連携体制の整備

西はりま消防本部は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧（消防）】

協定名称	締結年月日	協定市町等
兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	県下の市町及び組合消防本部
船舶火災の消火等に関する業務協定	平成28年3月29日	姫路海上保安部
山陽自動車道消防相互応援協定	平成25年4月1日	県下8市2消防組合

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、（一社）相生市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

【支援物資】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	緊急時における生活物資確保に関する協定	H10.6.30	生活協同組合コープこうべ	生活物資の確保・提供（パン、飲料水、ローソク、タオル、毛布等30品目）
2	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H18.12.20	マックスバリュ西日本（株）	食品・物資・施設・価格情報の提供
3	災害時における物資供給に関する協定	H24.4.26	セッツカートン（株）	段ボール製簡易ベッド等
4	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H31.3.28	（株）カワベ	生活物資の確保

【災害支援】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	災害時における相生市と相生市郵便局との相互協力に関する協定	H11.9.1	相生郵便局 市内特定郵便局	被災状況等の情報提供 災害弱者の情報提供、 対応災害救助法適用時 における災害特別事務の 取扱い 災害時の広報
2	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.5.24	相生建設業協会	建設資機材等の提供
3	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.7.24	マリンスポーツ財団 マリスクラブ相生	資機材の提供操縦者の派遣

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
4	災害対策用支援機材に関する協定	H20. 4. 1	ハリマホームガス(株)	緊急炊き出し用機材の提供
5	災害時における応急救助活動の協力に関する協定	H20. 7. 31	兵庫県自動車整備振興会(西播西支部相生ブロック)	資機材の提供 車両の緊急整備・応急処置
6	災害時に係る情報発信等に関する協定	H24. 10. 1	ヤフー	避難情報の掲載、キャッシュサイトによる負荷軽減
7	災害時における臨時災害放送局開設に関する協定	H25. 3. 27	兵庫県エヌエイチケイアイテック	兵庫県内における災害発生時の臨時災害放送局開設
8	播磨広域連合協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25. 5. 31	姫路市・相生市・加古川市・赤穂市等 21市町 日本郵便(株)近畿支社	災害時における相互協力
9	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	H26. 3. 25	兵庫県LPガス協会西播西支部相生地区会	物資(LPガス)調達・供給
10	災害時における応急対策業務に関する協定	H27. 7. 16	兵庫県電気工事工業組合西播支部相生地区	災害時における応急対策業務(電気工事)
11	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28. 10. 1	播磨地域連携協議会(明石市を除く12市9町)と兵庫県行政書士会	災害時(災害救助法第2条が適用された場合)における被災者支援のための行政書士業務
12	災害時における燃料供給等に関する協定	H31. 3. 28	相生石油組合	災害時の燃料等の優先供給
13	災害時における飲料水の提供に関する協定	R2. 4. 1	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	自販機飲料の提供
14	災害時における飲料水の提供に関する協定	R2. 4. 1	ヤスダ産業(株)	自販機飲料の提供
15	災害時における飲料水の提供に関する協定	R2. 4. 1	あすかコーポレーション(株)	自販機飲料の提供
16	災害時における物資等の輸送に関する協定	R2. 9. 14	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	物資等の輸送に必要な軽貨物自動車の提供
17	避難所等情報提供に関する協定	R2. 9. 25	三井住友海上火災保険(株)姫路支店	市民や市に訪れた観光客に市内の最新の避難所等の情報を提供
18	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	R3. 2. 15	一般社団法人兵庫県トラック協会	食料品や生活必需品などの救援物資の輸送支援
19	災害時における連携協力に関する協定	R3. 12. 21	兵庫県弁護士会	被災者に対する弁護士による相談

5 市民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取組や市民との連携等について示す。

(1) 市民に期待される取組

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行なわれることが期待される。

① 住民及び自治会等に期待される取組

ア 平素における取組

- ・ 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- ・ 怪我などに対する応急措置等に関する知識を身につける。
- ・ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- ・ 最寄の避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

イ 武力攻撃事態等における取組

- ・ 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- ・ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ・ 自治会等は、市からの警報等の情報を伝達する。
- ・ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

② 自主防災組織に期待される取組

ア 平素における取組

- ・ 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- ・ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ・ 地域における危険箇所を把握しておく。
- ・ 市や消防と連携して、訓練を実施する。

イ 武力攻撃事態等における取組

- ・ 市からの警報等の情報を伝達する。
- ・ 地域住民の安否確認を行う。
- ・ 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。

③ 事業所等に期待される取組

ア 平素における取組

- ・ 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- ・ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ・ 最寄の避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- ・ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

イ 武力攻撃事態等における取組

- ・ 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- ・ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ・ 従業員等の安否確認を行う。
- ・ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

(2) 市民との連携

① 住民との連携

市は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

② 企業・団体との連携

市は、県と協力しながら、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(3) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(4) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 情報通信機器等の活用

- ① フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の活用
市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、防災関係機関相互を結ぶフェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)を活用する。
- ② 兵庫県衛星通信ネットワークの活用
市は、衛星通信にISDNや移動系用の地上無線を組み合わせた複合ネットワークで、音声、ファクシミリ、データ、画像などのさまざまな種類の情報を的確かつ迅速に伝達することができる兵庫衛星通信ネットワークを活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	

(3) 情報の共有

市は、保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、

これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、以下の関係機関に対しても警報等の内容を通知する。

近畿農政局兵庫県拠点	神戸運輸監理部姫路海事事務所
第五管区海上保安本部姫路海上保安部	兵庫労働局相生労働基準監督署
近畿地方整備局姫路河川国道事務所	西日本旅客鉄道株式会社相生駅
西日本電信電話株式会社兵庫支店	関西電力株式会社相生営業所
日本郵便株式会社相生郵便局	西播磨水道企業団
相生市医師会	株式会社ウエスト神姫
西播通運株式会社	

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net）、フェニックス防災システム、災害対応総合情報ネットワークシステムの整備・管理に努める。

(3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、有線放送電話を活用したり、アマチュア無線団体の協力を得るなどして、多様な通信手段確保の整備充実に努める。

また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「あいおい防災ネット」やエリアメール・緊急速報メールにより、市民への適切な情報伝達に努める。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報収集のための準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
兵 庫 県 相 生 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 相生市〇〇丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
相 生 市							

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況
相 生 市				

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、保護措置の実施に必要な知識を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【参考】

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練など実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努める。

【訓練の例】

訓練の形態	訓練の内容
市対策本部設置運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員訓練、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	住民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練、被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
避難誘導訓練	避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練
NBC攻撃災害への対処訓練	NBC攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会や自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、住民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の開催時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数等)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国・県・市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防団幹部の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮

① 避難支援プランの作成

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者の避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

② 高齢者、障がい者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等の協力を得て、高齢者、障がい者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対しては、「あいおい防災ネット」を用いた外国語による情報伝達を行う。

④ 緊急通報システムの整備

市は、高齢者世帯等に設置している「あいあいコール」を活用し、福祉担当課、委託業者と西はりま消防組合相生消防署との連携を図り、その的確な運営に努める。

⑤ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会、学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う

救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- | |
|----------------------------------|
| ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員 |
| ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など |

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- | |
|--------------------------------|
| ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など) |
| ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など) |
| ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など) |
| ④ 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など) |
| ⑤ ヘリポート(ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など) |

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地】

着陸場名	(株)IHIふれあい広場	TEL 24-2206
所在地	相生市相生5292番地	
管理者	(株)IHI相生工場総務課長	
着陸場名	相生スポーツセンター	TEL 23-3901
所在地	相生市陸字池ノ上266番地1	
管理者	相生市教育委員会体育振興課	

着陸場名	相生湾東部埋立地緑地	TEL 23-7135
所在地	相生市相生字小丸 5375 番地	
管理者	相生市建設農林部都市整備課	
着陸場名	相生市立若狭野ふれあい公園	TEL 23-7156
所在地	相生市若狭野町福井 1044 番地	
管理者	相生市建設農林部農林水産課	
着陸場名	コスモスの里	TEL 23-7156
所在地	相生市矢野町下田甲 8 番地 1	
管理者	相生市建設農林部農林水産課	

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

(1) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。
- ② 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ③ 大都市における住民の避難に当たっては、その人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、十分な避難施設の把握及び指定に努める。
- ④ 避難の形態を踏まえ、その用途に応じた避難施設を指定する。

ア 避難所としての避難施設

- ・避難が比較的長期に及ぶ場合も想定して、学校、公民館、体育館等の施設を指定する。
- ・物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ・高齢者、障害者等のためのバリアフリー設備の有無を考慮して、指定するよう配慮する。

イ 避難スペースとしての避難施設

- ・応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として、公園、広場、駐車場等の施設を指定する。
- ・車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

ウ 一時的な退避場所としての避難施設

- ・爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や、地下街、地下駐車場、地下駅舎等の地下施設等を指定する。
- ・トンネルは一時的な退避場所として活用できると考えられることから、必要に応じて指定することを検討する。

7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類の種類	所管省庁名	
第27条	1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省	
	2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く。）	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供用能力10万m ³ /1日以上）	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/1日以上）	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するために設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く。）	国土交通省 農林水産省	
第27条 第10号	第28条	1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	2号	毒劇物業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省	
	3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省	
	4号	高圧ガスの製造設備、貯蔵施設	経済産業省	
	5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会	
	8号	薬局、一般販売業の店舗、毒劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省	
	9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンペ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省	
	10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 （主務大臣）	
	11号	毒性物質の取扱所	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【相生市地域防災計画に定めている備蓄体制】

1 食料

(1) 食料給与対象者

- ① 避難所等に収容されている被災者
- ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(2) 目標数量

市及び市民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努めることとし、市は広く市民に周知する。

	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域又は小・中学校校区レベル	1人3日分* (現物備蓄) →	被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
市域レベル		↓ 被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			↓ 被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分*	2日分	1日分

*可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

(注)矢印は、不足が生じた場合、それをカバーする手順を示す。

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり、高齢者や乳幼児といった避難行動要支援者のニーズにも配慮する

- ① 炊き出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食
- ③ 水、緑茶等の飲料水
- ④ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

(4) 方法

- ① 市は、コミュニティ域又は小、中学校レベル及び市域レベルで被災者2日分の食料の備蓄に努める。
- ② 市は、供給又は調達が困難な場合、県に要請し、これに対応することとする。

(5) 搬送等

市は、要請により搬送された物資について、被災者へ食料を適正に配分する。

2 生活必需物資

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

(2) 目標数量

食料の項に準ずる。

ただし、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もる。

(3) 品目

市があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目についての備蓄に重点的に取り組むとともに、避難行動要支援者へのニーズにもきめ細かに配慮する。

日常生活用品の確認品目

生活用品の種類	内 容
寝 具	就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
外 衣	普通衣、作業衣等
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身 廻 品	タオル、手拭、洗面具等
炊事道具	鍋、釜、包丁、バケツ等
日 用 品	石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨、女性用衛生用品、哺乳瓶等
食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
光熱材料	マッチ、ローソク、カセットコンロ等

(4) 方法

食料の項に準ずる。

(5) 搬送等

食料の項に準ずる。

3 応急給水

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

企業長（西播磨水道企業団）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日30を3日間給水することを目安に、給水体制を整備する。

(3) 供給体制の整備

- ① 企業長（西播磨水道企業団）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

- ② 企業長（西播磨水道企業団）と水道用水供給事業者、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努める。
- ③ 企業長（西播磨水道企業団）は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図る。

4 医薬品

市は、各医療機関に医療品等の備蓄を奨励するとともに、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に、特に留意する。

(1) 品目

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤、等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

(2) 調達方法

- ① 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等に要請し、補給を受ける。
- ② 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんを受けることとする。
- ③ 市は、県内の医薬品卸売業者が、約3週間分の医薬品の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸協同組合、医理化機器協会等との連携を強化する。

(3) 搬送、供給方法

- ① 市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用することとする。
- ② 販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請する等目的地への迅速な供給に努めることとする。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が保護措置に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、保護措置に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、保護措置に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会と連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

- ① 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。
- ② 市は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合に市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を活用し、市民に対し平素から周知に努める。
- ③ 西はりま消防本部及び市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。
- ④ 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

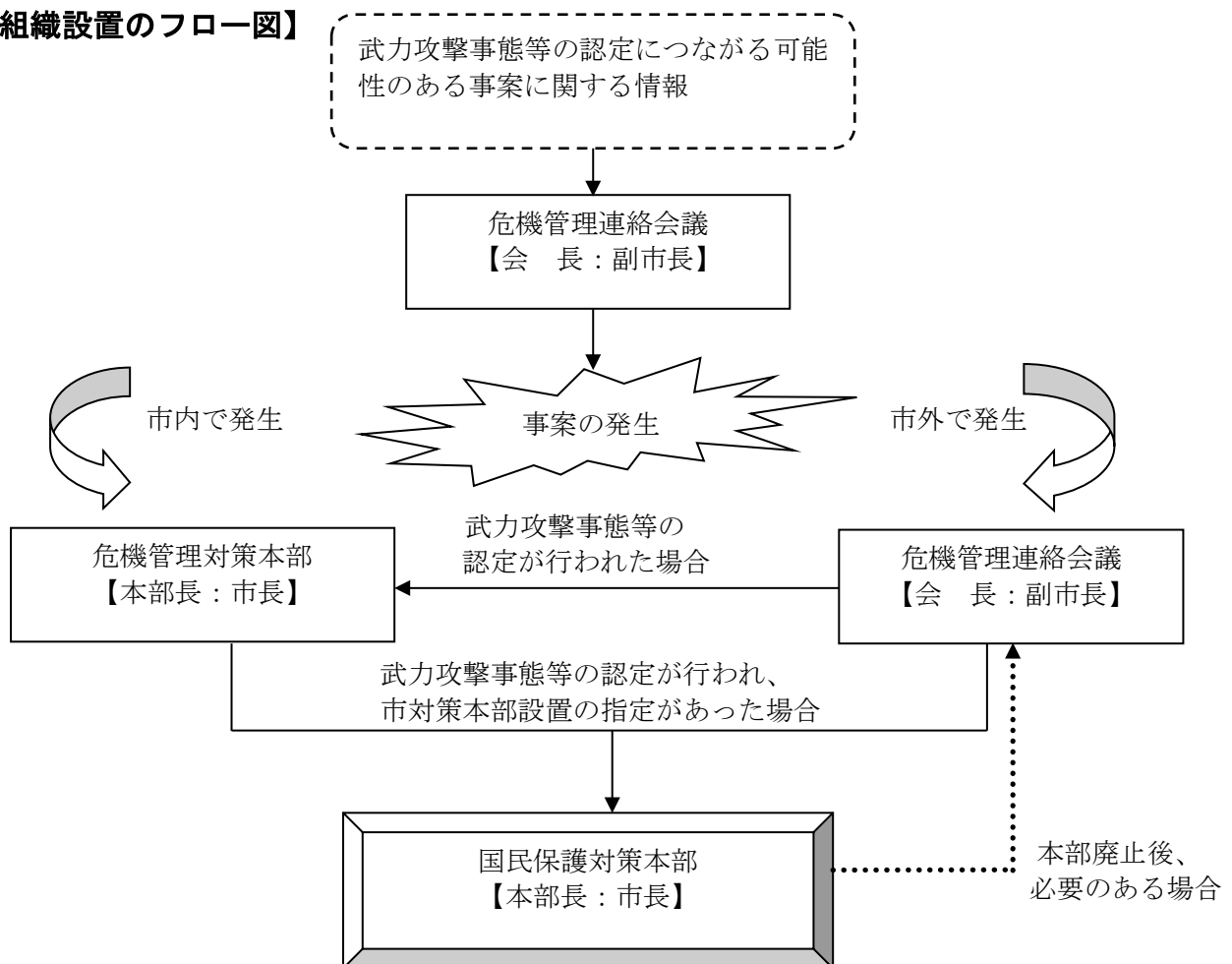
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

【組織設置のフロー図】



1 危機管理対策本部等の設置及び初動措置

市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、市民からの通報、県からの情報その他の情報により、市職員が当該事案の発生

を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、西はりま消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

(1) 危機管理対策本部の設置

① 設置基準

- ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき。
- ウ その他市長が必要であると認める場合（近隣市町などにおいてアの事案が発生した場合など）

② 危機管理対策本部の設置手順

危機管理対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

- ア 危機管理対策本部事務局（危機管理課）職員は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。
- イ 危機管理対策本部の設置場所は、原則として、1号館2階会議室又は危機管理課とする。
- ウ 危機管理対策本部の設置について、県及び関係機関に連絡する。

③ 組織構成

区 分	職 名
部 長	市長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	防災監、企画総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設農林部長、会計管理者、議会事務局長、市民病院事務局長、教育長、教育次長、その他参事、西はりま消防組合相生消防署長

④ 対処の内容

- ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
- イ 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。
- ウ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行う。
 また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議の設置

① 設置基準

- ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。
- イ 市の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。

エ その他副市長が必要であると認める場合

② 危機管理連絡会議の設置手順

危機管理連絡会議を設置する場合は、危機管理対策本部の設置手順に順ずる。

③ 組織構成

区 分	職 名
会 長	副市長
副 会 長	防災監
構 成 員	企画総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設農林部長、会計管理者、議会事務局長、教育長、教育次長、西はりま消防組合相生消防署長

④ 対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理対策本部又は危機管理連絡会議を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

3 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。また、事前に危機管理対策本部又は危機管理連絡会議を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。
- ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集
市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一般加入電話・携帯電話・あいおい防災ネット等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 市対策本部の開設
市対策本部担当者は、市役所1号館2階会議室又は危機管理課に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。
その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。
また、市長は、市議会、指定公共機関等その他の関係機関に対して、直ちに市対策本部を設置した旨を連絡する。
- ⑤ 交代要員等の確保
市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料の備蓄、燃料等の確保、自家発電設備の準備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保
市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内（1号館2階会議室又は危機管理課）に設置できない場合は、次の順序で本部を移設する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位	第2順位
総合福祉会館	災害の種類に応じて活用可能な施設を 災害対策本部長が指定する

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

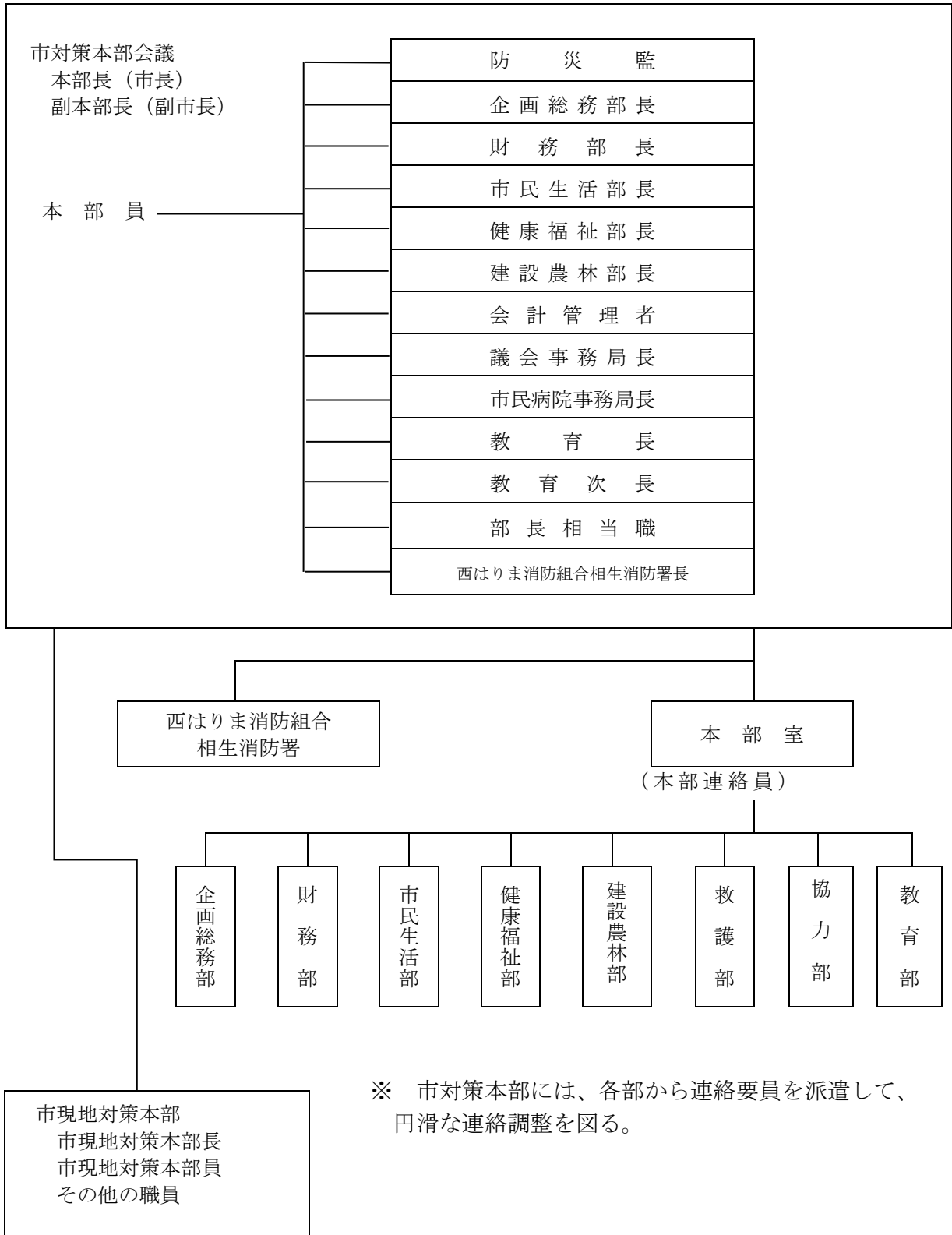
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無に関わらず、保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

① 組織構成（法第28条）



※ 市対策本部には、各部から連絡要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

区 分	職 名
本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	防災監、企画総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設農林部長、会計管理者、議会事務局長、市民病院事務局長、教育長、教育次長、その他参事、西はりま消防組合相生消防署長
参 与	<p>市対策本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部会議に参与として、市職員以外の者を出席させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊員（法第28条第6項） ・ 指定地方行政機関その他の国及び県の職員（法第28条第6項） ・ 電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法第28条第6項）

② 分掌業務

本 部 室 又 は 部 名 本 部 室 長 及 び 副 本 部 室 長 又 は 部 長 及 び 副 部 長 並 び に 担 当 職	班 名 班 長 担 当 職 及 び 担 当 課 名	武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 業 務
本部室 〔 室 長 防 災 監 副 室 長 危 機 管 理 課 長 〕	防災班 〔 総 務 課 長 危 機 管 理 課 総 務 課 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護措置の総括に関する事。 2 市対策本部の緊急設置・運営に関する事。 3 市内における避難の総合調整に関する事。 4 避難に係る他市町、県、国、県警察、自衛隊との連絡調整 5 退避の指示等に関する事。 6 特殊標章等の交付に関する事。 7 職員の緊急動員・派遣・受入等に関する事。 8 職員の活動支援、安否等に関する事。 9 市役所使用不可時の市対策本部及び市現地对策本部の緊急設置・移転等に関する事。 10 その他各課の事務に属さないこと。
企画総務部 〔 部 長 企 画 総 務 部 長 副 部 長 企 画 広 報 課 長 〕	企画総務班 〔 企 画 広 報 課 長 企 画 広 報 課 定 住 促 進 室 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集、提供等に関する事。 2 国民保護に係る広報、広聴に関する事。 3 写真等による情報の記録・収集等に関する事。 4 外国人への情報提供及び避難に関する事。
財務部 〔 部 長 財 務 部 長 副 部 長 会 計 管 理 者 〕	財政班 〔 財 政 課 長 財 政 課 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送の計画、手配、運営等（避難住民）に関する事。 2 市有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等に関する事。 3 保護措置関係予算その他財政に関する事。
	調査班 〔 税 務 課 長 税 務 課 徴 収 対 策 室 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関する事。
	出納班 〔 出 納 室 長 出 納 室 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達に関する事。 2 義援金の収納に関する事。

本部室又は部名 本部長及び副 本部長及び副 部長及び副 並びに担当	班名 班長担当職及び 担当課名	武力攻撃事態等における業務
市民生活部 〔部長 市民生活部長 副部長 市民課長〕	市民生活総務班 〔市民課長 市民課〕	1 安否情報の収集、提供等に関する事 2 戸籍等の保護、火葬等の許可に関する事
	地域振興班 〔地域振興課長 地域振興課〕	1 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援に関する事 2 障害者の避難に関する事 3 ボランティアの流入防止・周知に関する事
	環境班 〔環境課長 環境課〕	1 住民の避難誘導に関する事 2 感染症の予防、対策等に関する事 3 し尿の処理に関する事 4 死体の処理、埋葬に関する事 5 水質検査に関する事 6 廃棄物の処理に関する事
健康福祉部 〔部長 健康福祉部長 副部長 社会福祉課長〕	健康福祉総務班 〔社会福祉課長 社会福祉課〕	1 赤十字標章等の使用許可申請の取りまとめに関する事 2 救援物資の受入れ、配布に関する事 3 他課に属さない生活支援及び保護に関する事
	長寿福祉班 〔長寿福祉室長 長寿福祉室 子育て元気課 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室〕	1 高齢者の避難に関する事 2 医療・助産施設の被害状況調査に関する事 3 義援金の配布、義援品の収集等に関する事 4 避難住民の健康維持、保健衛生に関する事 5 乳幼児等の避難に関する事 6 保育所園児の避難に関する事 7 保育所園児の応急保育に関する事
	看護専門学校班 〔看護専門学校事務長 看護専門学校〕	1 負傷者に対する看護に関する事
建設農林部 〔部長 建設農林部長 副部長 建設管理課長〕	建設農林総務班 〔建設管理課長 建設管理課〕	1 道路の緊急状況確認・確保・情報提供に関する事 2 ライフライン（電気・ガス・電話）の確保に関する連絡調整等に関する事 3 市街地等の状況把握、対策等に関する事 4 公共土木施設等の状況把握、対策に関する事 5 特殊車両の通行許可に関する事 6 応急公用負担等に関する事 7 被災者住宅の再建支援に関する事 8 市営住宅の調査、提供に関する事
	都市整備班 〔都市整備課長 都市整備課〕	1 武力攻撃災害の応急復旧等に関する事 2 用地の確保、土地の使用・提供等に関する事 3 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する事 4 応急仮設住宅等の緊急手配・供与に関する事 5 建築の制限、緩和等に関する事 6 市営住宅の応急復旧に関する事 7 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達に関する事
	農林水産班 〔農林水産課長 農林水産課〕	1 緊急運送の計画、手配、運営等（物資）に関する事 2 避難住民への食品、生活必需品の給与に関する事 3 商工業関係の被害調査、対策に関する事 4 観光施設等への緊急連絡に関する事

相生市国民保護計画
 第3編 武力攻撃事態等への対処
 第2章 市対策本部の設置等

本部室又は部名 本部室長及び 副本部室長又は 部長及び副部長 並びに担当職	班名 班長担当職及び 担当課名	武力攻撃事態等における業務
		5 農林水産業関係の被害調査、対策に関すること。 6 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等に関すること。
救護部 (部長 市民病院長 副部長 市民病院事務局長)	救護総務班 (市民病院総務課長 市民病院事務部門) 救護班 (市民病院副院長 市民病院診療部 門・看護部門)	1 入院患者に対する避難誘導に関すること。 1 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)の提供に関すること。
協力部 (部長 議会事務局次長 副部長 選挙管理委員会事務局次長)	第1協力班 (議会事務局次長 議会事務局) 第2協力班 (選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会事務局 監査事務局次長 監査事務局 農業委員会事務局次長 農業委員会事務局 公平委員会事務局次長 公平委員会事務局)	1 入浴施設、トイレ等の確保、提供に関すること。 2 各課の応援に関すること。
教育部 (部長 教育長 副部長 教育次長)	庶務班 (管理課長 管理課員) 学校教育班 (学校教育課長 指導主事 学校教育課員) 生涯学習班 (生涯学習課長 生涯学習課員 公民館職員 歴史民俗資料館職員) 体育振興班 (体育振興課長 体育振興課員) 人権教育推進班 (人権教育推進室長 人権教育推進室員)	1 児童生徒の保護に関すること。 2 児童生徒の応急教育に関すること。 3 文教施設等の状況把握、対策、提供に関すること。 1 児童生徒の保護に関すること。 2 児童生徒の応急教育に関すること。 1 避難所の確保、開設、運営に関する協力に関すること。 2 文化財の緊急保護に関すること。 3 文教施設等の状況把握、対策、提供に関すること。 4 避難所の確保、開設、運営に関する協力に関すること。 1 避難所の確保、開設、運営に関する協力に関すること。 1 人権の擁護に関すること。
	市立学校班 (市立各学校長 市立各学校教職員) 市立幼稚園班 (市立幼稚園長 市立幼稚園教職員)	1 児童生徒の救護、避難等に関すること。 2 児童生徒の応急教育に関すること。

※ 各班は、保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平素からその準備のための業務を行う。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置し、下記のとおり運営する。

- ① 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。
- ② 市現地対策本部の組織については、被害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図るよう努める。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の運営について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することとする。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
また、現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市職員を積極的に参画させることとする。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

武力攻撃事態等における情報通信手段の確保等について定める。

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット及びL G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 情報通信機器等の活用

(1) フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN専用回線で結んでいるほか、市町・消防本部との間を専用回線、ISDNで二重化する等の対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用する。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク

市は、被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保する。

(3) 通信事業者回線等

市は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用等により、ふくそうの防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図る。

① 災害時優先電話

市は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

② 非常通話、緊急通話

市は、必要により、あらかじめ登録をした災害時優先電話から102番を呼び出し、優先した通話を申し込むこととする。

③ 携帯電話の活用

市は、応急復旧等により携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

(4) 無線系通信の利用

市は、NTT西日本の無線通信設備等の活用を図る。

① 孤立防止対策用衛星電話

市の公共機関や学校等で、必要と考えられる箇所に設置する。

② 防災相互無線局の整備

市は県と協力し、防災関係機関に防災相互無線局の整備を図る。

③ 移動無線局の活用

市は県とともに、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図る。

(5) 非常通信経路計画

一般公衆電話が途絶した場合は、市長は、次に掲げる者の業務に支障のない範囲において協力を得て行なうものとする。

① 警察事務を行う者

(相生警察署・兵庫県警察本部間無線通信施設)

② 消防事務を行う者

(相生市消防用超短波無線電話施設)

③ 水防事務を行う者

(兵庫県光都土木事務所・県庁間無線通信施設)

④ 鉄道事業を行う者

(相生駅・元町駅間無線有線混在通信施設)

⑤ 電気事業を行う者

(関西電力相生営業所・関西電力姫路支社間電力線搬送施設及び関西電力姫路支社

- ・ 関西電力神戸支社間無線電話施設)
- ⑥ 農村有線放送事業を行う者
(兵庫西農業協同組合・若狭野町及び矢野町各戸間有線電話施設)
- ⑦ 公衆電気通信事業を行う者
(無線機器による臨時公衆電話の設置)
- ⑧ アマチュア無線を行う者
(相生アマチュア無線クラブ)
- ⑨ 各タクシー会社の無線通信設備

第3章 関係機関相互の連携

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請等

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民及び緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分注意する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(4) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は市協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。
- ② 要請を行う場合には次の事項を明らかにする。
 - ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- ③ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の受託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

① 職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

② 職員派遣のあっせんの求め

市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

また、(2) - ②の場合と同様に、知事に対しあっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

① ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

② ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

③ 市におけるボランティア受入窓口の設置

市は、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置するものとする。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努めるものとする。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、市外の住民や企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握する。救援物資については、被害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画をたてて支給する。

また、救援物資は、次の集積場で受付、仕分け等の業務を行い、市職員により配分計画に基づき、被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、日赤奉仕団等の民間団体やボランティアに協力を求めることがある。

施設名	所在地	電話番号
総合福祉会館	旭一丁目6-28	22-7124

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項を健康福祉部健康福祉総務班を通じて呼びかけるものとする。

- ① 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- ② 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。
- ③ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わない。

8 市民への協力要請

市は、次に掲げる保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

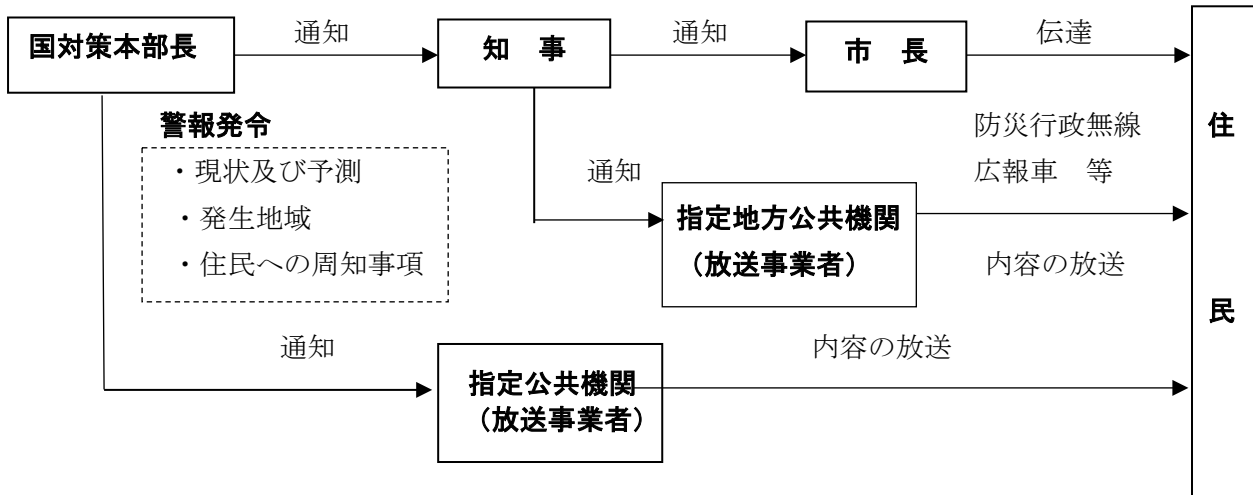
協力を要請された市民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思に委ねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

- ① 避難住民の誘導
 - ア 職員と一体となった避難住民の先導
 - イ 移動中における食料等の配給
 - ウ 避難行動要支援者及び自ら避難することが困難な者の避難の救助
 - エ 家庭や学校、事業所等における安否確認
- ② 避難住民の救援
 - ア 炊き出しの実施
 - イ 食料、飲料水等の配布
 - ウ 生活必需品等の救援物資の整理
 - エ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - ア 消火のための水の運搬
 - イ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
 - ウ 被災者の救助のための資機材の提供
- ④ 保健衛生の確保
 - ア 健康診断の実施
 - イ 感染症の動向調査の実施
 - ウ 水道水の検査の実施
 - エ 防疫活動の実施
 - ・ 感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
 - ・ 臨時の予防接種のための会場設営等
 - ・ 防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために国、県、市が作成したパンフレットの配布
 - オ 被災者の健康維持活動の実施
 - ・ 衛生指導等の保健指導のために国、県、市が作成したパンフレットの配布
 - ・ 健康食品等の保健資材の配布

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。



1 警報の内容の伝達、通知

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合の住民に対する伝達方法は、防災行政無線、広報車、携帯マイクとし、状況に応じて有線放送、ラジオ、テレビ等を利用し、徹底を図るとともに、速やかに住民及び関係のある団体（自治会、社会福祉協議会、病院等）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市民病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ及びあいおい防災ネットに警報の内容を掲載する。

【警報に定める事項】

- ① 武力攻撃事態等の現況及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。）
- ③ その他住民及び関係のある団体に対し周知させるべき事項

2 警報の内容の伝達方法等

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、原則として以下の要領により行う。

また、市は、相生防災ネット、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線、ホームページやあいおい防災ネットへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

【全国瞬時警報システム（J－ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J－ALERT）が整備されており、瞬時に国から警報の内容が送信された場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

(2) 伝達体制の整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、西はりま消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達

- ① 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達

市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

- ② 避難行動要支援者、外国人等への配慮

市は、避難行動要支援者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、本部・健康福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

ア 聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。

イ 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障がい者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童、園児や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するように努める。

ウ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、避難行動要支援者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うように努める。

エ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、ひょうごEネットでの発信や、

多言語放送を行う放送事業者等の協力を得て、必要に応じて、外国人団体及びN
GO等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよ
う努める。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、
原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様
とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

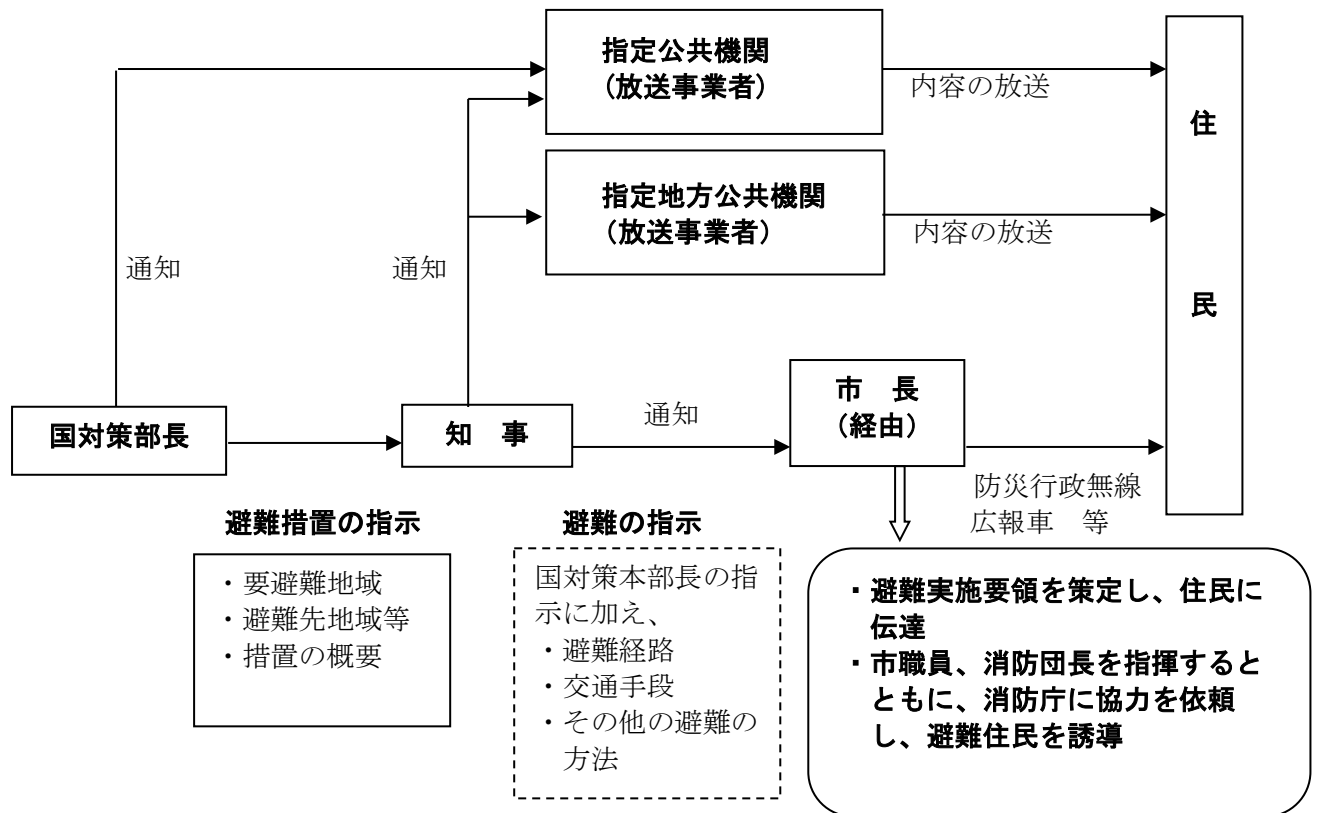
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・
通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項・ その他避難の実施に関し必要な事項 |
|---|

(2) 避難実施要領の項目及び内容

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を掲載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者への対応
避難行動要支援者等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領の例】

避 難 実 施 要 領

兵 庫 県 相 生 市 長
〇〇月〇〇日〇〇：〇〇現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

相生市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 相生市の〇〇地区の住民は、〇〇市の〇〇地区にある〇〇市立〇〇高校体育館を避難先として、〇〇日〇〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

- ・バスの場合

相生市〇〇地区の住民は、相生市立〇〇小学校グラウンドに集合する。その際、〇〇日〇〇時を目途に、出来るだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、〇〇市立〇〇高校体育館に避難する。

- ・鉄道の場合

相生市〇〇地区の住民は、西日本旅客鉄道〇〇駅前に集合する。その際、〇〇日〇〇時を目途に、出来るだけ自治会、事業所等の単位で行動し、〇〇駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又は〇〇通りを使用すること。集合後は、〇〇日〇〇時〇〇分発〇〇市〇〇駅行きの電車で避難する。〇〇市〇〇駅到着後は、〇〇市職員及び相生市職員の誘導に従って、主に徒歩で〇〇市立〇〇高校体育館に避難する。

- ・船舶の場合

相生市〇〇地区の住民は、相生市〇〇港に、〇〇日〇〇時を目途に、出来るだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇日〇〇時〇〇分発〇〇市〇〇港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

……………以下略……………

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所管理要員
- ・水、食料等支援要員 等

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

- (3) 避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、

市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療薬、ラジオ、懐中電灯等、必要な物を入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

相生市対策本部 担当 ○○ ○○、○○ ○○

TEL 0791-23-7111 (内線 ○○○)

FAX 0791-22-6439

……以下略……

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）※特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体等に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る

情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長、自衛隊兵庫地方協力本部長及び管轄する県地方対策本部長（西播磨県民局長）並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

西はりま消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、西はりま消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 大規模集客施設管理者等との連携

市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理

者と十分に連携し、必要な対策をとる。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 避難行動要支援者等への配慮

市長は、避難行動要支援者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分配慮する。
- ② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。
- ③ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 事態の類型に応じた留意事項

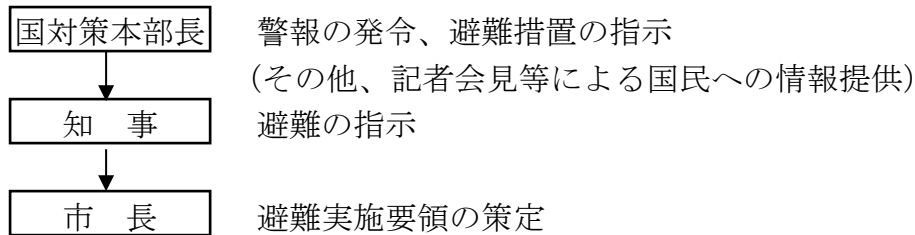
住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなり、以下に事態の類型に応じた留意事項を示す。

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るととも

に、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② 市は、避難の誘導に当たっては県及び県警察と連携して、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

(5) NBC攻撃の場合

① 核攻撃等の場合

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域

- ・ 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難
- ・ 放射性ヨウ素による対内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示

イ 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域

- ・ 放射線の影響を受けない安全な地域に避難
- ・ 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風上となるべく垂直方向に避難

ウ ダーティボムによる攻撃の場合

- ・ 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難

② 生物剤による攻撃

ア 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難

イ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させ

て治療

③ 化学剤による攻撃

- ア 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難
- イ 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

第5章 救援

市は、県と密接に連携のうえ、避難先地域において、避難住民等の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等を以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の位置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

(2) 救援の実施

市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。また、委任を受けた救援の実施方法については、相生市地域防災計画に準じて行う。

- ① 収容施設の給与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断した

ときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。ただし、受任した救援業務に必要な費用は、県が支弁する。

【救援の程度及び基準】

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考
避難所(長期避難住宅を除く)	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 知事が別に定める額 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器材の使用謝金、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
長期避難住宅	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者(収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合)	1 設置費 (1) 規格 1戸あたり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 (2) 限度額 1戸あたり 2,621,000円以内 2 維持・管理等費 (基本額) 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 維持・管理等費の費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、借上費又は購入費並びに光熱水料を含む。 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉避難住宅」を設置できる。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
応急仮設住宅の供与	武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅が得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(約9坪)を基準とする。 2 限度額 2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模及び費用は別に定めるところによる)。	1 平均1戸あたり29.7㎡ 2,660,000円以内であればよい 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 賃貸住宅、宿泊施設等の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所(長期避難住宅を含む)に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて、炊事できない者 3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日当たり 1,010円以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考																					
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	避難の指示に基づ く避難又は武力攻撃 災害により生活上必 要な被服、寝具、そ の他生活必需品を喪 失、又は損傷し、直 ちに日常生活を営む ことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～ 3月）の季別は生活必需品の給与等 を行う日をもって決定する。 2 下表金額の範囲内	避難の指示が長期にわたって解除されな い場合又は武力攻撃災害が長期にわたって 継続している場合は再び実施することがで きる。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 人 世 帯 (円)</th> <th>2 人 世 帯 (円)</th> <th>3 人 世 帯 (円)</th> <th>4 人 世 帯 (円)</th> <th>5 人 世 帯 (円)</th> <th>6人以上 1人増すご とに加算 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏 季</td> <td>18,300</td> <td>23,500</td> <td>34,600</td> <td>41,500</td> <td>52,600</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>冬 季</td> <td>30,200</td> <td>39,200</td> <td>54,600</td> <td>63,800</td> <td>80,300</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1 人 世 帯 (円)	2 人 世 帯 (円)	3 人 世 帯 (円)	4 人 世 帯 (円)	5 人 世 帯 (円)	6人以上 1人増すご とに加算 (円)	夏 季	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬 季	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	
区 分	1 人 世 帯 (円)	2 人 世 帯 (円)	3 人 世 帯 (円)	4 人 世 帯 (円)	5 人 世 帯 (円)	6人以上 1人増すご とに加算 (円)																		
夏 季	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																		
冬 季	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																		
医 療	避難の指示に基づ く避難又は武力攻撃 災害により、医療の途 を失った者（応急的 処置）	1 救護班・使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診 療報酬の額以内 3 施術者・協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上する。																					
助 産	避難の指示に基づ く避難又は武力攻撃 災害により、助産の 途を失った者	1 救護班による場合は、使用した衛 生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100分の80以内の額	妊婦等の移送費は、別途計上する。																					
被災者の捜 索及び救出	1 武力攻撃災害に より現に生命、身 体が 危険な状態にある 者 2 武力攻撃災害に より生死不明の状 態にある者	当該地域における通常の実費	1 生死が明らかにならない場合は、以後 「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。																					
武力攻撃災 害を受けた 住宅の応急 修理	武力攻撃災害によ り住家が半壊（焼） し、自らの資力をも ってしては応急修理 ができない者	居室、炊事場及び便所等、日常生活 に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 576,000円以内																						
電話その他 の通信設備 の提供	避難の指示に基づ く避難又は武力攻撃 災害により通信手段 を失った者	当該地域における通常の実費	電話、インターネットの利用を可能とす る通信端末機器その他必要な通信設備を避 難所に設置し、避難住民等に利用させるこ とにより行う。																					
学用品の 給与	避難の指示に基づ く避難又は武力攻撃 災害により、学用品 を喪失又は損傷し、 就学上支障のある小 学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生 徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教 育委員会に届出又はその承認を受け て使用している教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当 り次の金額以内 小学校児童 4,200円以内 中学校生徒 4,500円以内 高等学校等生徒 4,900円以内	避難の指示が長期にわたって解除されな い場合又は武力攻撃災害が長期にわたって 継続している場合は再び実施することがで きる。																					

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬及び火葬を実施する者に現物を持って実施	1体あたり 大人（12才以上）210,400円以内 小人（12才未満）168,300円以内	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体 3,400円以内 (一時保存) 既存建物利用の場合 通常の実費 既存建物を利用できない場合 1体 5,300円以内 (検案) 救護班により検案ができない場合は当該地域の慣行料金の額以内	1 検案は、原則として救護班により行う。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしているす場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 134,300円以内	
輸送費及び賃金職員雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の搜索及び救出 4 死体の搜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

※ 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 救援の方法

市長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

(1) 収容施設の供与

① 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

ア 避難所の開設

避難所の開設は、原則として、市長（市対策本部長）の指示により行い、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。

また、電力供給が停止しているときは、施設に設置している非常用発電機を使用し、避難者の不安解消に努める。

イ 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに市対策本部に対して、電話（FAX 若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

市対策本部は、避難所の開設を確認後、住民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

防災班は、消防長、県知事及び警察署長等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、次の要領による。

県等へ連絡すべき事項

- | |
|------------------|
| ア 避難所開設の日時、場所、施設 |
| イ 収容状況及び収容人員 |
| ウ 開設期間の見込み |

ウ 避難所の運営

(ア) 市は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員等施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図ることとする。

(イ) 学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運營業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

- a 施設等開放区域の明示
- b 避難者誘導・避難者名簿の作成
- c 情報連絡活動
- d 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- e ボランティアの受入れ
- f 炊き出しへの協力
- g 避難所運営組織づくりへの協力
- h 重傷者への対応

(ウ) 自主防災組織等は、避難所の運営に関して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

(エ) 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂を含む。）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。

(オ) 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保することとする。

(カ) 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

(キ) 市は、高齢者、障がい者等に対しては、障害者用トイレ、スロープ等の仮設

やコミュニケーション支援等、個々の状況に応じた十分な配慮を行うこととする。

- (ク) 市は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。
- (ケ) 市は、必要により、県警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、市で対応が困難な場合は、県に依頼することとする。
- (コ) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面等幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。
- (サ) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用
 - a 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
 - b 市は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとする。

② 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することができない者に対し、住家を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないように広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置することとされている。また、市が設置する場合には、県は、市町別に必要な戸数を算定し、その規格等を定めるなど、同質のものを作らせるよう指導することとされている。

また、市は、応急仮設住宅の設置に加えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

イ 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や便利性に配慮することとする。

また、必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

ウ 入居の認定

入居者の認定は、市において行なうものとする。この場合において、高齢者、障がい者等の優先入居に十分配慮するものとする。

エ 管理主体

市において、通常の実施を行うこととする。

オ 生活環境の整備

市は地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細やかな対応に努めることとする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

① 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民の食生活を確保する。

ア 炊き出し

炊き出し場については、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮のうえ選定する。

(ア) 炊き出し要員

炊き出し作業については日赤奉仕団、各種婦人団体、避難者等の協力を得て実施するものとする。

(イ) 炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、小学校等の給食用施設、器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

イ 食品の給与

(ア) 供給基準

1人当たりの供給数量は、次のとおりとし、乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

a 炊き出し用として給食する場合

1人1食当たり 300グラム

b 通常の流通経路を通じないで供給する場合

1人1食当たり 300グラム

c 救助作業用として給食する場合

1人1食当たり 300グラム

d 特定職場の復旧作業用として給食する場合

1人1食当たり 300グラム

(イ) 食料の供給要請等

市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請することとする。

a 供給あっせんを必要とする理由

b 必要な品目及び数量

c 引渡しを受ける場所及び引渡責任者

d 荷役作業者の派遣の必要の有無

e その他参考となる事項

(ウ) 食糧の調達

被災者に対する食糧の供給について第1次的には本市の備蓄食糧を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の食料等を必要とする場合は、市内の販売業者等から調達する。

(エ) 供給方法

a 避難所に収容された者に対するもの

調達した食糧をあらかじめ避難所ごとに組織された班等の責任者を通じて供給する。

b 被災者に対するもの

市長（市対策本部長）が調達した食糧を直接に供給するか、あるいは小売業者又は取扱者を指定して行う。

c その他市対策要員等に対するもの。

避難所に収容された者に対するものに準じて行うものとする。

(オ) 輸送

市に依頼された販売業者は、市の指定する場所まで搬送することとする。なお、これにより難いときは、市の指定する集積場に持参する。

(カ) 配分

市は、被害状況や要望をもとに、配分を行うこととする。

② 飲料水の供給

武力攻撃災害発生により、水道等の供給施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民に対し、必要な飲料水を供給する。

ア 給水方法及び広報

(ア) 飲料水は、概ね次の方法によって供給し、又は確保するものとする。

- a 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。
- b 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。

(イ) 企業長（西播磨水道企業団）は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請することとする。

- a 給水を必要とする人員
- b 給水を必要とする期間及び給水量
- c 給水する場所
- d 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- e 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- f その他必要な事項

(イ) 水源及び給水量

a 水源

企業長（西播磨水道企業団）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

b 給水量

企業長（西播磨水道企業団）は、武力攻撃災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までは3～20ℓ、20日目までは20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

時系列	内容	期 間	1人当たり水量 (ℓ / 日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量 の 想 定
第1次給水		発災から 3日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水		4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水 ・仮設配管による給水
		11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	

第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同 量	・仮設配管からの各 戸給水 ・共用栓の設置
-------	------------------	---------------	---------------	-----------------------------

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民の生活を安定させる。

① 物資供給範囲

武力攻撃災害発生のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。

ア 寝 具	就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
イ 外 衣	普通衣、作業衣等
ウ 肌 着	シャツ、ズボン下、パンツ等
エ 身 廻 品	タオル、手拭、洗面具等
オ 炊事道具	鍋、釜、包丁、バケツ等
カ 日 用 品	石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨等
キ 食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
ク 光熱材料	マッチ、ローソク、カセットコンロ等
ケ 応急復旧用物資	シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋等

② 物資の調達

被災者に対する物資の供給については、第1次的には本市の備蓄品を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。ただし、市のみで対応できないときは、県知事に対して物資の調達を要請する。

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努めるものとする。

③ 物資の給与又は貸与期間

衣料、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、武力攻撃災害発生の日から10日以内とする。

④ 物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、被害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画をたてて支給する。

救援物資は、次の集積場で受付、仕分け等の業務を行い、市職員により配分計画に基づき、被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、日赤奉仕団等の民間団体やボランティアに協力を求めることがある。

施設名	所在地	電話番号
総合福祉会館	旭一丁目6-28	22-7124

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項を企画総務班を通じて呼びかけるものとする。

- ア 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- イ 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。
- ウ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わない。

(4) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

① 救護所の設置

ア 市は、次の場合に救護所を設置することとする。

(ア) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

(イ) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

(ウ) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

イ 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員等をあらかじめ定めておく。

ウ 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

救護所設置予定箇所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
相生小学校	川原町 31-1	22-7146
那波中学校	那波南本町 10-1	22-7151
双葉中学校	双葉 1 丁目 2-1	22-7152
矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原 298	28-0151

② 医療救護班の編成

ア 医療救護班は、医師（班長）、看護師、補助員をもって編成する。

イ 医療救護班の数は、状況に応じ市長が定める。

ウ 医療救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げるものとする。

(ア) 医療救護班活動状況

(イ) 医療実施状況

(ウ) 助産台帳

エ 医療救護班の活動は以下の内容とする。

被災地に入った医療救護班は、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後 3 日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

また、介護を要する若しくはひとり暮らしの高齢者又は障がい者等（避難行動要支援者）及び避難所生活者の健康対策のため、医療救護班による巡回診療及び巡回歯科診療を実施することとする。また、県（健康福祉事務所）等の協力を得て、メンタルヘルスケアチームを編成し、被災に伴う住民の精神的ストレス等への対応を行うこととする。

オ 市長は、医療救護班の編成に当たって、必要に応じ、市医師会長に協力を要請するものとする。

カ 市長は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、市内の兵庫県柔道接骨師会西播支部に協力を依頼するものとする。

③ 医薬品等の供給

ア 品目

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤、等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

イ 調達方法

(ア) 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

(イ) 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんを受けることとする。

(ウ) 市は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸業協会、医理化機器協会等との連携を強化する。

ウ 搬送、供給方法

(ア) 市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用することとする。

(イ) 販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請する等目的地への迅速な供給に努めることとする。

④ NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

(ア) 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。

(イ) 内閣総理大臣から派遣された量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図るものとされている。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。

(イ) 国（厚生労働省、文部科学省）は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

(イ) 県警察及び消防本部は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとされている。

(5) 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

① 救出班の編成及び組織

救出班の編成は、消防団の機構をもってこれにあて、市長の指令を受けた消防団長の指示で活動する。

② 必要資機材

救出に要する必要資機材については、消防団及び建設農林部において保有する資機材を利用するほか、購入、借上げ等により調達する。

③ 実施計画

ア 職員の動員と負傷者等の救出を実施することとする。

(ア) 職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。

(イ) 職員は近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行い、その後市対策本部に参集する。

イ 市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

ウ 救出方法及び救出体制

市が関係機関と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出にあたるものとする。

ただし、救出困難な場合は、自衛隊、近隣市町の消防関係等に対し協力を要請するものとし、被災者の救出、搬送にあたるものとする。

(6) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

① 埋葬の方法

ア 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。

イ 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた

後に、埋火葬を実施するものとする。

ウ 県は、大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、国等の協力を得て、埋火葬が速やかに実施できるように努めることとされている。

② 広域火葬の実施

ア 県は、県内市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受入れを要請することとされている。

イ 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知することとされている。

ウ 市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

(7) 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力をもってしては、応急修理を実施できない者に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする。

② 市は、建設業者が不足したり、建設資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して、あっせん、調達を依頼することとする。

ア 被害戸数（半焼・半壊）

イ 修理を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

エ 派遣を必要とする建設業者数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

(9) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

① 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

② 学用品給与の方法

ア 市対策本部教育部長は、各学校長からの報告により、学用品を一括購入し、各学校長に配布する。

イ 前号により配布を受けた学校長は、これを児童、生徒に交付する。

ウ 市対策本部教育部長は、各学校相互間で不均衡にならないように配慮しなけれ

ばならない。

(10) 死体の捜索及び処理

① 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を捜索する。

ア 市は、死体を発見した場合は、速やかに相生警察署に連絡するものとする。

イ 相生警察署は、警察官が死体を発見したとき、又は死体があるという届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡すものとされている。

② 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処置を実施する。

ア 処理内容

死体の処理内容は次のとおりとする。

- (ア) 県警察による検視及び医師の検案
- (イ) 死体の搬送及び収容
- (ウ) 死体収容所への安置による一時保存
- (エ) 死体の洗浄、縫合及び消毒等
- (オ) 死体の納棺
- (カ) 死体処理台帳の整理
- (キ) 遺族への引渡し

イ 処理方法

- (ア) 死体を発見したときは、速やかに県警察の検視及び医師の検案を受ける。
- (イ) 検案後死体を毛布で包み、最寄の死体収容所に搬送し、仮安置して一時保存する。
- (ウ) 仮安置した死体を医師の指示により、洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。
- (エ) 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。
- (オ) 性別、推定年齢及び遺品等を死体処理台帳に記載して、死体収容所に掲出する。
- (カ) 身元確定の死体については、遺族に引き渡す。
- (キ) 身元が確認できない死体は、行旅死亡人として取扱う。

ウ 収容棺等

収容棺及び納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、販売業者から調達する。

(11) 障害物の除去

武力攻撃災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

- ① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運

び込まれた障害物を除去するものとする。

② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限りの次の事項を示して応援を求めるものとする。

ア 除去を必要とする住家戸数

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

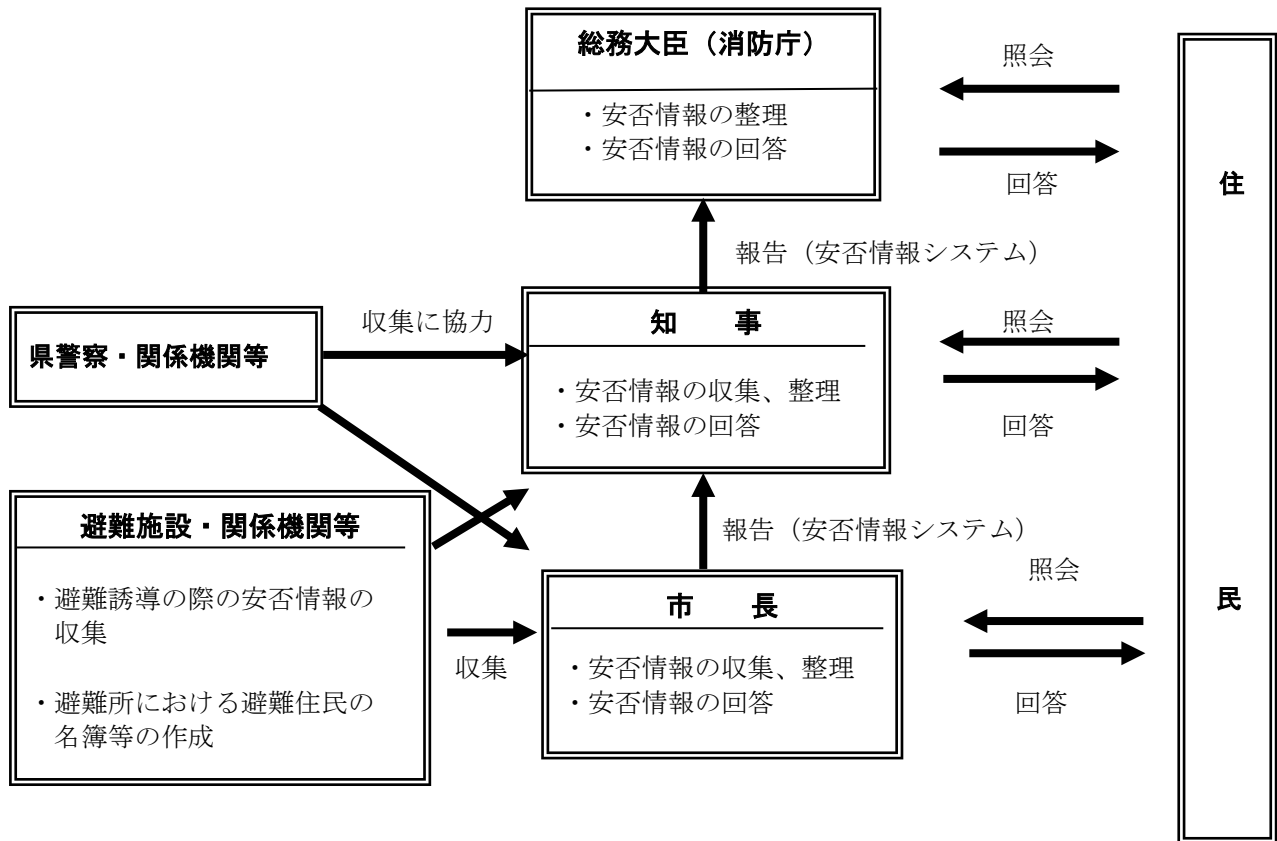
エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

カ その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集及び提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基

づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。
ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要

な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）、（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等につい

て、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職・団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における関係機関からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測

の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとる。
- ⑤ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 土地、建物の一時使用等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、西はりま消防本部及び県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、西はりま消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長及び消防長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行

う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長及び消防長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長及び消防長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

消防長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、市長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長及び消防長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

② 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、西はりま消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

④ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職・団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

消防長及び市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

西はりま消防本部所管の相生市区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は西はりま消防本部所管の相生市区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

※ 危険物施設の現況

(平成 29 年 2 月 28 日現在)

製造所等		類別		混在	第3類	第4類	第5類	計
		製造所(A)						
製造所(A)						1		1
貯蔵所	屋内		2	1	35	1		39
	屋外タンク				47			47
	屋内タンク				2			2
	地下タンク				18			18
	移動タンク				13			13
	屋外				4			4
小計(B)			2	1	120	1		124
取扱所	給油	屋内			2			2
		屋外			6			6
		自家			7			7
		船舶			3			3
	移送				1			1
一般			4		28			32
小計(C)			4		47			51
合計(A)+(B)+(C)			6	1	167	1		175

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

消防庁及び市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)の【措置】①から③を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（危険物事故及び原子力等災害応急対応計画）に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、またNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 地域防災計画（危険物事故及び原子力等災害応急対応計画）に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にもその内容を確認するとともに、その旨をこれらの大臣等に通報する。
- ③ 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域住民に対し、退避を指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、

必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域住民に対して、退避を指し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定

を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

西はりま消防本部は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

西はりま消防本部は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康福祉部長寿福祉班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があ

るときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長及び消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集、報告及び公表

武力攻撃事態等における被災情報の収集及び報告の仕組み、市民への適切な広報等について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集

- ① 市は、電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告

- ① 市は、被災情報の報告にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。
- ② 市は、第一報を報告した後も随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより、県に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 被災情報の公表

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、以下のように市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の配置

武力攻撃事態等において市民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を配置する。

(2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

(4) その他関係する報道機関の連絡

新聞社名	住 所	電話番号	F A X
朝日新聞相生支局	相生市陸本町 15-18	22-0328	22-8225
神戸新聞相生支局	相生市赤坂一丁目 4-26 ハイツ赤坂 A 601	22-0345	23-6414
産経新聞姫路支局	姫路市綿町 119	079- 224-5551	079- 226-3191
毎日新聞相生通信部	相生市陸本町 5-15 O-1 ビル 404	23-0761	23-0761
読売新聞相生通信部	相生市陸本町 5-15 O-1 ビル 702	22-0647	22-2311

放送局名	住 所	電話番号	F A X
N H K 姫路支局	姫路市元塩町 101	079- 225-1904	079- 285-3822

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障がい者等の心身双方の健康状況の把握に努める。

(2) 感染症対策

市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

また、市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 西播磨水道企業団は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 西播磨水道企業団は、直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。
- ③ 西播磨水道企業団は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- ④ 西播磨水道企業団は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

- ① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、

早期に栄養状態を改善するため、栄養士になる巡回栄養相談等を実施する。

- ② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障がい者等をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

(6) こころのケア対策

- ① 市は、必要に応じて、武力攻撃事態時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、被災者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行う。
また、必要に応じ、武力攻撃事態等が終了した後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行う。
- ② 教育委員会は、必要に応じ、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。
- ③ 医療機関においても、こころのケアの視点を取り入れた治療に努めるものとする。
- ④ 救助機関等の責任者は、武力攻撃災害時の救援括度王に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めるものとする。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。
- ② 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。
- ③ 市は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

- ③ 市は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
- ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

3 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第10章 生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民の生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を越えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

また、災害の状況に応じて、使用料及び手数料の減免等の措置を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

西播磨水道企業団は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 市道の適切な管理

市は、道路管理者として市道を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 特殊標章等

① 特殊標章

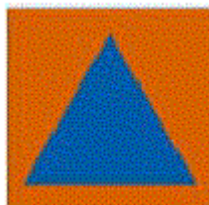
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

③ 識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）



（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で保護措置に係る職務を行うもの
 - ・ 消防団長及び消防団員
 - ・ 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 消防長
- ・ 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行うもの
 - ・ 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

① 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

② 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 保護措置に要した費用の支弁等

市が保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)

損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条 第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市処務規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

12-205

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日	
殿	
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被照会者	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）
	その他個人を識別するための情報
	現 在 の 居 所
	負 傷 又 は 疾 病 の 状 況
	連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と表記すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他の必要情報」に記入すること。

平成28年度水防計画

第1款 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体たる相生市が、同法第33条の規定に基づき、相生市の地域にかかる河川、ため池及び海岸の洪水等の水災に対処しその被害を軽減することを目的とする。

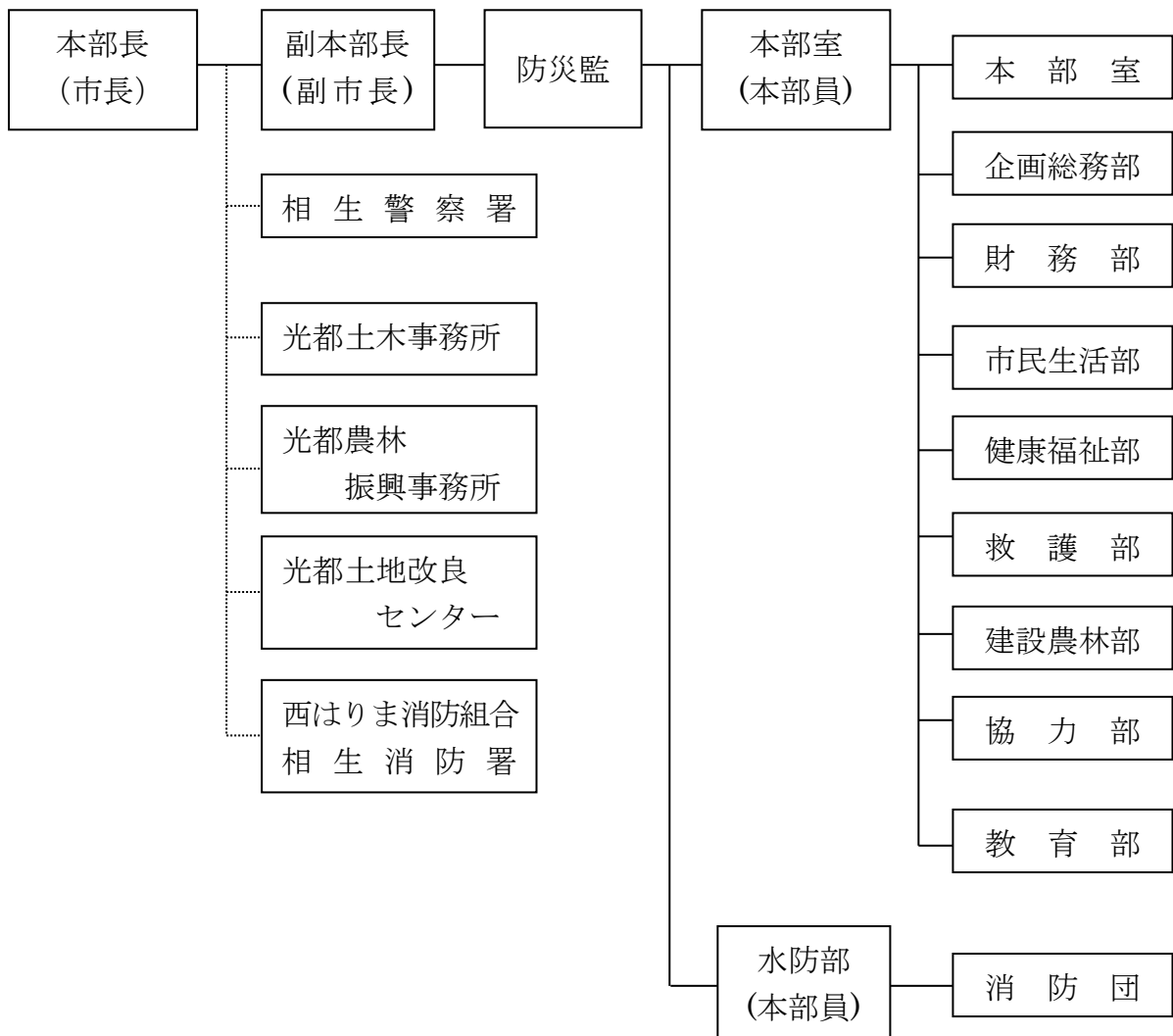
第2款 水防事務の処理

洪水等の際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知を受けたときから洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3款 水防本部の設置及び組織

- 1 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去されるまでの間、市に水防本部を設置する。ただし、市に災害対策本部が設置された場合には、その組織に統合されるものとする。
- 2 水防本部の事務局は、相生市企画総務部総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。

水防本部の組織



3 本部員は次の職にある者をもって充てる。

(1) 本部室の本部員

- (ア) 各部長・部長相当職
- (イ) 会計管理者
- (ウ) 議会事務局長
- (エ) 市民病院事務局長
- (オ) 教育長・教育次長

(2) 水防部の本部員

- (ア) 消防団長・消防副団長

4 本部室及び各部には次のとおり班を置き、各部長の命により、相生市地域防災計画に定める組織計画に準じた事務分掌にあたる。

本 部 室 ・ ・ 防災班

企画総務部 ・ ・ 企画総務班

財 務 部 ・ ・ 財政班、調査班、出納班

市民生活部 ・ ・ 市民生活総務班、地域振興班、環境班

健康福祉部 ・ ・ 健康福祉総務班、健康介護班、看護専門学校班

建設農林部 ・ ・ 建設農林総務班、都市整備班、農林水産班

救 護 部 ・ ・ 救護総務班、救護班

協 力 部 ・ ・ 第1協力班、第2協力班、第3協力班、
第4協力班、第5協力班

教 育 部 ・ ・ 庶務班、学校教育班、生涯学習班

体育振興班、人権教育推進班

市立学校班、市立幼稚園班

水 防 部 ・ ・ 消防団

第4款 水防本部の班員の非常招集

各班員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に出動し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第5款 水防巡視並びに水防信号

1 水防巡視

- (1) 防災監は、水防本部長から水防警報等の通知を受けたときは、消防団長を経て直ちに各河川の水防受持区域の分団長に対し、その通知を連絡し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合も同様とする。
- (2) 各分団長は、洪水等予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、水位の変化及び水門の状況等を消防団長を経て直ちに防災監に報告する。
- (3) 各分団長は、水防警報の通知を受けたときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水等のおそれを察したときは、消防団長を経て直ちにその状況を防災監に報告するとともに団員を招集し、水防作業にあたらせる。

2 水防信号は次のとおりとし、サイレンの吹鳴で周知を図る。

信号の種類	発するとき	指示事項	サイレン
第1信号	河川の水位が増し警戒の必要があるとき	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる	約 5秒 15秒 5秒 15秒 〇・・・休止・・・〇・・・休止
第2信号	水防区より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する	約 5秒 6秒 5秒 6秒 〇・・・休止・・・〇・・・休止
第3信号	堤防が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したとき	各分団員の外、必要により一般市民の出勤を求める	約 10秒 5秒 10秒 5秒 〇・・・休止・・・〇・・・休止
第4信号	洪水等が著しく切迫し区域内の住民を避難させる必要があると認めたととき	相生警察署に通報し一般市民を避難場所に誘導する	約 1分 5秒 1分 〇・・・休止・・・〇・・・休止

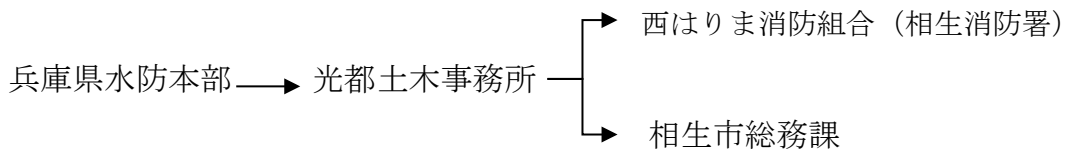
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

備考：信号は適宜の時間継続すること。

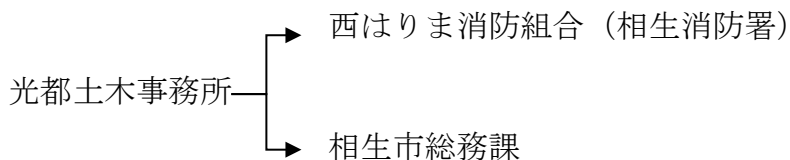
第6款 水防警報及び気象情報の伝達並びに連絡方法

1 水防に関する連絡系統

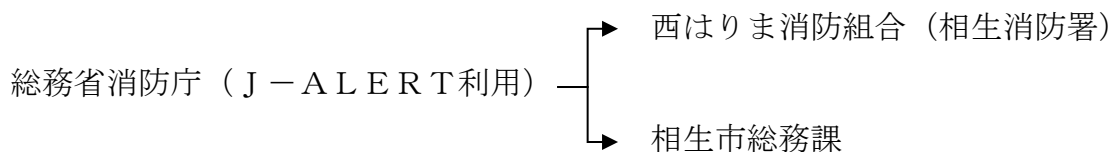
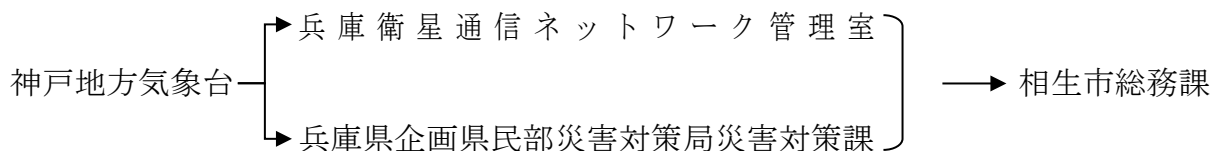
(1) 水防指令



(2) 水防警報



(3) 気象情報(地震、津波を含む。)



2 水防区別連絡方法

水防区	担当分団	責任者	通信連絡方法			
			第1通信	第2通信	第3通信	第4通信
第1水防区	第1分団	分団長	固 定 ・ 携 帯 電 話	電 子 メ ー ル ・ 分 団 サイ レン	無	伝
	第2分団	〃				
第8分団	〃					
第2水防区	第5分団	〃				
	第6分団	〃				
第3水防区	第3分団	〃				
	第4分団	〃				
	第7分団	〃				
第4水防区	第9分団	〃				
	第10分団	〃				
第5水防区	第11分団	〃				
	第12分団	〃				
第6水防区	第13分団	〃	線	令		
	第14分団	〃				
	第15分団	〃				

3 通信施設

災害現場の状況及び警戒中の情報に活用する。

通信機台数

デ ジ タ ル 簡 易 無 線 機				
中 継 局		4 (旭・若狭野町寺田・矢野町上・矢野町榎)		
区 分		市	消 防 団	消 防 署
移 動 局	車 載 用	2	1 5	0
	携 帯 用	2	3 5	5
	計	4	5 0	5

呼出し名称

分団名称、中継局地区名を呼出し名称で使用する

第7款 水防資材と輸送力

1 水防倉庫設置場所

倉 庫 名	所 在 地	面 積
相 生 倉 庫	旭一丁目1番3号 (防災倉庫内)	8 2.50 m ²
若狭野倉庫	若狭野町寺田字西河原329-3	5 2.05 m ²
矢 野 倉 庫	矢野町二ツ木字京明12番地先	2 2.68 m ²

2 水防資器材の備蓄状況

(平成28年5月22日現在)

区分 品名	相生倉庫	若狭野倉庫	矢野倉庫	計
ビニール袋 (枚)	5,168	7,000	7,000	19,168
シート (枚)	46	20	23	89
縄 (巻)	14	10	10	34
木杭 (本)	9	49	50	108
鋼管杭 (本)	299	83	36	418
掛矢 (挺)	15	10	10	35
スコップ (挺)	47	30	30	107
じょれん (挺)	9	10	10	29
つるはし (挺)	10	5	5	20
一輪車 (台)	5	5	5	15
なた (挺)	9	5	5	19
厚鎌 (挺)	6	10	10	26
たこづち (挺)	2	2	2	6
クリッパー (挺)	3	2	2	7
のこぎり (挺)	5	4	4	13
番線 (kg)	50	50	50	150
大ハンマー (本)	7	4	4	15
ロープ (本)	16	6	5	27
シノ (本)	4	3	2	9
ハンドマイク (個)	1	1	1	3
モッコ(リング付)	2	2	2	6
手カギ (挺)		2	2	4
土留鋼板 (式)	1	1	1	3

3 本部輸送力

区分 各部等	乗用車	バス (マイクロ)	ダンプ	貨物	消防車	救急車
水防本部室	23	3	8	26		
水防部 (団)	1				16	
相生消防署	3			1	4	2

4 輸送協力事業所

名 称	所 在 地	電 話
西 播 通 運 (株)	汐見台15-1	22-3000
(株) ウ エ ス ト 神 姫	竜泉町394-1	22-5180

※ その他建設業者、事業所等の協力をもとめる。

第8款 水防体制と活動

1 消防分団の水防受持区域

水 防 区	主 要 範 囲	担 当 分 団
第 1 水 防 区 相生・大谷町・川原町 旭・大島町・野瀬 葛ヶ浜・鰯浜・坪根	相生大谷川、亀ノ尾川、野瀬大谷川 各地区海岸、龍山、網之浦、野瀬 (急傾斜地) 津波・高潮に関する重要水防区域 その他第1水防区全域	第1・2・8分団
第 2 水 防 区 古池・双葉・向陽台 赤坂・池ノ内・那波野 汐見台・山手	古池大谷川、岩谷川、普光沢川 その他第2水防区全域	第5・6分団

水 防 区	主 要 範 囲	担 当 分 団
第 3 水 防 区 那波・陸・佐方・千尋町 山崎町・西谷町 ひかりが丘	普光沢川、鮎婦川、苧谷川、 佐方川、東矢野谷川、西矢野谷川 津波・高潮に関する重要水防区域 その他第3水防区全域	第3・4・7分団
第 4 水 防 区 緑ヶ丘・青葉台・竜泉町 上松・入野・鶴亀 東後明・西後明	苧谷川、西後明川 緑ヶ丘、入野（急傾斜地） その他第4水防区全域	第9・10分団
第 5 水 防 区 野々・八洞・出 寺田・若狭野・福井 下土井・雨内	矢野川、小河川、雨内大谷川 その他第5水防区全域	第11・12分団
第 6 水 防 区 真広・下田・二木・小河 上土井・瓜生・上・菅谷 榊・釜出・金坂・中野 森・能下	矢野川、小河川、二ツ木川 鍛冶屋川、能下川、榊川、黒蔵川 菅谷下池 その他第6水防区全域	第13・14・15分団

※ 消防団長は、必要に応じ分団に、他の水防区へ水防作業の応援をさせることができる。

2 水防警戒箇所

(1) 河 川

河 川 名	重 要 水 防 区 域		
	左右岸の別	延 長(m)	地 点 名
大 谷 川	左岸	50	相生市相生2丁目 (人道橋～蛭子橋)
	右岸	50	
佐 方 川	右岸	50	相生市佐方2丁目 (神田橋～下流)

(2) 津波・高潮に関する重要水防区域（港湾・海岸）

港湾名	地区名	水防上最も重要な区域			次に重要な区域			要 注 意 区 域		
		番号	延長	地点	番号	延長	地点	番号	延長	地点
相 生 港	相 生							①	340	相 生
	那 波							②	110	大 島
	那 波							③	550	那 波
	那 波							④	490	那波南
	鰯 浜							⑤	150	鰯 浜
	壺 根							⑥	240	壺 根
								計	1,880m	

※ ○付番号は別添図面参照

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

区 域 名	所 在 地	指 定 年 月 日
網 之 浦	相生四丁目	昭和47年2月12日
龍 山	〃	〃
野 瀬	野 瀬	〃
緑 ケ 丘	緑ヶ丘一丁目及び 若狭野町入野字大谷	平成8年3月29日
森	矢野町森	平成12年3月7日
旭	旭二丁目及び相生	平成19年3月9日
旭	旭二丁目	平成19年3月9日
八 洞	若狭野町野々	平成21年8月7日

第9款 情報周知と伝達内容

1 地域住民への周知

- (1) 広報車による周知
- (2) サイレンによる周知
- (3) 自治会等による周知
- (4) 消防団による周知
- (5) あいおい防災ネットによる周知
- (6) 緊急速報メール・公共情報コモンズによる周知
- (7) ハザードマップによる周知

2 伝達内容

- (1) 気象情報
警戒状態となった場合、情報を一般に周知する。
- (2) 洪水予報
河川等の増水状況により必要に応じて周知する。
- (3) 堤防の決壊
サイレン及び口頭伝達をもって一般に周知する。
- (4) 避難
サイレン及び口頭伝達により周知し、水防本部員、水防部員(消防団員)、相生消防署員、警察官等の指示・誘導により避難する。
- (5) 水防警戒解除
河川等の水位が減じ、災害のおそれなくなったとき解除し、一般に周知する。

第10款 居住者の出動

水防法第24条に基づき、河川、その他が著しく危険な状態となったとき、水防管理者は居住者の出動を要請することができる。

ただし、その対象者は市内居住の年齢満18歳以上の者とする。

第11款 民間団体の協力

災害時において自治会等の協力を得て、災害応急対策の万全を期す。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 救出・救護
- (3) 給食・給水
- (4) 災害応急対策活動
- (5) 災害復旧の促進及び協力

第12款 避難場所（38箇所）

災害により被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として設定する。

	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員(人)
1	相生学院高等学校	野瀬700	24-0100	190
2	相生保育所	相生三丁目11-5	22-7135	30
3	相生公民館	相生二丁目15-26	22-7153	50
4	相生幼稚園	川原町31-2	22-7140	50
5	相生小学校	川原町31-1	22-7146	190
6	市民体育館	旭一丁目19-31	22-7129	480
7	看護専門学校	旭二丁目19-19	22-7110	70
8	中央幼稚園	旭五丁目16-68	22-7115	70
9	中央小学校	旭五丁目16-67	22-7149	230
10	双葉中学校	双葉一丁目2-1	22-7152	230
11	古池公会堂	古池本町11-27	——	20
12	双葉小学校	向陽台23-1	22-7148	190
13	平芝幼稚園	那波野一丁目1-6	22-7143	60
14	平芝保育所	那波野一丁目6-13	22-7137	50
15	東部公民館	向陽台6-20	22-7804	50
16	陸公民館	山手一丁目77	22-7803	50
17	相生高等学校	山手一丁目722-10	23-0800	240
18	山手幼稚園	山手二丁目497-15	23-3960	35
19	陸自治会館	陸本町1-3	——	90
20	那波小学校	那波本町17-30	22-7147	150
21	生きがい交流センター	那波本町1-7	22-2777	65
22	那波中学校	那波南本町10-1	22-7151	190
23	相生産業高等学校	千尋町10-50	22-0595	280

	施設名	所在地	電話番号	収容可能 人員(人)
24	佐方福祉センター	佐方一丁目14-17	22-9215	40
25	千尋町自治会館	千尋町5301-97地内	——	15
26	こども学習センター	緑ヶ丘四丁目5-5	23-5070	100
27	青葉台小学校	青葉台1-1	22-7158	220
28	あおば幼稚園	青葉台1-2	22-7711	90
29	西部公民館	那波字西矢之谷2004-25	22-7388	50
30	上松隣保館	若狭野町上松字山崎120	28-0783	20
31	若狭野多目的研修センター	若狭野町八洞字五反田152-6	28-0001	50
32	若狭野小学校	若狭野町八洞字梶185	28-0152	140
33	矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶212	28-0155	65
34	矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原298	28-0151	180
35	矢野川保育所	矢野町下田字西垣内甲508-1	29-0833	30
36	矢野小学校	矢野町上字向イ西587-3	29-0019	100
37	矢野公民館	矢野町瓜生字溝下479-1	29-0002	50
38	ふるさと交流館	矢野町中野字上才ノ元129	29-1010	50
収容可能人員計				4,260

第13款 協力応援についての協定

1 警察署長との協定

水防管理者は、水防上必要がある場合は、警察署長と次の事項を協定するものとする。

- (1) 水防法第21条の警戒区域の設定
- (2) 水防法第22条の警察官の出動要請
- (3) 水防法第29条の立退き指示の通知

2 隣接水防管理団体との協定

水防法第23条に基づく応援については、昭和44年12月10日締結の消防相互応援協定により、要請することができる。

第14款 水防非常配備

1 非常配備の種類

第1非常 配備態勢	少数の人員をもって、主として情報連絡に当たり、事態の推移により直ちに招集、その他の活動ができる態勢
第2非常 配備態勢	所属人員の半数をもって当たり、その他は自宅待機とし、次期体制に直ちに移れる態勢
第3非常 配備態勢	全員招集。消防団は各分団毎に詰所に配置、出動要請次第直ちに活動可能な完全水防態勢

2 非常配備につく時期及び解除

非常配備及び解除の時期は、次の基準により、水防本部長が指示する。

<p>水防指令第1号指令（第1非常配備態勢）</p> <ul style="list-style-type: none">① 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とする時。② 震度4の地震が発生した時。（自動発令）
<p>水防指令第2号指令（第2非常配備態勢）</p> <ul style="list-style-type: none">① 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。② 水防警報の「準備」が発せられた時。③ 震度5弱又は5強の地震が発生した時。（自動発令）
<p>水防指令第3号指令（第3非常配備態勢）</p> <ul style="list-style-type: none">① 水防事態が切迫し、また水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。② 水防警報の「出動」が発せられた時。③ 震度6弱以上の地震が発生した時。（自動発令）④ 津波注意報、または津波警報、大津波警報が発表された時。（自動発令）
<p>解 除</p> <p>水位が低下し、災害発生のおそれなくなった時、水防本部長は水防体制を解除し、一般に周知する。</p>

注) (自動発令)と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

気 象 情 報

(1) 水防活動に関係のある注意報・警報の種類及び発令基準

注 意 報	発 令 基 準
大 雨	大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合 ○ 土壌雨量指数基準 105 ○ 雨量基準 ・ 1時間雨量が20mm (平坦地) ・ 1時間雨量が30mm (平坦地以外)
洪 水	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合 ○ 1時間雨量が20mm (平坦地) ○ 1時間雨量が30mm (平坦地以外)
高 潮	台風等による海面の異常上昇によって一般の注意を喚起する必要がある場合 ○ 潮位が東京湾平均海面(T・P)上1.2m
波 浪	波浪、うねり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合 ○ 有義波高が1.5m

注) “平坦地”とは、概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域のこと。“平坦地以外”とは、それ以外の地域を表す。

警 報	発 令 基 準
大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 土砂災害基準 ・ 土壌雨量指数基準 168 ○ 浸水害基準 ・ 1時間雨量が45mm（平坦地） ・ 1時間雨量が60mm（平坦地以外）
洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 1時間雨量が45mm（平坦地） ○ 1時間雨量が60mm（平坦地以外）
高 潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 潮位が東京湾平均海面(T・P)上1.8m
波 浪	波浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 有義波高が3.0m

特別警報	発 令 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨と予想される場合
高 潮	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合

(2) 津波注意報、警報の種類及び発表基準

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(津波警報・注意報)

気象庁が、津波による災害の発生が予測される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

(平成25年8月30日時点)

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞き した場合にとるべき 行動	発表管署
			数値での 発表	巨大地震の 場合の発表		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波 の高さが高いと ころで3mを超 える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水す るおそれがあるた め、沿岸部や川沿い にいる人は、ただち に高台や避難ビルな ど安全な場所へ避難 する。 警報が解除されるま で安全な場所から離 れない。	気象庁本 庁又は大 阪管区気 象台
		5m<高さ≤10m	10m			
		3m<高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1mを超 え、3m以下の場 合	1m<高さ≤3m	3m	高い		
津波注意報	予想される津波 の高さが高いと ころで0.2m以 上、1m以下の場 合であって、津波 による災害のお それがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記な し)	陸域では避難の必要 はない。海の中にい る人はただちに海か ら上がって、海岸か ら離れる。海水浴や 磯釣りは危険なので 行わない。 注意報が解除される まで海に入ったり海 岸に近付いたりしな い。	

注1) 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 津波情報

大津波警報・津波警報・注意報を公表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予測時刻」等の情報を発表する。

津波情報の種類と内容

(平成25年4月1日時点)

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(平成25年4月1日時点)

発表基準	内 容	発表管 署
津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区气象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害は心配なく、特段の防災対策の必要がない旨を発表	
津波注意報介助後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

水 防 法 抜 粋

第1条（目 的）

この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

第3条（市町村の水防責任）

市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

第16条（水防警報）

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

第21条（警戒区域）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

第22条（警察官の援助の要求）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第23条（応 援）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

第24条（居住者等の水防義務）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第29条（立退きの指示）

洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第33条（水防計画）

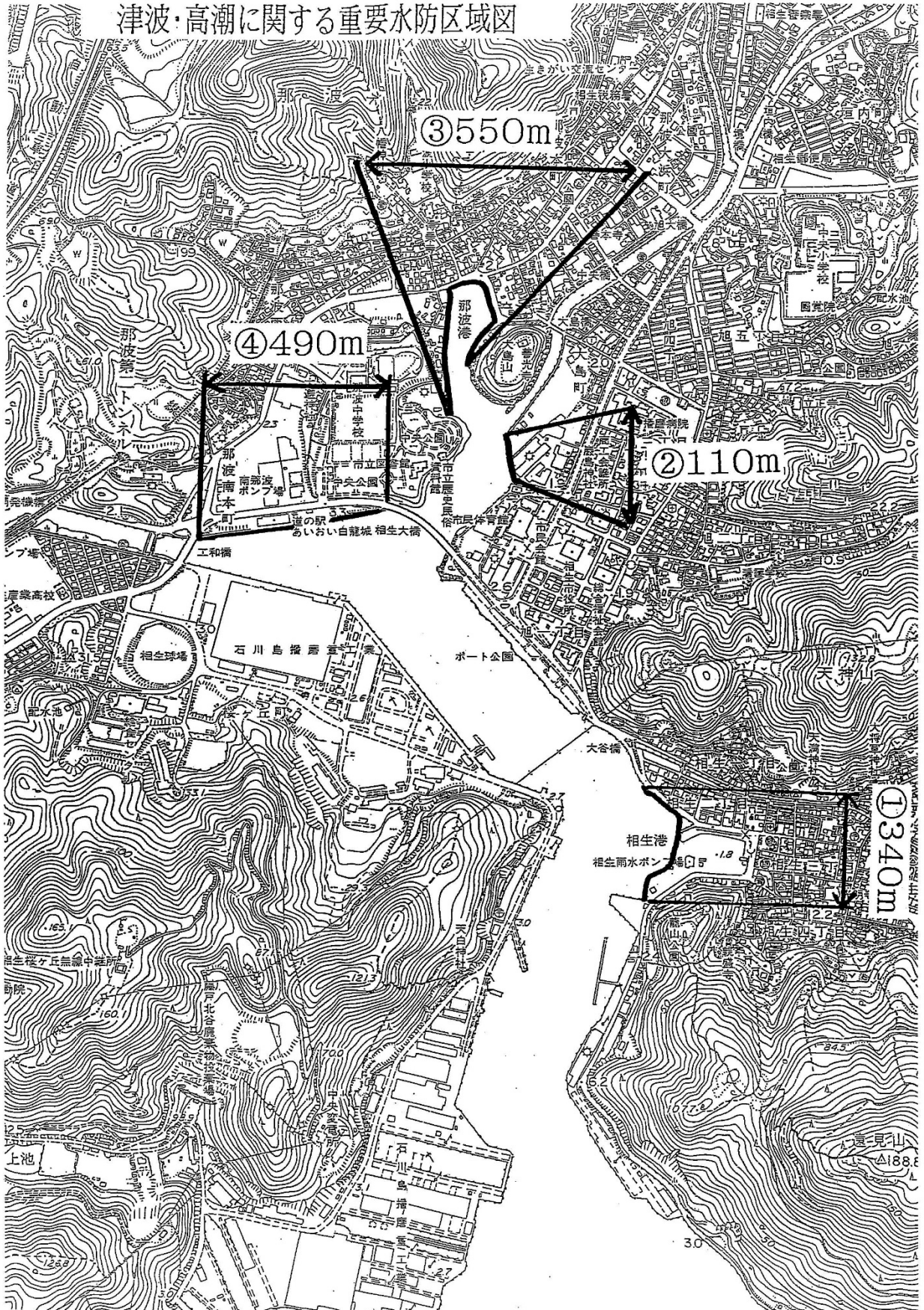
指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

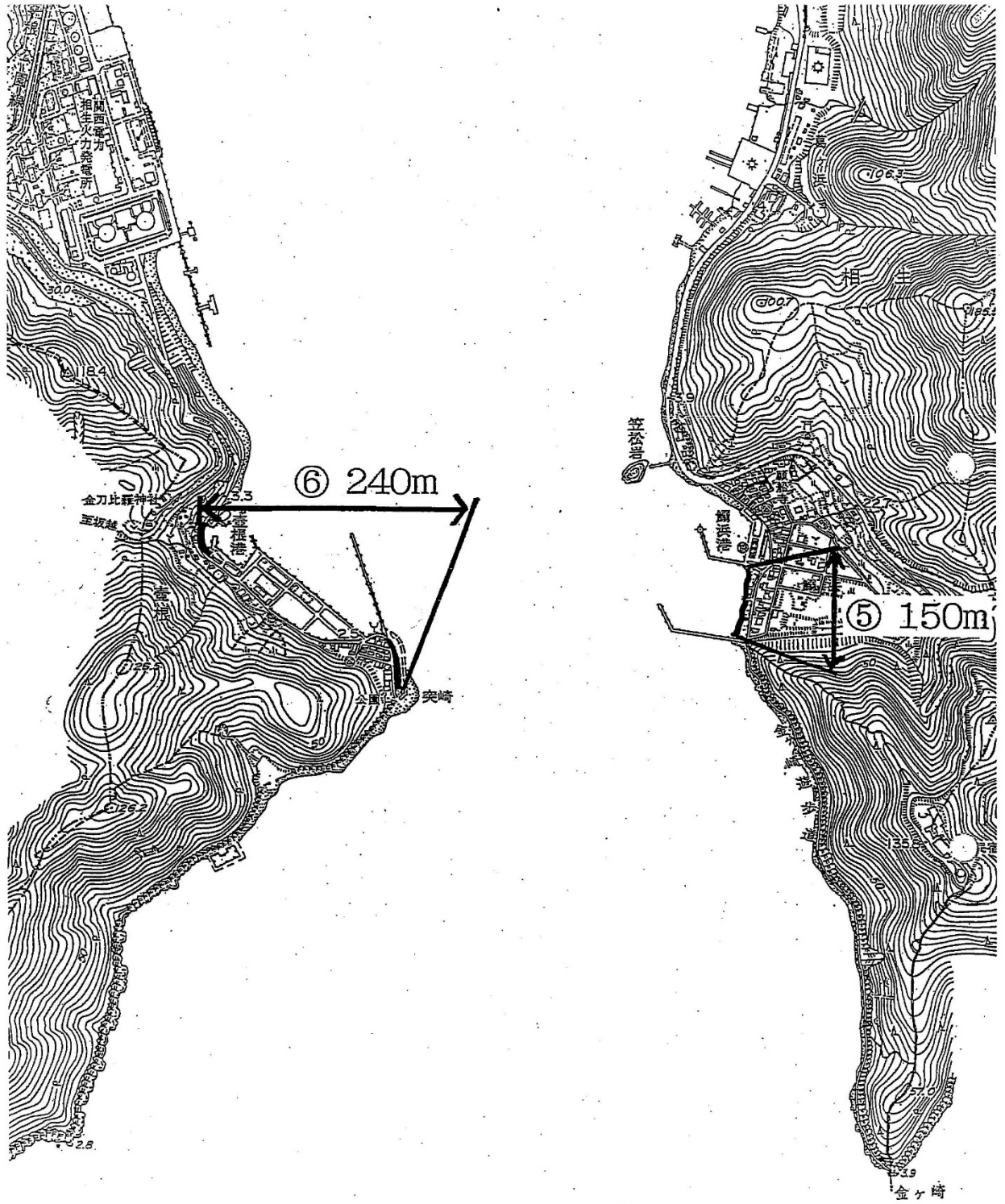
- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

第34条（水防協議会）

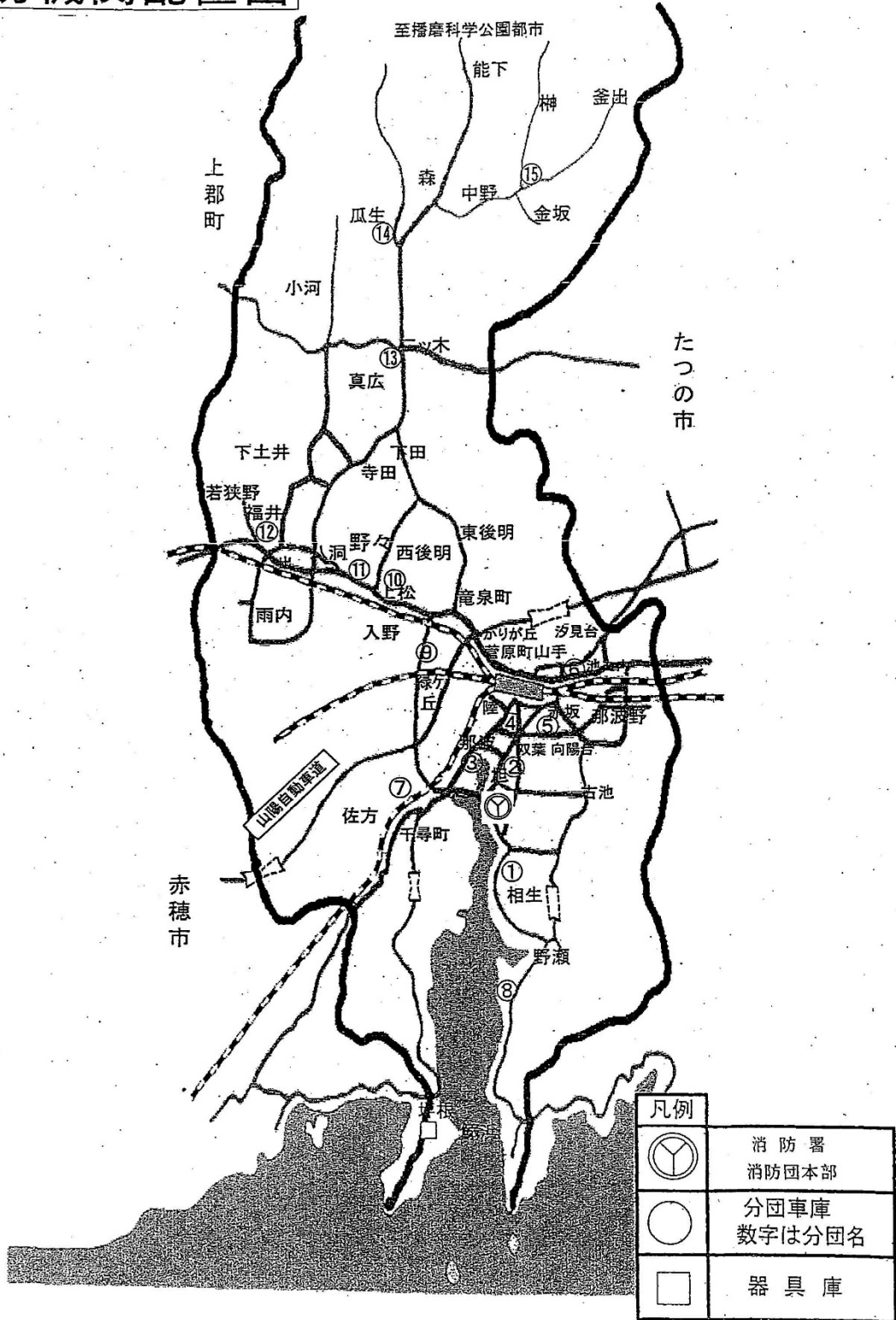
指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

津波・高潮に関する重要水防区域図





消防機関配置図



河川及び水防倉庫位置図

